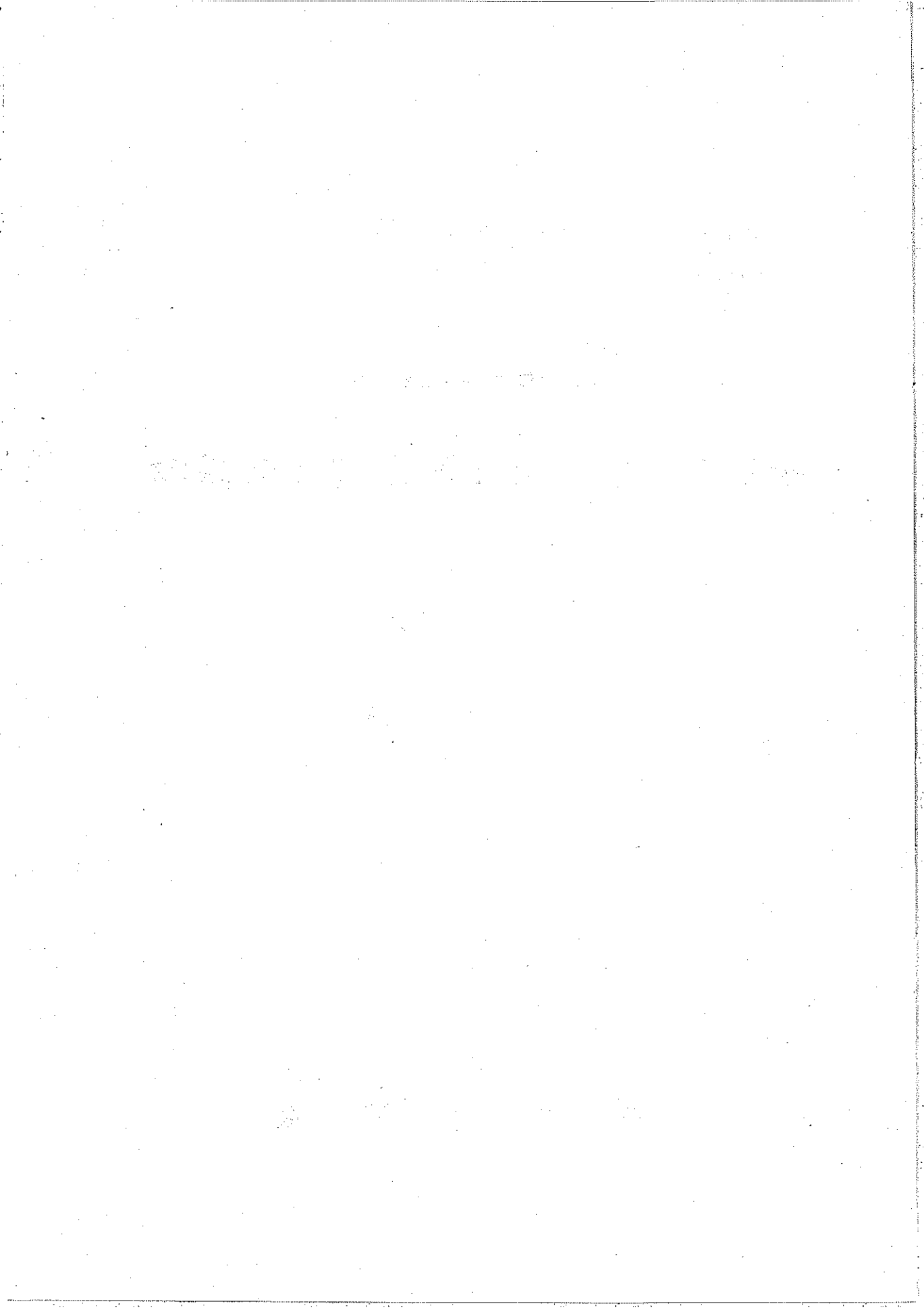


昭和50年 9 月29日開会
昭和50年10月27日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会議事目次

昭和50年9月29日(月曜日)第1日

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣告(午前11時21分)	4頁
○ 会議録署名議員の指名(金沢 勝君、竹下義章君、柏 音三郎君)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 会期の決定	6頁
○ 一般質問	
1番に、9番 出原 武司君	6頁
2番に、19番 松尾千代一君	10頁
3番に、16番 横田憲治郎君	21頁
4番に、7番 田中 包治君	32頁
○ 散会宣告(午後4時33分)	39頁

昭和50年9月30日(火曜日)第2日

○ 出席議員、欠席議員	41頁
○ 議事説明員その他	41頁
○ 開会宣告(午前10時40分)	44頁
○ 一般質問	
1番に、20番 寺田 茂君	44頁
○ 散会宣告(午前11時50分)	56頁

昭和50年10月1日(水曜日)第3日

○ 出席議員、欠席議員	57頁
○ 議事説明員その他	57頁
○ 開会宣告(午前10時30分)	60頁
○ 一般質問	
1番に、山田 清二君	60頁

2番に 直村 静二君

72頁

○ 散会宣告(午後2時5分)

85頁

昭和50年10月2日(木曜日)第4日

○ 出席議員、欠席議員

87頁

○ 議事説明員その他

87頁

○ 議 事 日 程

90頁

○ 開会宣告(午前10時30分)

92頁

○ 日程第1 緑ヶ丘小学校附帯建設請願(厚生文教委員長報告)

92

○ 日程第2 母子家庭医療警公費負担に関する請願(厚生文教委員長中間報告)

頁

○ 日程第3 老人、重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願(厚生文教委員長、中間報告)

一括
上
程
95
頁

○ 日程第4 例月出納検査(市立病院企業出納員扱、昭和50年3月分)

○ 日程第5 例月出納検査(収入役扱昭和49年度4月分)

○ 日程第6 例月出納検査(収入役扱昭和50年4月分)

○ 日程第7 例月出納検査(水道部企業出納員扱、昭和50年4月分)

○ 日程第8 例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年4月分)

○ 日程第9 例月出納検査(収入役扱昭和49年度5月分)

○ 日程第10 例月出納検査(収入役扱昭和50年5月分)

○ 日程第11 例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年5月分)

95

○ 日程第12 例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年5月分)

頁

○ 日程第13 例月出納検査(収入役扱昭和50年6月分)

括

○ 日程第14 例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年6月分)

上

○ 日程第15 例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年6月分)

程

○ 日程第16 例月出納検査(収入役扱昭和50年7月分)

○ 日程第17 例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年7月分)

255

○ 日程第18 例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年7月分)

頁

○ 日程第19 和泉市土地開発公社昭和49事業年度書類提出について

255頁

○ 日程第20 昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について

286頁

○ 日程第21 昭和49年度和泉市病院事業会計決算認定について

292頁

○ 日程第22 市道の路線認定について

304頁

○ 散会宣告(午後2時55分) 311頁

昭和50年10月8日(金曜日)第5日

- 出席議員、欠席議員 313頁
- 説明理事者その他 313頁
- 議 事 日 程 316頁
- 開会宣告(午前10時30分) 316頁
- 日程第1 工事請負契約締結について((仮称)身体障害者福祉センター新築工事) 一括上程 317頁
- 日程第2 工事請負契約締結について(市立(仮称)市民体育館新築工事) 一括上程 325頁
- 日程第3 財産の処分について 325頁
- 日程第4 和泉市勤労青少年ホーム条例制定について 329頁
- 日程第5 和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について 342頁
- 日程第6 和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について 346頁
- 日程第7 昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号) 349頁
- 散会宣告(午後3時) 397頁

昭和50年10月8日(水曜日)第6日

- 出席議員、欠席議員 399頁
- 説明理事者その他 399頁
- 議 事 日 程 402頁
- 開会宣告(午前11時) 402頁
- 日程第1 固定資産評価審査委員会委員の選任について 403頁
- 日程第2 市立南松尾中学校プール建設についての請願 405頁
- 日程第3 農地の固定資産税適正化に関する要望決議 407頁
- 日程第4 府営水道料金改定に関する要望決議 409頁
- 追 加 議長辞職許可について 412頁
- 追 加 議長選挙について 413頁
- 休 憩 (午後12時14分休憩)

昭和50年10月9日(木曜日)第7日

○ 出席議員、欠席議員 415頁

○ 説明理事者その他	415 頁
○ 議 事 日 程	418 頁
○ 開会宣告(午前10時48分)	418 頁
○ 日程第1 議長選挙について	418 頁
○ 散会宣告(午後1時4分)	419 頁

昭和50年10月13日(月曜日)第8日

○ 出席議員、欠席議員	421 頁
○ 説明理事者その他	421 頁
○ 議事日程(午前11時42分)	424 頁
○ 開 会 宣 告	424 頁
○ 日程第1 議長選挙について	424 頁
○ 散会宣告(午前11時45分)	425 頁

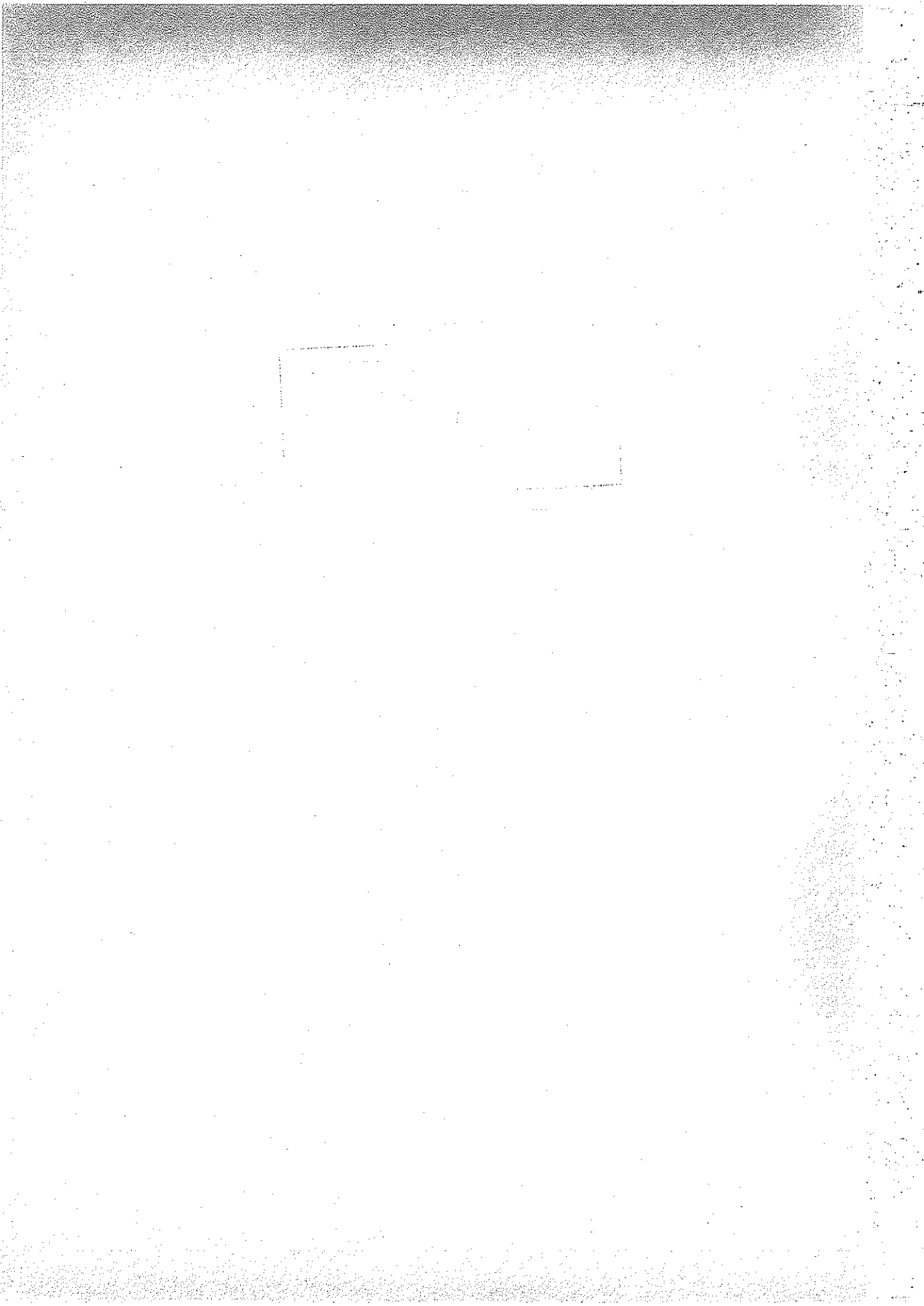
昭和50年10月15日(水曜日)第9日

○ 出席議員、欠席議員	427 頁
○ 説明理事者その他	427 頁
○ 議 事 日 程	430 頁
○ 開会宣告(午後4時8分)	430 頁
○ 日程追加 会期延長について	431 頁
○ 散会宣告(午後4時8分)	431 頁

昭和50年10月27日(月曜日)最終日

○ 出席議員、欠席議員	433 頁
○ 説明理事者その他	433 頁
○ 議 事 日 程	436 頁
○ 開会宣告(午前11時35分)	437 頁
○ 日程第1 議長選挙について	437 頁
○ 散会宣告(午前11時49分)	438 頁

第 1 日



昭和50年9月29日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
4番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
9番	出原武司君	24番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上國治君
14番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名																			
市	長	森	木 秀 夫	総務部次長兼人事課長	門	林 六 男																				
収	入	役	橋	本 炳	秘	書 課 長	杉	本 弘 文																		
重	要	策	推	進	室	解	放	セ	ン	タ	ー	当	小	林	一	三	広	報	公	聴	課	長	竹	田	明	郎
重	要	策	推	進	室	解	放	セ	ン	タ	ー	当	富	田	宏	之	企	画	課	長	大	塚	孝	之		
重	要	策	推	進	室	重	要	策	推	進	室	当	松	林	保	財	政	課	長	麻	生	和	義			
重	要	策	推	進	室	解	放	セ	ン	タ	ー	当	高	三	一	行	管	財	課	長	中	尾	宏			
総	務	部	長	兼	重	要	策	推	進	室	当	坂	口	礼	之	助	資	産	税	課	長	中	川	鉄	也	
総	務	部	理	事	西	川	喜	久	市	民	税	課	長	吉	田	種	義									

職名	氏名	職名	氏名
納税課長	吉田日出男	予防衛生課参事 (診療所担当)	農端小一
同和对策部長	佐原行雄	建設部長	中塚白
同和对策部次長 兼総合調整課長	生田稔	建設部理事	林徳次
連絡指導課長	向井洋	建設部次長 兼土木課長	森保
隣保館長	萩本啓介	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
市民部長	内田繁	管理課長	西岡正志
市民部次長兼福祉事務所 長兼社会課長事務取扱	高橋新平	計画課長	山崎琢磨
保育課長補佐	竹本為重	建築課長	中上好美
保育課参事	藤野健蔵	区画整理課参事	山本襄
福祉課長	橋本博也	開発課長	前田守正
市民課長	明坂貞士	下水道課長	大浦行男
住民情報室長	明坂文嘉	地区改良事務所長 兼改良総務課長	逢野一郎
保険年金課長	遠野博之	工事課長	笠木恒忠
福祉課参事 (老人解放センター所長)	香味年寛	会計課長	北野敦雄
産業衛生部長	宇沢清	選挙管理委員会事務局長	青木孝之
産業衛生部次長	山本俊兼	監査委員	堀田徳治
商工課長	岩井益一	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	山本亮夫
農林課長	角谷泰夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦
農林課参事	佐藤貞夫	教育委員長	堀内由延
農林課参事 (畜産担当)	青木太郎	教育部長	葛城宗一
交通公害課長	梶木岑雄	教育次長兼管理部長	阪東重信
環境整備課長	吉田利秀	指導部長	乾武俊
環境整備課参事	山村昇	管理部次長	広岡史郎
予防衛生課長	神藤恒治	総務課長	松村吉堯

職名	氏名	職名	氏名
学校教育課長	本木伴則	庶務課長	藤原光夫
同和指導室長	未田英一郎	業務課長	大宅清臣
指導課長	高橋貞良	経理課長	守田勇
社会教育課長	坂口雄一	消防長	和田増義
水道部長	田中稔	消防署長	南口主雄
水道部次長兼工務課長	福本喬久	用地担当理事兼土地開発公社事務局長	西川武雄
総務課長	中辻寿夫	用地担当参事兼参事	橋本昭夫
営業課長	原美助	総務課長	藤原永一
浄水課長	岸本孝二	用地一課長	岸田秀仁
病院長代行	岩見洋	用地二課長	楠佐坂田平之
病院事務局長	平野誠蔵		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	吉岡昭男
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

(午前11時21分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には公私何かとお忙しいところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまより昭和50年和泉市議会第3回定例会を開会いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは20名でございます。欠席届け出のある議員さんは田中包治議員さん、その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、20名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員 20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(池辺秀夫君)
会議録の署名議員を3番、金沢 勝君、5番、竹下義章君、6番、柏 音三郎君にお願いいたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくご了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 開会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和50年和泉市議会第3回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい折にもかかわらずご出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます。議案は、固定資産評価審査委員の選任についてほか7件、水道事業会計、病院事業会計の決算認定について及び和泉市土地開発公社の決算報告であります。よろしくご審議いただきましてご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議会は私の市長としての任期最後の定例議会でございますので、この際、お許しをいただきまして、皆様方に一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

昭和46年12月、多数市民のご信望を得まして和泉市政をお預かりして早くも4年を経過い

たし、任期もあと60日と迫ってまいりました。

顧みますれば就任当初、米国における一連のドル防衛策により世経済情勢の変転と相俟って、長期繁栄を続けてきたわが国経済も45年末よりの急速に景気後退過程に入り、本市におきましても財政悪化の要因となり、市財政は深刻な局面を迎え、市政運営もきわめて多難な時期でありました。

半面、都市化現象は著しく、人口の増加と相俟って住民の行政需要も高度化し、かつ複雑多岐化してまいりました。

これら社会情勢の進展に対処すべく、限られた財源を重点的に配分しながらも、市民の負託にこたえる道がどこにあるのか、そのための模索を続け、苦しくとも自分の選んだ市長としての道であり、豊かな市政を建設することが私に課せられた使命であると自覚し、私は私なりに努力を傾注してまいったのであります。

この間、議員各位の絶大なるご支援をいただき、消防庁舎の建設を初め、地域開発、人口急増に伴う児童生徒の増加により、和気、鶴山台北、緑ヶ丘の三小学校と郷荘中学校を新設、開校を見るに至りました。また、同和対策につきましても、同対審答申の精神にのっとり、環境改善整備事業等を中心として公共施設の整備充実に図り、真剣に取り組んでまいりました。また、老人憩の家建設あるいは近く竣工を見る勤労青少年ホーム等、一連の成果を見るに至ったのであります。これひとえに議員各位のご指導、ご支援の賜と深く感謝の意を表しますとともに、この席をお借りいたしまして衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

ご承知のように今日、急速な社会経済の進展と相俟って、地域社会を取り巻く環境は著しく変化するを遂げてまいり、地方行政も質量にわたる事務量の増加と新たな行政需要が山積し、都市財政の窮迫に伴い、都市行政は非常に重大な事態に直面しております。

このような現状を考えますとき、私も再度立候補してこれら問題の解決に取り組むべきでないか、これが当初、私が市長として選んだ道であると存じております。しかしながらご承知のとおり、昭和47年の暮に病気に倒れ、皆様方にも大変ご心配に預かったのでありますが、おかげをもちまして以来、健康は一応の回復をみたものの、いまだ薬をはなせない現状であり、なおまた年齢的にも今後、市政を担当していくことは無理であると判断し、この際、後事を新進気鋭の方に託し、任期満了をもって退任することに決意した次第でございます。この4年間、市長として微力ながらも精魂をもってここに任期を迎えられましたことは私の一世の光栄であり、終生忘れることのできない思い出であります。退任後は一市民として市政発展のためにでき得る限り協力いたしてまいる所存でございます。

なお、退任の決意をするに当たり、今日まで公私ともに終段のご高配をいただきました皆様方

にも事前にご相談申し上げるのが本意でございますが、ご迷惑をおかけしてはと存じ、何のご相談も申し上げなかった次第でございますが、この点悪しからずご了承をいただきたいと存じます。

この4年間、私に対し公私にわたりご支援、ご協力いただきました議員の皆様をはじめ市民各位に対し衷心より厚く御礼申し上げますとともに、なお残された期間は全力を尽くし市政に邁進いたしてまいる所存であります。

最後に和泉市の限りなき発展を祈念いたしますとともに、皆様方がますますご健康で、本市発展のため活躍くださいますよう心からお願い申し上げます。はなはだ意を尽くしますが、所信を表明しごあいさつといたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 市長のあいさつが終わりました。

この際、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月15日までの17日間と決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本定例会の会期を本日より10月15日までの17日間と決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君）

それでは、ただいまより一般質問に入ります。9番、出原武司君。

○ 9番（出原武司君） それでは、通告に基づきまして、次の2点にわたって質問させていただきます。

まず第1点は、国鉄阪和線の車両改良についてでございますが、われわれ民社党は、国民運動の一環として、先に国鉄天王寺管理局にこの阪和線の改良について交渉に参りましたが、これは国民運動の一環ですから、泉州路の住民を対象にした交渉であり、内容も国鉄全体の問題から順序をただして泉州の問題へと掘り下げていったわけですが、なかんずく、わが和泉市が最大の被害者であり、わが和泉市の住民の最も望むところは、すなわち車両改良としてそのシステムの変更にあると考えますので、私らは要求項目等を印刷したビラをまきましましたが、府中駅の乗降客の関心が最も深く、異口同音にそのとおりだと共鳴しておりましたので、先えて関係セクションにお願いするわけですが、これが和泉市民の切なる願いとして、市民の要望を吸収して働きかけをお願いできないものでしょうか、ご答弁ください。あとで担当していただく方に具体的な要求書を送して参考に供したいと存じます。

続きまして、水道料金の値上げに対する要望についてお尋ねいたします。公営企業である水道について、わが市の原水のほとんどを大阪府営水に依存していることはご承知のとおりでありま

すが、今度、大阪府がこの府営水を値上げしようとしているわけです。原水が値上げすれば、当然わが市の水道料金も少なくとも、その分だけでも値上げすることは必至だと考えますが、どうでしょう。水道料金が日本でも最も高いと言われている不名誉に拍車をかけますけれども、この値上げを食い止める何か手段はないでしょうか。幕前に各行政区で値上げ阻止運動を起こしてはどんなものでしょうか。特に大阪府知事は共産党知事でもあり、公共料金値上げには素朴なわれわれ府民の願いを聞き届けてくれると思いますので、値上げストップに拍車をかけていただきたいと思いますので、よろしくご答弁願います。具体策を考えておられるかどうかをお聞きして私の質問を終わりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 出原武司君の質問に対する答弁は午後に戻しまして、お昼のため暫時休憩いたします。

（午前 11 時 56 分休憩）

（午後 1 時 4 分再開）

- 議長（池辺秀夫君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

- 議長（池辺秀夫君）

出原議員の質問に対し答弁願います。

- 市長（藤木秀夫君） 出原議員さんのご質問に対し、私からお答えいたします。

国鉄阪和線の改善を非常にやかましく言われておりますが、ごもっともでございます、各市がやっておるわけでございます。わが市にとっては唯一の線であり、また、市民の足でございます。この改善については、もちろん市から強力に要請しなければならないと考えております。

ご指摘のとおりよく考えてございますので、ご了承賜りたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 水道部長（田中 稔君） 府営水道の値上げ反対運動についての具体策はどうかというご質問だと理解いたしております。私どもは府営水の今回の値上げ幅あるいは時期等につきまして納得いきませんので、市長会あるいは受水市町村で構成しております府営水道協議会、日本水道協会大阪府支部等の組織をもちまして、知事に直接再考せよということで迫ってまいりましたけれども、遺憾ながら府は財政の実情を訴えて再考の余地がないということでございますので、早速府議会の各会派を回り、各市の実情を訴えて何としてでも値上げ幅にしても余りにも大きい。府議会の協力方を申し述べ、強力に訴えております。実施時期につきましても、11月ということになりますと、非常に各受水団体も準備、資金繰り等の関係もございまして、とうてい無理だということで陳情してまいっております。

ちなみに、いま原案どおり府営水が11月に値上げが実施された場合の本市への影響はと申しますと、50年度では4,550万程度の支出増、51年度になりますと12,000万円程度の支出増になり、とうてい現行料金で賄えるものではないと考えておりますので、今後引き続き府議会に対して強力な陳情運動を続けてまいりたい、かように考えておるものでございます。

○ 9番（出原武司君） すでに退陳を表明されました市長からまさか答弁があると思いませんでしたが、私の質問でも詳しく述べましたとおり、担当セクションについてご質問申し上げたのでございます。まだまだ継続を要することだと考えますので、担当セクションはどのように考えておられるのか、阪和線の改善について再度お答え願いたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

ご質問の趣旨の中心的な問題は、阪和線の車両の改善等の要請、要望等をやっていくところはどこかということですが、具体的にこれはどこそこの課で受け持っているという性質のもものではございませんので、ご提示をいただきました中身につきましては、早急に私の方が中心になって関係部局とも協議の上、そのセクションを決定していきたいと考えておるわけなんです。当面、資料等をご提示いただくということでございますので、各課に属さない問題でございますので、一応秘書課の方でお預かりいたしましてその中身を検討し、交通公害課あるいは建設部等ともいろいろ協議の上関係部局を決めていくようにいたします。このように存じておりますので、ご了解願いたいと思います。

○ 9番（出原武司君） 隣接各市あるいは沿線各市町村に働きかける用意があるかどうか、再度お答え願いたいと思います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 昨日か一昨日ですか。朝日新聞でちょっと見たんでございますけ

れども、貝塚市議会がこの問題を取り上げ、要望決議されてございます。また、岸和田市議会でも民社党でございませうか。請願が出され、現在、委員会付託で審議されておるといふことだそうでございますので、阪和沿線の各市町ともかなりの関心を持っておられることが理解できると思ひます。したがって、一応私たちの方でその担当部局を決め、関係市町村とも横の連絡をとりながら一体となって行動を起こせるような方向に努力してまいりたいと存じております。

- 9番（出原武司君） 水道部長にお尋ねいたしますが、同じような質問でございませうけれども、先ほどご答弁願った中身について、衛星都市並びに府営水の受水市町村としての働きかけはどうお答え願えますか。
- 水道部長（田中 稔君） 先ほども申し上げましたとおり、私ども、そういう組織をもちまして府会の議長さん、あるいは関係の常任委員長、副委員長あるいは各会派の方々に直接お会いして強力をお願いしておるわけでございませう。非常に公共性の高い水道料金のことでございますので、もちろん私どもも府の理事者の考えはわからないことはないんですけど、余りにも上げ幅が大きいといふことで強力に府議会各会派に要望書をお渡ししておりますので、何としても上げ幅、時期について考えてくれといふことでございます。
- 9番（出原武司君） その中身についてでございますが、余りにも上げ幅が大きいといふご答弁でございましたけれども、ある程度の値上げはやむを得ないといふ考え方なのか、それとも全面ストップをねらってるのか、詳しくお答え願いたいと思ひます。
- 水道部長（田中 稔君） 絶対値上げは反対ということではなく、私どもの事情も府と同様でございます。府の財政事情も十分承知しております。どなたが知事さんになられようともやはり苦しいのは苦しいわけでございますので、私ども、その辺はわかっております。しかし、上げ幅が9.02%ですか。余りにも大きいといふことで、何としてでも上げ幅を最小限にしたいといふことでございます。
- 9番（出原武司君） もし、この原案どおり値上げが強行されれば、わが市にどれだけの影響があるか、わかっておりましたら具体的に……。
- 水道部長（田中 稔君） 先ほどもご答弁申し上げておりますとおり、原案どおりまいりますと、50年度で4.550万円程度、51年度で12.000万円程度の影響があると思ひます。
- 9番（出原武司君） 総額ではなく、具体的に一立方m当たりどのぐらいの値上げになるか。
- 水道部長（田中 稔君） 現在、1トン当たり19円70銭を17円80銭アップの37円50銭にするわけでございませう。そういうことで私どもの水道会計に及ぼす影響は、50年度4.550万円、51年度では12.000万円の支出増になるといふことでございます。
- 9番（出原武司君） そうなってくると、私の質問要旨に書いておりましたとおり、府営水の

値上げ分だけわが市でも値上げしなければならなくなるのかどうか。

○ 水道部長（田中 稔君） 私は値上げ阻止の具体策ということで答弁させていただきました。しからば、和泉市の水道料金はどうなるかということになりますと、これはご質問の中で、和泉市の水道料金は日本一高いんだという指摘を受けてますが、実際はそうではありませんが、確かに府下では一番高い。したがって、府営水が上がったら即、値上げということは市民の抵抗もあるかと存じますが、原案どおり値上げされるとなると、現状では非常にむずかしい。したがって、府議会の動向を見つめながら、私どもの方も料金改定の検討段階に入ったということをご了解願いたいと思います。

○ 9番（出原武司君） それでは市民はピンとこんと思えますが、私が何回も聞いておりますとおり、府営水の上がった分だけ上がるのかということを知りたいと思います。

○ 水道部長（田中 稔君） お答え申し上げるとおり、いわゆる府営水の上がった分だけということだけでなく、私どもの財政状況、今後の状態等いろいろございますので、府営水の上がっただけ、あるいは上がった何分の1の上げ幅になるか、その答えを出すために現在、調査検討しておりますということでございますので、ご了解願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に19番、松尾千代一君。

○ 19番（松尾千代一君） さて、本日の本会議において2番を承りました松尾でございます。私の質問内容につきましては通告書にもありましたように、開発公社の業績と内容について、そして、同和対策事業に対する過日の対市交渉の内容と実行性ということで出させていただきました。何を申し上げても、私の不勉強なためか、おろかさから笑いを招くようなことはございます。私は常にこの開発公社のあり方について、非常に不勉強過ぎる不勉強であることをいまさらながら恥じておる次第でございます。これは自分の不勉強から出たことでありますので、ここで一応、皆様方にお聞きしていただくと同時に、理事者側に開発公社の設置の目的と、今後、開発公社がどのように運営されていくか、その内容につきまして十分ご答弁をいただき、私の得心のできるようにご説明願いたい、こういうふうに思うわけです。

この開発公社と申しますのは、われわれの目から見たと、一般社会での何と申しますか不動産業者あるいは土地ブローカーといったことで物事を処理されてる面が多々ある。私はかく思うわけでございます。何と申しても親方日の丸式ですべてを行っておられるようにも見受けられる。これは私一人がそう思ってるのじゃなく、市民の大多数の方がそのように思っておられると確信いたしております。

そこでこの内容につきまして1・2点、私の知ってる範囲でご質問申し上げたい。どういふことかと申しますと、現在の和泉市の財政事情からいって不急不費のものは買わない。そして、買

ってある中で不必要なものはどんどん売っていこうということで理事会で決議されたように思っております。そういうことを伺ってるわけです。だからといって、このようなことが本当にあるのかどうか。開発公社なるものの性格目的を十分確かめた上で再度、この問題についてお尋ねしたいと思うわけです。

そしてまず、この中で最も大きな疑問を持つことが2・8点ございます。近きには、府中町の青少年会館の底地、底地と申しますと、敷地等ということになるとと思いますが、その敷地をなぜ買わなければならなかったかについて大きく疑問視してるわけです。なぜこの財政難の折に、かような土地を急いで買わなければならなかったか、この理由をひとつお聞かせ願いたい。

第二点目には、これはずっと以前、もうはや4年以前のことになるかと存じますけれども、王子町1116番地の付近、相当広い場所をお買い上げになっている。所期の目的はどういうこととお買い上げになったか知りませんが、後日、その周辺地を向和対策事業で買い上げられている代替地として造成するんだということをお承っております。そして、ただ口先でおっしゃただけでなく、それを造成してあなたの代替地に2区画をお渡ししますという一札も入っている事実もございまして。しかしながら、はや4年にもならんとしている今日、造成の気配もなく、いまだにそのままの状態で放置されている。私は非常に不思議というか、これは表現の仕方もないような状態でございます。この財政難の折、そして、開発公社におきましても同様、金のなる木を持っているわけではないと思う。しかし、この開発公社というものは非常に便利にできている。言うなれば、借金をするための道具に利用されているのではなからうかと私は思うわけです。

だからといって、道具とするならば、これは最終的にはどうなってくるか。ご承知のように、開発公社は一応、外部団体のようにになっているかに見えますけれども、中身は当然市が責任を持たなければならない、市が後始末をしなければならぬ。開発公社が損をすれば、市がそれを補い、血税をもって決済しなければならぬ状態にあると私は思うわけです。そうすると、これは開発公社といえども、市の行政の一部と考えてもよいのではないかと、かように思うわけです。

ところがさながら、この開発公社なるものは残念ながら、議会議長はこの内容について余り存じ上げている者は多分少なからうと思うわけです。今日までやってこられた内容については、わりあいご存知ないように思います。そこで私はこの内容、開発公社設置の目的業績の内容という問題をとらえ、いわゆる親方日の丸式で運営されている状態を卒直に皆様方にお答え願いたい。と同時に、私も赤裸々に不勉強をぶらまけて、そして皆様に恥ずかしい話を聞いていただいているという状態。このことが万一、先ほど申しますように不動産業者もしくは土地ブローカー、言うならば、悪質な土地ブローカーにしか見えないということをお私は声を大にして申し上げたい。

それはどういうことかと申しますと、私、議長当時に400名以上の市民の署名を付けた請願

書を提出されたことがございます。請願書は、児童遊園設置要望請願書でございました。それは厚生文教委員会に付託となりましたが、その結果一部の条件づきで採択になり理事者の方にもご通知申し上げ、また、請願代表者の川本義秋氏に報告させていただいた。その内容と申しますと、解釈の仕方ではいかようにもとれましようが、これは必ずしも添付されてきた図面の場所に設置できるかどうかきわめてむずかしい問題だということと、そして、建設部門におきまして、近隣に公園を設置するから、その中に児童遊園を設置する用意があるというようなことも聞いておりましたし、そういう事の条件の一部に含まれていたかのように思います。

しかし、この敷地につきまして、いかに開発公社の理事会の中で不要不急の土地を売りたいということになったとしても、当然、これは市の公の仕事の中で買収され、それは阪和東側線の用地として買収したのでありますけれども、残った土地について転売するということは伺っておりませんでしたし、そしてまた、転売されるとするならば一応公示し、そして、競争入札の形式において売り払われるのが筋であろうかと私は思うわけです。ところが、だれも転売されたということを知らないうちに、もちろん、私たちの耳にも入っておりません。議会の皆様の耳にも入ってなかったらと思う。市の理事者の中でも知っておられない方もあったという事実の中においてこれを転売されていた。これはいかにご答弁を上手になぞらうとも、先ほど申しますように、一般社会で言う、いわゆる不動産業者の悪質な土地ブローカー的なやり方ではなかったらうか。いわゆる買い手があつたら売ったんだ、そりやそうでしょう。買い手がなければ売れません。しかし、売るには、売る方法もあつたらうと思います。

繰り返して申し上げますならば、公のものならば、公にしてそれを売ることが妥当であろう。もちろん市の場合は公示して、そして競争入札で売るのが当然な行き方であろうと思うわけでございますけれども、遺憾ながらそういうことはなされてない、闇から闇へ売り飛ばされたことについては私は納得できないと思うんです。弱い者は、いつまでも弱い者ではございません。人間はだれしものが、今日弱くても強くなってやろうという気持は持ち合わせていると思う。だから、この請願をされた方々は非常に残念に思い、そして、この紹介議員になっていただきました方々に対しましても申しわけが立たない、闇から闇へ葬られたような状態である。先ほども申しますように、近隣に公園をつくるから、その中に児童遊園を設ける計画があるということで、一応それは了としても、この闇から闇へ葬られた。転売されたことにつきましては納得できないと思うんです。これが役所のやる仕事なのか。私はこれについては徹頭徹尾、ご答弁をお聞かせ願いたい。

冒頭に申し上げましたように、この開発公社なるものの性格、設置目的を明らかにしていただくことが先決であろう。おおむね、設置目的は私たちもまるっきり知らんわけではございません

けれどもそうした土地ブローカーのようなやり方をされるとは夢にも思っておりませんでした。だから、議会に諮らなくてもいいんだということも、いろんな面で議会の中に委員会もございませんし、開発委員会の中にも入っておりません。現在もまだ委員会も組織されておりませんから、議会は知らなくていいんだ。年に1回報告すればそれで事足りるんだという考え方についてもただしておきたい。要は、開発公社が土地など物件を売買するときに相談も要らん。そんなこといちいち議会に相談することはなし、その掌に当たっておられる方々が納得の上でされることについてはとやかく申し上げるわけにはまいらんにしても、要望していた児童遊園地の土地を隣から隣へ転売されたことについては残念に思っております。しかし、第一番目に申し上げた府中町に位置する青少年会館の敷地、最近まで借りていたのを急に買わなければならなかったという理由が私には納得できない。その理由について、十分私はただしてまいりたいと存じます。

と同時に、王子町1116番地に位置するところの土地の設置、はや4年間にもならんとするところをそのままにほっておきながら、ごく小さなところではあるけれども、あれは要らないんだといって隣から隣へ転売された。まだ、数カ所、十数カ所あると思います使用にたえられないような場所をそのまま放置されていると思う。今後、そういうところについては綿密に調査し、再度議会でお尋ねするつもりでございます。しかし今日は余り多く語ることもなく、そして、冒頭に申し上げた公社の設置目的を十分お聞かせ願うと同時に、そういう府中町の青少年会館の敷地をいかなる理由で、そして、いかなる方法で買い上げられたかということ。そして、第三番目に申し上げました児童遊園に請願されていたところの土地を不要不急だからといって転売されたということの3点を十分納得のいくまで質問させていただきたい。ご答弁によっては何回でも繰り返して質問させていただきたい。

それと、通告書の2番目でございますけれども、同和対策事業につきまして 過日の対市交渉で行われた確認書、それについて解向の皆様方が納得して帰っていただいた、これは結構だと思っておりますけれども、この確認書なるものの責任者、現在の責任者はいつまで責任をもってこれを遂行していただくんだということと、そして、その執行の可能性についてご答弁を願いたい。その中では、幹部職員諸氏と市長の十何名かの署名がされておる。しかし、この確認書の効力、確認書という言葉は非常に聞き覚えがあるように思いますけれども、単なる確認書だけでは私は納得できない。いつまでこの確認書に対して責任を持っていただけるのかということも十分ご説明賜りたいと思います。

はなはだわかりにくいような質問内容でございますけれども、皆様方は私たちのような無学ではございません。賢過ぎるほど賢い。そして、うまく的を外してものを言われるような方がそろっておる。その中で皆様方をお願いしておきたいことは、的を外れないように的確なご解答を賜

わかりますようお願いいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 的確に答弁。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 土地開発公社の設置目的でございますが、公有地の拡大の推進に関する法律が、昭和47年6月に公布されたわけでございます。その法律の趣旨につきましては、その時点で地価高騰がはなはだしく、公共用地の取得難という問題があったわけでございます。それと、地方公共団体の土地需要と財源措置、これらの問題から関連いたしまして、この法律に基づき地方公社、すなわち土地開発公社というものが設立されたわけでございます。

たまたま本市の場合には、昭和47年に財団法人和泉市開発協会なるものが設置され、それから引き続き本法律が公布されるまでは、この開発協会によって事業を推進してまいったわけでございますが、この法律によって48年4月1日以降組織変更いたしまして、和泉市土地開発公社という名称に変わったわけでございます。

なお、公社の事業目的について簡単に申し上げますと、公社は民間の金融機関から資金導入ができるというのが第一点。公共用地を先行取得するに当たり、長期にこれらの融資が受けられるということ。それから、いわゆる未確定の土地についても、将来の事業のために確保していく。そういうことによって、地価の値上がり以前に取得することが可能である。それから、代替交換用地等の土地も確保でき、事業と別の使命の土地も取得できるという、大きなものはこの4点でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 教委管理部長（広岡史郎君）

青少年会館の一部使用地の分を土地開発公社で先行取得いたしました理由についてお答えいたします。

ご承知のように、府中町の7丁目に所在する青少年会館敷地は、一部民有地でございます。その民有地は886㎡ございまして、昭和48年10月以来借地契約をし、現在まで使用してまいりました。この886㎡の土地の所有者から昨年9月初旬、家庭の事情でぜひ市の方で買い上げてほしいという要望がたびたびございました。過去42年に及ぶ借地に加えて、本人がぜひとも買い上げていただきたいという意思の強さを察し、先行取得いたしたく財政課とも協議し、今回、土地開発公社に先行取得願ったというのが理由でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 用地担当理事（西川武雄君）

第3点目の王子町1116番地付近の用地買収目的でございますが、当初、すなわち46年暮、同対部から本用地につきましては青少年グラウンド用地として使用したいので、公社で先行取得

願いたいという依頼が参ったわけでございます。それに基づきまして公社がこの用地買取を行ったわけでございますが、その後、この用地利用につきいろいろ協議いたしました結果、当初の目的が非常にむずかしいという形の中において、公社としても、この土地利用の目的、計画をしなければなりません。そういうことで宅地造成をし、換地すなわち代替地として提供していきたいということで、大阪府の開発指導関係と再三協議を重ねておるわけでございます。現時点におきましては、開発行為そのものに非常にむずかしさがある。進入道路問題、その他いろいろ問題があるのでございます。そういうことで現在、これらの進入道路の用地等を確保し、一日も早く宅地造成を行い、当初から変更した目的でございますが、その目的に沿って事業目的を達成できるように努力していきたい。こういうふう考えておるわけでございます。

次の土地の売却問題でございますけれども、公社の立場といたしましては、公法の中で、または公社の定款なり業務方法書の中で土地処分という問題がわれてございますが、たまたま本件につきましては、8月28日の理事会においてこの用地売却の協議を願ったわけでございます。この中で市としては、現時点でこの用地については事業計画がないということございまして、売却に踏み切ったわけでございます。

なお、ご指摘の一般競争入札ということでございますが、公社の財産につきましては、一応取得原価というものが決まっておるわけです。その取得原価プラスそれまでの金利、その他の諸経費を計算して売却しなければならない。こういうことで、売却に当たっては競争入札せず、個人に売り払いをしたという現状でございます。

以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 次、佐原部長。
- 同和对策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

8月28日の対市交渉に関することにつきまして、総括的に私の方からお答えいたします。

質問が非常に簡単明瞭でございますが、少なくとも、この対市交渉の持つ意味をご理解願いたいという意味で、簡単に申し上げます。

従来、和泉市といたしましては46年に生れ変わる町マスタープラン策定し、その後少なくとも、重点計画、最重点計画は特別委員会にもお諮り申し上げましたが、これについて支部提示を行い協議の中で、8月26日の対市交渉の中で基本的な理念が忘れ去られている。その意味は、いわゆる都府解放理念が欠如していることがわかったので、少なくとも、われわれがこの事業を行う上におきましては、要求の中で解放理念というのが満たされておらなければならない。この点が不十分であった。こういう点は前段の確認になっているわけです。後段のいろんな内容については、従来から語り尽くされておりまして、それをお今後協議して具体化へ持って行くわけであ

ります。

なお、青少年グラウンド用地につきましては、少なくともわれわれの意思が不十分であったという中で、それらを分離して考えていくということをごさいますして、他につきましては、われわれ計画中の基本的な考え方の中で進めていく、こういうことで、今後の協議の中で官民一体で環境改善事業を成功させていくという確認の意味でございます。

なお、単刀直入に私も署名した1人でございますが、この効力の点につきましても今後、主体性をもってその掌に当たり、責任をもって私自身、これに対処するというでございます。

- 19番(松尾千代一君) 開発公社の目的につきましては大体わかったわけなんですけれども、不十分なところは、ただいきの局長の話の中に、買った値段にプラス利子、事務費を計算して、そして採算がとれれば売ったらいいんだ。売ってもかまわないというような答弁であったらうと私は思います。だから、一般の土地ブローカーと変わらないんじゃないかと思う。その中で金融に非常に便利がいいという表現の仕方もありました。全く私の申し上げたとおりのことであらうと私は思います。これが市役所のあるべき姿かどうかということです。先ほどからただしてるわけです。それにもかかわらず採算がとれれば売ってもいいんだという考え方に私は大きな疑問を持ってるといことです。

そして、甲地の換地については非常に苦勞があるから、苦勞の少ないように先行取得するんだとおっしゃっておりました。そういうことの中で、いわゆる阪和東側線のところに児童遊園地をお願いしたところ、闇から闇へ葬られた、売却されたということは、この土地は代替地にならん土地なのか、これもひとつお尋ねしたい。あそこならだれでも喜んで代替に感じられる場所であらうと私は確信しております。その中で採算がとれたから、理事会で賛同を得たから売ったんだという簡単な答弁では納得いたしかねます。

そういうことが次から次へと起こるとするならばどうなるんですか。単なる土地ブローカーとしか思えないんじゃないですか。損をしなればいいんだという言い方としか聞こえない。目的と、なされていることとに相当の食い違いがあるように私は思うわけです。

この換地問題については、非常にむずかしい問題がたくさんあります。こちらでここがよかろうと思っておっても、本人がそれはいけない。そういうところがたくさんある。そういう中で、たとえばいま申し上げましたところの甲地については、換地として申し分のない、十分利用のできる土地でありながら、それを闇から闇へ転売されてるという実態、競争入札なくてもいいんだという考え方、公社独自の考え方でやっておられることについては、われわれは直接口をはさむわけにはまいりませんでしょうけれども、当初の目的とは大きく離れたことをやっておられるんじゃないかということをおは指摘したい。

この土地はどなたがご覧になっても、阪和東側線に沿ったりっぱな土地でございます。そのために換地としてはうってつけのいい場所であると私は確信いたしております。私はこの売却された値段については云々するものではございません。換地を求めるのは非常にむずかしい。そのむずかしいと言いながら、だれでもが考えて換地なら受けるようなところを闇から闇へ転売されてるという実態は、先ほどの目的とは大きくかけ離れたものではなからうかと私は思います。

それから、広岡次長のおっしゃった青少年会館の問題についても、頼みにこられたから買うたということですね。30何年間お借りしていたんだという。そんなら、もしだれでも頼みにいけば買うてくれるんですか。この答弁では私は納得いたしかねます。

そして、価格の問題も私は合わせてお尋ねしたい。一体、この世の中に、これは皆さんがいままで経験なさったことはございましょう。私は100坪に近い土地を借地しております。その借地を1万円を買ってくれということでこられたことがございます。値段は非常に安い、安過ぎるぐらいです。

しかし、金利等を考えると、年限をプラスしたら非常に高いものになってくる。年貢を支払っていけばおけんたいでお借りできるものが、しかも、向こうから買ってこれたけれども計算上非常に高くつくからということで私は買いませんでした。

この上物の纏っておる土地をどんな事情があろうとも、いかにいい場所であらうとも、上物のまるところを坪10万円と言われても余り安いとは感じられない。それを私の聞き及んでいるところでは、10万円でも高いと思うところを、約5倍以上の値段でお買い上げになってるということをお承っております。私は正確なところを調査しておりませんので、十分なことは申し上げられませんが、世の中においては、そういうことは常識的な判断で解決していくもんだと私は思うわけです。特に市とか公社の場合は、私情をはさんではいけないということはよくご承知のことだと思えます。

頼まれたから買ったんだ、長年お世話になっていたからというお礼のつもりもあったんでしようけれども、決して市財政が豊かな現在ではございません。先ほど局長のおっしゃった東側線の残地についても、不要不急のものだから売ってもよろしいということで売ったんだと簡単に言われておりますけれども、金の面では非常にご苦労なさってると思うんです。その折に上物のあるところを買取されたということは不思議なことだと思うんです。常識的に判断すれば、いかに特等の地であらうとも、和泉で一番いい場所であらうとも、上物のあるところを買う人がありますか。よっぽど物好きでないと買えないんじゃないか。たとえば村正の名刀が好きで買う人は別です。しかし、好きで物事をやられたんでは困ると思うんです。だから再度、これに対するご説明

を願いたい。

それから、佐原部長のお話でございますけれども、なるほど結構ですが、私はあの問題については、文句を申し上げる筋合いもございませんし、結構でございますけれども、実行の可能性と効力についてお尋ねしたと思う。あなたが永久にこの市役所におられるんなら別です。市長もわかり。あの中で連名で署名されてる万々が、そのままの状態でおられるんなら私はいいと思います。しかし、はや先ほどのごあいさつの中に、市長は再度出てこないと表明された。その確認書をいかなる方法で次にボタンタッチしていくのか。次はどなたが市長になられるか未定でございますけれども、責任をもってその市長があの確認書にあるように実行していただけるのかどうか。ただしていきたい。恐らくや、先のことはわからんだろうと私は思います。にもかかわらず、泣く子にあげやぶらせておけばいいんだというやり方で、この確認書にベタベタたくさんの方が判を押して一応、泣きやまされたという状態であるかのように思うわけです。この責任と申しますか、実行性という中身の中に私は全部含まれてると思うわけです。だから再度、西川局長の答弁内容についても、広岡さんの答弁内容、同対部長にも明確にご回答賜りたいと存じます。

○ 議長（池辺秀天君） 簡単明確に答弁。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 私、先ほど答弁いたしました中で、土地の譲渡ということについて口数が少なかつたために誤解を招いたわけですが、公社の業務方法書の中で土地の譲渡について、第9条で譲渡価格というものを規定いたしております。この譲渡価格の決定につきましては、取得原価に工事費があれば工事費、またはその他の諸経費、管理費、利子相当額等を加算して譲渡するんだという規定があるわけです。だから、この物件はまあだから、こうだからということ譲渡するのではなく、この計算の基礎に基づきました価格で譲渡する。こういうことでございますので、その点よろしくご理解賜りたいと思います。

○ 教委管理部次長（広岡史郎君） 先ほどのお答えに付け加えて私の方からご答弁申し上げます。青少年会館は大阪和泉泉南線に位置しておりまして、特に市街地でございまして、車両交通が非常に多いわけです。その中で市民が広く利用されるのに大変危険を伴っております。建物自体も木造モルタル、スレート瓦吹きでかなり老朽化してまいりました。この際、借地を買い上げまして、近く事業開始されようとしております勤労青少年ホーム、年度内完成を見込んでおります体育館、近く建設すべく計画を建てております図書館等の公共施設を包含した中で、現在行われております青少年会館の中での事業を分離して将来、公用を廃止するという計画を持っておりまして、先行取得したということを付け加えてお答え申し上げたいと思います。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 8点目のご質問でございますが、従来の確約関係からそうしたご心配のもとに質問されてる意思は十分わかります。私、相当の覚悟をもってその実行あるいは

効力の発生に向けて努力を重ねていきたいということでございます。

- 19番(松尾千代一君) ただいま3人の方に再度お答えを願ったわけでございますが、西川局長のお答えは、最初にお答えになったことと余り変わっておりません。内容としては、買い上げ価格にプラス事務経費、その他を計上して、それに見合えば売ってもいいとなってるんだとおっしゃってる、そうですね。だから、最初から私は申し上げてるんです。この開発会社の本当の目的と相反する点はここにあるんだとね、換地政策のために苦勞なさってるので、その苦勞を少なくしていただきたい、かようにいままで思っていたんです。ところが、同じような答弁しかいただけない。先ほど私は声を大にして申し上げましたが、この土地なれば換地に十分間に合うこと間違いなしとね、売却価格の問題は存じませんが、この目的と公社のあり方が大きく食い違ってるんじゃないかと私は申し上げてる。これが全然不要なところなら別です。もう使いものにならないところなら、あの答弁でいいんじゃないかと思えます。しかし、これは十分利用価値のあるところでございます。そう簡単に勘定が合ったから売ったんだという、極端な言い方ですが、そういう考え方で空をされていたんでは困る。局長は困らないであろうと思いますが、私は議員の立場から申して非常に困ると思う。それだけでなく、幸地区内の改善事業については、非常におくれおくれを今日まで繰り返しております。その中におきまして、換地の問題がいかに重要であるかをお考えになったことがございますか。そんなことを考えておられるならば、恐らくこの甲地を売却されていないだろうと私は思います。そういうことはもう念頭から離れていて、事業は幾らおくれても私たちの責任ではないとお考えのように私は思うのであります。そして、当初の目的と全く相反したことだと先ほどから指摘してるんです。

それと合わせまして、王子町1116番地の問題につきましても、換地にするんだ。造成許可をお願いしてるんだとおっしゃってますけれども、もうあの土地を買われて何年になるかをお尋ねしたい。はや4年に近い。にもかかわらずまだに手をつけず、まだあっちこっちと甲地を探しておられるかのように私は思うわけです。

- 議長(池辺秀夫君) そこで松尾議員、大体時間もきたようでございますので、簡単に協力方をお願いいたします。
- 19番(松尾千代一君) とにかく、私は先ほど申し上げましたように、納得できる答弁ならば一言で終わるつもりでございます。しかしながら、全然納得できない状態であるために、時間が長くなることは非常にご迷惑かと存じますが、ご了解賜りたいと思えます。
- 議長(池辺秀夫君) この辺で質問の締めくくりを願います。
- 19番(松尾千代一君) 議会は何のために行われるか、私は議長にお尋ねしたい。とにかく、納得のできるご答弁を願いたい。開発会社の目的というものはそんなものではなからうと思う。

こんな納得のできん状態では私は引き下がれません。時間はわかりますけれども、とにかく局長、もう一度明確なるご回答を願いたい。私はこの問題につきましては、あくまでも、私の納得のできるまでご回答を求めます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

（「時間を守るのは紳士協定やないか」と呼ぶ者あり）

これで質疑応答を打ち切ります。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に16番、横田憲治郎君、

○ 16番（横田憲治郎君） 時間を貴重に扱うために簡単に、個条的に質問いたしますので、誠意ある答弁を要求したいと思います。

まず、通告に従って申し上げます。第一点、財政運営についてでございます。戦後30年、未曾有の経済不況によりまして、インフレと不況と物価高にさいなまれる中で、地方自治はまさに危機を迎えているわけでありまして、その基本的命題として、財政運営が極度に心配されるわけでありまして、まず第一点といたしまして、そういう危機の中からお伺いしたいのは、本市の財政構造からして、本年度予算の収支均衡の見通しをどのように持っているのか、お伺いしたいと思うのであります。さらに、経常収支比率は現在、どのような状態になっているのかも合わせてお伺いをしたいと思います。

そのような現状認識に立ちまして、脆弱な本市の財政構造の中から、長期的プロジェクトについてどのように対処しようとするのか、その基本的な命題にメスを入れつつプロジェクトを立てるべきであろうと思っておりますけれども、この点につきましては、先刻来の定例議会で総務部長の答弁によりますと、財政担当プロジェクトチームを編成する云々の構想の発表がありました。現在、そのような具体的措置がなされているのかどうか合わせてお伺いをしたいと思います。

4点目には、人勧実施の問題でありますけれども、市長が冒頭のあいさつで余すところ2カ月余の任期という中で退任の意思表示がございました。そのような関連の中で、今年度の人勧につきましては、具体的にどのように処理しようとしているのか、新市長にゆだねようとするのか、お伺いをしたいと思います。

さらに、一連の機関委任事務の洗い直し、さらに、超過負担の解消に向けての具体的な緒につくべきであるということは数年来、叫ばれ続けているわけでありまして、現下、機関委任事務の実態をどのように掌握され、どのように対処しようとしているのか。さらに、超過負担の解消については、本年度、どのような努力をなされてきたのか、どの程度の本年度見込みの超過負担が予想されているのか、合わせてご報告願いたいと思うのであります。

さらに、基本的な命題になりますけれども、対内、対外的な財源確保への方途をどのように設定しているのか、その点もあわせてお伺いをしたいと思います。

さらに、不況下において税収の伸びが見込めない中で、当初予算で30数億の市税収入を調定しているわけでございますけれども、これらの現状と見通しについてもお伺いをしたいと思います。

さらに、環境改善事業等、特に当初、補助基準にのっとった事業がかなり本年度まで進捗してまいっているわけでございますけれども、現下、実施事業に関するのみで結構でございますが、

それらの超過負担がどの程度出ているのか、この点についてもご報告を賜りたいと思いますし、国、府への対処の実態をも合わせてご答弁願いたいと思います。

2点目に、保育行政についてお伺いいたします。本年度、約600名になんなんとする俗に言う保育浪人、措置児が入園待機ということになっているそうでありますけれども、児童福祉法の基本的精神であります。「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という、児童福祉法の精神から、保育に欠ける乳幼児の入所措置は自治体に責任があると思いますが、このままでいくと、来年度にはかなりの700数拾人とも1,000人になんなんとする保育浪人と称する入所不能者が出るのが当然予想されるわけでありまして、施設拡充を含めまして、これらへの対処をどのように考えているのか、まず第一点、お伺いをしたいと思います。

さらに2点目には、年度途中における要措置児の発生への備えが皆無であるということでありまして。いわゆる病気あるいは死亡等々、一連の事故等による要措置児が救急発生するわけでありまして、定員オーバーのワクの中で保育してる関係で、どうしても急に保育できないという実態がありますけれども、児童福祉法の24条ですか、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児の措置というふううたわれておりますが、これらの趣旨からいきましても、気の毒な救急発生した家庭のお子たち、乳幼児を措置する救急の措置にも事欠く実態はまことに遺憾であります。このような急変発生の要措置児の対策については、保育施設不足の中で大変であろうかと思いますが、法の精神からいって当然、配慮していかなければならないと思いますが、その点についてのご見解を承りたいと思います。

第3点目に、入所決定時におけるところの保育に欠けるという内容のチェック、調査認定でございますけれども、これには一定の市民に対して説得力のある具体性がなければならぬんじゃないかということを提唱しながら、見解を承りたいと思うのであります。言うならば、保育に欠けると一様に申し上げましても、その家庭状況は一様ではございません。それらの内容を精査しながら、より困弱度の高い家庭の乳幼児を措置できるようにしなければならないと思うのであります。当然のことが当然になっていないのが現況であると思いますので、それらの点についての今後の方策をお伺いしたいと思います。

さらに、第1点と関連いたしますが、本市における今後の保育行政のあり方を基本的に洗い直す必要があるんじゃないかと思っております。言うなれば、就学前1・2年の幼稚園児を自由契約児として扱わなければならないという宿命的な実態がございます。教育委員会の一小学校一幼稚園併設という基本的な命題と相まって、今後保育行政において、家庭の保護者とのような立場で、どのような実態の分類の中で行政としての責任を果たしているのか、その基本的な方向性を洗い

直し、考えるべきではないかと思ひます。そういう意味でこの問題を提起いたしましたので、前向きな姿勢で実態に即し、将来に即した展望と具体策を披瀝願ひたいと思ひます。

3点目、環境問題について、通告にも若干述べておりますように、府中駅前の問題であります。これは過般開かれた交通対策委員会あるいはいろんな機会で問題になっているわけでありすけれども、バイコロジーの奨励という一方では、排気ガスあるいは交通渋滞の緩和の方向でむしろバイコロジーが奨励されているわけでありすけれども、これが全国的な傾向として沿線ターミナルに自転車の置き場という形でその現象が見られるわけでありすけれども、行政の責任でもって、これらははっきりとした位置づけをすべき時期にきているのではないか。そして、道路環境あるいは交通安全という立場から、さらにまた、府中駅前においては、本市の玄関口という環境的な立場からも位置づけが早期に要請されているわけでありすけれども、現在、放置されたまま何の管理もなされていないわけでありすけれども、北信太駅にはたまたまある土地を提供しているわけでありすけれども、一貫性のある位置づけの中での配慮が望まれるわけでありすけれども、本件についての前向きな具体策を求めたいと思ひます。

さらに、府中駅前自体のことにつきましては、いまの自転車駐車場云々も含めまして、先ほどから国鉄の車両の問題も出たようでありすけれども、本市の玄関口にふさわしい駅前整備が待たれるわけでありすけれども、基本的にはすでに決定されていると聞きます。国鉄和泉府中駅の貨物扱いの移転問題につきまして、行政的課題として位置づけられながら、駅前整備と合せて行政努力をすべきであろうと思ひますが、これらについての対処のあり方をお伺ひいたします。

さらに、先ほど公社の問題が出ましたけれども、昭栄劇場の跡地を公社の方で先行買収しております。いま申し上げました交通安全という立場から、駅前には泉南線から西側は全面駐車禁止になっております。しかし、和泉府中の中心街ということでのショッピングが中心になった地域でございます。12万市民の和泉府中で和泉市の購買力を、という商業的な立場あるいは市民の利便の立場あるいは交通安全の立場からいろいろと相矛盾するわけでありすけれども、このような見地から、不要不急で事業決定のされていないこれらの土地について、一時、公共的な立場から公共駐車場というような、公営企業法等々の裏打ちの中でやっていくべきじゃないか、むしろ、やることで将来の再開発についても市民と一体となった立場での協力が得られるんじゃないかと思ひますが、具体的な方法を展開できるのかどうか、検討課題として持つべきではないかということについてのご見解を賜りたいと思ひます。

さらに、公衆便所がほとんどないわけでありまして、本議会においても何回か何人かの議員から提唱もされ、その実態が検討されたわけでありすけれども、駅前の再開発とも思ひ合わせながら現況措置として、和泉ショッピングセンター、阪和ストア一の公衆便所がかなり外部のお客

さん用として利用されてるようでございますが、地元商連との交渉の中で、これら公衆便所の位置づけ可能な方向を探るべきではないか、このように思うわけでありませうけれども、具体的にお考えがあればご披瀝願いたいと思います。

最後に、清掃行政について若干お伺いして終わります。いわゆる赤字貧弱財政で、市民にこれといって本当に温かい施策ができない中で、清掃行政は全く地味な行政でありますけれども、より快適な環境を保持するためにも、きわめて大事な行政の一つであろうと思います。そのためにも環境整備課と予防衛生課が本年度当初に分離されております。しかし、形は分離されておりますけれども、分離されたことによって充実すべき行政である環境整備課は全く手がつけられてないのが実態であろうかと思えます。ここでは細かく申し上げませんが、清掃関係の問題についてのみ簡単に申し上げたいと思いますが、処理地の箕形町の問題、そして、それに対応する陣容が現在17名いるように伺っていますが、不燃焼関係で9名、黒石、箕形関係それぞれ1名で2名、6名の一般清掃員が設備されてますが、公務傷害で3名ないし4名が常欠であるという実態を聞いております。その他用水路の冬い中、あるいは下排水の清掃問題は、市民の欠くべからざる環境整備の要求として行政需要が上がってまいっておりますけれども、ひとつこれらに対する地味ではございますけれども、市民の環境保持の立場から具体的に充実いたさねばならないと考えるわけでありませうけれども、どのように対処しようとしているか、お伺いしておきたいと思えます。

以上、簡単に申し上げましたが、誠意あるご答弁をお願いいたします。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、第一点の財政問題につきまして、私からお答え申し上げたいと存じます。

まず、ご提言いただいております、かつ前回の定例議会で一応私たちの考え方の一端を申し上げてまいりましたいわゆるプロジェクトチームをつくり、今日の未曾有と言われる財政危機に対処していく考え方を申し述べたのでございますけれども、まことに残念ながら、現時点では財政課を中心として、財政課の総力を挙げてこの対処策をいろいろ検討している段階でございます、市挙げての協力、組織はまだ行われてません。この点、私たちは非常に反省しているわけでございますが、現在、地方財政の危機が大きく叫ばれております。その基本的な、根本的な問題と、さらに現在の地方財政の構造の中における市行政のあり方、財政の執行のあり方等について一つ一つ地道に検討し、あるべき姿を打ち出していくためには、どうしてもやはり市職員の衆知を集めたプロジェクトチームが必要であるということは、いまなお痛切に感じておまして、これは財政課を中心とした現在のやり方ではなく、いわゆる使用する例の立場にある職員の方々の協力も得て、今後、長期的な視点に立った和泉市の行財政のあり方を検討するために、ぜひプロジ

エクトチームの設置をお願いするという考え方は持っております。この点いまだに設置しておられないことについてはまことに申しわけなく、今後できるだけ早い時期に上司の方にもご相談申し上げ、設置することをお約束いたしたいと思っております。

それから、昭和50年度の予算の収支の状況でございますけれども、現在、今回議案に提案いたしております補正予算等を含め、今後、各部署が現在要求しておりますすべての事業等について検討し、どうしても必要と見込まれる補正予算を今後行っていくと仮定いたしまして、その中ではもちろん、人勸も一応実施するという前提での計算基礎を持った場合、本市は前回、議員研修会でも府からもお話ございましたように、約16億円になんなんとする歳入欠陥、赤字が生ずる可能性が見込まれてございます。したがって、これらの赤字を今後いかにして解消していくかは、一にかかってわれわれ財政担当者を中心とした努力によらざるを得ないと存じておるわけなんですけれども、今後の補正を必要とする中におきましても、いわゆる一般財源を主とした諸経費の補正につきましては、現行予算を全面的に見直しをいたし、極力抑えてまいりたい、そうした基本的な考え方で財政運営に当たってまいりたいと存じておるわけなんです。

今回提案しております補正予算の段階では、ご質問の経常経費の収支の比率は94.4%で一応、100%のラインよりは下がっておりますが、仮に私が先ほど申し上げました15億の欠損を予定される予算を全面的に組んだといたしましたら、経常経費の収支比率も116%にはね上がってまいります。

そのような状況でございますが、こうした財政的な背景を考慮しながら、人勸の実施も慎重に検討していかざるを得ないだろうと存じておるわけなんです。この人勸の実施を現市長の段階で決めるのか、あるいは後任の市長に引き継いでいくのかという具体的なことにつきましては、現在、まだ決定的な線を出してございません。ただ、こうした非常に苦しい財政事情に直面しておるという背景の中で、やはり人勸の実施云々の問題が議論され、現市長あるいは新市長のいかににかかわらず、当然、財政危機の実態の中で議論されるべきであるというふうに認識しておるわけなんです。それ以上の明確なことは、ちょっと本席では申し上げにくうございますので、ご理解願いたいと思っております。

それから、機関委任事務の関係でございますが、大量の業務が、機関委任事務として固りから市町村に委任されておるわけなんですけれども、すでに新聞紙上にも発表されておりますとおり、大阪府下の市長会においても、機関委任事務に伴う超過負担につきましては細かく調査され、一定のデータを出してございます。本市の場合、49年度の実績によりますと、機関委任を受けておる事務のための超過負担額は12,400余万円でございます。これらは当然、国の責任において解消してもらおうべきであるという考え方に立っておりまして、大阪府市長会並び

に全国市長会におきましては、50年度の重点的な施策として国に強くこの解消を訴えていただいでございまして、政府並びに国会等に対しまして、陳情を繰り返しておるといふ実情でございます。

それから、超過負担の解消の関係でございますけれども、超過負担には大体三つの要素がございます。それらの問題は、かねてから国等に対して強く申し述べてまいっております。ご承知のとおり、学校施設等につきましては、49年度でも大幅に単価あるいは対象面等の改正がございまして、かなりの改善が行われております。個々具体的な点について申し上げておりますと細かくなりますが、これらの点についても、関係当局に対して寧ろ強くと強く解消方を訴えておりますが、国と地方の考え方に多少の相違がございます。その支出の中身云々とか規模等についても多少見解の相違がございまして、なお、今後の折衝に待たざるを得ないという点はまだまだたくさんございます。今後もその解消に全力を挙げて努力してまいりたい、かように存じております。

それから、市税収入の見込みの関係でございますけれども、本市の場合、基本的な数字から申し上げますと、いわゆる49年度実績に対しまして、現在見込み得る範囲におきましては、ほぼ前年実績は確保できるという見通しでございます。しかし、地方財政計画等をも参照し、従来の高度経済成長下におけるように市税収入の伸びをかなり当初予算の段階では多く見込んでおりますので、現計予算額と、現在見込み得る50年度内における市税収入との間にはかなりの歳入欠陥が生ずる見込みでございます。今後の認定あるいは徴収率の向上等によりまして、できるだけ市税収入の増額を図り、現在予想されております減収を補てんすべく全力を挙げてまいりたいというふうに存じております。具体的な計数はちよっと申し上げにくうございますが、大体15.6%の減収になるんじゃないかと予想しております。

それから、これらの財政危機に対しての対外、対内的な問題をいかに考えておるかということでございますが、今日の財政危機は、いわゆる政府に言わせると、地方公共団体職員の人件費が非常に高いとか、あるいは福祉の先取りであるとか、財政運営が放漫であるとか、いろいろご指摘を受けておるわけですが、一つ一つそれぞれの議論はございます。しかしながら、やはり根本的には国家行政のあり方と、地方行政のあり方との間における税の配分が果たして適正なのかどうか、基本的な問題がもっと論議されるべきではないかと思われまゝ。国の方では、一応、実際に収入しても、その3分の2は地方を通じて実際に使用してらんだという言い方をしておりますが、市町村の住民と直接接点を持つ行政と申しますのは、行政水準なり、あるいは住民の生活水準が向上するに従って非常に膨大な経費を必要とする実態になっております。それらのものに対する制度、税源の適正な配分が行われておらないように私たちは思っております、それらの税の配分の適正化を進めてもらうということ。それに伴い考えられることは、現在、地方交付税

率が3税の32%でございますが、これをアップしていただく、これはぜひひとつやっていただかなければならないと考えております。

それと地方債、後年度に負担を及ぼすこととなりますけれども、その年度、年度における事業等の執行には、どうしても地方債が必要でございます。現在、政府の資金によって賄われる地方債と、縁故債と申しまして、民間の金融機関等によって賄われるものとございますが、これらの地方債の長期低利の資金を大幅に増額していただくことも必要であろうと考えております。

なお、本年度から大都市につきましては事務事業税が新設され、大都市の税源の補てんを行っておりますが、これらは単に人口段階によって事務事業税を課税できる云々という課税権の議論を行うのではなく、少なくとも、その地域の実態に応じて、都市化現象は必ずしも50万なら50万以上の市のみにあらわれてるのではなく、隣接する衛星都市についても当然、そうした要素がございますので、一定の人口段階でなく、一つの大都市のゾーンというか、地域的な観点から課税できるようにやってもらうべきではないかということも考えております。

非常に不十分な答弁でございますけれども、今後、本市の行財政のあり方につきましては、緻密に実態を十分調査検討し、行政のあるべき姿をつくり出していくように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくひとつご叱責、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(竹下義章君) 次。
- 市民部長(内田 繁君) 保育行政についてお答えいたします。

ご指摘いろいろございまして痛み入ります。まず、第一点の昨今の保育需要の非常に高まりにどのように対処するかのご質問だと思っております。保育行政の需要はご指摘のとおり、昨今非常に急増してまいっております。これは社会情勢の変化に伴いいろんな婦人層の社会への進出、核家族化による単位当たり世帯の増加等によるのではないかと言われております。これらの要望が非常に強くなってきているのが現状かと思っております。

このような背景を見まして、保育行政に携わる者といしましては、やはり保育所の整備充実、保育内容も十分充実してまいっておりますし、現在もその方向に向かって進んでるわけでございます。今後においてこれらに対処する具体的方策について申し上げ、ご理解を賜りたいわけでございます。

いままでからもご答弁申し上げましたとおり、やはり地域別の児童数の把握がまず必要であるということで、実態把握に専念したい。それから、現有施設の分布状況あるいは人口の急増地域、それから要保育児童数を十分つかんだ上、地域の実情を踏まえながら年次的に計画を立てていく。無論、これらの計画を立てるについても、実施面ではやはり市の財政力というものがありますの

で、これらの財政力を踏まえながら新築なり、増改築等も考えていきたいというのが、この対処する考え方でございます。

それから、2番目の緊急的な措置についてでございますが、ご指摘ももっともで、そのとおりでございます。児童福祉法にうたわれたとおり、保育に欠けるということになれば、何らかの措置をしなければいけないことは重々、われわれも認識しておるわけでございますが、現在の既存の施設そのものも非常に狭あいかつ定員オーバーして現在保育しておるという実態で、そのような事態に対しておこたえできないのは残念でございます。これについても、定員内で、あるいは全部定員を切っておれば、そういう緊急的な問題も解決するという考えもございますが、何分、保育需要が急増してまいりましたので、そういう緊急的な要望にこたえられない現状かと思いません。これについてもそういう措置ができるよう、今後、十分精査検討してまいりたい、かように考えますので、ひとつご了解賜りたいと思います。

8番目の入所措置に問題があるんじゃないかというご指摘もありました。非常に私自身、そのような入所措置については、ある程度不合理的な面も見受けられます。現在の入所措置についてはご存知のとおり、児童福祉法第24条の規定によりまして措置しておるわけでございますが、この措置基準というか、いわゆる規定そのものは非常に大きっぱ、抽象的でございます。これらの規定に一定の措置基準を設けまして、現在、そのような基準に照し合わせまして措置いたしておるわけでございますが、その措置基準そのものに何らかの不合理的な矛盾があるようにも見受けられますので、今後これを是正すべく鋭意検討してまいりたいと考えるわけでございます。

4点目につきましては、これはいまの情勢からいたしまして、5歳児についても義務教育化といった声も出ておる中でございます。われわれ保育行政に携わるものとしていたしましても、やはりそれらを踏まえながら保育の内容の充実に努力してまいりたい。無論、5歳児の分についても、保育部門だけでなく、教育委員会所管の幼稚園等についても、教育委員会の方針どおり、われわれも教育委員会に要請いたしまして、教育部門とともに保育行政の充実に努めてまいりたい、かように考えるわけでございます。当を得ない答弁かと思いますが、一応お答えいたします。

- 副議長（竹下義章君） 次の答弁。
- 交通公害課長（梶木岑雄君） お答え申し上げます。

第8点目の環境問題についての自転車駐車、自動車駐車場等につきまして、私のお答えできる範囲内で申し上げたいと思います。

駅前自転車置き場につきましては、6月市議会並びに先般の交通公害対策委員会、また、その他の機会において再三ご指摘を受けておるところでございます。私ども関係者も警察当局と再三会合を持ち、その対策を協議しておりますが、遺憾ながら、まだその結論としての解決策を見出

すまでに至っておりません。ご承知のように、駅前付近には物理的にも自転車置き場としての公共用地がない現状から、われわれ交通公害課といたしましては、道路または歩道の一部を置き場として、というふうなことも考えてはおるわけですが、仮に置き場を設置したとしても、現実的な面から申し上げますと、約8、400台になんなんとする放置された自転車を収容することは不可能でございます。やはりはみ出し現象が生ずることは必定かと思えます。歩行者の通行妨害、緊急救急車の交通公害ということで、従来からも自転車の利用者に対しましてビラ等を張って個々に訴えてまいっておりますが、全く無視された実績もございまして、自転車利用者のマナーの欠如といったことも問題ありと考えられるわけでございます。また、われわれ関係者の協議の中では、いろいろ強硬策なり、あるいは柔軟策といった対策も検討してまいっておりますが、決め手となるべきものはなく一長一短でございまして、それぞれ付随して生ずる問題がまた論議の焦点となるなど苦心しておる次第でございまして、今後とも警察を初め関係部局との協力を重ね、よりよい方策を捻出したいと考えております。

なお、行政責任の位置づけにつきましては、横田議員さんの意を帯しまして、将来計画を行政課題として早急に検討していきたいと考えておりますので、ご了解を賜りたいと思えます。

なお、2点目の自動車駐車場でございますが、公社所有地の一時活用というご提言もあったわけでございます。私としても国有未利用地を都市交通対策のために転用について、という関連了解通達も参っております。これによりまして参考までに申し上げますと、大都市に所在する国有未利用地を駐車場、自動車ターミナル、道路等の整備に転用することを努めることとするという努力義務を課しておるわけなんでございますが、地方公共団体及び公社等の所有にかかる未利用地についてもこの方針に準じて措置するよう、というふうにもうたわれておりますので、関係部局に要請いたしたいというふうにも考えております。とともに、駐車場法といった関係法令もございまして、こういった関係法令を十分に生かすよう、今後とも自転車対策同様、行政課題として考えていきたいと存じております。ご了解願いたいと思えます。

(副議長退席、議長着席)

- 議長(池辺秀夫君) 次。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君) 公衆便所についてお答えいたします。

われわれも常にご指摘につきましては頭を痛めております。本市の表玄関に公衆便所が充足されておらず、民間機関の施設を利用させていただいているのが現実問題でございます。しかしながら、この問題等につきましては、われわれといたしましても、府中駅前環境整備、美観といった問題も考え、当然、意を配らねばなりません。いまのところ、ご趣旨におこたえするよういろいろ検討しておりますので、この点ご了解賜りたいと思えます。

具体的に申し上げますと、寧ろショッピングセンター、阪和ストア等の民間の方々からも切実な要望が出ておるのは寧ろでございます。これらにつきましては、十分われわれも内部検討して関係部局とも協議して努力をしていきたい、かように考えております。

2点目の環境整備課の職員の充実についての所見を聞かせということでございます。ご指摘のとおり、現在22人の職員中に病欠者もおります。ただ、私の考えといたしましては、当然、本市の進み行く文化、社会の中で、これらを解消するためには、環境整備課に課せられた職務は非常に重大だと考えます。そのためには、かねがねわれわれの方でも検討しておりますが、来年度予算に向かって機械化の導入を積極的に図っていきたい。それと合わせまして、現状の担当職員の充実等について、関係部課とも協議して市民の要望にこたえてまいりたい、かように考えておりますので、ご了解賜りたいと思います。

○ 16番(横田憲治郎君) 財政運営の問題で基本的なとらえ方ですが、これはやはり長年にわたる中央政府の経済成長政策の大きなひずみとしてインフレが一度に吹き出し、石油ショックによって極端な総需要抑制という極端から極端への転換、一方、地方自治体はと言いますと、俗に3割ひもつきと表現せられるような根本的な命題、問題点というものを、私たち地方自治に参画する立場の者が認識した中で、強力な現状の対処策を考えるとすれば、私は総務部長が先般の定例会で発表したプロジェクトは画期的な措置として待望しておったのでございます。まことに日々の行政需要に対処することでいまだに日の目を見てないことは残念でございます。各般にわたる財政の問題点があるわけでございますが、本市行政の最大課題としてとらえなければ、いわゆる理論あって中身なしの現実的相移がなされるんじゃないか、いろいろと税源の配分、あるいは超過負担の国と地方との認識論、総務部長の展開する理論は理論として、私も当然だと思う。ところがたくさんありますが、あくまでも、理論に終始してるとはいけなと思います。地に足がついたという表現がありますが、そういう立場でひとつ進めていただきたいことを強く要望しておきたいと思っております。

ここ持って困っているいろいろ言うてますが、結局は財政を考慮したらどないもできんという結論しかないように思いますが、前向きで取り組んでいただきたい。ただ、断るたくさんこしらえて行政運営がしやすい、保守行政がしやすいようにするという方向性をとったら困ると思う。核家族という問題、婦人の社会進出という問題等いろいろあると思っておりますが、やはり純粋に法に精神に照らして、和泉市でどれだけの施設が地方公共団体として必要なのかということを経営的に検討すべき段階にきているんじゃないか。ただ、つけ焼き刃的に、今年何人足らんんだから来年は何カ所つくろうという場当たりに処理してきたんじゃないかと思っております。今後の課題として、行政の立場としてここまでやらなければならないんだという一つの目標、何ぼつくったって

追いつかんという考え方でしょうがないということで推移すべき問題ではないと思いますので、そういうことも思い合わせてもらいたいと思います。

清掃問題の公衆便所のことで、次長の答弁では前向きで検討する、来年に向かって何とか位置づけできる方向でやる、また位置づけできるんだという方向で検討するということで確認してもよろしいか。その点の結論だけ最後に。

それと、自転車、自動車置き場の問題ですが、これは道路管理者の立場から市にも責任がある。事業部の問題だと思いますが、そういうことで、これも用途の指定はちゃんと位置づけができる。またしてる。また、する方向で検討がなされている。いま聞いてると、何も位置づけの張りつけがないから、ただ、迷惑にならんように整然と置けとか、何日以上置いたら撤去するということができてない。位置づけするためには、やはりいろんな問題、ネックが出てくると思う。私が提案してるわけですが、基本的には国鉄用地の一時割愛の利用ということが、一つの大きな目標になってくると言ってる。これは一つの方向性を目指して、コップの中という形じゃなく、一つの拡大していく方向での目標を設定すべきじゃないか。道路管理という現実の課題から言っても市に責任があると思う。また、バイロロジーの奨励という立場から言っても責任があると思う。前向きで検討するということでしたが、駐車場の問題も思い合わせて、ひとつ次期定例会には具体的に一定の前進した姿でご報告できるように要望しておきたいと思います。

○ 産業衛生部次長（山本俊兼君）

公衆便所の件につきましては、われわれといたしましては、51年度に実現することに向けて検討を重ねていきたいと考えております。

○ 議長（池辺秀夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時9分休憩）

(午後 8 時 46 分再開)

○ 議長(池辺秀夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 議長(池辺秀夫君) 引き続き一般質問に入ります。

次に 7 番、田中包治君

○ 7 番(田中包治君) 和泉市政と公権力の利用について、という二つの問題について質問いたしたいと思います。

ご存知のとおり、今年 11 月に市政いわゆる行政権の問題を通じて市長選が行われることは皆様ご存知のとおりだと思います。したがって、明るい楽しい市政となるためにはどうあるべきかということ、それから、行政権がある一部のの人々によって阻害されているのではないかという問題。もう一つは、和泉市政という、俗に言う公権力、この資本によって、金融資本から金を借って土地買収をしておるところの公社の問題、この二つの問題をからめながら質問いたしたいと思います。

第一点に、いわゆる市政の中で行政権の問題ですが、何かしらわれわれ議員として理解できない問題が多々あるのではないかと考えております。たとえば市道認定にしても、青葉台の土地において家が全部建っておるけれども、これは市道の認定しておらない。

ところが緑ヶ丘の土地は、わずか 820 軒の中で 200 足らずしか家が建っておらないのに市道認定をしておる、片方が大資本、片方が小さいからやらないんだ、こういう問題が非常に私たちとしては理解、納得のいかない問題だと思います。

もう一つ、考える場合において、行政権の問題として、いま皆様方がやっておるところのいわゆる対市交渉、セクション交渉というものは、明らかに行政権を放棄しておるものと私は考えております。もし、皆様方がこの問題について行政権を放棄しておらないというのなら、その理由を明らかに答え願いたいと思います。

第二点に公権力、いわゆる開発公社の問題ですが、先に松尾議員が質問いたしました、王子町の買収をめくりまして、この土地をどういう理由で買おうとしたのか。もう一つは、この土地を買うまでに仮登記とか、そういう方法で再度、人が変わっておるということですね。通称言われる土地ころがしの可能性があるのではないか、こういう問題について質問いたしたいと思ます。

もう一つは、いま問題になっておりますところの山荘の1万㎡の問題にしても、跡場の跡にしても、一体あれを何に使おうとしているのか。使えないものを不動産業者らや、そういう人々が依頼すれば、無条件に市が金融資本から金を借りて買っておる状態をどう考えるかということ。

もう一つは、皆様方ご存知のとおり、大阪府においても、大阪市においても、替え地買収ということはやっておらないはずで、ところが和泉市だけはどうして替え地買収を行っておるのか、こういう点について、非常に疑惑と疑点を抱かざるを得ないと考えております。したがって、こういう問題について、はっきりと明快な回答を願いたい、そうでないと、どうせ11月の選挙で同和の問題、開発公社の問題は議論の対象となってわれわれに聞かれるであろうし、われわれもこれを明快に回答してやる義務があると思ます。したがって、この二つの問題を明確にご回答を願いたいと思ます。

以上、簡単でございますけれども、私の質問を終わりたいと思ます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 建設部次長（森 保君） 第一点の問題からお答えいたします。

ご質問の緑ヶ丘につきましては現在、市道認定をしておりますが、完全に住宅も建設してない中に市道が認定されておる。青葉台については、現在も市道の認定はなされておりませんが、その理由についてのご質問だと思います。緑ヶ丘につきましては、去る8月市議会において市道認定のご承認を受けたのでございます。青葉台につきましては、宅地造成に関する法律第7条によって、公共施設の引き取りは当然、市町村ですべき義務がございます。それに従いまして、緑ヶ丘につきましては市道認定、市に帰属したわけでございます。青葉台につきましては、現在、一部登記面等の公共の道路はすべて市に帰属する関係上、市道認定の事務がおくれていると

関係で、現在、青葉台については、市の管理課の方には書類が提出してございません。したがって、宅地造成法に基づけば、当然、告示した段階では市に帰属すべき市道ですが、そういった市道の分割と業務がおくれている関係で、青葉台の方は市に書類が提出されないという理由によって認定ができておらないという理由でございますので、簡単ですが、第一点目のお答えを申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 同和对策部長（佐原行雄君）

2点目についてお答えいたします。特にこの場合は、解放同盟との対市交渉、セクション交渉を指していると解釈いたしまして、この分について総括的にお答えいたします。

対市交渉につきましては、私の記憶では、42年当時から現在まで相当数やっつてるわけでございます。今後とも起こり得るといふ観点から、一応、これについての持ち方、あり方について見解を申し上げます。

議員さんのおっしゃる行政権の放棄という点についての考え方に対して、一定の考え方を申し上げます。対市交渉、セクション交渉を持つ以前には、常に事務当局としての事務的な折衝というのが行われております。対市交渉だけで事業を行っておらず、常に細部にわたる事務折衝を行っております。ただ基本的には、対市交渉をして、そしてセクション交渉、事務折衝するというケースと、あるいは具体的に事務折衝の詰めの中で大衆に明らかにすべきであるといった点については、ともに研修するという一面も含め、対市交渉あるいはセクション交渉が持たれていると解釈しております。行政権の放棄とは考えておらないというのがお答えでございます。

3点目で、王子町の買収云々で青少年グラウンドの点ではないかと思いますが、これについてどういう理由で買い取ったか、買おうとしたのかということにつきまして、お答え申し上げます。46年当時、大阪府が府連との交渉の中で、少なくとも、泉州、河内ブロックに府営の青少年グラウンド設置の要求がありました。それが具体化の理由の中では、泉州の中で和泉に誘致をしてはどうかという一定の方向がございました。これにつきましてはもちろん、大阪府に対しても具体的な打ち合わせはいたしておりますけれども、当時、この青少年グラウンドを所管する原課は確定しておりませんでしたので、同対部においてこれの決着を取り、開発公社に委託いたしました。

理由としては、先ほど申し上げましたように、大阪府府営の青少年グラウンドあるいはそれが現実にできない場合は、和泉市の教育施設の形の中で対処していこうじゃないか、こういうことで決着を取り、買収したわけでございます。これは現実には泉州方面にはできませんでしたが、私らがその後折衝した中では、泉南市に先に設置ができてしまったという実情でございます。

以上が青少年グラウンドを買収した、買おうとした理由でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 用地担当理事（西川武雄君） 3点目の問題につきましてお答えいたします。

山荘の土地並びに劇場跡の土地の問題につきましては、これは第3者の方は介入いたしておりません。これは地主と公社職員等をもちまして、直接交渉して買収しております。

なお、山荘の土地の買収目的でございますが、亡くなられた当時の市長といろいろこの買収目的について協議したわけでございますが、たまたま市営火葬場並びに録園墓地の問題、これらの計画の中で防衛庁と交換する上におきましては、どうしてもそれに伴う替え地が必要だとの協議の中でこの用地を買収したわけでございます。

しかし、買収してから以後、ご存知のように市営火葬場につきましては、拡張ができないという現状になってきたわけでございます。そういう中で、現在、公社が先行取得したまま保有しているわけでございます。

なお、最後の代替地等の問題でございますが、ご指摘のように大阪府なり、大阪府につきましては、代替地の先行買収はやっておられないのに、なぜ本市において買収をしているのかという関係でございますけれども、本市の場合、同和対策事業として行っておる環境改善整備事業の中で、持ち家という自分で土地、家を持っておられる。なお、借地で自分で家を建てておられるという方々が約800戸あるわけでございます。その800戸のうち、どうしても公的な代替用地として必要と思われる方が約500戸あるわけでございます。これはすでにアンケート調査でこれらの数字を把握しております。いずれにしろ、この500戸の持ち家の方々に提供できるように、本市といたしましては、この代替用地の目的をもって周辺において買収しているのが、現状でございます。

以上でございます。

- 7番（田中包治君） それでは、順番に再質問したいと思います。

問題は、市道認定の場合に、野村という独占資本であるから早くした。それに市役所が弱いからやったんだ、こういうことですね。というのは、あの緑ヶ丘はわずか600余しか建っておらない。道は使えない。使えない道をなぜ認定したか、これを聞いてる。使える道なら話は別や。工事してるから全部道を押さえている。なぜそれを認定したか。市道というのは、使うために市道認定するんでしょう。使わぬ道を認定するのか、どうなんですか。

- 建設部次長（森 保君） 市道認定している個所は、すべて舗装している場合もあります。
- 7番（田中包治君） そんなこと言うてへん。舗装やなくて、使われへんと言うてる。
- 建設部理事（林 徳次君） まず第一点、議員さんのご質問の疑点については、特に開発者の

性質によって、いま具体的に申されましたように、資本が大であるとか、小であるとか、あるいは開発者が官民であるとか、そういった性質によって市道の引き継ぎを早めたり遅くしたりした事実は全くございません。この疑点をまず冒頭、晴らしていただきたいと思います。事例を申し上げますと、三井団地しかり、鶴山台団地しかりでございます。

しからは、どういった基準でやっているのかというご質問があるかと思いますが、合わせて、ただいま申されました管理の問題も含めてご了解を得たいと思います。まず、先ほど森次長が申し上げますように、資本の大小とかではなく、いわゆる旧宅造法に基づく一切の工事が完了し、協定どおり引き継げる条件に達したものは当然、申請がなされ、引き継ぎをいたすものでございます。したがって、議会にご提示を申し上げ、ご議決を願うということに相なる次第でございます。

ただし、青葉台につきましては、細かい点は残念ながら私、承知してませんが、未登記物件、里道と官有道路等の登記面の未整備があるという細かい理由があり、いまだにその条件が満足されていないということでございます。

なお、しからは使えない道路をなぜするのかというご疑念に対しましては、これは家の建ち方がたとえば100%近い状態に達していないとかの基準も、先ほど申し上げましたとおり、認定の判断の資料にはならないのでございます。その後たまたま、家がほとんど建ってない認定後の土地に、お買いになった方がその敷地に工事を始められたりすることによる歩道の占拠あるいは業者による道路の乱れ等が現実にあることは事実でございます。この点につきましては、認定して和泉市道である以上、市道の管理責任者としてのわが方の責任は免がれないと痛感しております。したがって、管理上の問題は先日、協議会でも申し上げましたように、近々、今週中には直接現場へ参りまして、業者あるいは施主にお話し、管理責任を果たして市民の通行に支障を来すことのないように責任をもって処理したい、そして、安全を確保するというで現状をご理解願いたいと思います。

以上です。

- 7番(田中包治君) 理解せよと言ったって、家を建てようとしたら道を押しやるのははっきりしている。青葉台の方は全部家が建ってます。こっちは820軒の中で200軒しか建ってません。これを認定している、宅造の申請があったからということですが、独占資本だから帳面上を合わすぐらいは何ほでもしますよ。要は、市がこれを認定するか。せんかの問題ですよ。市が認定せんなら、向こうが管理し掃除したりする。市が認定してしまうから何もしない。その点をはっきり言ってる。よんた方は金融資本だから、独占企業だから弱いという市の行政権があると思う。大企業の場合は早く、また、市民やその他に迷惑をかけてる。

それから王子町の土地ころがし、これは仮登記を2回やってるはずですよ、そして買うてる、
どういう意味ですか、それともう一つ、仮登記をやっておる以上、その中でだれかがもうける
はずだが、その税金はどうなってるんか、はっきり聞きたい。

○ 用地担当理事（西川武雄君）

ただいまご指摘の王子町1186番地周辺の甲地の問題につきまして、所有権移転の仮登記と
いうご指摘がありました。私ども、この用地買収交渉に入る時点におきましては、すでに完全
に所有権移転登記が行われております。仮登記の段階で交渉に入った云々ということはないわけ
でございます。

なお、前の所有者が買われる段階におきましても、そういう仮登記云々というものは一切うた
われてなかったということでございます。

○ 7番（田中包治君） それでは、必ず所有者から買うてますね。もし違ったらどうしますか、
いわゆる1年でも2年でもよろしいわ、所有者があつて、そこから直接買うてるのか、あるいは
仮登記のところをかうてるのか、あるいは2回やってるか知らんが、どういう経路をたどつて買
うてますか。

○ 用地担当理事（西川武雄君）

いま申し上げましたように、所有権移転が完全に終わった以後において買収交渉してるという
現状でございます。

○ 7番（田中包治君） それやったら、1年か2年余で何回登記をやってますか、

○ 用地担当理事（西川武雄君） 1回でございます。

○ 7番（田中包治君） 1回やったらええとして、府中の劇場の跡やとか、あれはどないします
ね、何に使うつもりですか、山荘のところ、あるいはサントリーの横、あれは何に使うつもりで
すか。ただ、ブローカーが売りにきたからかうたんでしよう。

○ 用地担当理事（西川武雄君）

ご指摘の山荘並びに劇場の跡については、そういう第三者の介入は一切ございません。直接、
地主から買収しております。

なお、サントリー周辺等の用地買収についても、あくまでも、市の環境改善整備事業に伴う代
替地、すなわち持ち家としての一団地の形成が必要であるという形の中で買収に入ったわけで
ございます。ほとんどが、長年持っておられる地主の方々から買収しており、一部、先ほどご指摘
のありました移転登記一年ないし二年以後の方と直接買収交渉したこともあります。ほとんど
が、長年持っておられる地主と交渉して買収したというのが現状でございます。

○ 7番（田中包治君） サントリーの横は同和対策事業用地と書いてますね、同和対策というの

はどういう意味か知らんが、どんどん先行投資して、それが替え地や替え地と、ほしいなら、そのほしい土地を市があっせんして買うたらええ。これが普通の行政機関のやり方でしょう。

もう一つ、土地を買うた場合、土地の認定は銀行がやるが、銀行の査定は受けておるのか、おらないのか。銀行が査定して大体六割の金を貸しますというのが評価ですが、その評価を受けてますか。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 公社並びに市といたしましては、土地買収に際し銀行の査定は受けておりません。公認の不動産鑑定士の鑑定は受けております。

○ 7番(田中包治君) そうなるとね。結局突っ込みで公権力を利用して、ええ目して買う、こういうことですか。損したら市の税金から取りますということでしょう。大阪府にしろ、大阪市にしろ、替え地ということはしてないはずです。どこもやってくれないはずです。替え地をやるということは、不動産業者が土地があっせんしてもらうけようかという考え方でしょう。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 本市の替え地の問題につきましては、先ほど来ご説明申し上げましたように、同和対策事業の一環として行っております。これらの代替地の団地造成等の問題につきましては、これは本市だけでなく、大阪府下の中にも何市かございます。それらの団地造成する中で、公共用地、すなわちその団地内の地区内道路なり、それに伴う児童遊園地的な公共用地、これらの用地代並びに造成費等はすべて補助対象となっております。一団地を形成していくべく、代替用地として買収しておるものでございます。

○ 7番(田中包治君) そう言いわけしたかてね、土地改良法に基づいて家を建ててる、同和事業として、そうでしょう、家のない人は家建てますということで800軒か建ててるが、替え地の問題と別個ですよ。替え地というのは、普通の人が、ここへ道がかかかりますとなって、どこか土地があっせんしてくれませんか、あっせんするのが替え地です。先にお金を貸して貰うのと違います。そりや、市役所という信用によって金は何れでも貸してくれる。公権力を利用してんだからね。政府が20兆の財政投資を資本家にしてるのと同じで、金は幾らでも貸してくれますよ。しかし、その損失はだれが補償するかということです。劇場の跡、何ぼぐらい金が必要か知りませんが、あの土地の金利はだれが補償しますね、当分は公社が補償するでしょう。しかし、買い手がなかったら、いずれは市民の税金から補償せないかんわけでしょう。わしはそれを言ってる。替え地というのはそう簡単にすべきものでない。ここで事業をやるということで集中的に買うということはわかる。しかし、何もせんさきから替え地、替え地と買って、約120億程度やと思う。年1割にしたら10億です。10億の金利を払って使うところが半分しか、3分の1しかない。これで市民が納得しますか、私はそれを言ってるわけです。それででありながら、片方では保育所へ入れないとか、基準が足らんとかで飛ばされてる。1日に3.20万円の金利を

払って、事業の補助の付いて買うならわかるんですが、替え地ですよ。替え地というのは使わない土地でしょう。使う土地と違います。そういう使わない土地に1日に320万円も金利を払って、そして、これがガラス張りの和泉市政と言えるかどうか、はっきり言いたい。

それから、同和行政の対市交渉対セクション交渉は行政権を阻害しないと言うが、条例で同促協の設置が決められ、こうしますとなっている。人をばかにするのもええかげんにしなさい。同促協をつくって、同促協が窓口で交渉しますとなっている。条例どおりつくらんと行政権の侵害ではないと言ってるが、侵害してる。町会長が来たら、市長は町会長と交渉して判を押すか、押さんでしょう、そんなばかなことはせんでしょ。行政権というものは、そんなもんでない。行政権というのは、市長の権限に基づいて市民全般の前に行政権を発動するわけでしょう。これが10万市民のためにいろいろバランスシートを考えてやるわけでしょう。同和事業はそんなばかな話はないぜ。同和事業というのは、解放運動の中で解放していくことでしょう。その中でおくれた設備、その他のレベルを上げていくんだということです。そして、いわゆる差別をなくする、いろいろ中でやるべきだと判断してる。特別扱いじゃないわけです。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 先ほど代替用地が120億というお話がございましたが、49年度における公社の借入金が127億、そのうち公共用地、すなわち完全に事業の張り付いている土地が約85億ほどございます。だから、公社として現在、代替用地として先行買収しております土地につきましては、約30から35億でございます。その点ひとつよろしく願いいたします。

○ 7番（田中包治君） ただ問題は、85億は予定があったと仮定しても、今年度に実施せえへんでしょ。35億というたら年間3億5000万円、確かにここの金利は高いと思います。1割やと思います。年間3億5千万円の金利を払うてる。和泉市の税収が35億、余り言いませんが、そんなばかな話ないですよ。

○ 議長（池辺秀夫君） ここでお諮りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

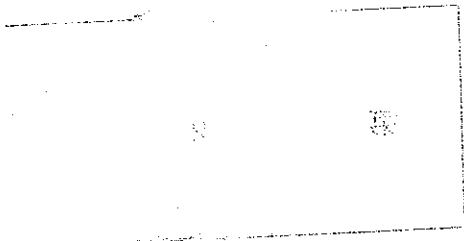
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻ご参集のほどをよろしくお願い申し上げます。

（午後4時23分散会）

第 2 日



昭和50年9月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所講場に招集した。

出席議員(22名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	29番	竹内修一君
13番	藤原利一君		
15番	上代卯之松君		

欠席議員(3名)

9番	出原武司君	22番	関戸正一君
28番	坂上園治君		

地方自治法第121条の規定により、議長より講場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	氏名	職	氏名
市長	藤木秀夫	重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行
収入役	橋本炳	総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	総務部次長兼人事課長	門林六男
重要施策推進室調査担当	松林保	秘書課長	杉本弘文

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広報公聴課長	竹田 明 郎	農林課参事	佐藤 貞 夫
企画課長	大塚 孝 之	農林課参事 (畜産担当)	青木 太 郎
財政課長	麻生 和 義	交通公害課長	梶木 岑 雄
管財課長	中尾 宏	環境整備課長	吉田 利 秀
資産税課長	中川 鉄 也	環境整備課参事	山村 昇
市民税課長	吉田 種 義	予防衛生課長	神藤 恒 治
納税課長	吉田 日出男	予防衛生課参事 (診療所担当)	農端 小 一
同和对策部長	佐原 行 雄	建設部長	中塚 白
同和对策部次長 兼総合調整課長	生田 稔	建設部理事	林 徳 次
連絡指導課長	向井 洋	建設部土木課長 兼建設部次長	森 保
隣保館長	萩本 啓 介	建設部次長 兼区画整理課長	中西 淳 富
市民部長	内田 繁	管理課長	西岡 正 志
市民部次長兼福祉事務所 長兼社会課長事務取扱	高橋 新 平	計画課長	山崎 琢 磨
保育課長補佐	竹本 為 重	建築課長	中上好 美
保育課参事	藤野 健 藏	区画整理課参事	山本 襄
福祉課長	橋本 博 也	開発課長	前田 守 正
市民課長	明坂 貞 士	下水道課長	大浦 行 男
住民情報室長	明坂 文 嘉	地区改良事務所長 兼改良総務課長	遼野 一 郎
保険年金課長	逢野 博 之	工單課長	笠木 恒 忠
福祉課参事 (老人解放センター担当)	香味 年 寛	会計課長	北野 敦 雄
産業衛生部長	宇沢 清	選挙管理委員会事務局長	青木 孝 之
産業衛生部次長	山本 俊 兼	監査委員	堀田 徳 治
商工課長	岩井 益 一	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	山本 亮 夫
農林課長	角谷 泰 夫	農業委員会事務局長	杉本 忠 彦

職	名	氏	名	職	名	氏	名
教育委員長	堀内	由延	浄水課長	岸本	孝二		
教 育 長	葛城	宗一	病院長代行	岩見	洋		
教育次長兼管理部長	阪東	重信	病院事務局長	平野	誠蔵		
指 導 部 長	乾	武俊	庶務課長	藤原	光夫		
管理部次長	広岡	史郎	業務課長	大宅	清臣		
総務課長	松村	吉堯	経理課長	守田	勇		
学校教育課長	本木	伴則	消 防 長	和田	増義		
同和指導室長	末田	英一郎	消 防 署 長	南口	主雄		
指 導 課 長	高橋	貞良	甲地招当理事局長 兼土地開発公社事務局長	西川	武雄		
社会教育課長	坂口	雄一	用地招当参事局長 兼事務局長	橘本	昭夫		
水 道 部 長	田中	稔	総務課長	藤原	永一		
水道部次長兼工務課長	福本	喬久	用地一課長	岸田	秀仁		
総務課長	中辻	寿夫	用地二課長補佐	坂田	平之		
管 業 課 長	原	美助					

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 北 野 丈 夫
 次 長 吉 岡 昭 男
 議事・調査係長 西 垣 安 高
 調 査 係 浅 井 義 一
 議 事 係 山 本 雅 俊

(午前10時40分開議)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、皆さんおはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には昨日に引き続きご苦労さんでございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは15名でございます。欠席の届け出のある議員さんは出原議員さん、坂上議員さん、遅刻届け出のある議員さんは藤原利一議員さん、その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。

現在、15名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

ただいまより一般質問に入るわけですが、いつものことながら、質問される議員さん、答弁される理事者は、お互いに当を得た発言をお願いしたいと思います。特に理事者は質問の要旨をはっきりととらえ、簡明瞭かつきつた的確にお答え願いたいと存じます。議事進行にご協力のほどを特にお願ひ申し上げます。

それでは、昨日に引き続き一般質問に入ります。20番、寺田 茂君。

- 20番(寺田 茂君) 私の一般質問の通告の中で先日、交通公害とか、いろんな面で各議員さんから出た分につきましてはできるだけ省くことにいたしまして、順を追って質問の内容を申し上げます。

まず第1点の「学校教育の指導について」というふうにしてありますが、これの一つ目は教育委員会のあり方、それと、その中から出てきました校区変更の問題を質問したいと思っておるわけです。

まず、学校教育の教育委員会の問題なんです。教育基本法では「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として……」、こういう形の中で「心身ともに健康な国民の育成」、これが教育基本法の基本的な問題とされておりますが、最近、特に政治的、暴力的な学校の中での大変な問題が多々あるわけです。ご存知のように兵庫県の入鹿高校の解同朝田派による学校の校長、また教育委員会、また教頭まで巻き込んだ大きな問題がありました。その他にも兵庫県の姫路小、また近くの大阪では難波中学、このように大変な問題が出てきております。

これはすべて政治的な問題もまじりまして、その中で暴力に負けながら、学校の中では今度は逆に先生に向かって大変な問題を投げかけているというのが現状なわけです。

こういう中で今後、和泉市にこういう問題を起こさせない、また、そういうときには正しく公正に暴力排除に対処することが、教育委員会の一つの大きな問題になるんじゃないか、このことを私は特に指摘したいと思います。いま、兵庫県と大阪市内の問題を申し上げましたが、この和泉市でいま政治的には云々の問題がございますが、生徒の中で暴力事件がかなり発生しているということも私も若干聞いておりますので、これは教育委員会をつかんでる範囲のところをご答弁願いたい。ただ、私から若干指摘させていただきたいのは、石尾中学校なり、また、和泉中学校で9月18日に問題が起こっておるわけなんです、これらについて教育委員会からいままでの経過、また、これからどうしようとしているのか、この点について若干披露していただきたい。

こういう中で第3点目の校区編成の問題に入るわけなんです、私の若干知ってる校長先生が、先ほど申しました前の部分でこういうことを言ってるわけです。私も生徒が全部正しいとか、先生が全部悪いとか、教育委員会が悪いとかは何も言っておりませんが、特に山手の方では、南郷6カ村合併のときに校区で大きな問題があった。このことによって村単位で勢力争いのような形が、いまでも尾を引いている。こういうことをある校長が言ってる。

それと逆にこの間、私も適正審議会に出たわけなんです、いま同和校として第2中学校が建設されてますが、この審議会の中でまた、これも違う校長先生なんです、小さいから体力的、学力的に遅れていく、だから、第2中学校をマンモス化する、そして生徒の育成に当たりたい。このような和泉市の中で2つの問題点が出てきている。

だから、教育委員会としても、われわれとしても、また、子を持つ親としても、本当に教育の観点からどのような立場が正しいか、このことを私はお聞きしたい。

ご存知のように適正審議会の中では、同和地区のある婦人会の会長さんまでが、これは大変大きな問題を残している。もっとはっきりしてくれというような話もありました。この点は教育委員会としてはっきりさせるべきであるし、またこの間、8月号の広報に、第2中学校の予算も通り、建設に近づく。また、一番下に適正審議会から答申が出ます。だから、この答申によってもっともっと充実したものができるんじゃないか、このような書き方をされてたように思います。だから、答申というのが果たしてどの辺までできているのか。審議会を3回やってもなかなか決まらない。おそらくもっともっと混乱が起こっていき、答申なんてあり得ないと思っております。

また、この校区編成についても、基本的には小学校の校区によって中学校の校区が決まるのではないかと思います、まず、中学校の校区が先にできて小学校の校区ができることは、余り例を見ないことではないかと思うので、その点も含めて教育委員会にお尋ねしたいということが第

1点です。

次に、大きな2点目の交通公害、安全対策、テレビ公害と出しておりますが、いつのときでも簡単に話してくれたら、2回も3回も本会議で聞く必要はないんです。本会議で聞くのと、委員会で聞くのとかなり違うわけです。だから、私は委員会を充実して委員会でもっとやってほしい。本会議で寺田は何回もテレビ公害を言うてるというふうな残念なことのないようにきちんとやるべきではないか。まず、そういう観点から、今年安全対策の一つの中に、補正予算で府中信太山線、府中阪本線の中で735万円の追加があるわけですが、50年度の当初予算で一般財源から1,720万円、国、府支出金200万円という形で同じく組まれている。これができることになれば結構なんです。さすれば当初予算で1,720万円、国、府の200万円の予算対策でいままてどういう経過をたどってきたか。また、今度の735万円の追加予算はこの上に乗るのか、それとも別のところになるのか、この辺がちょっとわからない点なんで、これは簡単な問題だと思うので、ひとつ答弁願いたい。

それともう一つは、これも委員会で申し上げましたが、府中駅前のタクシー乗り場、今度は中学校寄りの道に移動したんですが、あの部分ではいつも駐車違反で罰金を取られたり、呼び出されたりで問題が多かった。ところが、いまタクシーがわがもの顔にずらっと並んでる。この問題は、駅前を緩和したということで現在解決できてるかどうか、私は決してできてないと思う。ただ権に寄っただけである。こういう問題をいつまでも野放しにするのではなく、早急に交通公害としてこの間の委員会でも出たように、次の本会議が始まる時分までには一つのめどを持ちたいと言われたんで、改めて私はここで聞きたい。

あの委員会の中でも交通安全週間が始まる時だったんで、和泉署の何とかいう課長が来て、この問題については苦慮している。私も何とかしたい。また、そういう問題は和泉市として考えてほしいんだ。このようないいかげんな話もありましたが、そういう中でどうしているかをお聞きしたい。

それから、テレビ公害については何度も聞いてますので、その後の経過について若干、町内会で聞くのと、私の聞いているのでは違うことがまた起こっている。だから、本当のことを、どういうふうにしようと町会長を通じて言ったのか、その点をはっきり言ってほしい。私の聞いている範囲のこととずれがきたときには、また質問しなければいけません。同じ問題を何回も質問させないようにきちんと答弁を願いたい。

3番目の地場産業育成について、私はこれにつきましては、第1点目の労働関係の問題、それから、2点目のみかん農家については、商工振興の答申が出ました。これも読みましたが、商工課長はこの答申の上に肉づけをした形で今後進めていくと言われてるので、この肉づけとはどん

な形でやろうとしているのか、この問題だけで結構です。

地場産業の3点目として農地の問題を取り上げておりますが、市街化区域農地の宅地並み課税につきましては、いまや大変大きな問題であり、また、政府、自民党は来年度からC農地まで課税をしよう。こういうことを着々とねらっているわけですが、44年の新都市計画からルールが敷かれて、46年地方税の改悪、そして、大都市圏のA、B農地の強行ということが現在まで行われているわけなんです。来年度からC農地についても宅地並み課税を強行していこうという形に対して、和泉市としては農地をたくさん持っている行政区であり、また、和泉市のC農地の対象は件数にして3,000余かありそうに聞きました。こうした大変なC農地に対する重圧の課税は、もちろん、農民の方々には反対であろうし、また、和泉市の行政としても、これにはきっぱりとした態度を持つべきである。このことが、地場産業育成の大きな貢献になるのではないか。この点についてお聞きしたい。第3点目の地場産業については、商工の答申を待って肉づけの問題と、いまの農地の宅地並み課税の問題を答弁願いたい。

それから、第1点目の教育委員会には、和泉市での生徒の暴力による問題があったかどうか、あったとしたら、どのように対処してきたかという問題をまずお聞きしたい。

若干、ここで戻りまして申しわけないんですが、こういうことになると、つい教育委員会なり校長先生というのは、担任の先生の方にはかなり問題があると言い、これではとても正しい教育のあり方というふうに私たちは思いませんので、この辺の行政の責任をはっきりしていただきたい。

それと、新中の問題について教育委員会にご質問申し上げましたが、そういう形でご答弁を願いたい。それを付け加えまして再度、お聞きしたい点がありましたら、再質問という形でやらせていただきます。私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 教委指導部長（乾 武俊君） 答えいたします。

まず、第1点でございますが、ただいま議員さんがご指摘なさいましたように、教育は、教育基本法に基づいて人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者をつくっていくということで、特に政治的にも中立でなければならず、また、暴力は正しく排除していかなければならないのはご指摘のとおりでございます。和泉市内の生徒の中でかなり暴力事件が発生しているということでございますけれども、最近、社会状況の急激な変化に伴いまして、その影響が心身ともに未成熟な児童生徒に反映し、教育の場における指導実践の努力にもかかわらず、一部生徒の間に問題行動が発生していることは、まことに遺憾とするところでございます。

ご指摘の件について2つの学校の名前が出ましたが、石尾中学校におきましては、私たちがつかんでおりますのは、3年在学の生徒の中に数名の問題行動を持つ生徒のグループがあり、

このグループに対して、学校長を中心として学校体制をもって、これら生徒の指導に当たっております。すなわち生徒指導主事を中心に、生活指導部としての、あるいは学級担任を中心とする個別指導、またPTA、父母との連繋による協力指導の網をできる限りめぐらし、最大限の努力を続けてきておるわけでございます。

その間、個々の生徒につきましては、一進一退を繰り返しておりましたが、現在に至りましてもなお全般的に良好な結果を見ていないという実態でございます。

学校としましては、学校長、教頭、生徒指導主事のもとに、各学年に8名ずつの生徒指導担当の教員を配置し、問題行動を持っておる生徒の悩みを聴取し、教師と生徒、生徒相互間、学校と地域との間の共通理解を深めながら問題行動の原因を取り除くとともに、PTA、地域社会との協力による個人指導に学校の全力を傾注する体制をとってございます。教育委員会といたしましても、校長の研修会等が今年の夏にも生徒指導の問題を取り上げて研修を深め、さらに、各中学校に配置される生徒指導主事の研修会を定例的に月1回、さらに、問題発生によって随時開いております。また、地域住民の中から委嘱いたしました経験と熱意豊かな教員の方、生徒指導主事、青少年補導センター員あるいは教育委員会の指導主事などで教助委員会をつくり、月1回そこで生徒指導のケース等をいろいろ分析、対処しております。

そういうことでございますが、冒頭にも申し上げましたように、現在、生徒間の問題行動を完全に根絶できないという状況でございます。この点は深く反省し、今後、さらに指導体制と機能の向上に努力していきたいと考えてございます。

なお、9月18日に発生した和泉中学校云々ということでございますが、現在、私たちの確認したところでは、この件につきましては、残念ながらつかんでございません。

それから、第2点目の校区の再編成の問題でございますけれども、適正就学審議会にお願いして審議を続けていただいておりますけれども、混乱などは、私たちは全然予想しておりません。特に今回の校区再編成につきましては、和泉中学校、信太中学校のマンモス校の解消と、阪和線以西地域における人口急増、それから3番目に、山手中学校という小規模校を抱えておる諸矛盾、この三つを総合的に解決するという観点で、適正規模の学校編成に近づけていくという観点でやっております。

なお、3番目に出ました小学校問題でございますが、阪和線以西地域の人口の推移等を見て、阪和線以西地域における小学校の新設が必要であるという考え方を持っております。その前提の上に立ちまして当面、和泉中学校、信太中学校の極度のマンモス化解消並びに山手中学校の小規模校の諸矛盾を解消するという観点で校区の再編成を考えておるわけでございます。

以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君）：次。

○ 交通安全課長（梶木岑雄君）：お答え申し上げます。

まず、第1点の安全対策でございますが、当初予算と補正予算との関連あるいは補正予算を組んだ経過といったものを申し上げたいと存じます。質問内容にもございましたとおり、当初における交通安全対策特別交付金対象事業としての交通安全施設工事請負費は、1,730万円を組んでおります。このうち歩道設置工事費として1,876万円を計上しておりますが、これの内訳といたしましては、府中阪本線、府中信太山線の2線でございます。しかしながら総事業費から勘案して1,376万円では、とうてい年度内にわれわれが考えております所定の延長ができないということから、国、府に働きかけまして補助金の獲得に当たったわけでございます。その結果、幸いにして国、府合わせて735万円の補助額が一応内示されたわけでございます。これに伴い今議会に補正計上した次第でございます。いずれの補正額も、それぞれ当初の計画しております府中阪本線、府中、信太山線の歩道の事業費でございます。

それからご承知のように、交通対策上、危険個所の安全対策と言いますか、そういったものに要する経費は、歳入財源を見てもわかりますとおり、交通安全対策特別交付金がこの財源措置になっております。当初1,800万円の歳入財源を見込んだわけですが、その後、交付金の決定額が1,541,800,000円と増額されましたので、それと先ほど申し上げました国、府補助金が735万円、それらの合計2,276,800,000円でございます。それで、この金額を消化するためには、どうしてもというよりも、幸いにして府中信太山線についても、われわれが当初計画しております全線に歩道設置ができるということに相なった次第でございます。説明不足ですが、以上申し上げたいと思います。

それから、テレビ公害でございますが、その後の経過について、ということと、議員さんが地元でお聞きになっております町会長との話のずれというご指摘もありますが、一応まず、その後の経過につきまして、私の方の考えあるいは自衛隊と折衝した経過等を申し上げたいと存じます。

先の市議会におきましても、一部経過説明をいたしておりますが、そのときに申し上げましたように新しく建ちました自衛隊官舎による付近家庭のテレビ被害につきまして、4月25日に一応、事前調査をやっておりますが、それにわれわれ、地元町会長も立ち会って見守ったわけでございます。その後、7月15日に事後調査ということでわれわれも立ち会っております。そして、この時点におきまして、事前あるいは事後調査の結果のデータを元にし、電波障害の生じた民家に共同受信施設によるテレビ障害対策を講じてほしいということで、市なり、自衛隊は一応の確認を見ております。

それと、この事後調査の時点で、今後どういう形でこの対策を講じていくかということにつき

まして、自衛隊とも協賛をいたしておりますが、その前段の問題として予想されるいろんな事態を考え、まず在来家庭のテレビ問題、それから新築の家庭のテレビ問題あるいは維持管理等の種々の問題について、今後検討の上住民と自衛隊において協賛をし、もちろん市があっせんを行い、そして協定書を結ぶなど一応予定しておりました。

その後、自衛隊の担当者が配置転換になり、その間ちよつと連絡にそごを来しまして、9月17日に隊としては共同アンテナを立てたという情報が入りました。そのことにつきまして、隊の方と話し合いを持ちましたが、今日も担当者に隊の方に行かせておりますが、一応、今日の時点では、以上のとおりでございます。

それから、ちよつと交通安全対策の問題で抜けておりましたが、府中駅前北通り線にタクシーを置く問題につきましては、先立っての委員会でもご指摘があったとおりであります。われわれとしては、近くタクシー事業者の3業者を呼びまして、この問題の対策を考えていきたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 商工課長（岩井益一君） それでは、第8点につきましてお答えいたします。

みかん農家の振興対策について、商工業振興対策審議会の答申にのっとって肉づけしてほしいということですが、私の方は商工課でございます。専門農家対策という面では主管課ではございませんので、的確な答弁にならないかと思っております。その点ご了承願いたいと思っております。

みかんにつきましては、これは商工業の分野かどうか疑問がありますが、本市の地場産業の中では特に繊維産業が中心でございますが、みかんにつきましては、農村工業としての発展から、繊維業界の景気推移と密接な関連がございます。こういった観点から、あえて商工業振興対策審議会の中にもとえられたわけでございますが、最近のみかん産地は大幅に老化する中で、いわゆる農作による不況とかで、業種転換あるいはサービス業への転換が起こりつつあるのでございます。そういった中で、地場産業振興対策という観点から、特に零細企業対策として、私どもの政策分野になるのではないかと考えてございます。

この中で特に大きな対策といたしましては、地場産業振興対策の転換指導対策、それから金融対策、転換に伴う相談指導等の観点を中心でございます。

なお、和泉市の産業全般についていかにあるべきかという観点につきましては、みかんといえども、繊維あるいは真珠といった産業と、それぞれ異業種間の関連ある産業という中で一体的にとらえていく。それで、本年8月に答申を見たわけですが、本年度の下半期の課題といたしまして、これらを具体的に推進していく機関として、実務課を中心に商工業振興対策推進協議会なる

ものを設置し、具体策を立てていきたい。かように考えてございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。
- 資産税課長（中川鉄也君） 市街化農地の宅地並み課税の問題についてお答えいたします。

46年の税法改正により市街化農地の宅地並み課税が実施され、その結果、三大都市圏に課税を限定しているということ。さらに、そのうち町村については宅地並み課税を除外しているということ。さらに、課税については、農業収益をはるかに上回る課税となっておること。さらに、登録農地保全に関する補助金交付要綱等により、大阪府が全市で一たん課税した税額相当分を補助金で交付しておること等、これらの問題から言えば、市街化農地、特に寺田議員さんご指摘のとおり、C農地にこの課税を拡大することは、われわれとして、さらに大きな疑問を抱くものであります。すでに9月25日に和泉市の農協組合長ほか1,300余名の方の署名による市長あて反対の要請、陳情書が出されておりますので、これらの趣旨にのっとり、十分検討して対処していきたいと考えております。

- 20番（寺田 茂君） 梶木課長に聞いた中でタクシーの問題が抜けてたが、これはあとで一緒に答弁してもらうことにしましょうか。

まず、学校教育の中で教育委員会の問題、私、二校の問題を参考にしながら話を進めていったわけなんです。これは確か25日か26日ごろ、教育委員会としては石尾中学校へ調査に行ったと聞いております。26日ですか、教育委員会から来たというふうに聞いたのですが、石尾中学校の3年生の中で若干、問題点があると言われてるが、この中身がもっと大きなものでなかったのかと思います。その辺の具体的な内容をちょっと、転校とか退学とか、そういう児童生徒がどのくらいあったか、これを聞きたい。それに対する教育委員会としての指導の面、これは何もなかったらいいんですが、もし何人かの問題があれば義務教育の中で大変だと思う。

私は一般質問はなるべく簡単に聞いてみたんです。教育長さんにも聞きましたが、ここにおられる課長さんにも聞いたと思います。そうすると、ほとんどの人が知らない。そういうことはありませんということ。中には若干、知ってる人もあったんです。最後に私、教育長のところに行ったら、全然そういうことは知りませんでしたということ。だから、私は教育委員会の中で、いま乾さんが言われたように、8年在学生の中で問題がありますよ、というふうに言うるんだから、こういう問題を教育委員会としては、一般質問が出てからやるというふうな指導の仕方の問題があると思うので、私は指摘しておるんです。

それと、乾さんに一番最初答弁をもらおうと思ったが、兵庫泉とか、いろんな学校の政治的な幹事の介入を許さない、そういうことが教育の場であってはいけないということも指摘しながら、もし、和泉市にあったときはどう対処するかと聞いた。この点についても、ひとつ今後の問題と

してお答え願いたい。

それと、各学年の3名の生徒指導の先生なんですが、私も中学生を持ってんですが、ちょっと思うんですが、昔は担任の先生がいろいろ問題があれば相談に応じ、そして放課後のことまでもいろいろ相談に乗ってたと思います。何でもかんでも、その先生に打ち明けられるという状態だったと思う。いまでも担任の先生がおられるが、その先生はそんな悩みも聞いてくれないのではないかと懸念するので、その先生についてどうのこうのやなく、いまの教育の中、また、自民党政治の中での問題でもあります。そういうことでは決して子供はよくなる、こういう暴力、非行のようなことが和泉市でもあるんですから、そういう観点から取り上げて今後の問題としてもらいたいと思うんです。

最後に、校区再編成について第二中学校を指摘しましたが、校区編成については混乱はないと乾さんが言われた。混乱はないとしたら、私は適正審議会であのような各分野から意見が出ないと思うんです。ところが、同和地区の婦人会長さんも大変なことを言うてました。そういうことは望んでいませんという発言もあったことはご承知のとおりです。そこらで、私は混乱がないとか、スムーズにいったらということではおさまらないのではないかと、いろいろ努力されてると思います。私たちの目から見たらそう簡単にはいかん。だから、中学校のあと小学校が建つという計画もありますが、校区編成が一番重要なときではないか。建物はできたが生徒がなかなか来ない。父兄が納得いかない。こういう問題は必ずあると思いますので、その辺について、余り簡単に問題はないということのないように十分やるべきではないか。3点ほど申し上げましたが、ひとつご答弁いただきたい。

- 教委指導部長(乾 武俊君) 3点ほどございましたが、まず第1点、25・6日ごろに石尾中学校に調査に行ったとおっしゃっておりますが、私たちは常に市内の各小中学校については、それぞれ指導主事を通して生徒指導、学習指導等あらゆる面について指導助言し、各学校を回っております。いまご指摘の石尾中学校の問題行動につきましては、十分にこの事件の発生の当初から調査し、指導に入っております。ただ、寺田議員さんの方からそういうご質問が提出されましたので、市内の各学校にさらにそういう問題行動がないかどうか、くまなく一応確認した次第でございます。

生徒指導主事と申しますのは、現在の問題行動あるいは問題行動に至る以前の子供の悩みという、非常に社会的な要因もからまって複雑になっており、これに対しましては、心理学的あるいは専門学的、社会学的な指導をきめ細かくする必要がございます。全校挙げて教職員がこれに取り組むために、一つの指導役、まとめ役になる教員が必要でございます。その意味から、生徒指導主事が府下の各中学校に府から特別に専門的な研修を経たのちに配置されてございます。

この生徒指導主事が直ちに問題行動を持った子供に直接当たるわけではなく、もちろん、学級担任の先生とも密接に連繋をとり、特にその子供の社会的、家庭的な要因等につきましては、担任の先生ともども、本当に心の通い合う指導をしていくという体制でございます。

いま、転校生の問題が出ましたけれども、先ほども申し上げましたように、石尾中学校には数名の問題行動の生徒がおり、そのような実態を背景にいたしまして、9月1日、この版にA君と呼びますが、A君の親からの転校希望が出てまいったわけでございます。このA君は、6月末ごろから先ほどの数名の問題行動グループとのつながりができまして、特に夏休み中に内田方面に遊びに行った折に問題行動を持ったグループから強要されまして、同僚の生徒間に若干のトラブルがあったのでございます。

このA君のご家庭におきましては、A君の親が毎日とことんまで話し合いをし、この問題グループから離れることができないかと話したそうでございますが、その結果、いまのままではどうしてもグループから抜けられないというA君の返事がございまして、始業式当日に親同伴で学校に参られ、転校の意思を表明してきたようでございます。学校としては、極力学校の指導体制を強化して、A君がこの学校で気持ちよく学習が続けていけるように指導を続けていく、その問題行動を持ったグループも含め、学校体制で指導していくということを学校長以下、担任の先生、生徒指導担当の先生が申されましたが、A君のご両親の転校の決意を翻すことができなかったようでございます。

先ほど申しましたように、私たちは生徒指導あるいは学習指導の面につきましては、直接すべて学校の先生や子供を指導するというより、常に学校長を通じていろいろと問題の報告を受けてそれに対処し、また、必要に応じて指導主事が現場へ出向いて指導しているという形でございますので、こういう転校について、学校当局の校長先生を通ずる説得にもかかわらず、ご両親のかたいご決意で手続をとられたのでございます。そういう実情でございます。現在転校しておりますのは、そのA君一名でございます。

それから、2番目の問題でございますが、校区編成でございます。これは審議会の過程では多面的なご意見が熱心に出ることは当然でございます。多面的なご意見をいただきながら共通点を見出していき、こういう考えでございます。

3番目に、兵庫県八鹿高校の問題等がご質問の中に出ておりますが、私は八鹿高校の現地をつぶさに自分で見て回り、確かめるいとまが現在ございません。いろんな情報を通じて意識しておるだけでございます。これについての判断は控えさせていただきたいと思っております。

もし、本市においてそういう事態が起こったら、ということでございますが、そういう仮定の上に立っての判断は、これも差し控えさせていただきたい。ただ議員さんがおっしゃったように、

教育は政治的に中立の立場で進めるべきは当然でございます、その決意は変わりございません。と同時に、同和教育推進に当たりましては、部落問題の本質をしっかりとつかみ、そして、部落の解放に向かって努力していきたいということでございます。

- 20番(寺田 茂君) その細かい点まで私は必要はないかなと思ったのですが、転校は一名と聞いたのですが、参考のために退学はないんですか。
- 教委指導部長(乾 武俊君) 義務教育の段階で退学というようなことはございません。
- 20番(寺田 茂君) 自分から進んでやめていくことは。
- 教委指導部長(乾 武俊君) どうしても本人が学校へ来ないとすれば、一定の期間内で根張り強く学校へ出て来るように勧告を続けていく。こういうことで義務教育の学校では、退学とか、そういうことはございません。
- 20番(寺田 茂君) この問題と関連して、石尾ではないんですか。
- 教委指導部長(乾 武俊君) ございません。
- 20番(寺田 茂君) 結構です。それと、教育委員会の全般的な問題になりますが、グループ内から一人転校するのを説得したかと思はれないか。私はこの一人とグループという問題について、教育委員会としての今後の問題が大きくなるんじゃないかと思えます。自分のところの子供さえ転校すれば、というのは親心なんです。そこに教育者なり、教育委員会の果たすべき役割があるんじゃないか、グループについても、そういう形でやっていると云われていますが、指導担当の先生を含めまして、私は教育委員会の果たすべき役割は、いまの自民党の官僚統制の教育に屈服せず、地域の教育の向上、これが一つの基本になりながら民主化を図っていくという基本があるわけですよ。だから、最後に言われた解同の介入などにはこたえることはできないし、仮に和泉市でこういう問題が起こったら、起こったときにどう対処するかをしっかりと持っていないと、そういう問題が起こり得るんじゃないかと私はご注意申し上げたい、だから、教育委員会のあり方についても、今後は親身になった指導の観点から民主化を図ってもらうように努力してもらわないかんし、邁進してほしいとお願いしておきたい。これは結構です。

それと、交通公害の中で予算の問題は結構なんです、タクシーの問題が抜けました。私は委員会で何度もどうしてくれるかと言ってきた。現場は課長が見てくれたんかどうかわかりませんが、ちょうど中学校へ行く道の駐車違反、あそこまてUの字になってタクシーが客待ちでかなり並んでおります。委員会でも申し上げましたが、あそこでの問題を早く解決しておかんと大きな混乱が起こるということを絶えず指摘しておりますが、この点について答えがなかったので、簡単に結構です。

- 交通公害課長(梶木岑雄君) 最後にちょっと申し上げましたが、近く事業社3社を呼び、こ

の問題について引導を渡す、といったらオーバーな表現ですが、何らかの形で北通り線からできる限り車、タクシーを排除していきたいと考えております、しかし、それについても駐車場の問題も出てまいりますので、事業者の方々の意見も聞きながら、市なり、警察の考えを伝えて善処するように申し入れたいと考えております。

- 20番(寺田 茂君) これはその答弁が悪いということではないんです。若干、課長との話し合いの中でも、タクシーの待合を今度はニチイの方に回して、中学校の方から来るのはそういう形でもええと思ってるんですというあなたの私案がありました。私はそれがええとか、悪いとかではなく、ただ言うだけでなく、そういう行動を組んでみたんかどうか。近いうちに3社を集めてやろうとしてるんか知りませんが、ときばきやってほしい。心配されるのは、また、どこが違うところへたむろするんと違うんかなという懸念がある。それはいままでの道路の線引きがありましたな。車が入らんように線を引いたのはいいが、あそこを歩こうと思ったら、タクシーがずらっと並んでかえって危ない。人がタクシーを避けて車道を歩いてこないといかん状態が起こってる。この点を私は交通の方から十分考えてほしいと委員会でも言ってきました。再度、こういう質問をしなくていいように、十分できないことはないと思います。十分検討してほしいと思います。

それとテレビ問題、大体、自衛隊の官舎が7月ごろできると聞いたんですが、もうでき上がってるんでしょな。もうテレビの中継に差し支えはないんじゃないですか。

- 交通公害課長(梶木岑雄君) 付帯工事完成しております。
- 20番(寺田 茂君) だから、7月ごろがめどじやないかと辛抱し、一つの期待を持ってきた。現在、進んでないような話ですが、これは早く落着いてもらいたいし、また、住民の方々にあとのいろんな器具の問題で負担のかからんようにやってきた。鋭意努力しますと言ってるので、早く自衛隊との話を詰め、同じやるなら皆さんからよかったと言われるようにやってほしい。最後にひとつ要望しておきます。

それと、最後になりましたが、地場産業の問題でいろいろ懇工課長に聞かせてもらいましたが、みかんは今年大豊作と言われておりますので、みかんをほかさんでもいける形をわれわれも考えていかないかん。そういうふうにしていかんと、みかん農家はどんどんさびれていくわけです。

宅地並み課税につきましては、先ほど説明をもらいましたが、いろんな問題がたくさん出て発展していこうと思っておりますので、農業委員会関係の方をお願いしたいのは、本市としては、やはりこの悪法に断固市の態度をはっきりさせてほしいということと、ひとつ農林関係の方で確認してくれませんか。

- 総務部理事(西川喜久君) お説ごもっともでございます。先ほど資産税課長からも申し上げ

ておりますように、過日も市内の農協会長さんがお見えになり、その陳情要請をされております。われわれの段階におきましても、また市長会を通じても、これらの問題に取り組んでまいりたい、かように考えております。

-
-
- 議長（池辺秀夫君） ここで議員さんにお諮りいたします。本日は都合によりまして、これにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

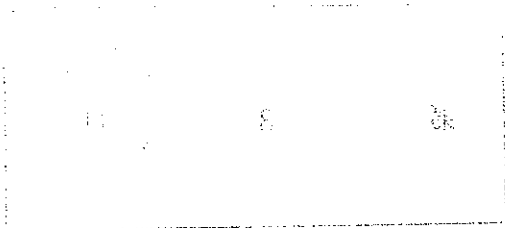
ご異議ないようでございますので、散会いたします。

○

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻ご参集のほどをよろしくお願い申し上げます。

（午前11時50分散会）

第 3 日



昭和50年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番	田中幸一君	15番	上代卯之松君
2番	木下甲子三君	16番	横田憲治郎君
3番	金沢勝彦君	17番	山田清二君
5番	竹下義章君	18番	直村静二君
6番	柏音三郎君	19番	松尾千代一君
8番	吉川伊与一君	20番	寺田茂君
9番	出原武司君	21番	柳瀬美樹君
10番	池辺秀夫君	22番	関戸正一君
11番	三井正光君	23番	貝淵博治君
12番	中塚辰之助君	25番	藤原要馬君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君

欠席議員(3名)

7番	田中包治君	27番	成田秀益君
28番	坂上國治君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助
収入役	橋本炳	総務部理事	西川喜久
重要施策推進室解放センター推進担当	小林一三	総務部次長兼人事課長	門林六男
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室調査担当	松林保	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放センター推進担当	高三一行	企画課長	大塚孝之

職名	氏名	職名	氏名
財政課長	麻生和義	交通公害課長	梶木岑雄
管財課長	中尾宏	環境整備課長	吉田利秀
資産税課長	中川鉄也	環境整備課参事	山村昇
市民税課長	吉田種義	予防衛生課長	神藤恒治
納税課長	吉田日出男	予防衛生課参事 (診療所担当)	巖端小一
同和对策部長	佐原行雄	建設部長	中塚白
同和对策部次長 兼総合調整課長	生田稔	建設部理事	林徳次
連絡指導課長	向井洋	建設部次長 兼土木課長	森保
隣保館長	萩本啓介	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
市民部長	内田繁	管理課長	西岡正志
市民部次長兼福祉事務所 長兼社会課長事務取扱	高橋新平	計画課長	山崎琢磨
保育課長補佐	竹本為重	建築課長	中上好美
保育課参事	藤野健蔵	区画整理課参事	山本襄
福祉課長	橋本博也	開発課長	前田守正
市民課長	明坂貞士	下水道課長	大浦行男
住民情報室長	明坂文嘉	地区改良課務所長 兼改良総務課長	逢野一郎
保険年金課長	逢野博之	工事課長	笠木恒忠
福祉課参事 (老人解放センター所長)	香味年寛	会計課長	北野敦雄
産業衛生部長	宇沢清	選挙管理委員会事務局長	青木孝之
産業衛生部次長	山本俊兼	監査委員	堀田徳治
商工課長	岩井益一	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	山本亮夫
農林課長	角谷泰夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦
農林課参事	佐藤貞夫	教育委員長	堀内由延
農林課参事 (畜産担当)	青木太郎	教育長	葛城宗一

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長兼管理部長	阪 東 重 信	病 院 長 代 行	岩 見 洋
指 導 部 長	乾 武 俊	病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵
管 理 部 次 長	広 岡 史 郎	庶 務 課 長	藤 原 光 夫
総 務 課 長	松 村 吉 堯	業 務 課 長	大 宅 清 臣
学 校 教 育 課 長	本 木 伴 則	経 理 課 長	守 田 勇
同 和 指 導 室 長	未 田 英 一 郎	消 防 長	和 田 増 義
指 導 課 長	高 橋 貞 良	消 防 署 長	南 口 主 雄
社 会 教 育 課 長	坂 口 雄 一	用 地 担 当 理 事 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	西 川 武 雄
水 道 部 長	田 中 稔	用 地 担 当 参 事 兼 事 務 局 次 長	橋 本 昭 夫
水 道 部 次 長 兼 工 務 課 長	福 本 喬 久	総 務 課 長	藤 原 永 一
総 務 課 長	中 辻 寿 夫	用 地 一 課 長	岸 田 秀 仁
管 業 課 長	原 美 助	用 地 二 課 長 補 佐	坂 口 平 之
浄 水 課 長	岸 本 孝 二		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長 北 野 丈 夫
 次 長 吉 岡 昭 男
 議 事 ・ 調 査 係 長 西 垣 宏 高
 調 査 係 長 浅 井 義 一
 議 事 係 山 本 雅 俊

(午前10時30分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には何かとお忙しいところ、多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長報告(北野丈夫君) ご報告申し上げます。ただいまご出席の議員さんは15名でございます。遅刻届けのある議員さんは金沢議員さん一名でございます。その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き一般質問に入ります。まず17番、山田清二君。

- 17番(山田清二君) これから質問をするわけでございますが、答弁については、議長から何回も注意されているにもかかわらず、中心を外して時間稼ぎのような答弁がこの議会だけでなく、ずっと続いているようでございますので、そういうことのないようにはっきりとした答弁をお願いしたい。

まず、通告の順に従いまして年末対策ということでございます。最初に福祉関係では、いつも年末に恵まれない人たちにいろんなことをやっているわけではございますが、特に今年は非常に不況の中、また、収入減の中で、こういう恵まれない人たちが非常に困っておる実情をとらえて、市として今年の年末にどういうことをやろうとしているのか、このことを発表していただきたい。

次には、医療体制でございますが、無論これは年末だけに限らず、日曜あるいは国民の祝日、土曜日の午後等に病気になった人は非常に困っているということは、いまさら説明する必要はないと思います。さらに年末年始という一週間にわたる休日、この間の発病者あるいはけがをした人たちにどのように対処しようとしているのか、これに対して市としてはどういう考えを持っているのか、市立病院はどのような対策を立てようとしているのか。また、医師会側の協力はどのような状態になっているのか、この点をはっきり説明していただきたい。さらに、年末を控えてと言いますか、先般、医師会から通告が市長のもとへきているわけですが、この通告に対してどのように対処しようとしているのか、市長の見解を求めます。

さらに、中小零細企業者及びその従業員の年末越年対策についてどう考えているのか、説明し

ていただきたい。

それと、市長は今議会の冒頭、次期はもう立候補しないということを表明したわけですが、いわゆる解放会館はどのような状態で次の市長に譲ろうとしているのか、この点も現状を説明していただきたい。

次は、交通公害対策でございますが、6月の定例会でこの問題についているんな質問をしてございます。これに対しては現在検討中である。あるいはそのように善処したい、対策を立てていきますという答弁を得ているわけですが、その後、どのような対策を立て、また、どのように解決をしてきたか、その実績を披歴していただきたい。

まず、交通傷害共済制度を市独自の経営がやっていくことに対して、検討するという答弁を得ております。また、府中駅前周辺の自転車の問題、北信太駅周辺の自転車の問題、また、鶴山台の進入路取り付け口というか、その自動車駐車の問題等、どのように対処されたのか、答弁をお願いいたします。

それと最近、府中駅前周辺の全面的な駐車禁止によってどのような効果があったか、また、これによってだれが非常に便利になったか、その結果を報告していただきたい。それと同時に、府中駅前でのショッピングをするお客さんの自動車をどこへ置くかとしているのか、あるいはこれから府中駅前には自動車でも買物にはくるなということをおっしゃっているのか、あるいはニチイ、いづみやのような大きな駐車場を持っているところへ買いにいけというのか、この点についてはっきりとした見解を述べていただきたい。

以上のような結果によるとは思いますが、最近、交通問題にしる、公害問題にしる、ほとんど苦情を受け付けている程度で、それにどう対処していくかということがなかなか行われていない。人員の問題等いろいろあるとは思いますが、この際というか、近い機会に交通公害課を交通課と公害課、交通と一般公害問題とをそれぞれ分割してそれぞれ一課ずつにするという意思がないかどうか。

以上の点について答弁を求めます。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 市民部長（内田 繁君） お答えいたします。

私の所管いたします部門において、年末対策を言えということでございます。まず私の方では、生活保護者、低所得者に対しまして、生活見舞い金をお渡ししたいということにいたしております。また、生活保護を受けておられ、長期に入院されている患者の方あるいは施設に入所されている方々に対しまして、見舞い金を贈ることにはいたしております。また、そのような低所得者につきましては、年末、かけこみ緊急資金の貸し付け、これは市独自のものではございませんが、

大阪府の制度に乗つかって、私の方でそういうものの手続等もしていくというようにいたしたいことにしております。生活保護関係については、以上でございます。

それから、老人に対する施策といたしましては、いわゆる老人に対しまして、見舞い金を贈ります。それから寝たきり老人の方にも、見舞い金を贈ることにいたしております。その他の老人につきましては、9月15日の敬老の日を焦点に合わせて、いろんなお年寄りに対する見舞い金制度を全部実施したわけでございます。年末については、以上のような予定で取り組んでいるわけでございます。

それから、身体障害者対策といたしましては、いわゆる身体障害者の方々にも、やはり生活見舞い金を贈りたい。それから、これは府と市との各別個な方法で支給する予定にしております。したがって、障害者に対しましては、この年末に給付金という形でお渡ししたい。これは重度でございますので、一級から三級までの身体障害者、それから精簿者につきましては、JQ 3.5以下の方、それから75以下の方にも、そういう給付金を年末にお渡しする予定にしております。

その他、遺家族の方につきましても、これは見舞い金ではございませんが、品物をお渡しする予定をしております。

私のサイドでの年末の諸施策は以上でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 2番目の医療体制、特に年末年始、休日の救急体制についてでございますが、例年、こういった問題が発生しておりまして、市内の各病院の院長先生もその都度、真剣に討議をされてるわけでございます。長期的には、市の方で休日診療センターというか、そういう方向で解決していこうという方針が市長部局の方で計画されております。市立病院といたしましては、当面、今年の年末年始をどう対処するかということでございますが、いずれ市内の救急病院長で対策の話し合いが年末を控えた時点で適時、行われることが通例でございますので、その中で積極的に参画して一定の解決案を見出していきたいと思っておるわけでございます。

それから、次の医師会の問題ですが、これまで再三協議、話し合いを持ちまして、医師会のご理解を得るべく努力したのですが、結果的には力が足りませんで、ご心配をおかけするような結果になっておりまして、まことに申しわけなく存じております。市の行政にとりましても、公立病院の運営にとりましても、地域の医療を行う上で地元の医師会との円満な協調協力関係はぜひとも必要でございますので、早急に円満な解決、ご理解を得るべく手段を講じまして、医師会の方に働きかけをするように予定いたしておる次第でございますので、よろしく願います。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 商工課長（岩井益一君） お答えいたします。

中小企業者並びに従業員に対する越年対策について具体策を説明せよということでございます。年末を控えボーナスとか、年末決済等季節的な資金需要を生ずることとなりますので、商工課といたしましては、融資対策について十分施してまいりたいと考えてございます。その中で特に府関係につきましては、本日から10月31日まで、年末特別融資が始まってございます。これは一般350万円無担保、有担保合わせて1,500万円でございます。

次に、市単独融資は、現在の資金需要から見ていまのところ、特別の制度は考えてございませんが、この分についても、11月30日までに申し込みを受け付けた分については、年内融資実行をいたしたいと考えてございます。

それから、国民金融公庫につきましても、年内貸し付け実行を行うためには、11月25日までの申し込み分については確保していきたいということでございます。そのために私どもとしては、十分なPRを行っていきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 重要施策推進室（小林一三君） それでは、解放センター関係について現況はどうかということでございます。現在、国庫補助の手当につきましては、よろしいという内示はいただいております。一番の焦点は、8月議会でもいろいろご指摘いただきましたように、昨年来、地元の伯太町に対する説明会が不十分であった。ゼロであったという過程から、50年につきましては、数10回に及ぶ合会の結果、八町会長さんは異議はないという確認をいただきました。ただし、昨年来の引き継ぎ事項でございますので、現在の八町会長さんだけの了解ではくあい悪いということから、現在第2段階として、前町会長さん、それから元町会長さん、それから、伯太町は評議員制度を設けてございますので、49年、50年の評議員の方々に対しましてお詫びを申し上げ、現在、ご同意をいただきに回っている段階でございます。施設の基本構想はできておりますので、間もなく実施設計にかかるという現状でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次の答弁。

○ 建設部次長（森 保君） 北信太駅前線との関係でございますが、公社の方で買収を願ひまして、今議会にご提案申し上げます北信太駅前線につきましては買収ということに相なる次第でございます。道路事業につきましては、本年度当初予算にご議決を願ひ、現在、設計、測量をやっております。本年度に道路等と並行して早急に対策を講じたい、かよう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 交通公害課長（梶木岑雄君） お答え申し上げます。

まず、第一点目の市民交通傷害保険の市直営については、去る8月市議会にもご指摘をいた

きましたが、その節、私も今後十分検討させていただきますというお答えを申し上げたわけですが、ご承知のようにその市議会でもお答え申し上げたと思いますが、損害率とか加入率等いろんな問題がございまして、現況、なお十分な検討を必要とするということでございます。と申し上げますのは、来年度、これはまだ非公式でございまして、いわゆる損保協会の保険料が360円と低減されることが一応、示されております。公式決定は、いましばらく大蔵省の関係もございまして通知は参っておりませんが、そういった保険料低減の問題等がございまして、それによって加入率もやや増えるのではないかと考えておりますので、いましばらく時間をちようだいたいと考えております。

それから、2点目の自転車問題につきましては、今議会の初日、横田議員さんからご質問を受けお答え申し上げておりますが、今後とも警察を初めとする関係部局と十分協議を続け、よりよい方策を積極的に捻出していきたくと考えております。

3点目の駅前周辺の全面駐車禁止の効果等につきましては、先日の警察との話し合いの中でも交通課長から発表がございましたが、その効果は出ておる。接触等の事故も少なくなった、タクシーも以前のような無秩序な状態で駐車しておらず、付近住民からの苦情も少なくなったというふうに聞いております。

それから、4点目の自動車で来る買い物客の問題でございまして、これも横田議員さんのご指摘にもございましたように、今後の問題として、いろんな関係法令、駐車場法、都市計画法などの関係を踏まえて考えていきたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 企画課長（大塚孝之君） 組織の問題でございましてけれども、お答えさせていただきます。

交通公害課の分課の問題でご提議をいただいておりますが、卒直に申し上げまして、組織というものは細分化すればするほど、人的な面が非常にかかってまいります。したがって今後、市の財政事情が厳しい状態の中では、人的な要因等を踏まえた中で、その組織の分課を慎重に検討しなければならぬだろうと考えておるものでございます。

なお、今後の組織については、やはり考え方としては、整理統合していくという考え方を持っておるものでございます。

以上でございます。

- 17番（山田清二君） 福祉関係の年末対策ですが、例年、やってもらっておりますし、そう特別に目新しいことは考えてないように思うんです。ただ、こういう場合には漏れる人が多いので、そういう面で特に気をつけていただきたい。何かの組織を持っているという面で、一級の人

にはこうする。三級の人にはこうするというが、実際には一級に該当するけれども、まだ申請してないとかいう人も相当おると思う。また、生活保護にしても、まだ受けてはいるが、実際は生活保護世帯よりももっと苦しいところもあると思うので、そういう実情もできるだけ掌握してやっていたきたい。

また、今年はもちろん金額も増えてると思いますが、これもできるだけ大幅に、府がどうしてもこれだけやというのなら、市の方からこれぐらい増やしてあげようというぐらいの熱意でやっていたきたい。

それから、零細企業対策ですが、年末は融資対策が中心になることはそのとおりでございますが、不況とか、非常に金回りが悪くなったというのはここ2・3か月に出てきた問題ではなく、約2年越しなんです。したがって、昨年末に相当の融資を受けて、その後、細々と続けてきたというところが非常に多いと思う。こういうところがもう1回融資をお願いしますと言っても、前回の分があるということではなかなか融資を受けられないと思いますが、今年は、特にそういう場合もできるのかどうか。もし、それが府とか商金の方でできんとするならば、市単独の面でも何とか救済をしていかなければならぬと思いますが、その点についての見解を一通お聞きしたい。

それから解放会館ですが、地元の町会の現会長はよるしいと言ってるそうですが、これも早急にやっていたきたい。いずれにしても、医療体制の問題も含めて、和泉市が一つの事業をやる、あるいはこういうことをやるんだというときに、市だけの考え方でやっていけるという考え方は捨てなければならない。市民の協力がなければ、あるいは周辺の協力がなければ事業はできないんだということをはっきり認識すべきだ。この解放会館の問題にしろ、あるいは第二阪和の問題にしろ、また、第二中学校のトラブルにせよ。病院医師会からの通告にしろ、すべて決定し、事業にかかろうとする時分に初めて話を持っていくというところに欠陥がある。病院の問題にしてもそのとおりです。最初に医師会へ話を持ち出したのは一体いつなんだ。医師会からいろいろきている書類とか、これを見ますと、去年11月27日にこういう計画でやりきすからご了承願いたい、というのを持ってきている。去年の11月27日というと、特別委員会で建設ストップをかけられた直後なんです。特別委員会でこのままの建設ではいけない。したがって、一遍白紙に戻すべきだという意見で委員会を閉会している。その直後に建てるという問題を持ち出している。しかもこの間、医師会からこういう申し入れがあったとか、あるいは医師会に対してこういう対策を立てていこうということは一回も報告されてない。これ以降も何回か医師会との話し合いをやっているというふうに言いましたし、1・2回の分は書いてます。要望書が出てきたら回答書を出したり、しかもこの間、委員会にもだれにも話をしてないはずで、市立病院の医療体制を質問しても病院の事務長から答弁をしている。市立病院は市の行政と別なんかどうか。

当然、市民の年末医療体制を云々するのに、一病院の事務長からなぜ答弁をしなければならないのか。そういう扱いなんです。市民に対して市長は責任はないと思ってるのか。

しかもこの間、何回か委員会を開いてくれという要請はあったけれども、こういう問題があるから委員会を開いてくれということは一回もなかった。建設を進めるということだけが焦点で、現在の病院の運営あるいは建築に対するほかの医療機関との関連等について委員会で審議をしていただきたいとか、あるいは意見を伺いたいとかいうことは一回もなかった。聞けば、その点はスムーズにいております。というだけである。にもかかわらず、年末を控えて医療衛生に協力できないという通告をもらってる。この通告が来て以降、医師会とどのような話し合いをしたか、この点も合わせて答弁をしていただきたい。

市長は病院を計画だけしてさようならと、あとは皆さんの方でよろしくというんか知りませんが、市民の医療体制、特に予防衛生に対する医師会の拒否という結果を残してすむかどうか。一切のことが先に勝手に決めてしまって、あとからよろしく願いますという方向で来たと言われても仕方がないと思う。この問題をどう解決しようとしているのか、この点については、あとから何回も聞きます。

それから、次は交通公害ですが、質問の順番は別として、部課の組織が細分化すればするほど人員が必要だと思います。それでは、和泉市が市長部局の全課を廃止したら一体何人でいけるんか。市民の要望にこたえ、市民の生命を守る、交通公害課というのは、直接市民の生命を守る仕事をしていかなければならぬところです。そこが人員が増えるからそういうことはできませんというのは、これはその場逃れとか、無理に位置づけた答弁であるのか、それとも、市長以下の考え方なのか、この点ははっきりしていただきたい。たとい人員が何人要ろうとも、そのために市民の生命が守られるならば当然ではないか。徴収業務には惜しげなく人員を注ぎ込んでるじやないか。取り上げるためには何人でも使うんだ。なければ臨時でも、嘱託でも使うんだ。ところが、市民を守るためには人員が惜しいというのが藤木市政の方針であったのかどうか、市長、この点ははっきりと答弁をしていただきたい。

そうでなかったとするならば、駅前は一休どうなったのかと聞きたい。6月のときには、何とか対処します。今日も同じ答えをやっどる。一休、6月の答弁とどれだけ変わってますか。駅前周辺で変わったのは、府中駅前を全面駐車禁止にしたこと。したがって、その空いたところへタクシーが駐車していることだけだ。〇ショッピング客については何とか考えましよう、と言ってるが、いつまでに結論を出すつもりか、一休はっきりしていただきたい。先ほどの質問に言ったように、ニチイとかいづみやとか、広い駐車場を持ったところで買いなさいということなのか。それとも、もう買い物に自動車に来るなんてのはぜいたく、バスか電車で乗って、あるいは歩いて

来なさいということなのか。この点です。和泉市の顔です。府中の駅前……。とこの間書いてあった。そこで買い物もできないような状態にしている。いまのままだったら、通勤客が通勤途上で買い物するぐらいが精いっぱいになってしまってる。それで和泉市の中小企業を守りますとか、和泉市の顔でございませうとか言うておられるのかどうか。しかも、ちょっと離れば道は自転車で一杯、そのようなことでどう解決しようとしていくのか、方針を出してほしい。いま始まったことではない、ずっと言われてきたことです。

それから、鶴山台のところは、道路ができるまであのまきでおいとくつもりかどうかです。あそこであつと人を待つとつた。そこへ車が来て、ここはおれの車體とところやから邪魔になるからのけと言われて、さようですか。とのいた。市では駐車場として、その人に権利を与えてるのかどうか。あれは公社の土地ですとか、言い逃れしている。市としての責任があるのかどうか、僕たちにはわからないから、いずれにしても、公社であろうと、だれであろうと、市民の交通の問題は市の責任であるはずで。この点ははっきりと返事をしていただきたい。あのまきの状態でおいとくんならおいとくで結構です。

それと、駅前自動車駐車禁止をして交通事故が減ったというふうに説明されたわけですけど、車が通らんようにしたら交通事故が起こらんのはあたりまえです。ただ言えることは、あそこを駐車禁止にして一般のショッピングの車は全部移動したけれども、停車禁止じゃないんです。依然として、いままでショッピングのお客さんが車をとめてあつた場所に、ときによってはタクシーが8台、5台と、運転手が付いてるから駐車違反じゃないということで恣々とまわっていることもあるんです。それだけのスペースがあるならば、何らかの方法でショッピング客が利用できるようにできないのかどうか。

以上の点、もう一回答弁をしていただきたい。

○ 商工課長(岩井益一君) それではお答えいたします。

第一点の不況の長期化に伴う融資借り受け者の救済策をどのように考えておるかというご趣旨かと思ひます。私ども、基本的には現行制度に基づく融資申込者に限つて、先ほどご答弁したような方向で考えていきたい。ただ、ここでご質問の趣旨に沿つて確かに救済策も必要でございますが、企業経営につきましては、経営者の経営姿勢あるいは経営内容によって具体的な事情が異なることも事実でございます。

そうした中で、確かに現実的には不況の長期化に伴う経営の悪化は事実でございますが、現在、差し迫つて特別の必要性は認められないのではないかと私どもは考えております。と申しますのは、本市の特徴としては、各個別企業の経営努力によりまして、事業の規模縮小とか、人員整理がない、あるいは倒産件数がほとんどないというのが現状でございます。この点につきましては、

各個別の企業努力によるどころも大きいと考えてございます。

ただ、そうした中で融資救済策を強化することは、かえって企業経営にとって、償還見通しのない融資実行は、やはり私どもとしても経営指導上十分考えなければならない。私どもとしては、各個別企業の経営実態に応じて、差し迫ったものについてはケース・バイケースで対処していく。その中で市単融資の分については、審査会もございまして、それに諮り、そのご決定に待ちたい。かように考えておる次第でございます。

それから、各制度融資につきましては、これも経営内容、実態によりまして、償還猶予ということもございまして。この制度については、画一的に償還猶予をするのではなく、個別企業の相談に応じていくというのが基本的な考えでございます。

以上のとおりでございます。

○ 建設部次長（森 保君） ご指摘の北信太駅前線でございますが、近々、公社から買い上げをいたします。しかし……。

○ 17番（山田清二君） バスが回るようにつくってあるところ、あそこへ自動車をとめてあるのはなぜかということです。

○ 建設部次長（森 保君） 13号線に沿った個所は全部で300㎡ありますが、建設部の方で公社から買い戻し、道路に支障のないようにフェンスを張っていきたいと考えております。

○ 用地担当理事（西川武雄君） お答えいたします。

あの土地は現在、公社の所有地でございますので、不法駐車でございます。公社としては、権利がどうのこうのということは一切ございません。不法駐車でございます。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） 医師会との経過等について、病院委員会に適宜に報告を行わなかったということですが……。

○ 17番（山田清二君） 事務長は病院のことや、医師会の問題を言うてるんやから当然、市長部局から答弁すべきやないか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） ただいま山田議員さんご指摘の9月22日付けで和泉医師会長より通告書が参ってるのは事実でございます。この問題の発端と申しますのは、はっきり申し上げて病院建設にからむ問題から生じてきたわけでございます。われわれといたしましては、それ以前に休日診療体制について医師会と再三再四協議をしておったところでございますが、たまたま、病院建設にからむ問題が大きくなり出され、結局、まだ休日診療も全面的にご協力願えない現状でございます。

さらに、今回の通告書によりまして、今後、市の一切の予防衛生行政について協力できないというきつい内容でございます。たまたま、本年すでにポリオワクチン、種痘といった差し迫った

予防衛生行政があります。これらはわれわれとして、病院との相連繫したことで進めていかない限り、病院の事業、市の事業ということでは、どうい衛生行政はやっていけるものではございません。これにつきまして過日、病院事務局長、病院長ともども十分協議し、対医師会の話し合いをしたいと思いますので、その点早急に解決すべく努力はいたします。

それから、2点目の駅前駐車場の問題につきましては、ご指摘のとおりでございます。われわれといたしましては、府中駅前商店街、中央商店街、西商店街の役員ともども、かねがねわれわれ窓口には駐車場の確保についてご要望がなされております。いま、現状の駅前周辺にはそれだけの確保できる公的駐車場のスペースはございませんが、何とかこの買い物客が駐車できる場所を検討しております。過日も商店連合会あるいは周辺の商店街の理事長、組合長が来られ、全面的にご協力願うべく前向きで検討しておりますので、この点について早急に解決したい、かように思っておりますので、悪しからずご了承願いたいと思ひます。

- 17番(山田清二君) 商工課長、和泉市の場合倒産がよそに比べて少ないとおっしゃるが、たとえば家内工業ではた1.0台ほど持って家族だけでやってる場合、この人がやめたって倒産なんて言いきへん、そうでしょう。少なくとも、零細企業においては、倒産なんて統計上では出てきまへん。ところが和泉市の場合零細企業が一番多いはずなんです。融資にしても何にしても、去年借りた者は今年借りられへんと言うけど、いるんな関係で条件が整わないという。そういう人たちを見殺しにするのか、あるいは先ほど人員整理とか、企業努力とか言いますが、仮に企業倒産があったとして、失業した市民はどうなるか。市としては、企業だけを守っていけばええという問題ではなく、市民を守っていくのが市の仕事だ。外観だけをよくし、施設がこれだけできましたと言って、それで市の仕事が全部終わった。満点であったとは言えない。たとえ施設が不足しても、市民が満足するんやったらそれでええ。市長はやめるから知らんということではなく、市長の統率が悪かったんやから、この点真剣に反省し、考えてもらわないかん。病院かて産衛部長から答弁してくれたが、病院については、産衛部長はどれだけの相談を受け、どこで、だれに相談する立場にあったか。病院行政は一応、独立しておったが、その特別委員会にすら報告しないで勝手にごごそやってきた。ここに書いてあるのはまさかうそではないけれども、文書で要望し、文書で回答を得ているんだから、この文書が間違いとは思わないが、市長がわざわざ一度話し合いしましょうと呼んできて留守やったんやてな。最初に協力願いますと要望書を持って行ったのは11月27日ですね。だれが、どこへ持って行ったんですか。病院の事務長が医師会へ持って行ったんでしょ。市長やない、助役でもなかった。だから、医師会は市に対して要望したわけでしょう。いま、死んだ子の年を数えるようなことを言うとしても仕方がないが、これでどうにもならないという段階ではないはずだ。市長だってまだ任期が終わったんと違うんやから、

市長が誠意を尽くして医師会に行って話をすれば、そうむずかしい問題じゃないと思う。医師会だって市民の健康を守るのは使命だということは開業医は全部知ってるはずだ。しかも、休日診療とかについても、市がもっと力を入れてやりなさいと言ってる。病院の増築に対しても、決して反対はしませんと言ってる。ただ、一方的に医師会の意見なりを全然無視してやるところに問題があると言ってる。僕のところに何にも言わんで通告を持って来るのは何だと言ったら、市長にも出したんやが、委員長と一応読んでいってもらう方がええということだった。もらわなしたら、いまだに知らんかもわからない。20数億の事業をやるのに、26名の議員のだれも知らん中で問題がこじれているんだ。そのために市民の予防注射すらできなくなるんだという問題をほかおぶりで通すつもりでおったんかどうか。市の単なる一事業やなく、全市民の問題なんです。その点どんなつもりをしておったんか。

- 市長（藤木秀夫君） 山田議員さんのご指摘はごもっともでございます。その医師会とのお話につきましましては、いついっかに行くが市長会へ、ということで来られたんでございます。ところが、その日はもう両助役はすでにやめておられまして、私にとっては身が一つで両方の会議に…。
- 17番（山田清二君） ちょっと待ってください。両助役がやめておったということですが、市長は所用で出られませんでしたけれども、かわって担当の助役が出て話をしておりますから了解してください。という回答書を出してある。市長おらなんだのはなぜかという質問が来た。それに対して、そのときは市長はぜひともこれない用事で来られなかったが、そのかわり担当助役が出て話をしますから了解してください。とこっちから回答書を出してある。だから、市長の言うことが本当やったら回答書がうそや、どっちが本当なのか。
- 市長（藤木秀夫君） 私の記憶では、そういうことで医師会の感情を害したことはあるということとは自分も記憶しております。しかし、医師会の協力なくしてこの医療行政はやっていけないことは重々考えております。予防接種につきましても、必ずお願いしなければならないことでございます。しかし、むずかしいところは、一番最後に参りました医師会からの申入書は、休日診療、救急医療をせよというむずかしい問題でございますが、何を申し上げましても、120床で議員各位の希望すら入れられないような現状でございます。そういう医療を開業することはできない実情にあります。それで議員各位にお願いし、今度の増築をお認め願ったわけでございます。日数もかかりますけれども、休日診療はそれと同時にできるのかというお話もあったんですが、人的な問題でなかなかむずかしいのですが、救急医療については、増築完了と同時にやりたいという計画でやっておることはご回答申し上げたわけでございます。私のわずかな任期でございますが、この病院建築につきましましては、20数億の予算を必要とするものでございますので、非常にむずかしさがございますので、ご了承賜りたいと思います。

○ 17番(山田清二君) 余り時間がありませんが、市長、医師会からの意見書は2月10日付けで出ており、それに1カ月以内に回答してくださいとあり、ちょうど1カ月に回答書を出してる。その回答書に書いてあるんですよ。説明当日は、市長はやむを得ぬ申務のため中座し、失礼いたしましたことは主催者としてお詫び申し上げますが、担当助役を終始代理せしめました次第につきご了承賜りたいと出てる。この要望書のときに審議会をどうせとか、いろんな要望が出てるが、この問題について話し合いがつかないままに増設を実行するならば、医師会としてはこうします。1月14日の総会の決議でこうなってます。ということも一緒に付いてた。来たのが2月10日付けで、少なくとも、3月10日付けで市から回答書を出してるんやから、この日付けが違ったといっても、3月10日以前であることは間違いない。それから、医師会からこういう申し出があったとか、これに対してどうしたらええかということは、市長部局あるいは部課長会かどこかで検討し、協議をしたことがあるのかどうか。産衛部長は、こういう申し入れがあるので何とか対策を立てなければならぬという協議に参加したことはあるのかどうか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) ご指摘の山田議員さんの市長レベルの問題ですが、約10分か15分ほどで離席したことはございます。そのときに私も参画させていただきました。医師会の陳情の際にわれわれ事務段階におきましては、病院事務局長と私との協議は入っておりますが、正式な、公式的な協議は一切持っておりません。

○ 17番(山田清二君) いずれにしても大事な問題です。12万市民の健康保持の問題です。病院ができるか、できんかよりもっと大きな問題です。昭和52年度に病院増築ができて、そこで救急診療や夜間診療をやりますという問題ではない。さしあたってやらないかん予防接種ができるか、できんかの問題です。12万市民の命をどうするかという問題です。融資とかよりもっともっと大きな問題なのに、なぜこれを発表もし、議会にも諮らんできたかということです。だからこそ、病院建設については、担当者として部長級でも次長級でもええから1人つくり、そこで一切のことを窓口としてやっていきなさいと、病院増設計画が出たときから言ってる。それを大丈夫です。といままで言うてきた。だから、病院特別委員会にも、初期の間は産衛部長や建設の関係者も出席しておったが、最近はだれも出て来ない。病院関係者と市長だけだ。ほかとは分離してやっていこう。しかも、委員会に何の相談もせず勝手にやってきたんです。その点を少しは反省してほしい。そうかといって、部長なんて話をする機会がないと思ったら、しょっちゅう部長会をやってる。特に土曜なんて必ず部長会をやっとる。土曜日は部長にほとんど会われへん。ある部長に、土曜日の部長会なんてやるなと言うたことがあるが、部長さんもよく考えてもらいたい。それだけよく部長会をやりながら、こんな問題について何の協議もしないというのはどういうことか。もっとこれ以上の重要な問題がようけあったんかどうか。医師会がごちやごち

や言うといったかて何とかいけるということですが、もう時間なんでやめますが、今度の議案の中に病院関係があるはずですから、そのときもう一遍やります。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に18番、直村静二君。

○ 18番（直村静二君） 一般質問を行います。最初に、藤木市政の4年間の最終の議会ということでございます。藤木市長はあと任期が2カ月ということでございますが、今日和泉市の行財政は破産状態であるということは、だれの目にも明らかになっております。50年度予算の執行で歳入不足が15億円、昨日、総務部長が16億と言っておりますが、借金が160億、これを背負い込んで後年度の予算を圧迫し、しかも、再建団体に転落するかもしれない。ういう切迫した事態になっております。

このような破産状態の中、この4年間に藤木市長は不公正な同和行政を進め、昨年9月には庄司理事、今年2月には2人の助役がやめてしまった。いずれも、行財政の破産を来す放漫財政の中で、共産党議員団が強く指摘しておったところであります。

もちろん、すべての責任が藤木市長にあるとは言いません。いまの国の施策の中で超過負担を押し付け、同和問題でも、国が財政の責任をとらず、市に押し付けるなどもございます。しかし、藤木市政の4年間の予算編成は不公正で放漫であった結果、今日の事態になった。今日、市民の中には、このままでは和泉市は滅びる。または、逆差別だという声が非常に高まっております。だから、このような声が出ないように、また、滅びるといふ声が出ないように、特に今日、共産党議員団はこの和泉市の破滅的な状態からいかに立ち上がり、いかに市政を立て直すか、そういう緊急の課題にきていることを声を大にして強調したい。

そこで、具体的に質問いたしますが、8月26日の解放同盟和泉支部との対市交渉においてどのような約束をしたのか、项目的にお答えください。

第二に、確認事項のうちで、市長の任期あと2カ月間にどれだけできるか、また、できない項目については、あとの市長を拘束する法的根拠があるのか、ないのか。

第三点、この確認書には、市長以外に15名の部長等が署名捺印をしていると聞いておりますが、2カ月後の市長退陣後の問題においてはどのように責任をとるのか、市長、部長のお答えを願いたい。

次は、公社の運営、改良事務所の運営ということですが、解同和泉支部のまちづくり建設事業事務所なるものが市の施設を使用していたかどうか。いままで聞きましても判然としないのでこの際、改めてお聞きいたしますが、この街づくり建設事業事務所は公社の建物なのか、改良事務

所の施設の一部なのか、それとも市のものか。明快にお答え願いたい。

第二は、去る6月議会でも指摘しましたが、電話番号(43)3191、これは現在、どうなっておるのか。また最近、これの一業者が明け渡したというようなことを聞きました。建設卒業部のドアにちゃんと名前を書いて、移転先はどこと書いてありますが、これについては、いままで使用料を取っておったかどうか、この点も明快にお答え願いたい。

次は改良事務所の運営、これは現在、地区改良の建物が何戸建ち、今年度中に何戸建設して何戸入り、何戸残ってるか、今年度中に入る見通しがあるのかどうか、これもひとつお尋ねしたい。

次は買収関係、青少年関係の用地買収についてもお聞きしたい。この青少年会館は府中町7丁目ですが、坪数は幾らか、いつ申し出があって、いつ売ったか。しかも、この坪単価に合わせた借地権を何%と見たか。そして、買う必要性、緊急性についても、松尾議員、田中包治議員さんの質問がありました。私は数字上で明快にお答えを求めます。

次は、王子町1116番地の問題につきましても、たしか公社の財産目録におきましては荒無地となっておりますが、49年4月に公社が買収、48年12月にどなたかが取得、これは地主でないと言っているが、296㎡、690万円、坪84.845円です。だから、昨日の西川局長の答弁では、青少年グラウンドの全体の面積、これは11.673㎡と聞いているが、なぜこの単価が同じなのか。しかも、きちんと46年に何㎡買うて、49年度に何㎡買うて、そして、この1116番はどうしてこんなに金額が同じなのか。どこが違うのかということをお答え願いたい。

次は、払い下げの問題ですが、旭町429番地の2.184番地、368坪、6.000万円で売却した問題につきましては、児童遊園地の請願案件があり、昨年3月19日の本会議においても、委員長報告で地元関係業者と協議をした上で行いますという明快な確認事項がございましたが、そのてんまつについて若干、地元からも意見があるということがございますので、買収当時の坪単価は幾らで、個人に売却した場合の規定、それから、議会案件でありましたら、当然、議員総会にかけるなどの手続をやったかどうか、その点をひとつお尋ねしたい。

以上が公社、その他の運営についてでございますが、あと財源確保、これは時間がありませんので、端的に申し上げておきます。部落解放同盟和泉支部に対する3,100万円の支部助成金についても、やはり共産党を誹謗する文書が多々市内に出ております。一特定の民間団体が公金の補助を受けて特定政党を誹謗することなどについては、地方自治法上いかなる根拠で認めることができるのか、明快にお答え願いたい。

それから、非常勤嘱託なるものがござりますが、私の確認では27名、そして、これは出勤の義務がなく、報告の義務もない。だから、相談員ということでございますが、これの人員費はい

かほどか。

さらに、共済掛金を市が負担している根拠は何にあるか。今日、財源問題は積極的な財源獲得と冗費の節約という点からもきちんとしなければいかんし、当然、地方自治法上の問題としても明快にお答え願いたいと思います。

次は、4項目の教育、民生、福祉、衛生、住宅、土木建設、再開発等いろいろありますが、時間の関係もごさいますので、特に土木建設の点だけご質問いたします。いずれこの本議会で議案関係がごさいますが、最近、市民体育館建設の請負が追加議案として出されると聞いております。そこで仮契約の相手方の業者名、仮契約が終わってるならば、その相手業者の名前をお知らせ願いたい。

以上、簡単ですが、市長以下理事者の答弁のいかんによっては再質問をいたしますので、明快なご答弁をお願いいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 直村議員の質問に対する答弁は午後に戻しまして、お昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時49分休憩）

（午後1時13分再開）

○ 議長（池辺秀夫君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

○ 議長（池辺秀夫君） 直村議員の質問に理事者答弁。

○ 同和对策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

項目的には飛び飛びになるかもしれませんが、ご質問の内容で総合的な問題につきましてお答え申し上げます。

まず、第一点の対市交渉の確認関係の項目的な説明でございますが、従来、こういった対市交渉で決まりました分については、今後の施策の中で予算、議案等でご説明申し上げ、ご承認を得て実施しているわけでございます。特に内容的に説明せよというお話でございますので、概略私の方から申し上げたいと思います。

基本になりました今回の対市交渉は、昨日も申し上げたわけでございますが、市の部落解放の総合計画につきまして、原点に帰って問題を考えるべきである。この点を双方確認した次第でございます。われわれとしても、やはり真の部落解放はいかにあるべきかを原点に帰って考え、総合計画を立案あるいは実施計画を立て、官民一致協力の中で具体的な全額のはじき出しを行い、

将来、国、府に向けてその努力を持っていく。そして、同和対策事業を実施していくことを双方確認した次第でございます。

その他につきましては、従来いろいろ説明し、また、セクション交渉あるいは事務折衝の中で総括したものをここで挙げたものでございまして、何ら変わりございません。

なお、確認事項のうち、あとどういう形でやるのかという質問かに聞こえますが、われわれとしては、こういった確認事項は、常に双方確認の中で交渉し合っておりまして、市長はもちろん、次期市長に対する申し送りは申し上げると思っておりますが、われわれとしてもその内容を十分精査し、上司に進言していくことで対処していきたいと思っております。

- 18番（直村静二君） 7項目か8項目あったんでしょう。それを言ってくださいよ。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 项目的な問題でございますが、第一点の総合計画につきましては、先ほど申し上げました。いわゆる部落解放環境改善整備事業に関するわれわれの認識の不十分さがあったということで、今後、この問題の実現に努力していく。支部提示案を受けて、実際に支部提示案とか、行政案ということでなく、一体となってこの問題の実現に総合計画を立て、実施計画を打ち立てていく。このような相互確認でございます。

それ以外については、青少年会館の問題あるいは保育園、また商店、工場団地、解放センター、道路計画、住宅等、いわば従来から常に内容を精査したものをここに挙げさせていただいたということでございます。

- 18番（直村静二君） 項目が8つほどあるんでしょう。議長、それを注意してください。住宅は何ほ約束したんですか。市民から聞かれるからね。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 第一点の青少年会館でございますが、これは当然、解放センターの中に市案として対処していたものを、今回、青少年会館として独立していく。

保育園につきましては、少なくとも、従来の計画、現在の実態の中で、新設をも含め7園をつくっていく。

商店、工場団地については、これも従来、常に論議しているわけでありまして、今後、十分協議していくというものでございます。

解放センターにつきましては、当然、国、府に対する協議は行っているわけですが、先ほどの青少年会館とのからみもあるので、上級官庁と折衝していくという内容でございます。

道路関係は、全体計画の中での道路計画はあるわけでありまして、車歩道の分離等も含め、環境改善事業の中での道路計画を進めていく。

住宅は、今年6月に出た総理府の突進調査で出しております2,366戸、これは当然、現在の部落の環境改善事業に必要な戸数である。このことを最終目標として実施に取り組むということ

でございます。

その他、本事業については、昨日の質問にもございましたように、代替等の関係もございまして、それについては積極的に取り組むこのような内容でございます。

なお、法的根拠の点でございますけれども、この確認事項についての法的根拠は別としても、われわれが同和対策事業を行う上においては、44年に出た特別措置法が法的根拠であるとしてやっております。

なお、これにつきましては、先ほどの確認事項の市長に対する云々の点でも申しあげましたように、当然、われわれはこのことを進言していく。かような考えでございます。

あと15名の部長以上の署名云々の話がございましたが、私もその一人でございます。われわれは先ほどの法的根拠のところでも申しあげました。あるいは確認事項の項でも申しあげましたように、このことを十分受けとめて進言していく、このようなことで責任を果たしていきたいと思っております。

あと財源確保の関係で支部助成の問題が出ておりましたが、これはご存知だと思いますけれども、現在の支部の対策関係につきましては、当然、市から出す助成金はありますけれども、組合員からの組合費の徴収費をもって運営を行っておるわけでございます。少なくとも、われわれはこの支部助成は、部落の完全解放のため、地域の民主的団体の中での総合協力の解放運動の支援という形で従来から助成しております。そのような考え方で対応しております。

- 18番（直村静二君） 任期中にどんなふうにやるかについての答弁、市長。
- 議長（池辺秀夫君） 市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 任期中にできなかったものについては、佐原部長からご答弁いたしましたように、これは申し送るつもりでございますので、その点はよろしく。
- 18番（直村静二君） できるものと、できんものと分けてきたので、分けて答えてほしい。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 同和対策部次長（生田 稔君） まちづくり建設事業事務所でございますが、公社のものか、改良のものか。それとも市のものか。こういうご質問に対しましては、当事業事務所の建物は市のものでございます。また、無償かどうかの点につきましては、本来、現在の解放会館内に置くべきでございますが、仮設解放会館という形の中で非常に場所も狭いのでございますので、これを別途に建てたということでございます。したがって、この仮設解放会館の対策関係につきましては、当和泉支部と無償貸借契約を結んでいるものでございます。

それから、次の非常囑託の当初予算であげております人件費の総額は、4,403万4千円でございます。また、負担金は1582,000円でございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 隣保館長（萩本啓介君） 電話の件についてお答え申し上げます。

6月の議会でご指摘いただきましたように、一部そういう事実を認めましたので、私の方で車の持ち主にご注意申し上げ、現在、すでにそういう事実はございません。

それから、もう一点の官公署の中に載ってる問題でございますけれども、この点につきましては現在、適当な呼称を皆で考えておりました、その名称がまとまり次第電電に申し入れたいと思っております。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 地区改良事務所長（逢野一郎君） 住宅の戸数、入居条件についてお答え申し上げます。

ご承知のように、戸数といたしましては、すでに完成しております第一団地については312戸、10月末完成予定は24戸でございます。そして、現在の第一団地の入居戸数は129戸、あと買収済みで待機者として15戸でございます。あとの戸数については、順次、買収計画を立てて1日も早く全部入居できる方法で取り組みたい。かように考えておるわけでございます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 公行用地一課長（岸田秀仁君） 2点目のご質問についてお答えいたします。

青少年会館の敷地面積は386.05㎡、依頼を受けましたのが、49年11月1日です。借地権の割合については、地主6分、借地権者4分です。更地価格につきましては、㎡259,061円、地主側155,428円、借地権者103,633円で、契約金額60,008,040円です。契約年月日は49年12月25日です。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 王子町1,116番地の買収状況についてご説明申し上げます。

46年度に買収いたしました全面積が8,880㎡、単価19,827円。取得価格が1億7607万2,284円でございます。

49年度の買収面積は2,793.75㎡、単価25,713円、合計71,835,690円でございます。

次に、2点目の旭町の土地の買収時点の価格でございますが、公簿で買収しております。公簿面積が東側線を取った残りでございますが、1,148.46㎡、買収単価が39,789円でございます。

売却価格につきましては、実測いたしましたので、実測の売却代として4,5286円でございます。

ます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次。

○ 建築課長（中上好美君） （仮称）市民体育館新築工事の業者についてお答えいたします。

去る9月26日、指名競争入札によって入札を執行、旭町37番地の4、株式会社竹内建設が20,190万円で落札し、当日付けで仮契約の上、現在、議案、その他の手続を行っております。

○ 18番（直村静二君） 一通り答弁を聞きましたが、一つ一つ確認をしておきたいと思ひます。

先ほどの確認書の件は、答弁中に私がいちいち指摘しましたが、やはり答弁というものはきちんとしてもらわないかんという例の一つです。しからば、このような解放センターの中から用地を含む23億、この中から青少年会館を抜いた場合、当然、縮小が考えられます。そしてまた、青少年会館を別個に建てる約束をしたということであれば、それについての金銭的な構想を練り直さないかん。まして、解放センターについては補助をもらってますから、これについての協議は、決して1日や2日でできるものではないと思っております。だから、これが次の市長をどのように拘束するのかということを知りたい。

それについて市長に質問しますが、昨年10月25日の同和対策特別委員会において、対市交渉の内容については、一日も早く同和特別委員会に報告します。ときちんへ言うてる。8月26日の対市交渉、もう10月ですが、その点議案軽視もはなはだしい。

もう一つ、8月26日は火曜日、日常業務をやっている日です。課長を対市交渉に参加させて、現議長池辺秀夫氏は、日常業務中の課長は参加させるなど申し入れをしたということです。この点で行政権の放棄は明らかです。昨日、田中議員から指摘のあった行政権の放棄の具体的なあらわれです。

だから市長、答弁願いたい。あなたの任期中にこの確認事項のどれができるんですか。できない分は申し送ると言ってますが、法的拘束力について、市長、あなたは冒頭のあいさつの中で退陣表明を行ったので、恐らくや、これは次の市長でやらないかんことは自明の理ですわ。どのような法的根拠があるのか、ひとつ明快にご答弁願いたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 解放センターにつきましては、建てるべく、現在、その承諾に回っているわけでございます。それができ次第、建てる段取りにしております。

○ 18番（直村静二君） もうあなたには再質問しなつもりですが、解放センターは地上5階地下1階ですか。そこから、青少年会館を抜くと、当然補助金は減りますわな。返上やないかんと思う。市長があと2カ月の任期中にやるのかどうか。

○ 重要施策推進室解放センター推進担当（小林一三君） いまご質問で、確かに従来の解放センターから青少年センター機能を抜くことになりましたが、いわゆる施設経費の中で使用計画を

立てております。したがって、各部屋において、それぞれ機能上の問題から精査しなければなりませんので、単純にははずすということではできませんので、新しい構想で現在、基本計画を練り直しております。

○ 18番（直村静二君） 地方自治法第188条の2で「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基く事務並びに法令、規則その他の規程に基く当該普通地方公共団体及び国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」とあります。あなたが提案した当初予算で、私は解放センターと新中はあかんぞ。はずしなさいと言った。それを無理やりにやるんだといって、助役がやめ、その後、補助金が800万円増えた。今度は青少年会館の分を抜くと減りますが、補助金の裏付けしてないでしょう。行政の義務を放棄している。そういう不誠実なることをしておきながら次の市長に申し送ると言っていますが、法的根拠はないと思うので、総務部長、あなたの立場から地方自治法の規定に基づいて答弁願いますよ。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 一般論的な問題としてお答えするのか、解放センターの問題についてちょっとわからないのですが……。

○ 18番（直村静二君） 市長の申し送り事項についてで結構です。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

市長さんが選挙争いによって交代いたしますと、おのずから、その市長さんの持っておられる政策そのものについて、変更が起きてくることは予想できると思います。しかしながら、現在の市長が、いわゆる和泉市長という立場において、他の団体もしくは市民とお約束した問題につきましては、当然、それは政治的あるいは行政上の責任において後任の市長に引き継がれるものというふうに私は解釈しておるわけでございまして、法律上の根拠というものは、地方自治法上では明確にはされてございません。あくまでも行政上の責任であり、和泉市長として約束されたことについては、後任市長は誠意をもってその約束事を履行する、そうした政治的あるいは行政的な責任が課せられると思っております。

○ 18番（直村静二君） 意見を言うときます。

地方自治法第154条では、「普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する」とあります。これは市長以外に15名のハンコを押してある確認の中で、市長の指揮監督のもとにやらないかんと出てます。これに従うかという、総務部長の答弁は従うという。新しい市長の誕生は確実です。退陣表明をされたから、ハンコを押した15名の人は、新しい市長のもとに指揮監督を受けるのは当然でしょう。一般論としてね。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 去る8月26日の対市交渉の中身の問題等を踏まえてのご質問だ

と受けとめておりますので、いわゆる単なる一般論的な考え方ではちょっと答弁しにくいございます。もちろん、地方自治法上に言う、われわれ職員は市長を補助するための補助機関的な性格そのものは持ってございません。したがって、当然市長の指揮監督下に入り、行政上の執行をしていく立場にあることは間違いございません。

しかし、今回は特にその背景にございます8月26日の対市交渉の中身の問題を考えるとき、これは単なる交渉の過程の中で生まれ、かつ約束されたものであるという中身ではないと私は解釈しております。あくまでも、同和対策事業は、市長の考え方がいかによってやる、やらんという性格のものではなく、同和対策特別措置法等によって、法的に国並びに市町村がそれらの事業を遂行していく責任を持たされてございます。

○ 18番(直村静二君) だから私が言いたいのは、現市長が解放センターの予算を出し、私が修正意見を出して、そして、いろんな補助を取ってきて途中で抜くという不誠実なことをしたことを次の市長が、そんな不誠実なことは引き継ぎないと言ったら、補助機関の職員は従うということです。どんな約束でも拘束するならば、市長選挙はいりません。ただし、あとの市長が同じ路線でいく人やったら別だが、そうでない市長の誕生だってあり得ます。その場合、市長以外の15名が反乱を起こす。あるいは指揮監督に従うのか。対市交渉の関係なのであえて言った。不誠実なことは引き継ぎはできんと感じた場合どうするか。一般論として確認のため聞いた。確認書の実行は恐らく市長選挙の争点になると思います。藤木市長の路線を引き継ぐ人ならば、大変大きな問題を抱える。たとえば時限立法内ではあと3年あるかなし、2,366億、大阪府に出した計画は409億ですが、1,400戸の住宅、はるかにオーバーしてます。とうていできない問題だと指摘しておきます。

それから、この王子町1,116番地の公称地、これはなぜ49年度の買収分2,793㎡が同じ金額で買われているのか、その理由がわからない。これは付属でしょう。この整地を完了し、すべての委員会を通さないか途中で、なぜこの分だけが同じ金額で出てくるのか。はっきりしてください、そんな買い方をするの。それがわからなかったんで質問したが、その点のお答えがなかった。

○ 用地担当理事(西川武雄君) 49年度に買収した2,793㎡につきましては、第一次に買収した8,880㎡の全く隣接地で、王子町からの進入道路に面した用地でございます。この用地を確保しないと、奥の土地が使えないわけでございます。第一次買収の時点においてそれらと交渉しておったわけでございますが、たまたま、その用地の中に農林省の土地等がございまして、それを前の地主が払い下げを受けるべく手続等をしておりましたので、その関係でこの2,793㎡はその時点で買収できなかったというのが現状で、それらの手続がすべて終わってその地主が

ら買収したというのが現状でございます。

- 18番（直村静二君） 決算のときにもう一遍聞きます。

それから、旭町の1,148㎡の払い下げはいかなる理由か、先ほど私が質問した内容についてのお答えにはなっていない。

- 用地担当理事（西川武雄君） 売却した用地につきましては、先立ってもご答弁いたしましたように、公社所有財産を売却する時点では、当然、理事会に諮って、その用地が市で必要であるか、ないかの協議を願い、合わせて売却金額等についても検討願い、そして、最終的にその金額で売却してもいいということで売却したものでございます。

- 18番（直村静二君） それが納得いかんから質問した。同和对策事業として東側一号线をした、そのための先行取得なんでしょう。しかも、その土地については地元から請願が出、委員会付託となり、そのいろんな問題については地元の皆さんと協議して、となつてたんでしょう。だから、私が言いたいのは、はっきり聞いてくださいよ。行政権の主体性の確立という立場から質問してます。だれかが悪いことをしたとか。市民の間で問題になったので問題にしているの。私の言いたいのは、そこに座ってほる市長以下理事者が行政権の立場から、実はこういう同和对策事業用地が空いてるので、同和对策として何らかの使用方法があるかどうかという位置づけをしなければならない。まして議会で問題になった以上、本会誘で報告が承認されてますからね。なぜ、そういう立場をとれないのか、そこです。理事会に諮って売ってもいいという責任は、その理事長たる市長がはっきりせないかん。議会に陰れてやみくもにやった中で、われわれは市の理事者の責任を追及するという点で聞いている。事務的な答弁はわかっている。それやったら議会軽視や。だれが答弁するの。いまの西川局長の答弁では納得しかねる。

- 用地担当理事（西川武雄君） 本件の土地の買収時点においては、東側1号線を幅員11mで買収すべく、権利者と交渉したわけでございますが……。

- 18番（直村静二君） あんたの事務的な答弁はいいんですよ。なぜ協議をしなかったのか、したら、したと言うてほしい。議会の請願案件ですから、その場合、議員総会なりご了承を求めたことをなぜしなかったのか。あなたからは数字を聞きました。何ぼやというだけね。総務部長、どうですか。

- 市民部長（内田 繁君） 児童遊園云々の問題につきまして、請願からの経過を申し上げ、ご了解をいただきたいと思ひます。

これは2年前にさかのぼるわけですが、請願内容の趣旨にもございますとおり、適当な土地があれば、ということでもございましたので、当時、付近に計画しております近隣公園の計画のところへ児童遊園的な機能を配置していくというところから……。

○ 18番(直村静二君) それもわかっております。協議をして議会に報告したんが、協議してやったんか、それを聞いてます。

○ 市民部長(内田 繁君) そういう経過から結局、私の方ではまだ解決というか、了解点に達してない中で、そのままにおったということです。

○ 18番(直村静二君) そういうふうに十分関係者の協議がなされないままにやったということがはっきりしている。それはわかったからよろしい。せやなかったら、いろんなことを耳にし、入ってきまへんね。行政権の主体性の確立をきっちりしていただかんとぐあい悪い。そういう十分なことをせんままにやったということでしょう。

青少年会館は借地権を40%と見た。㎡25万、坪80何万でしょう。たしか95坪余で本人に手渡したのが6.000万円やったら単価が違うんやないか。104万かにならんと数字が合わない。

○ 用地一課長(岸田秀仁君) 地主と再三交渉を持たせていただきました中で、どうしても4・6の話で交渉がつかなかったわけで、そういうことで了解点に達しましたので、4・6の話で契約を締結しました。

○ 18番(直村静二君) 市街化区域の中での借地権は、50%以上というのは判例、その他に出しており、60も70ある。これははっきりしている。しかし、問題は、市が市民さんから買うんですから、できるだけたくさん借地権をみてあげたいというのわかります。しかし、その場合は、市がこれをどうしてもほしいという緊急性、積極性でそうなるというのは、税務当局で私は確認をとってますが、40というのはちょっとひどい。何かあったんかなということ。部外者ですから。あえて言いませんが、どれだけの緊急性があつたか、本人からの申し出でしょう。借地権40%、60%を本人に渡すならば、財産評価委員会において一定の金額もみていかんか。あの地点で10.0万というのはおまへんぞ。私が計算すると、5.000万円としても地代にして12.5年間分です。また、それを買って何に使いまんね。そんな坪数で何ができまんね。緊急性もおまへん。市の財政は赤字やというのにね。詳しいことは、公社の決算でやっていきます。

一通り言いましたが、問題の非常勤嘱託、支部助成金についての佐原部長等の答弁については、金を出す法的根拠についての質問だったが、そのお答えがなかった。共産党という特定政党を誹謗するビラをまく団体が、3.000万に上る補助をもらってる。あなたの答弁では、支部員が月に何回か会費として納める自主的な団体でしょう。その出す法的根拠は何かということですよ。共産党を誹謗するという観点に立つならば、もっともっとお金が必要ということです。私ども、ビラをまく場合は20,000や30,000枚まく。一定の問題については各党派ともやりますが、

特定の団体が公費をもらって特定政党を誹謗するなんてことは、絶対に地方自治法上根拠がない。その点についての答弁を聞きなかつたのにお答えがない。

また、非常勤嘱託員なるものは、出勤の義務、報告の義務がない、相談員ということで、男子で12万円、正直言って私、それだけでもそうてません。しかし、出勤の義務がある、本会議、その他にね、法的根拠として、そういう相談員に対して出せる人件費かどうか。まして、共済掛金は職員並みでしょう。その分は国から補助が出てますか、はっきりしてください。

○ 同和对策部長（佐原行雄君） お答えいたします。

財源確保の中での支部助成金の問題が出ましたが、私の申し上げましたのは、措置法に基づいて行政施策を行う中で、地域の民主的団体と密接な協力関係、少なくとも、市の同和行政と相マッチする団体に対して、当然、われわれはそれを支援する意味で助成申し上げてるわけで、支部助成を行う根拠を申し上げたのであります。

なお、非常勤嘱託について、出勤、報告の義務がないということにつきましては、現在、仮設解放会館の中には当然、出勤簿もタイムレコーダーも置き、出退勤は明確にしております。また、報告については、市の非常勤嘱託の分野につきましては、当然、われわれは常にチェックしてやっていることは事実でございます。

○ 18番（直村静二君） いまの答弁はでたらめです。地方自治法第157条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」とありますが、解放同盟という団体は単なる特定の任意の団体でしょう。それが市の公金を使って政党活動をやる場合には監督も全部せないかん。そうなる。内容をチェックして、不適当なものは削除しますという答弁があつてしかるべきじゃないでしょうか。同対審答申は、解放同盟という名称は書いてませんぜ。地域の民主的団体と何も規定つけてません。あなたは精神、精神、私は憲法と地方自治法、条例、規則に基づいて市政を運営せんといかんと言ってる。だから、こういうことを新しい市長が引き継ぐかどうか、引き継ぐ人もあれば、引き継がない市長もあり得るということを考えてほしい。明快にさせていただきたいと思っております。

それから、土木関係でお聞きしましたが、市立の市民体育館が竹内建設だと聞きましたが、この竹内建設は、先ほど問題になりました児童遊園地の関係の個人の売却先だということですね。それからこのまちづくり建設事業事務所の事務所のあとに引っ越し先として名前が挙がっておった業者という確認もできると。

そこで、今度の議案に身体障害者福祉会館、これも竹内建設となってる。これから第2団地、泉北環境の水道工事、その他を手がけてます。しかも、一定の地域内で意図はどうあろうとも、

そういうピラが出ました。読売新聞の9月11日あたりに出ました。そこで問題になった業者だと私は思いますが、その確認ができるかどうか。私は議員ですから執行権を持っておりませんので、理事者から明快なご答弁を願っておかないと、物議をかもしたら困る。そういう地元でピラが出て問題になってる業者かどうか、ひとつお答え願いたい。

○ 建設部理事（林 徳次君） ただいまの建設部に關しますご質問にお答え申し上げます。

まず、最初に建築課長からご説明申し上げました今回の入札の結果につきましては、ご承知のとおり、一連の体育館資金ということで、雇用促進事業団の資金が一部導入されるということでございます。ご承知のように、事業団関係の工事を市が肩がわりする場合は、事業団からの一定の制約がございます。具体的には、事業団に対して登録を認めてもらった業者に限って入札の指名の範囲がしぼられるという事実がございます。たまたま、和泉市内の業者でこの資格を有しますのは、三業者プラス周辺業者の範囲内で入札をしたということでご理解願いたいと思います。

○ 18番（亘村静二君） あのね、そういうことでちやんと筋は通るんです。そこで、この問題の業者は、部落解放運動を熱心にやられる業者、幹部役員ですからね。地元から問題が出た場合、大同建の正会員、準会員があるが、今日の不況対策の立場、住民の支持をもらうという観点から、自主的に仕事の配分、処理等を考えてしかるべきじゃなからうか。私はそう思います。聞きたいのは、その業者の資本金、従業員、動員力がどのくらいあるか。現在、幸小学校、新中、身障会館、それからやるんでしょう。福祉会館と、それだけ欲張ってできますか。大同建の正会員になった場合、また、下請けする場合、ここにいろんな問題が出てくるということを危惧しているわけです。逆差別やという声をなくすためにどうするか。このままでは予算はどうなるか。和泉市は持たん。この声にこたえる市政が最も緊急に求められる。まして、こういうピラが出ると、非常に早く全市回るんです。

市の行政権の確立という観点から質問しているいろいろ答弁を聞きましたが、非常に大きな危惧を残します。今後も私ども共産党議員団は、これらの点につきまして、各委員会、その他で追及していきます。また、公正、民主的な立場から全市民に知らせます。また、心ある人に対して、市の解放運動をまじめにやってもらわないかん、尊敬されるようにやってもらわないかんということ声を大にして申し上げ一般質問を終わります。また、次の問題につきましては、補正予算、議案、決算の中でさらに追及していきます。

以上で終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆様方のご協力によりまして、予定時間内より早く終了できましたことを心から厚く御礼申し上げます。

なお、明10月2日より議案審議に入りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
本日はこれにて散会いたします。長時間ありがとうございました。

(午後2時5分散会)

第 4 日

日 本 書

昭和50年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	藤木秀夫	広報課長	竹田明郎
収入役	橋本炳	企画課長	大塚孝之
重要施策推進室長	小林一三	財政課長	麻生和義
重要施策推進室長	富田宏之	管財課長	中尾宏
重要調査推進室長	松林保	資産税課長	中川鉄也
重要施策推進室長	高三一行	市民税課長	吉田種義
重要施策推進室長	坂口礼之助	納税課長	吉田日出男
総務部長	西川喜久	同和対策部長	佐原行雄
総務部次長	門林六男	同和対策部次長兼 総合調整課長	生田稔
兼人事課長	杉本弘文	連絡指導課長	向井洋

隣保館長 萩本啓介
 市民部長 内田繁
 市民部次長兼
 市民部事務所長
 兼事務取
 福生放
 保育課長補佐 竹本為重
 保育課参事 藤野健蔵
 福祉課長 橋本博也
 市民課長 明坂貞士
 住民情報室長 明坂文嘉
 保険年金課長 逢野博之
 福祉課参事
 (老人解放
 シンター所長)
 産業衛生部長 宇沢清
 産業衛生部長
 次 山本俊兼
 商工課長 岩井益一
 農林課長 角谷泰夫
 農林課参事 佐藤貞夫
 農林課参事
 (畜産担当) 青木太郎
 交通公害課長 梶木岑雄
 環境整備課長 吉田利秀
 環境整備課
 参 山村昇
 予防衛生課長 神藤恒治
 予防衛生課
 参(診療
 所担当) 農端小一
 建設部長 中塚白
 建設部理事 林徳次
 建設部次長
 兼土木課長 森保

建設部次長兼
 区画整理課長 中西淳富
 管理課長 西岡正志
 計画課長 山崎琢磨
 建築課長 中上好美
 区画整理課
 参 山本襄
 開発課長 前田守正
 下水道課長 大浦行男
 地区改良事務
 所長兼改良
 課長 逢野一郎
 工事課長 笠木恒忠
 会計課長 北野敦雄
 選挙管理委員
 会事務局長 青木孝之
 監査委員 堀田徳治
 公平委員
 会兼監査
 事務局長 山本亮夫
 農業委員
 会 杉本忠彦
 教育委員長 堀内由延
 教育長 葛城宗一
 教育次長兼
 管理部長 阪東重信
 指導部長 乾武俊
 管理部次長 広岡史郎
 総務課長 松村吉堯
 学校教育課長 本木伴則
 同和指導室長 末田英一郎
 指導課長 高橋貞良
 社会教育課長 坂口雄一

水道部長	田中 稔	経理課長	守田 勇
水道部次長 兼工務課長	福本 喬久	消防長	和田 増義
総務課長	中辻 寿夫	消防署長	南口 主雄
営業課長	原 美助	用地担当課長 兼公園局長 兼社務局長	西川 武雄
浄水課長	岸本 孝二	用地担当参事 兼事務局長次長	橋本 昭夫
病院長代行	岩見 洋	総務課長	藤原 永一
病院事務局長	平野 誠蔵	用地一課長	岸田 秀仁
庶務課長	藤原 光夫	用地二課長 補佐	坂田 平之
業務課長	大宅 清臣		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野 丈夫
次長	吉岡 昭男
議事調査係長	西垣 宏高
調査係	浅井 義一
議事係	山本 雅俊

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	(49年) 請願第2号	緑ヶ丘小学校附帯建設請願(厚生文教委員長報告)	
2	請願第1号	母子家庭医療費公費負担に関する請願(厚生文教委員長中間報告)	
3	請願第3号	老人、重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉理容の推進に関する請願(厚生文教委員長中間報告)	
4	監査報告第19号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年3月分)	P. 1
5	監査報告第20号	例月出納検査(収入役扱昭和49年度4月分)	P. 6
6	監査報告第21号	例月出納検査(収入役扱昭和50年4月分)	P. 11
7	監査報告第22号	例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年4月分)	P. 16
8	監査報告第23号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年4月分)	P. 22
9	監査報告第24号	例月出納検査(収入役扱昭和49年度5月分)	P. 27
10	監査報告第25号	例月出納検査(収入役扱昭和50年5月分)	P. 32
11	監査報告第26号	例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年5月分)	P. 37
12	監査報告第27号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年5月分)	P. 43
13	監査報告第28号	例月出納検査(収入役扱昭和50年6月分)	P. 48
14	監査報告第29号	例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年6月分)	P. 53
15	監査報告第30号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年6月分)	P. 59
16	監査報告第31号	例月出納検査(収入役扱昭和50年7月分)	P. 64
17	監査報告第32号	例月出納検査(水道部企業出納員扱昭和50年7月分)	P. 69

日程	種別及ぶ番号	件名	摘要
18	監査報告第33号	例月出納検査(市立病院企業出納員扱昭和50年7月分)	P. 75
19	報告第17号	和泉市土地開発公社昭和49年事業年度決算書類提出について	P. 1
20	認定第1号	昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 2
21	認定第2号	昭和49年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 4
22	議案第44号	市道の路線認定について(上代伏屋線)	P. 9
23	議案第45号	工事請負契約締結について((仮称)身体障害者福祉センター新築工事)	P. 13
24	議案第51号	工事請負契約締結について(市立(仮称)市民体育館新築工事)	追加 P. 1
25	議案第46号	財産の処分について	P. 15
26	議案第47号	和泉市勤労青少年ホーム条例制定について	P. 17
27	議案第48号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 24
28	議案第49号	和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
29	議案第50号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 33
30	議案第43号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 6
31	請願第4号	市立南松尾中学校プール新設について請願	別紙
32	決議第2号	農地の固定資産税適正化に関する要望決議	別紙

(午前10時30分開議)

- 議長(池辺秀夫君) それでは皆さん、おはようございます。議員の皆さんには公私ご繁忙の中、連日にわたり大変お疲れのところご出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは21名でございます。遅刻届け出ある議員さんは横田議員さん1人です。その他の方につきましてはほどなくお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく願います。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1より日程第3までの請願につきましては、いずれも厚生文教委員会付託となっておりますので一括議題とし、審議の結果報告を厚生文教委員長坂上国治君にお願いいたします。

(厚生文教委員長報告)

- 厚生文教委員長(坂上国治君) 昭和49年10月2日開会の第3回定例会において上程せられました請願第2号「緑ヶ丘小学校附帯建設請願」(体育館、及びプール)についてであります。請願に係る審議を当厚生文教委員会に付託となり、審議いたしました経過並びに結果の概要をご報告申し上げます。

去る9月16日に委員会を招集いたしまして、全員出席のもとに関係理事者の出席を求め、内容審議をいたしました。

まず、審議に入る前に、昨年10月2日に上程されました請願内容は、生徒数341名で体育館とプール新設の要望がなされ、付託されたわけでございますが、去る9月9日、緑ヶ丘小学校PTAの方々が多数来庁され、再度約2百余名の連署をもって陳情書の提出がありました。その内容は、現在生徒数は6百余名と昨年の約倍になり、普通教室の不足はもちろん、特別教室(家庭科室、図工室、図書室)がなく、普通教室でやりくりしている実態であり、普通教室及び特別教室の建設とを、昨年請願の体育館とプール建設に追加要望がなされたが、この措置

についてどう取り扱うべきかを委員の皆さんにお諮りいたしましたところ、「昨年10月請願が出されて今日まで相当経過している。その間に人口も増え、最初の請願は、体育館とプールの建設のみの請願であったのが、今日になって普通教室及び特別教室の追加の陳情がなされた。これは人口の増加に伴って起こってきた問題だと思いが、これを追加して取り上げるかどうかということであるが、一応、理事者の計画等意見を聞いた上で決めては、との意見がありましたので、理事者の説明を求めました。「当該小学校については当初、普通教室14、特別教育として音楽室、理科室の2教育を含め建設し、以来、引き続き建設するという計画を立てていたが、既設校でプールのないところもあり、これらを優先してやらなければならず、新設、既設の均衡等の配慮して審議願わなかった点と、体育館についても、5月1日現在の学童統計に基づく児童数を基準として国庫補助が積算される観点から、将来を見通した理想的な規模のものにしたい考えと、国庫補助基準が在席児童数を基準として算定することから、大体80%の入居が完成して推定する児童数が、補助対象に持ち込めるような状態を把握の上で検討したいということが、今日までおくれた理由となり、今回、児童数が昨年10月の約倍に増加しているので、普通教室を含め不足している実態から、特別教室3教室と、将来を勘案した6教室を建設しなければならないと考えられ、年度内に国の補正予算に織り込めて予算措置をご審議をいただけるよう努力していきたい。

なお、年度内完成はどうしても無理であるなら、来年度の補助と結び付け、いずれにしても本年度内に普通教室について着工したい旨の説明があり、現在、将来計画を合わせて十分検討しているので、今後さらに積極的に対処していくとの説明がありました。

これに対し「児童数が増えれば当然増築していかなければならない。これら開発新校建設時点で、ぎりぎりの建設をするところに問題があり、いつも場当たりのその場限り建設をしている点を強く指摘し、今後、このような点を十分配慮し、請願を追加し増築しなければならないのが当然である」との意見があり、審議を終わり、本請願に陳情の要望分を追加して採択することに異議なく決しました。



次に、去る3月31日開会の第1回定例会において上程されました請願第1号「母子家庭医療費公費負担に関する請願」についてであります。審議の結果をご報告申し上げます。

先の9月16日の同日、審議のため理事者の説明を求めました。「昨今、社会福祉に関する要求が急激に増加しつつあるにもかかわらず、これに対応すべく社会保障制度及び社会福祉サービス体制等が十分整っていない現状である。身体障害者医療費の公費負担という問題についても、制度が先行し受け入れ体制ができていない現状であり、このような情勢の中で、本件の

母子家庭医療費の公費負担制度を進めるということは、現時点では困難であり、例えば医療機関（医師会）との了解をとることと、国や府においても実施していない現状の中で、市単独で実施することは、財政事情から勘案して単独実施に踏み切ることが困難であり、償還方式の現金給付になってきますと、事務的に非常に複雑であり、今後の研究課題として検討していきたい」との説明がありました。

これに対し「現在、本市で母子家庭の医療負担該当者はどのくらいの人数か、また、どのくらいの費用が要するのか、他市で実施している市はどの程度あるのか」との質問があり、これに対し「推計であるが、母子家庭は31世帯で、人員約8百人、また、利用者は約55%利用するものとして約2千万円が必要となる。

なお、府下では、島本町と交野市の一市一町のみである」旨の答弁がありました。

「財政的な面はわかるが、最初から全面的に対象でなく、段階的に実施していくよう踏み切るべきである。」との意見がありましたが、お諮りいたしましたところ、打ち切ることをなく、これを継続審議と決し、審議を終わりました。



次に、去る7月24日開会の第1回臨時会において上程された請願第3号「老人重症身体障害者母子家庭を対象とする福祉理容の推進に関する請願」について、審議の結果をご報告いたします。

本件も、先にご報告いたしました「請願第1号」に引き続き審議し、理事者の説明を求めました。「本請願にもあるとおり大阪府下全域で実施してもらいたい、という趣旨のもとに提出されたもので、過日、阪南市町村の担当課長会においても協議され、他市においても、本市同様の請願が提出されております。したがって、府下全域に及ぼす課題であり、府と十分協議し、制度化を願うよう、要望書を提出することになっている。また、阪南各市だけではなく、府下市町村に対しても、府が主体性を持つよう要望していくことを申し入れている現状の中で、本市単独で実施することは財政上困難であり、対象者あるいは助成内容等もまちまちであり、今後、本市においても、府に対し強力に要望していく」との説明がありました。

本件についても今後、引き続き審議していくことに異議なく承し、これを終わりました。

以上、請願3件について、昭和49年請願第2号「緑ヶ丘小学校附帯建設請願」に今回の陳情分、普通教室、及び特別教室建設追加要望を加えて採択することといたしました。また、請願第2号「母子家庭医療費公費負担に関する請願」及び請願第3号「老人重症身体障害者母子家庭を対象とする福祉理容の推進に関する請願」の2件を、いずれも継続審議と決しました次第であります。何とぞ速やかに昭和49年請願第2号を採択せられんことをお願い申し上げ、

私の報告を終わります。

- 議長（池辺秀夫君） ただいま詳細な委員長報告がありましたので、この際お諮りいたします。本報告に対する質疑討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではお諮りいたします。「緑ヶ丘小学校附帯建設請願」を委員長報告どおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

なお、「母子家庭医療費公費負担に関する請願」及び「老人、重症身体障害者、母子家庭等を対象とする福祉埋容の推進に関する請願」につきましては、なお調査研究を要しますので継続審議といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、継続審議といたします。委員の皆さん方にはご苦勞でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 日程第4より日程第18までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、本報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

例 月 出 納 檢 査 結 果 報 告 書

監査報告第19号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	昭和50年 3月分	P. 1
" 第20号	"	収 入 役 扱	昭和49年度4月分	P. 6
" 第21号	"	"	昭和50年 "	P. 11
" 第22号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 16
" 第23号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 22
" 第24号	"	収 入 役 扱	昭和49年度5月分	P. 27
" 第25号	"	"	昭和50年 "	P. 32
" 第26号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 37
" 第27号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 43
" 第28号	"	収 入 役 扱	" 6月分	P. 48
" 第29号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 53
" 第30号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 59
" 第31号	"	収 入 役 扱	" 7月分	P. 64
" 第32号	"	水道部企業出納員扱	" "	P. 69
" 第33号	"	市立病院企業出納員扱	" "	P. 75

監査報告第19号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年6月12日

監査委員 堀田 徳 治

竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和50年6月12日
2. 検査の対象 昭和50年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

昭和50年3月31日現在

3月分月次合計残高試算表

和泉市立病院事業会計

借	方			貸			方	
	残高	合計		勘定科目	当月	合計		
		累計	当月			累計		当月
				資産の部				
				土地				
90,316,210	90,316,210			建物				
240,415,659	240,415,659			構築物				
2,848,487	2,848,487			車輜				
1,240,000	1,240,000			機械及備品	1,129,900			
35,778,875	35,778,875			有価証券				
188,124	188,124			投資				
9,499,235	9,499,235			減価償却引当金		48,522,733	48,522,733	
69,930,012	2,349,522,368	528,752,270		普通預金		499,466,118	2,279,532,356	
103,635,666	491,139,755	64,142,717		未収金	37,347,938		384,504,089	
11,712,089	209,801,464	19,075,447		貯蔵品	15,328,312		198,089,375	
750,000	6,094,694	1,800,000		前払金	1,800,000		5,344,694	
3,100,000	8,100,000			定期預金	5,000,000		5,000,000	
22,288,000	112,744,494			過年度未収金	174,984		90,456,494	
				負債の部				
	1,320,000,000	400,000,000		一時借入金	450,000,000		1,670,000,000	
	159,801,730	18,835,060		未払金	32,822,495		215,525,835	
				仮受金				
	70,462,056	5,420,847		預り金	6,284,315		75,554,830	
	2,668,000	311,000		予納金	288,000		3,400,000	
	1,232,136	308,034		固定負債			384,962,379	
							384,730,243	

	69,829,085	1,522,000	過年度未払金		00,999,125	170,040
			預り共済基金		3,100,000	3,100,000
			資本の部			
			自己資本金	2,421,000	158,754,371	158,754,371
	13,187,224		借入資本金	12,600,000	211,246,488	198,059,264
381,785,953	381,785,953		繰越欠損金			
			老人病棟府補助金	1,118,000	1,118,000	1,118,000
			収益の部			
			入院収益	31,930,187	288,485,428	288,485,428
			外来収益	23,377,301	246,329,372	246,329,372
			その他医業収益	1,880,055	15,861,928	15,861,928
			受取利息配当金	789,373	2,296,748	2,296,748
			他会計補助金	14,354,000	64,354,000	64,354,000
			患者外給食収益	721,530	4,369,090	4,369,090
			その他医業外収益	174,352	915,272	915,272
			国庫補助金	880,000	880,000	880,000
			費用の部			
484,339,005	484,339,005	46,850,889	給与			
212,546,168	213,400,264	17,682,946	材料	854,086	854,086	
55,844,744	56,312,855	8,165,557	経費	468,111	468,111	
15,110,472	15,110,472	15,110,472	減価償却費			
			資産減耗費			
2,990,284	2,990,284	686,700	研究修費			
54,876,119	54,876,119	14,256,146	委託費			
5,347,986	5,347,986	500,944	患者外給食材料費			
17,002,280	17,002,280	7,600,000	建設仮勘定			
1,824,495,368	6,425,984,804	1,155,150,929	合計	1,155,150,929	6,425,984,804	1,824,495,368

3 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和50年3月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		3 月	累 計	
病院事業収益	610,280,000	74,107,098	623,491,838	△13,211,838
1. 医療業収益	537,911,000	57,187,543	550,676,728	△12,765,728
イ 入院収益	281,696,000	31,930,187	288,485,428	△6,789,428
ロ 外来収益	240,400,000	23,377,301	246,329,372	△5,929,372
ハ その他医療収益	15,815,000	1,880,055	15,861,928	△46,928
2. 医療外収益	72,369,000	16,919,555	72,815,110	△446,110
イ 受取利息配当金	1,800,000	789,673	2,296,748	△496,748
ロ 他会計補助金	64,354,000	14,354,000	64,354,000	0
ハ 患者外給食収益	4,391,000	721,530	4,369,090	21,910
ニ その他医療外収益	944,000	174,352	915,272	28,728
ホ 国庫補助金	880,000	880,000	880,000	0
病院事業費用	838,821,000	104,931,457	831,054,778	7,766,222
1. 医療業費用	776,545,000	90,174,367	770,830,673	5,714,327
イ 給与	484,771,000	49,850,889	484,339,005	431,995
ロ 材料	212,548,000	16,828,860	212,546,168	1,832
ハ 経費	57,883,000	7,697,446	55,844,744	2,038,256

減價却費	17,892,000	15,110,472	15,110,472	2,781,528
資產減耗費	1,000		0	1,000
研究修費	3,450,000	686,700	2,990,284	459,716
2. 醫業外費用	61,976,000	14,757,090	60,224,105	1,751,895
1. 支私利息及公 企業債取扱諸費	56,628,000	14,256,146	54,876,119	1,751,881
口 患者外給食材料費	5,348,000	500,944	5,347,986	14
3. 予備費	300,000		0	300,000
資本的收入	479,539,000	16,139,000	400,539,000	79,000,000
1. 出資金	22,421,000	2,421,000	22,421,000	0
2. 公立病院特例債	364,400,000		364,400,000	0
3. 企業債	91,600,000	12,600,000	12,600,000	79,000,000
4. 老人病棟府補助金	1,118,000	1,118,000	1,118,000	0
資本的支出	124,989,000	9,037,934	44,037,420	80,951,580
1. 建設改良費	103,601,000	9,037,934	22,650,196	80,950,804
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233,000	308,034	1,232,136	864
口 器械備品購入費	8,118,000	1,129,900	8,118,000	0
ハ 病院建設調査費	1,150,000		700,060	449,940
2. 病院増設事業費	93,100,000	7,600,000	12,600,000	80,500,000
2. 企業債償還金	13,188,000		13,187,224	776
3. 投資	8,200,000		8,200,000	0

3 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和50年3月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計
1 医 業 收 益			
入 院 收 益	31,930,187	288,485,428	
外 来 收 益	23,377,301	246,329,372	
其 他 医 業 收 益	1,880,055	15,861,928	
計	57,187,543	550,676,728	
2 医 業 費 用			
給 与 費	49,850,889	484,339,005	
材 料 費	16,828,860	212,546,168	
経 費	7,697,446	55,844,744	
減 価 却 費	15,110,472	15,110,472	
資 産 減 耗 費	0	0	
研 究 修 費	686,700	2,990,284	
計	90,174,367	770,830,673	
医 業 利 益	△32,986,824		
3 医 業 外 收 益			
			△220,153,945

受取利息配当金	789,673	2,296,748
他会計補助金	14,354,000	64,354,000
患者外給食収益	721,530	4,369,090
その他医業外収益	174,352	915,272
国庫補助金	880,000	880,000
計	16,919,555	72,815,110
4 医業外費用		
支払利息及び	14,256,146	54,876,119
企業債取扱諸費		
患者外給食材料費	500,944	5,347,986
雑損	0	0
計	14,757,090	60,224,105
当月分純利益	△30,824,359	
当月迄の純利益		△207,562,940
上記当月分収益中	健保未収益	49,808,442円
上記当月分費用中	未払金	29,279,557円

貸 金 予 算 表

昭和50年3月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	3月の執行済額	4月予定	5月予定
収	事業収益	47,474,971円	6,000,000円	6,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債	12,600,000		
	過年度未収金	174,984	40,000,000	40,000,000
	一時借入金	450,000,000	100,000,000	
	預り金	6,284,315	5,000,000	5,000,000
	他会計繰入金	5,160,000		
	前払金戻入	1,800,000		
	期間外収益			
	予納金	258,000	200,000	200,000
入	仮受金			
	定期預金解約	5,000,000		
	合 計	528,752,270	151,200,000	51,200,000

区分	科 目	3月の執行済額	4月予定	5月予定
支	事業費用	63,647,277円	36,000,000円	42,000,000円
	建設改良費	7,611,900	2,000,000	2,000,000
	企業償還金	308,034		
	貯蔵品購入費	18,835,060		
	適年度未払金	1,522,000	25,000,000	20,000,000
	一時借入金返還	400,000,000	100,000,000	
	預り金返付	5,420,847	5,000,000	5,000,000
	前払金	1,800,000		
	時間外費用			
	予約金返付	311,000	200,000	200,000
出	仮受金返付			
	合計	499,456,118	168,200,000	69,200,000
差引	収支差引	29,296,152	△170,000	△18,000,000
	前年度又は前月より繰越	40,633,860	69,930,012	52,930,012
	前年度又は前月へ繰越	69,930,012	52,930,012	34,930,012

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和49年度4月分収入役
役の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年6月12日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和50年6月12日
2. 検査の対象 昭和49年度4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠
書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支 計

区 分		收 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		8,968,713,153	△154,265,932 1,232,103,602	10,041,555,823	10,883,317,646	△69,492,644 725,031,706
歳入歳出外現金		503,644,154	64,586,893	568,231,047	468,441,358	32,635,909
特別歳入歳出外現金		3,058,343,844	235,799,749	3,294,143,593	3,057,527,326	203,571,003
府 税		597,832,613	35,765,832	633,598,445	555,290,727	48,165,425
特 別 会 計	国民健康保険	1,111,051,138	△413,563 103,183,303	1,213,820,878	1,064,137,855	△478,876 107,629,114
	土地区画 整理事業	355		355	11,538,298	0
	公共用地 先行取得事業					
合 計		14,234,585,257	△154,679,495 1,671,444,379	15,751,350,141	16,040,253,210	△69,971,520 1,112,033,157
基 金	用品調達					
	同資 和更 金貸 生付	49,866,312	888,730	50,755,042	7,202,037	0
	財政調整					
	土地開発	71,862,534	0	71,862,534	64,258,780	0
合 計		121,728,846	888,730	122,617,576	71,460,817	0

算 書

昭和50年4月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
11,538,856,708	△ 1,497,300,885	1,490,000,000 △210,000,000	630,000,000 △36,538,298	376,160,817	
501,077,267	67,153,780			67,153,780	
3,261,098,329	33,045,264			33,045,264	
598,456,152	35,142,293			35,142,293	
1,171,288,093	42,532,785		25,000,000	67,532,785	
11,538,298	△11,537,943		11,538,298	355	
17,082,314,847	△ 1,330,964,706	1,490,000,000 △210,000,000	630,000,000	579,035,294	
7,202,037	43,553,005			43,553,005	
64,258,780	7,603,754			7,603,754	
71,460,817	51,156,759			51,156,759	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	376,160,817	260,600,817		95,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	67,532,785	67,532,785	
	土 地 区 画 整 理 事 業	355	355	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達			
	同 資 和 更 生 金 貸 付	43,553,005	43,553,005	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	7,603,754	7,603,754	
特別歳入歳出外現金	53,548,665	33,045,264		
歳入歳出外現金	67,153,780	67,153,780		
府 税	35,142,293	35,142,293		
住 宅 敷 金	6,730,871	2,099,533		4,631,338
駐 車 場 使 用 料	50,404	50,404		
合 計	657,476,729	516,781,990		99,631,338

管 方 法

昭和50年4月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル 証 券	釣 銭	
		19,550,000	1,010,000	
18,678,260	1,825,141			大阪公 137 1,824,493 大阪 24,223 648
18,678,260	1,825,141	19,550,000	1,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,972,415,000	2,706,591,278	△3,245,667 161,674,458
地 方 譲 与 税	30,369,000	7,424,000	16,021,000
自 動 車 取 得 税 金 交 付	77,850,000	40,546,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 地 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	19,534,000	
地 方 交 付 税	2,092,887,000	2,092,887,000	
交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付	12,697,000	12,697,000	
分 担 金 及 負 担 金	402,304,000	174,698,944	△ 113,432 81,920,350
使 用 料 及 手 数 料	89,302,000	74,273,010	△ 16,970 2,051,300
国 庫 支 出 金	2,457,591,000	1,363,330,330	513,467,956
府 支 出 金	2,878,288,000	517,322,670	69,943,682
財 産 収 入	35,019,000	29,749,284	記 23,010
寄 附 金	149,884,000	113,884,139	10,000,000
繰 入 金	144,658,000	130,000,000	
諸 収 入	987,370,000	1,210,770,947	記 △ 23,010 △ 889,863 260,729,856
市 債	3,804,442,000	328,290,000	△ 150,000,000 116,300,000
繰 越 金	141,714,000	141,714,551	
合 計	16,296,324,000	8,963,713,153	△ 154,265,932 1,232,108,602

昭和50年4月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
2,865,020,069		107,394,931	96.38
23,445,000		6,924,000	77.20
40,546,000		37,304,000	52.08
19,534,000		0	100.00
2,092,887,000		0	100.00
12,697,000		0	100.00
256,505,862		145,798,138	63.75
76,307,340		12,994,660	85.44
1,876,798,286		580,792,714	76.36
587,266,352		2,291,021,648	20.40
29,772,294		5,246,706	85.01
123,884,139		25,999,861	82.65
130,000,000		14,658,000	89.86
1,470,587,930	483,217,930		148.93
294,590,000		3,509,852,000	7.74
141,714,551	551		100.00
10,041,555,823		6,254,768,177	61.61

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	146,148,000	140,892,741	3,359,540
総 務 費	2,011,708,000	1,237,126,691	△ 4,997,261 28,630,052
民 生 費	3,101,718,000	2,536,930,922	△ 2,124,585 43,257,395
衛 生 費	886,092,000	714,021,415	△ 603,993 41,597,999
勞 働 費	64,058,000	56,956,025	△ 117,403 2,397,853
農 林 水 産 業 費	219,186,000	103,661,068	△ 12,700 51,701,686
商 工 費	250,862,000	108,516,484	29,601,454
土 木 費	5,238,526,000	3,019,203,883	△ 500,957 431,461,133
消 防 費	337,370,000	307,152,063	△ 65,000 3,717,902
教 育 費	2,988,108,000	1,684,536,155	△ 1,414,126 89,196,613
公 債 費	890,968,000	888,291,102	△ 59,656,619 7,000
諸 支 出 金	136,990,000	83,605,814	0
災 害 復 旧 費	4,590,000	2,423,283	103,079
予 備 費	20,000,000	0	0
合 計	16,296,324,000	10,883,317,646	△ 69,492,644 725,031,706

調 査 書

昭和50年4月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
144,252,281	1,895,719	98.70
1,260,759,482	750,948,518	62.67
2,578,063,732	523,654,268	83.11
755,015,421	131,076,579	85.20
59,236,475	4,821,525	92.47
155,350,054	63,835,946	70.87
138,117,938	112,744,062	55.05
3,450,164,059	1,788,361,941	65.86
310,804,965	26,565,035	92.12
1,772,318,642	1,215,789,358	59.31
828,641,483	62,326,517	93.00
83,605,814	53,384,186	61.03
2,526,362	2,063,638	55.04
0	20,000,000	
11,538,856,708	4,757,467,292	70.80

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 4 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 6 月 12 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和 50 年 6 月 12 日
2. 検査の対象 昭和 50 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

4 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分	收 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		△ 100,000,000 711,851,423	611,851,423		△ 10,464,992 569,725,725
歳入歳出外現金					
特別歳入歳出外現金					
府 税		833,933	833,933		0
特 別 会 計	国民健康保険	55,841,681	55,841,681		7,374,037
	土地区画整理事業	0	0		0
	公共用地先行取得事業	0	0		0
合 計		△ 100,000,000 768,527,037	668,527,037		△ 10,464,992 577,099,762
基 金	用品調達	3,808,742	3,808,742		269,850
	同資和更生貸付				
	財政調整				
	土地開発				
合 計		3,808,742	3,808,742		269,850

算 書

昭和50年4月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
559,260,733	52,590,690	1,350,000,000 △100,000,000	△700,000,000	602,590,690	
0	833,933			833,933	
7,374,037	48,467,644	23,000,000		71,467,644	
0	0			0	
0	0			0	
566,634,770	101,892,267	1,273,000,000	△700,000,000	674,892,267	
269,850	3,538,892			3,538,892	
269,850	3,538,892			3,538,892	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	602,590,690	582,590,690		
特 別 会 計	国 保 事 業	71,467,644	71,467,644	
	土 地 区 画 整 理 事 業			
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達	3,538,892	3,351,304	187,588
	同 和 更 生 資 金 貸 付			
	財 政 調 整			
	土 地 開 発			
特別歳入歳出外現金				
歳入歳出外現金				
府 税	833,933	833,933		
住 宅 敷 金				
駐 車 場 使 用 料				
合 計	678,431,159	658,243,571	187,588	

管 方 法

昭和50年4月30日現在(単位円)

訴				備 考
農 協	郵 便 局			
	20,000,000			
	20,000,000			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,594,043,000		4,974,367
地 方 譲 与 税	35,700,000		
自 動 車 取 得 税 金 交 付	88,100,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000		
地 方 交 付 税	2,417,913,000		514,131,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	13,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	90,758,000		1,202,250
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000		4,356,325
国 庫 支 出 金	2,672,762,000		
府 支 出 金	2,796,513,000		8,554,484
財 産 収 入	5,849,000		4,860
寄 附 金	41,000,000		
繰 入 金	100,000		
諸 収 入	908,746,000		8,628,137
市 債	6,537,105,000		
繰 越 金			△ 100,000,000 170,000,000
合 計	19,308,800,000		△ 100,000,000 711,851,423

調 書

昭和50年4月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
計			
4,974,367		3,589,068,633	0.13
0		35,700,000	
0		88,100,000	
0		19,534,000	
514,131,000		1,903,782,000	2.26
0		13,000,000	
1,202,250		89,555,750	1.32
4,356,325		83,320,675	4.96
0		2,672,762,000	
8,554,484		2,787,958,516	0.30
4,860		5,844,140	0.08
0		41,000,000	
0		100,000	
8,628,137		900,117,863	0.94
0		6,537,105,000	
70,000,000	70,000,000		
611,851,423		18,696,948,577	3.16

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	141,172,000		7,932,024
総 務 費	2,932,802,000		△ 1,147,202 163,890,677
民 生 費	3,401,651,000		△ 59,813 140,362,454
衛 生 費	770,526,000		△ 12,000 9,891,332
労 働 費	66,512,000		3,419,310
農 林 水 産 業 費	146,433,000		3,187,777
商 工 費	110,314,000		42,919,296
土 木 費	3,586,719,000		△ 40,500 20,017,211
消 防 費	324,584,000		14,818,975
教 育 費	6,552,717,000		88,787,087
公 債 費	1,155,970,000		△ 9,205,477 94,499,582
諸 支 出 金	89,400,000		
災 害 復 旧 費			
予 備 費	30,000,000		
合 計	19,308,800,000		△ 10,464,992 569,725,725

調 査

昭和50年4月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
7,932,024	133,239,976	5.61
162,743,475	2,770,058,525	5.54
140,302,641	3,261,348,359	4.12
9,879,332	780,646,668	1.28
3,419,310	68,092,690	5.14
3,187,777	148,245,223	2.17
42,919,296	67,394,704	38.90
19,976,711	3,566,742,289	0.55
14,818,975	309,765,025	4.56
68,787,037	6,483,929,913	1.04
85,294,105	1,070,675,895	7.37
	89,400,000	
	30,000,000	
559,260,733	18,749,539,267	2.89

監査報告第 22 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 4 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 6 月 12 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和 50 年 6 月 12 日
2. 検査の対象 昭和 50 年 4 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 4 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

歲 出 調 書

昭和50年4月30日現在

4月分月次合計残高試算表

借高	合計	方		勘定科目	貸		方
		本月計	本月計		本月計	残高	
				資産の部			
				土地			
119,570,953	119,570,953			建物			
111,692,469	111,692,469			構築物			
1,795,944,520	1,795,944,520			機械装置			
192,920,574	192,920,574			量器	275,230		
61,825,188	61,825,188			車輛	1,351,000		
10,783,753	10,783,753			工具器具及備品			
19,822,707	19,822,707			建設仮勘定	41,803,726		
782,845,938	782,845,938			水利			
460,000	460,000			電話加入権			
41,200	41,200			預貯金			
210,000	210,000			普通預金	355,809,503		
104,122,528	451,903,160			当座預金	347,780,632	347,780,632	
63,751,357	347,780,632			未収金	19,697,110	347,780,632	
55,878,793	80,181,091			貯蔵品	8,076,310	26,429,734	
19,000	62,250,403			仮払金		13,371,610	
25,000	15,019,000			投資有価証券		15,000,000	
180,000	25,000			借地権			
1,800,000	180,000			保管有価証券			
	1,800,000			短期貸付金		50,000,000	
	50,000,000			負債の部			
				未払金			
	32,050,206			未払費用	32,050,206	8,076,310	11,946,310
				一時借入金			
	250,000,000			前受金	250,000,000	250,000,000	250,000,000
	2,779,000			預り担保有価証券	1,312,000	23,891,730	21,112,730
	4,676,119				1,800,000	1,800,000	1,800,000
	4,676,119						

				減価償却引当金			320,614,252	320,614,252
				退職給与引当金			612,385	612,385
				資本の部				
				自己資本			119,808,235	119,808,235
				借入資本			1,833,610,227	1,833,610,227
				資本剰余金		4,201,000	826,260,583	826,260,583
				利益剰余金				
				費用の部				
				原水及浄水費	18,676,628			
				配水及給水費	5,960,628			
				受託工事費		4,448,908		
				業務費		3,886,983		
				減価償却費				
				資産減耗費				
				支払利息及企業債諸費	1,425,888			
				雑支出				
				その他の営業費用	12,261,915			
				過年度損益修正	2,170			
				収益の部				
				給水収益			19,626,575	19,626,575
				補助金				
				受託工事収益			7,955,103	7,955,103
				その他の営業収益			15,055,400	15,055,400
				受取利息			466,631	466,631
				雑収益			298,210	298,210
				固定資産売却益				
				過年度損益修正				
				合計	1,110,960,956		4,521,781,924	3,431,914,991

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和50年4月30日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	48,401,919	48,401,919	748,136,081
1 営業収益	701,538,000	42,637,078	42,637,078	658,900,922
1 給水収益	608,198,000	19,626,575	19,626,575	588,571,425
2 受託工事収益	200,000,000	7,956,103	7,956,103	120,428,97
3 その他の営業収益	73,340,000	15,055,400	15,055,400	58,284,600
2 営業外収益	90,000,000	764,841	764,841	89,235,159
1 受取利息	200,000,000	466,631	466,631	1,533,369
2 雑収益	300,000,000	298,210	298,210	2,701,790
3 加 入 金	85,000,000	0	0	85,000,000

① 資本的収入	677,500,000	4,201,000	4,201,000	673,299,000
1 企業債	510,000,000	0	0	510,000,000
1 企業債	510,000,000	0	0	510,000,000
2 負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
1 他会計負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負担金	160,000,000	4,201,000	4,201,000	155,799,000
1 工事負担金	160,000,000	4,201,000	4,201,000	155,799,000
収入合計	1,469,038,000	4,760,2919	4,760,2919	1,421,435,081

乙 告 行 算 予 分 月 4

昭和50年4月30日現在

(出 支)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	40,660,950	40,660,950	850,786,050
1 営業費用	742,430,000	45,235,062	45,235,062	697,194,938
1. 原水及浄水費	314,626,000	18,676,628	18,676,628	295,949,372
2. 配水及給水費	120,460,000	5,960,628	5,960,628	114,499,372
3. 受託工事費	20,000,000	0	0	20,000,000
4. 業 務 費	89,705,000	4,448,908	4,448,908	85,256,092
5. 総 係 費	63,165,000	3,886,983	3,886,983	59,278,017
6. 減 価 償 却 費	63,864,000	0	0	63,864,000
7. 資 産 減 耗 費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	70,000,000	12,261,915	12,261,915	57,738,085
2 営業外費用	154,017,000	1,425,888	1,425,888	152,591,112
1. 支 払 利 息 及 業 債 取 扱 諸 費	153,967,000	1,425,888	1,425,888	152,541,112
2. 雑 支 出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1.	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出					
1	建設改良費	754,505,000	43,429,956	43,429,956	43,429,956	711,075,044
1.	事務費	12,200,000	679,391	679,391	679,391	11,520,609
2.	擴張工事費	498,800,000	39,098,500	39,098,500	39,098,500	459,701,500
3.	改良工事費	100,000,000	1,667,335	1,667,335	1,667,335	98,332,665
4.	配水管整備事業費	16,300,000	0	0	0	16,300,000
5.	光明台水道施設建設費	60,000,000	558,500	558,500	558,500	59,641,500
6.	營業設備費	18,058,000	1,626,230	1,626,230	1,626,230	16,431,770
2	企業債償還金	49,147,000	0	0	0	49,147,000
1.	企業債償還金	49,147,000	0	0	0	49,147,000
	支出合計	1,651,952,000	90,090,906	90,090,906	90,090,906	1,561,861,094

和泉市水道事業損益計算書（4月分）

（昭和50年4月1日より昭和50年4月30日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	19,626,575円	
(2) 受託工事収益	7,955,103円	
(3) その他の営業収益	15,055,400円	42,637,078円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	18,676,628円	
(2) 配水及給水費	5,960,628円	
(3) 業務費	4,448,908円	
(4) 総係費	3,886,983円	
(5) その他の営業費用	12,261,915円	45,235,062円
営業損失		2,597,984円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	466,631円	
(2) 雑収益	298,210円	764,841円
当月分総損失		1,833,143円
4. 営業外費用		
(1) 支払利息及企業 債取扱諸費	1,425,888円	1,425,888円
当月分純損失		3,259,031円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和50年5月10日

種 目	月 次		4月執行済額	5月予定額	6月予定額	7月予定額
	前 月	繰 越 金				
收	前 月 繰 越 金		0	104,332	17,350	17,550
	營 業 收 益		23,076,443	8,000	35,000	45,000
	營 業 外 收 益		764,841	200	200	200
	前 年 度 未 收 金		25,095,219	30,260	10,000	4,928
	企 業 債		0	26,000	3,300	0
入	工 事 負 担 金		4,201,000	20,000	25,000	0
	一 時 借 入 金		250,000,000	0	0	50,000
	預 引 金		360,000	500	500	500
	前 年 度 繰 越 金		96,303,657	0	0	0
	前 受 付 金		1,312,000	500	500	500
貸 付 金		50,000,000	0	30,000	70,000	
計		451,113,160	85,460	104,500	171,128	

支	營業費用	32,138,682	45,000	75,000	47,000
	營業外費用	1,425,888	0	0	0
	前年度未払費用及未払金	30,408,496	5,512	0	0
	建設改良費	28,154,726	18,900	16,500	15,750
	貯蔵品	1,641,710	7,080	11,800	8,678
	企業償還金	0	0	0	0
	一時借入金返還	250,000,000	0	0	100,000
	預り金返還	1,428,000	500	500	500
	前受金	1,580,960	500	500	500
	過年度損益修正	2,170	0	0	0
出	貸付金	0	100,000	0	0
	計	346,780,632	172,442	104,300	172,428
	収支差引額	104,832,528	17,350	17,550	16,250

監査報告第 23 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 4 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 6 月 12 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 6 月 12 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 4 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 4 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

4 月分月次合計残高試算表

4 月分月次合計残高試算表

昭和 50 年 4 月 30 日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸			方
		残高	合計	勘定科目	当月	累計	
				資産の部			
				土地			
90,316,210	90,316,210			建物			
240,415,659	240,415,659			構築物			
2,848,487	2,848,487			車			
1,240,000	1,240,000			機械及備品			
35,778,875	35,778,875			有価証券			
188,124	188,124			投資			
9,499,235	9,499,235			減価償却引当金		48,522,733	48,522,733
61,866,095	222,464,001	152,553,989		普通預金	160,617,906	160,617,906	
42,021,535	42,021,535	42,021,535		未収金			
11,609,543	50,550,969	18,838,880		貯蔵品	18,941,426	18,941,426	
750,000	750,000			前払金			
3,100,000	3,100,000			定期預金			
87,266,141	128,923,666			過年度未収金	41,657,525	41,657,525	
				負債の部			
	100,000,000	100,000,000		一時借入金	100,000,000	450,000,000	350,000,000
				未払金	18,838,880	18,838,880	18,838,880
				仮受金			
	6,221,604	6,221,604		預り金	5,278,938	13,471,712	7,250,108
	509,000	509,000		予納金	470,000	1,202,000	698,000
				固定負債		20,330,243	20,330,243

			公立病院特例債				364,400,000	364,400,000
			過年度未払金				55,894,145	31,854,477
			資本の部					
			自己資本				158,754,371	158,754,371
			借入資本				198,059,264	198,059,264
589,343,893	589,348,893		繰越欠損金					
			資本剰余金				1,118,000	1,118,000
			収益の部					
	420	420	入院収益		24,592,006		24,592,006	24,591,586
	13,064	13,064	外来収益		21,645,179		21,645,179	21,632,115
			その他医業収益		892,761		892,761	892,761
			受取利息配当金					
			他会計補助金					
			患者外給食収益					
			その他医業外収益		39,115		39,115	39,115
			費用の部					
26,315,579	26,315,579	26,315,579	給与					
18,539,649	18,539,649	18,539,649	材料					
3,186,060	3,186,060	3,186,060	経費					
			減価償却費					
42,870	42,870	42,870	資産減耗費					
132,876	132,876	132,876	研究研修費					
554,342	554,342	554,342	支利息及企業継続費					
17,006,480	17,006,480	4,200	患者外給食材料費					
			建設仮勘定					
1,241,976,653	1,593,977,266	3,392,973,736	合計		392,973,736		1,593,977,266	1,241,976,653

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和50年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
病院事業収益	646,499,000	471,555,777	471,555,777	599,843,423
1 医 業 収 益	620,012,000	471,116,462	471,116,462	572,895,538
イ 入 院 収 益	327,134,000	245,915,866	245,915,866	302,542,414
ロ 外 来 収 益	277,518,000	21,632,115	21,632,115	255,885,885
ハ その他医療収益	15,360,000	892,761	892,761	14,467,239
2 医 業 外 収 益	26,487,000	39,115	39,115	26,447,885
イ 受取利息配当金	800,000			800,000
ロ 他会計補助金	1,609,400			1,609,400
ハ 患者外給食収益	5,472,000			5,472,000
ニ その他医療外収益	934,000	39,115	39,115	894,885
ホ 国庫補助金	3,187,000			3,187,000
病院事業費用	898,883,000	487,713,766	487,713,766	849,911,624
1 医 業 費 用	808,501,000	480,841,588	480,841,588	760,416,842
イ 給 与 費	499,991,000	263,155,799	263,155,799	473,675,421
ロ 材 料 費	219,025,000	1,853,964,9	1,853,964,9	200,485,351
ハ 経 費	68,136,000	3,186,060	3,186,060	64,949,940

二 減 備 償 却 費	17,383,000			17,383,000
本 資 產 減 耗 費	1,000			1,000
八 研 究 研 修 費	3,965,000	4,2870	4,2870	3,922,130
2. 医 藥 外 費 用	89,882,000	687,218	687,218	89,194,782
イ 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	83,604,000	132,876	132,876	83,471,124
ロ 患 者 外 給 食 材 料 費	6,278,000	55,4342	55,4342	5,723,658
3. 予 備 費	300,000			300,000
期 間 外 收 益	40,480,000			40,480,000
資 本 的 收 入	21,000,000			21,000,000
他 會 計 出 資 金	21,000,000			21,000,000
資 本 的 支 出	61,679,000	4,200	4,200	61,677,480
建 設 改 良 費				
調 査 費	500,000	4,200	4,200	495,800
機 械 備 品 購 入 費	6,000,000			6,000,000
企 業 債 償 還 金	53,946,000			53,946,000
看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,233,000			1,233,000

4 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和50年4月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	24,591,586		
外 来 収 益	21,632,115		
そ の 他 医 業 収 益	892,761		
計	47,116,462		
2. 医 業 費 用			
給 与 費	26,315,579		
材 料 費	18,532,649		
経 費	3,186,060		
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	42,870		
計	48,084,158		
医 業 利 益	△ 967,696		
3. 医 業 外 収 益			

受取利息配当金			
他会計補助金			
患者外給食収益			
その他医療外収益	39,115		39,115
計			
4. 医療外費用			
私利私欲及び			
支取致諸費	132,876		687,218
企業外給食材料費	554,342		△1,615,799
雑損			
損失			
計			
当月分純利益			
当月迄の純利益			
上記当月分収益中	健保未収金	42,021,535円	
上記当月分費用中	未払金	18,888,880円	

資 金 予 算 表

昭和50年4月末

和泉市立病院事業会計

区 分	科 目	4月の執行済額	5月予定	6月予定
収	専業収益	5,147,526円	6,000,000円	46,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	41,657,525	40,000,000	
	一時借入金	100,000,000		50,000,000
	預り金	5,278,938	5,000,000	5,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	470,000	500,000	500,000
入	仮受金			
	合 計	152,553,989	51,500,000	101,500,000

区分	科 目	4月の執行済額	5月予定	6月予定
支	事業費用	29,843,434円	35,000,000円	80,000,000円
	建設改良費	4,200	1,000,000	1,000,000
	企業償還金			4,485,000
	貯蔵品購入費		4,000,000	6,000,000
	過年度未払金	24,039,668	16,000,000	14,000,000
	一時借入金返還	100,000,000		
	預り金返付	6,221,604	5,000,000	5,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金返付	509,000	500,000	500,000
出	仮受金返付			
	合 計	160,617,906	61,500,000	110,985,000
	収支差引	△ 8,063,917	△ 10,000,000	△ 9,485,000
差引	前年度又は前月より繰越	69,930,012	61,866,095	51,866,095
	翌年度又は翌月へ繰越	61,866,095	51,866,095	42,381,095

監査報告第 24 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 49 年度 5 月分収入役
扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 7 月 4 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 7 月 8 日
- 2 検査の対象 昭和 49 年度 5 月分の出納状況
- 3 検査の結果

5 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠
書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支 計

区 分		收 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		10,041,555,823	△ 331,090,849 3,430,185,972	13,140,650,946	11,538,856,708	△ 79,247,958 1,455,045,934
歳入歳出外現金		568,231,047	112,265,577	680,496,624	501,077,267	114,882,633
特別歳入歳出外現金		3,294,148,593	983,796,438	4,277,940,031	3,261,098,329	823,030,745
府 税		633,598,445	19,761,230	653,359,675	598,456,152	54,903,523
特 別 会 計	国民健康保険	20,878	△ 322,583 15,835,440	1,229,333,735	1,171,288,093	△ 288,555 115,957,582
	土地区画 整理事業	355	0	355	11,538,298	0
	公共用地 先行取得事業					
合 計		15,751,350,141	△ 331,413,432 4,561,844,657	19,981,781,366	17,082,314,847	△ 79,536,513 2,563,820,417
基 金	用品調達					
	同資 和金 更貸 生付	50,755,042	0	50,755,042	7,202,037	915,428
	財政調整					
	土地開発	71,862,534	0	71,862,534	64,258,780	0
合 計		122,617,576		122,617,576	71,460,817	915,428

算 書

昭和50年5月31日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
計					
12,914,654,684	225,996,262			225,996,262	
615,969,900	64,536,724			64,536,724	
4,084,129,074	193,810,957			193,810,957	
653,359,675	0			0	
1,286,957,120	△57,623,385			△57,623,385	翌年度より繰上 充用金 57,623,385
11,538,298	△11,537,943			△11,537,943	" 11,537,943
19,566,598,751	415,182,615			415,182,615	
8,117,465	42,637,577			42,637,577	
64,258,780	7,603,754			7,603,754	
72,376,245	50,241,331			50,241,331	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	225,996,262	23,920,262		202,076,000
特 別 会 計	国 保 事 業	0		
	土 地 区 画 整 理 事 業	0		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達			
	同 資 和 更 生 金 貨 付	42,637,577	42,637,577	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	7,603,754	7,603,754	
特別歳入歳出外現金	431,659,690	193,810,957		
歳入歳出外現金	64,536,724	64,536,724		
府 税	0	0		
住 宅 敷 金	6,965,171	2,333,833		4,631,338
合 計	779,399,178	334,843,107		206,707,338

管 方 法

昭和50年5月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局			
236,405,144	1,448,589			大阪公 137 1,442,626 大阪 24223 963
236,405,144	1,448,589			

歳 入

科 目	予 算 額	收 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,972,415,000	2,865,020,069	△ 4,677,726 93,425,369
地 方 譲 与 税	35,983,000	23,445,000	記 12,538,000
自 動 車 取 得 税 金 交 付	80,749,000	40,546,000	記△ 12,538,000 52,741,000
国 有 提 供 施 設 所 在 地 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	19,534,000	
地 方 交 付 税	2,092,887,000	2,092,887,000	0
交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付	12,697,000	12,697,000	0
分 担 金 及 負 担 金	405,209,000	256,505,862	記 5,400,000 △ 3,73,300 4,312,680
使 用 料 及 手 数 料	89,302,000	76,307,340	△ 11,930 1,209,600
国 庫 支 出 金	2,497,115,000	1,876,798,286	記 3,000,000 40,150,169
府 支 出 金	2,560,410,000	587,266,352	記 1,064,000 1,277,937,619
財 産 收 入	70,789,000	29,772,294	記 △ 402,037 8,245,447
寄 附 金	160,118,000	123,884,139	36,213,267
繰 入 金	144,658,000	130,000,000	14,904,887
諸 收 入	1,261,471,000	1,470,587,930	記△ 9,061,963 △ 326,027,893 210,438,334
市 債	3,313,671,000	294,590,000	1,690,607,600
繰 越 金	141,714,000	141,714,551	0
合 計	15,858,722,000	10,041,555,823	△ 331,090,849 3,430,185,972

調 書

昭和50年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
2,953,767,712		18,647,288	99.37
35,983,000		0	100.00
80,749,000		0	100.00
19,534,000		0	100.00
2,092,887,000		0	100.00
12,697,000		0	100.00
265,845,242		139,363,758	65.60
77,505,010		11,796,990	86.78
1,919,948,455		577,166,545	76.88
1,866,267,971		694,142,029	72.88
37,615,704		33,173,296	53.14
160,097,406		20,594	99.98
144,904,887	246,887		100.17
1,345,936,408	84,465,408		106.70
1,985,197,600		1,328,473,400	59.90
141,714,551	551		100.00
13,140,650,946		2,718,071,054	82.86

成 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	146,151,000	144,252,281	△ 573 521,378
総 務 費	2,012,268,000	1,260,759,482	記 8,000,000 △ 7,703,535 26,223,668
民 生 費	3,093,338,000	2,578,063,732	記 △ 8,000,000 △ 2,348,820 58,371,365
衛 生 費	945,584,000	755,015,421	△ 141,021 181,685,534
勞 働 費	64,058,000	59,236,475	△ 136,233 記 276,000 4,255,174
農 林 水 産 業 費	217,416,000	155,350,054	△ 22,426 46,882,708
商 工 費	286,632,000	138,117,938	△ 9,180 40,078,738
土 木 費	4,882,794,000	3,450,164,059	△ 6,668,158 記 △ 276,000 207,829,755
消 防 費	317,980,000	310,804,965	△ 35,112 3,532,389
教 育 費	2,952,599,000	1,772,318,642	△ 782,900 836,222,381
公 債 費	790,968,000	828,641,483	△ 61,400,000
諸 支 出 金	137,053,000	83,605,814	47,653,000
災 害 復 旧 費	4,590,000	2,526,362	1,789,844
予 備 費	7,291,000	0	0
合 計	15,858,722,000	11,538,856,708	△ 79,247,958 1,455,045,934

調 書

昭和50年5月31日現在

類	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
144,773,086	1,377,914	99.05
1,287,279,615	724,988,385	63.97
2,626,086,277	467,251,723	84.89
936,559,934	9,024,066	99.04
63,631,413	426,584	99.33
202,210,336	15,205,664	93.00
178,187,496	108,444,504	62.16
3,651,049,656	1,231,744,344	74.77
314,302,242	3,677,758	98.84
2,607,758,123	344,840,877	88.32
767,241,483	23,726,517	97.00
131,258,814	5,794,186	95.77
4,316,206	273,794	94.03
0	7,291,000	
12,914,654,684	2,944,067,316	81.43

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年7月4日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年7月3日
- 2 検査の対象 昭和50年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計	611, 851, 423	△119, 208 404, 561, 253	1, 016, 293, 468	559, 260, 733	△7, 618, 202 1, 100, 555, 706
歳入歳出外現金					
特別歳入歳出外現金					
府 税	833, 933	19, 712, 092	20, 546, 025	0	834, 081
特 別 会 計	国民健康保険	55, 841, 681	276, 136, 743	331, 978, 424	7, 374, 037 △4, 680 8, 347, 999
	土地区画整理事業	0	0	0	0
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0
合 計	668, 527, 037	△119, 208 700, 419, 088	1, 368, 817, 917	566, 634, 770	△7, 622, 882 1, 109, 737, 786
基 金	用品調達	3, 808, 742	3, 373, 870	4, 182, 612	269, 850 2, 757, 887
	同資和更生貸付				
	財政調整				
	土地開発				
合 計	3, 808, 742	373, 870	4, 182, 612	269, 850	2, 757, 887

算 書

昭和50年5月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
1,652,198,237	△ 635,904,769	1,850,000,000 △ 100,000,000		1,114,095,231	
834,081	19,711,944			19,711,944	
15,717,356	316,261,068	23,000,000		339,261,068	
0	0			0	
0	0			0	
1,668,749,674	△ 299,931,757	1,778,000,000		1,478,068,243	
3,027,737	1,154,875			1,154,875	
3,027,737	1,154,875			1,154,875	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	1,114,095,231	1,044,095,231		
特 別 会 計	国 保 事 業	339,261,068	339,261,068	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0		
基 金	用 品 調 達	1,154,875	622,774	532,101
	同 和 更 生 資 金 貸 付			
	財 政 調 整			
	土 地 開 発			
特別歳入歳出外現金				
歳入歳出外現金				
府 税	19,711,944	19,711,944		
住 宅 敷 金				
合 計	1,474,223,118	1,403,691,017	532,101	

管 方 法

昭和50年5月31日現在(単位円)

訳				備	考
農	協	郵	便	局	
		70,000,000			
		70,000,000			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	4,974,367	△ 118,728 202,091,902
地 方 譲 与 税	35,700,000	0	
自 動 車 取 得 税 金 交 付	88,100,000	0	
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	0	
地 方 交 付 税	2,417,913,000	514,131,000	
交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付	13,000,000	0	
分 担 金 及 負 担 金	90,758,000	1,202,250	6,047,725
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	4,356,325	7,657,777
国 庫 支 出 金	2,672,762,000	0	144,944,000
府 支 出 金	2,796,513,000	8,554,484	5,473,000
財 産 収 入	5,849,000	4,860	63,500
寄 附 金	41,000,000	0	
繰 入 金	100,000	0	
諸 収 入	908,746,000	8,628,137	△ 480 38,283,349
市 債	6,537,105,000	0	
繰 越 金		70,000,000	
合 計	19,308,800,000	611,851,423	△ 119,208 404,561,253

調 査

昭和50年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不 足	
206,947,541		3,387,095,459	5.74
0		35,700,000	
0		88,100,000	
0		19,534,000	
514,131,000		1,903,782,000	21.26
0		13,000,000	
7,249,975		83,508,025	7.98
12,014,102		75,662,898	13.70
144,944,000		2,527,818,000	5.42
14,027,484		2,782,485,516	0.50
68,360		5,780,640	1.16
0		41,000,000	
0		100,000	
46,911,006		861,834,994	5.16
0		6,537,105,000	
70,000,000	70,000,000		
1,016,293,468		18,292,506,532	5.26

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	141,172,000	7,932,024	8,915,430
總 務 費	2,932,802,000	162,743,475	△ 69,080 871,019,64
民 生 費	3,401,651,000	140,302,641	△ 240,928 281,997,126
衛 生 費	770,526,000	9,879,332	△ 3,000 214,317,992
勞 働 費	66,512,000	3,419,310	3,975,364
農 林 水 産 業 費	146,433,000	3,187,777	5,818,470
商 工 費	110,314,000	42,919,296	3,043,976
土 木 費	3,586,719,000	19,976,711	70,854,768
消 防 費	324,584,000	14,818,975	△ 3,150 22,211,762
教 育 費	6,552,717,000	68,787,087	△ 69,170 188,881,285
公 債 費	1,155,970,000	85,294,105	△ 7,232,874 129,831,755
諸 支 出 金	89,400,000		83,605,814
災 害 復 旧 費			
予 備 費	30,000,000		
合 計	19,308,800,000	559,260,733	△ 7,618,202 1,100,555,706

調 書

昭和50年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
16,847,454	124,324,546	11.93
249,776,359	2,683,025,641	8.51
422,058,839	2,979,592,161	12.40
224,194,324	546,331,676	29.09
7,394,674	59,117,326	11.11
9,006,247	137,426,753	6.15
45,963,272	64,350,728	41.66
90,831,479	3,495,887,521	2.53
37,027,587	287,556,413	11.40
257,599,202	6,295,117,798	3.93
207,892,986	948,077,014	17.98
83,605,814	5,794,186	93.51
	30,000,000	
1,652,198,237	17,656,601,763	8.55

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年7月4日

監査委員 堀田 徳治

同 竹内 修一

記

- 1 検査実施日 昭和50年7月3日
- 2 検査の対象 昭和50年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5月分月次合計残高試算表

5月分月次合計残高試算表

昭和50年5月31日現在

残高	借方		勘定科目	貸方	
	合計	本月計		本月計	合計
			資産の部		
			土地		
119,570,953	119,570,953		建物		
111,692,469	111,692,469		構築物		
1,795,944,520	1,795,944,520		機械装置		
192,920,574	192,920,574		水		
62,437,188	62,437,188	612,000	器具		
11,188,753	11,188,753	400,000	車輦及運搬具		
19,952,707	19,952,707	130,000	工具器具及備品		
810,628,553	810,628,553	47,782,615	建設仮勘定		
460,000	460,000		水利		
41,200	41,200		電話加入権		
210,000	210,000		現金		
16,316,316	572,766,414	120,862,254	普通預金	208,668,466	556,449,098
	556,449,098	208,668,466	当座預金	208,668,466	556,449,098
75,232,884	1,403,370,553	50,189,462	未収	88,707,935	65,137,699
56,676,001	78,838,283	9,587,880	貯蔵品	8,790,672	22,162,252
	15,019,000		仮払金	19,000	15,019,000
25,000	25,000		投資有価証券		
1,800,000	1,800,000		保管有価証券		
80,000,000	150,000,000	100,000,000	短期貸付金	20,000,000	70,000,000
180,000	180,000		借地権		
			負債の部		
	46,160,136	14,109,930	未払金	9,587,880	58,584,396
			未払費用		7,424,260
	250,000,000		一時借入金		250,000,000
	3,226,000	447,000	前受金	2,401,000	23,066,730
	8,577,200	4,002,081	預り金	4,095,231	11,523,750
			預り担保有価証券	1,800,000	1,800,000

				減価償却引当金			320,614,252	320,614,252
				退職給与引当金			612,385	612,385
				資本の部				
				自己資本				
				借入金			119,803,235	119,803,235
				資本剰余金		26,000,000	1,859,610,227	1,859,610,227
				利益剰余金		22,255,000	848,515,583	848,515,583
88,357,891		88,357,891						
				費用の部				
				原水及浄水費		21,773,014		
40,449,642		40,449,642		配水及給水費		6,955,716		
12,916,344		12,916,344		受託工事費		6,668,900		
6,668,900		6,668,900		業務費		5,093,862		
9,542,770		9,542,770		総係賃		3,205,652	100	100
7,092,635		7,092,635		減価償却費				
				資産減耗費				
				支払利息取返諸費		2,752,109		
4,177,997		4,177,997		雑支出				
				その他の営業費用		7,066,620		
19,328,535		19,328,535		過年度損益修正		2,120		
4,290		4,290						
				収益の部				
				給水収益		50,145,957	69,772,532	69,772,532
				備償金				
				受託工事収益		1,441,400	9,396,503	9,396,503
				その他の営業収益		9,353,005	24,403,405	24,403,405
				受取利息		35,499	502,130	502,130
				雑収益		140,020	433,230	433,230
				固定資産売却費				
				過年度損益修正				
3,538,811,022	5,132,091,605	610,309,681	610,309,681	合計		5,132,091,605	3,538,811,022	3,538,811,022

5 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和50年5月31日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	61,115,881	104,517,800	687,020,200
1 営業収益	701,538,000	60,940,362	103,577,440	597,960,560
1 給水収益	608,198,000	50,145,957	69,772,532	538,425,468
2 受託工事収益	20,000,000	1,441,400	9,396,503	10,603,497
3 その他の営業収益	78,340,000	9,353,005	24,408,405	48,931,595
2 営業外収益	90,000,000	175,519	940,360	89,059,640
1 受取利息	2,000,000	35,499	502,130	1,497,870
2 雑収益	3,000,000	140,020	438,230	2,561,770
3 加 入 金	85,000,000	0	0	85,000,000

① 資本的収入	677,500,000	48,255,000	52,456,000	625,044,000
1 企業債	510,000,000	26,000,000	26,000,000	484,000,000
1. 企業債	510,000,000	26,000,000	26,000,000	484,000,000
2 負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
1. 他会計負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負担金	160,000,000	22,255,000	26,456,000	183,544,000
1. 工事負担金	160,000,000	22,255,000	26,456,000	183,544,000
収入合計	1,469,038,000	109,370,881	156,973,800	1,812,064,200

5月分予算執行報告書乙

昭和50年5月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	53,515,773	100,176,723	797,270,277
1 営業費用	742,430,000	50,763,664	95,998,726	646,431,274
1. 原水及浄水費	314,626,000	21,773,014	40,449,642	274,176,358
2. 配水及給水費	120,460,000	6,955,716	12,916,344	107,543,656
3. 受託工事費	20,000,000	6,668,900	6,668,900	13,331,100
4. 業務費	89,705,000	5,093,862	9,542,770	80,162,230
5. 総保費	63,165,000	3,205,552	7,092,535	56,072,465
6. 減価償却費	63,864,000	0	0	63,864,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	70,000,000	7,066,620	19,328,535	50,671,465
2 営業外費用	154,017,000	2,752,109	4,177,997	149,839,003
1. 私利息及 企業債取扱諸費	153,967,000	2,752,109	4,177,997	149,789,003
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本の支出	754,505,000	48,924,615	92,354,571	662,150,429	
1	建設改良費	705,358,000	48,924,615	92,354,571	613,008,429	
1	事務費	1,200,000	553,542	1,232,933	1,096,706.7	
2	拡張工事費	498,800,000	35,323,000	74,421,500	424,378,500	
3	改良工事費	100,000,000	1,007,073	2,674,408	97,325,592	
4	配水管整備事業費	1,630,000	0	0	1,630,000	
5	光明台水道施設建設費	600,000,000	10,899,000	11,257,500	48,742,500	
6	營業設備費	1,805,800	1,142,000	2,768,230	15,289,770	
2	企業債償還金	491,470,000	0	0	491,470,000	
1	企業債償還金	491,470,000	0	0	491,470,000	
	支出合計	1,651,952,000	102,440,888	192,531,294	1,459,420,706	

和泉市水道事業損益計算書（5月分）

（昭和50年5月1日より昭和50年5月31日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	50,145,957円	
(2) 受託工事収益	1,441,400円	
(3) その他の営業収益	9,353,005円	60,940,362円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	21,773,014円	
(2) 配水及給水費	6,955,716円	
(3) 受託工事費	6,668,900円	
(4) 業務費	5,093,862円	
(5) 総係費	3,205,552円	
(6) その他の営業費用	7,066,620円	50,763,664円
営業利益		10,176,698円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	35,499円	
(2) 雑収益	140,020円	175,519円
当月分総利益		10,352,217円
4. 営業外費用		
(1) 支払利息及企業債 取扱諸費	2,752,109円	2,752,109円
当月分純利益		7,600,108円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和 年 月 日

科 目	月 次	5月執行済額	6月予定額	7月予定額	8月予定額
前月繰越金		104,332,528	16,526	15,730	18,860
營業收益		17,562,489	35,000	45,000	50,000
營業外收益		168,919	200	200	200
前年度未収金		31,627,546	6,287	4,140	2,140
企業債		26,000,000	0	0	0
工學負担金		22,255,000	37,000	25,000	20,000
一時借入金		0	0	100,000	0
預り金		847,200	500	500	500
前年度繰越金		0	0	0	0
前受金		2,401,000	500	500	500
貸付金		20,000,000	0	80,000	0
計		120,862,154	79,487	255,340	73,340

營業費用	42,565,992	65,000	45,000	47,000
營業外費用	2,752,109	0	3,000	0
前年度未払費用及未払金	0	3,270	0	0
建設改良費	48,312,615	7,000	35,000	18,500
貯蔵品	14,109,930	4,013	18,210	9,250
企業償還金	0	0	0	0
一時借入金返還	0	0	150,000	0
預り金返還	754,000	500	500	500
前受金	171,600	500	500	500
貸付金	100,000,000	0	0	0
過年度損益修正	2,120	0	0	0
計	208,668,366	80,283	252,210	75,750
收支差引額	16,526,316	15,730	18,860	16,450

監査報告第 27 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 5 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 7 月 4 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 7 月 3 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 5 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 5 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5月分月次合計残高試算表

5月分月次合計残高試算表

昭和50年5月31日現在

和京市立病院事業会計

借		方		貸		方	
残高	合計	計		勘定科目	合計	計	
		当	月			当	月
				資産の部			
90,316,210	90,316,210			土地			
240,415,659	240,415,659			建物			
2,848,487	2,848,487			構築物			
1,240,000	1,240,000			車輜			
35,778,875	35,778,875			機械及備品			
138,124	138,124			有価証券			
9,489,235	9,489,235			投資			
				減価償却引当金			
82,551,655	755,681,226	533,197,225		普通預金	512,511,665	48,522,733	48,522,733
83,607,821	83,967,614	41,946,079		未収金	359,793	673,129,571	
11,678,128	49,659,789	19,108,820		貯蔵品	19,040,235	359,793	
750,000	70,750,000	70,000,000		前払金	70,000,000	37,981,661	
53,100,000	123,100,000	120,000,000		定期預金	70,000,000	70,000,000	
38,515,629	128,923,666			過年度未収金	48,750,512	70,000,000	
				負債の部			
	350,000,000	250,000,000		一時借入金	330,000,000	780,000,000	480,000,000
	3,654,000	3,654,000		未払金	19,108,820	37,947,700	34,293,700
				仮受金			
	13,617,796	7,396,192		預り金	6,213,226	19,684,938	6,067,142
	1,013,000	504,000		予納金	586,000	1,788,000	775,000
				固定負債		20,330,243	20,330,243

				公立病院特例債			364,400,000	364,400,000
				過年度未払金	18,616,437		65,894,146	13,288,040
				資本の部				
				自己資本			158,754,371	158,754,371
				借入資本			198,089,264	198,089,264
589,348,893	589,348,893			繰越欠損金				
				資本剰余金			1,118,000	1,118,000
				収益の部				
	22,896		22,416	入院収益		25,684,101	50,276,107	50,253,271
	18,908		5,844	外来収益		21,694,897	48,340,076	48,321,168
	600		600	その他医業収益		1,589,573	2,482,334	2,481,784
				受取利息配当金		212,876	212,876	212,876
				他会計補助金				
				患者外給食収益		468,370	468,370	468,370
				その他医業外収益		54,048	93,158	93,158
				費用の部				
58,049,040	58,049,040		31,733,461	給与				
39,368,543	39,368,543		20,828,894	材料				
9,268,222	9,268,222		6,082,162	経費				
				減価償却費				
				資産減耗費				
259,720	259,720		216,850	研究研修費				
2,464,791	2,464,791		2,351,915	支払利息及び企業債費				
1,073,878	1,073,878		519,536	患者外給食材料費				
17,096,160	17,096,160		89,680	建設仮勘定				
1,367,389,070	2,720,251,377	1,126,274,111	1,126,274,111	合計		1,126,274,111	2,720,251,377	1,367,389,070

5 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和50年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
病院事業収益	646,499,000	49,675,000	96,830,577	549,668,423
1. 医療業収益	620,012,000	48,939,711	96,056,173	523,955,827
イ 入院収益	327,134,000	25,661,685	50,253,271	276,880,729
ロ 外来収益	277,518,000	21,689,053	43,321,168	234,196,832
ハ その他医療業収益	153,600,000	1,588,973	2,481,734	128,782,266
2. 医療外収益	26,487,000	735,289	774,404	25,712,596
イ 受取利息配当金	800,000	212,876	212,876	587,124
ロ 他会計補助金	16,094,000			16,094,000
ハ 患者外給食収益	5,472,000	468,370	468,370	5,003,630
ニ その他医療外収益	934,000	54,043	93,158	840,842
ホ 国庫補助金	3,187,000			3,187,000
病院事業費用	898,683,000	61,732,818	110,504,194	788,178,806
1. 医療業費用	808,501,000	58,861,867	106,945,525	701,555,475
イ 給与費	499,991,000	31,738,461	58,049,040	441,941,960
ロ 材料費	218,025,000	20,828,894	39,368,543	179,656,457
ハ 経費	68,136,000	6,082,162	9,268,222	58,867,778

減價償却費	17383.000				17383.000
資産減耗費	1.000				1.000
研究研修費	3965.000	216.850		259.720	3705.280
2. 醫藥業外費用	8988.2000	2871.451		3558.669	8632.3331
1. 支私利息及 企業債取扱諸費	8360.4000	2351.915		2484.791	8111.9209
患者外給食材料費	6278.000	519.536		1.073.878	5204.122
3. 予備費	300.000				300.000
期間外収益	40480.000				40480.000
資本的収入	21000.000				21000.000
他會計出資金	21000.000				21000.000
資本的支出	61679.000	89.680		93.880	61585.120
建設改良費					
1. 調査費	500.000	89.680		93.880	406.120
2. 機械備品購入費	6000.000				6000.000
3. 企業債償還金	5894.6000				5894.6000
4. 看護婦宿舍割賦金	1283.000				1283.000

昭和50年5月31日

5 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1 医 業 收 益		
入 院 收 益	25,661,685	50,253,271
外 来 收 益	21,689,053	43,321,168
そ の 他 医 業 收 益	1,588,973	2,481,734
計	48,939,711	96,056,173
2 医 業 費 用		
給 与 費	31,733,461	58,049,040
材 料 費	20,828,894	39,368,543
経 費	6,082,162	9,268,222
減 価 却 費		
資 産 減 耗 費		
研 究 研 修 費	216,850	259,720
計	58,861,367	106,945,525
医 業 利 益	△9,921,656	△10,889,352
3 医 業 外 收 益		

受取利息記当金	212,876		212,876	
他会計補助金	468,370		468,370	
患者外給食収益	54,043		93,158	
その他医業外収益				
計		735,289		774,404
4 医業外費用				
支払利息及び	2,351,915		2,484,791	
企業債取扱諸費	519,536		1,073,878	
患者外給変材料費				
雑損損失				
計		2,871,451		3,558,669
当月分純利益		△12,057,818		
当月迄の純利益				△13,673,617
上記当月分収益中	健保未収金	41,946,079円		
上記当月分費用中	未払金	19,108,820円		

資 金 予 算 表

昭和50年5月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
収	事業収益	7,647,487円	4,600,000円	4,800,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	48,750,512	11,615,000	
	一時借入金	330,000,000		
	預り金	6,213,226	5,000,000	5,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入	70,000,000		
	期間外収益			
	予納金	586,000	500,000	500,000
入	仮受金			
	合計	468,197,225	63,115,000	58,500,000

区分	科目	目	5月の執行済額	6月予定	7月予定	
支	事業	費用	42,251,356円	85,000,000円	45,000,000円	
	建設	改良費	89,680	500,000	1,000,000	
	企業	償還金		4,485,000	1,434,000	
	貯蔵	品購入費	3,654,000	6,000,000	18,000,000	
	過年	渡未払金	18,616,437	140,000,000		
	一時	借入金返還	250,000,000			
	預り	金還付	7,396,192	5,000,000	5,000,000	
	前	払金	70,000,000			
	期	間外費用				
	予	納金還付	504,000	500,000	500,000	
出	定	期預金	100,000,000			
	通	知預金	40,000,000			
	合	計	442,511,665	115,485,000	71,934,000	
	収	支差引	20,685,560	△52,370,000	△18,434,000	
	前	年度又は前月より繰越	61,866,095	82,551,655	30,181,655	
	翌	年度又は翌月へ繰越	82,551,655	30,181,655	11,747,655	
	差引					

監査報告第 28 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 6 月分収入役抜
の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 7 月 31 日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 7 月 31 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 6 月分の出納状況
- 3 検査の結果

6 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠
書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支 計

区 分	收 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計	1, 016, 293, 468	△ 71, 573, 791 1, 312, 985, 975	2, 257, 705, 652	1, 652, 198, 237	△ 50, 834, 429 1, 009, 906, 006
歳入歳出外現金		67, 958, 864	67, 958, 864		1, 333, 800
特別歳入歳出外現金		239, 788, 305	239, 788, 305		203, 725, 685
府 税	20, 546, 025	65, 928, 289	86, 474, 314	834, 081	39, 319, 830
特別 会 計	国民健康保険	331, 978, 424	△ 261, 430 32, 988, 755	364, 705, 749	15, 717, 356 △ 93, 241 189, 472, 429
	土地区画 整理事業	0	0	0	11, 537, 943
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0
合 計	1, 368, 817, 917	△ 71, 835, 221 1, 719, 650, 188	3, 016, 632, 884	1, 668, 749, 674	△ 50, 927, 670 1, 465, 295, 693
基 金	用品調達	4, 182, 612	4, 644, 978	8, 327, 590	3, 027, 737 1, 901, 530
	同資 和金更 貸生付	0	42, 637, 577	42, 637, 577	0
	財政調整				
	土地開発	0	7, 603, 754	7, 603, 754	0
合 計	4, 182, 612	54, 886, 309	59, 063, 921	3, 027, 737	1, 901, 530

算 書

昭和50年6月30日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
2,611,269,814	△353,564,162	1,850,000,000 △225,000,000	△11,537,943	1,259,897,895	
1,333,800				66,625,064	
208,725,685	36,062,620			36,062,620	
40,153,911	46,320,403			46,320,403	
205,096,544	159,609,205	23,000,000		182,609,205	
11,537,943	△11,537,943		11,537,943	0	
0					
3,073,117,697	△56,484,813	1,648,000,000		1,591,515,187	
4,929,267	3,898,323			3,898,323	
0	42,637,577			42,637,577	
0	7,603,754			7,603,754	
4,929,267	54,139,654			54,139,654	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	1,259,897,895	1,148,554,895		35,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	182,609,205	182,609,205	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	3,898,323	988,426	2,909,897
	同 和 更 生 資 金 貸 付	42,637,577	42,637,577	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	7,603,754	7,603,754	
特別歳入歳出外現金	145,005,448	36,062,620		
歳入歳出外現金	66,625,064	66,625,064		
府 税	46,320,403	46,320,403		
住 宅 敷 金	6,993,971	2,362,633		4,631,338
合 計	1,761,591,640	1,528,764,577	2,909,897	39,631,338

管 方 法

昭和50年6月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル 証 券	釣 銭	
	70,000,000	9,333,000	2,010,000	
100,054,012	8,888,816			大阪公 137 8,888,508 大阪 24223 308
100,054,012	78,888,816	9,333,000	2,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	206,947,541	△ 1,551,361 631,154,132
地 方 護 与 税	35,700,000	0	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	88,100,000	0	0
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	0	0
地 方 交 付 税	2,439,288,000	514,131,000	514,131,000
交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	13,000,000	0	0
分 担 金 及 負 担 金	101,758,000	7,249,975	5,335,390
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	12,014,102	△ 22,430 7,094,790
国 庫 支 出 金	3,273,048,000	144,944,000	72,160,000
府 支 出 金	3,331,843,000	14,027,484	1,861,102
財 産 收 入	41,619,000	68,360	5,790
寄 附 金	41,000,000	0	0
繰 入 金	100,000	0	0
諸 收 入	912,463,000	46,911,006	57,323,509
市 債	7,971,369,000	0	0
繰 越 金	202,076,000	70,000,000	△ 70,000,000 23,920,262
合 計	22,152,618,000	1,016,293,468	△ 71,573,791 1,312,985,975

調 書

昭和50年6月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
836,550,312		2,757,492,688	23.27
0		35,700,000	
0		88,100,000	
0		19,534,000	
1,028,262,000		1,411,026,000	42.15
0		13,000,000	
12,585,365		89,172,635	12.36
19,086,462		68,590,538	21.76
217,104,000		3,055,944,000	6.63
15,888,586		3,315,954,414	0.47
74,150		41,544,850	0.17
0		41,000,000	
0		100,000	
104,234,515		808,228,485	11.42
0		7,971,369,000	
23,920,262		1,781,557,338	11.83
2,257,705,652		19,894,912,348	10.19

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	141,172,000	16,847,454	24,285,073
総 務 費	3,615,782,000	249,776,359	165,434,093
民 生 費	3,882,631,000	422,058,839	△ 284,136 32,792,906
衛 生 費	770,526,000	224,194,324	△ 49,492,000 181,408,626
労 働 費	66,512,000	7,394,674	△ 322,393 6,201,610
農 林 水 産 業 費	146,433,000	9,006,247	△ 10,000 9,798,122
商 工 費	215,115,000	45,963,272	8,382,378
土 木 費	4,775,304,000	90,831,479	81,927,722
消 防 費	324,584,000	37,027,587	△ 6,300 43,495,884
教 育 費	6,939,189,000	257,599,202	△ 719,600 141,080,219
公 債 費	1,155,970,000	207,892,986	19,963,212
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814	
災 害 復 旧 費			
予 備 費	300,000		
合 計	22,152,618,000	1,652,198,237	△ 50,834,429 1,009,906,006

調 書

昭和50年6月30日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
41,132,527	100,039,474	29.13
415,210,452	3,200,571,548	11.48
749,703,770	3,132,927,250	19.30
356,110,950	414,415,050	46.21
13,273,891	53,238,109	19.95
18,794,369	127,638,631	12.83
54,345,650	160,769,350	25.26
172,759,201	4,602,544,799	3.61
80,517,171	244,066,829	24.80
397,959,821	6,541,229,179	5.73
227,856,198	928,113,802	19.71
83,605,814	5,794,186	93.51
0	30,000,000	
2,611,269,814	19,541,348,186	11.78

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年7月31日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年7月31日
- 2 検査の対象 昭和50年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

6 月分月次合計残高試算表

6 月分月次合計残高試算表

昭和 50 年 6 月 30 日現在

借 残	方 本 月 計		勘 定 科 目	貸 本 月 計		方 残
	高	計		計	高	
			資 産 の 部			
			地 物			
119,570,953	119,570,953		土 地			
111,692,469	111,692,469		建 物			
1,795,944,520	1,795,944,520		構 築 物			
193,000,574	193,000,574	80,000	機 械 及 装 置			
63,274,898	63,274,898	837,710	量 水 器			
11,183,753	11,183,753		車 輛 及 運 搬 具			
20,037,707	20,037,707	85,000	工 具 器 具 及 備 品			
829,184,034	829,184,034	18,555,481	建 設 仮 勘 定			
460,000	460,000		水 利 権			
41,200	41,200		電 話 加 入 権			
210,000	210,000		現 金			
65,602,342	765,833,094	193,127,680	普 通 預 金	143,841,654	700,290,752	
	688,974,436	132,525,338	当 座 預 金	132,525,538	688,974,436	
86,954,072	184,482,256	44,111,703	未 収 金	32,390,515	97,528,184	
52,053,522	86,425,523	7,587,240	貯 蔵 品	12,209,719	34,372,001	
	15,019,000		仮 払 金		15,019,000	
180,000	180,000		借 地 権			
25,000	25,000		投 資 有 価 証 券			
1,800,000	1,800,000		保 管 有 価 証 券			
80,000,000	160,000,000	10,000,000	短 期 貸 付 金	10,000,000	80,000,000	
			負 債 の 部			
	60,020,606	13,860,470	未 払 金	7,587,240	61,171,636	1,151,030
			未 払 費 用			
	250,000,000		一 時 借 入 金	100,000,000	600,000,000	350,000,000
	8,627,000	5,401,000	前 受 金	3,314,000	29,606,730	20,979,730
	15,604,807	6,927,607	預 り 金	7,646,907	19,170,657	3,565,850
			預 り 担 保 有 価 証 券		1,800,000	1,800,000

							減価償却引当金			320,614,252	320,614,252
							退職給与引当金			612,385	612,385
							資本の部				
							自己資本				
							資本			119,803,235	119,803,235
							借入金			1,859,610,227	1,859,610,227
							資本剰余金	4,304,000		852,819,583	852,819,583
							利益剰余金				
							費用の部				
							原水及浄水費				
							記水及給水費	31,097,914			
							受託工事費	12,947,606			
							業務費	1,981,000			
							総務費	12,303,166	47,500	47,500	
							減価償却費	8,826,885	100	100	
							資産減耗費				
							支払利息				
							雑支	4,177,997			
							その他の営業費用	29,810,340			
							過年度損益修正	261,190			
							収益の部				
							給水収益	5,960	44,024,208	112,796,740	113,790,780
							受託工事収益			9,396,508	9,396,503
							その他の営業収益		11,709,415	36,117,820	36,117,820
							受取利息		795,269	1,297,399	1,297,399
							雑収益		314,700	752,930	752,930
							固定資産売却益				
							過年度損益修正				
							加	290,000	290,000	290,000	290,000
							台	511,000,465	5,643,092,070	3,692,601,724	
							計				
							合計	511,000,465	5,643,092,070	3,692,601,724	

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和50年6月30日現在

(収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		月 果	計	
① 水道事業収益	791,538,000	57,127,632	161,645,432	629,892,568
1 営業収益	701,538,000	55,727,663	159,805,103	542,232,897
1 給水収益	608,198,000	44,018,248	113,790,780	494,407,220
2 受託工事収益	20,000,000	0	9,396,503	10,603,497
3 その他の営業収益	73,340,000	11,709,415	36,117,820	37,222,180
2 営業外収益	90,000,000	1,399,969	2,340,329	87,659,671
1 受取利息	2,000,000	795,269	1,297,399	702,601
2 雑収益	3,000,000	314,700	752,930	2,247,070
3 加 入 金	85,000,000	290,000	290,000	84,710,000

① 資本的收入	677,500,000	4,304,000	56,760,000	620,740,000
1 企業債	510,000,000	0	26,000,000	484,000,000
1 企業債	510,000,000	0	26,000,000	484,000,000
2 負擔金	7,500,000	0	0	7,500,000
1 他會計負擔金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負擔金	160,000,000	4,304,000	30,760,000	129,240,000
1 工事負擔金	160,000,000	4,304,000	30,760,000	129,240,000
收入合計	1,469,038,000	61,431,632	218,405,432	1,250,632,568

乙書報告執行算分月6

現在昭和50年6月30日

(出 支)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	77,590,876	177,767,599	719,679,401
1 營業費用	742,430,000	77,590,876	173,589,602	568,840,398
1 原水及浄水費	314,626,000	310,979,114	71,547,556	243,078,444
2 配水及給水費	120,460,000	12,947,606	25,863,950	94,596,050
3 受託工事費	20,000,000	1,981,000	8,649,900	11,350,100
4 業務費	89,705,000	12,255,666	21,798,436	67,906,564
5 総係費	63,165,000	8,826,885	15,919,420	47,245,580
6 減価償却費	63,864,000	0	0	63,864,000
7 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8 その他の營業費用	70,000,000	1,048,180	29,810,340	40,189,660
2 營業外費用	154,017,000	0	417,799	149,839,003
1 支払利息及 企業債取扱諸費	153,967,000	0	417,799	149,789,003
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
1.	予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000
①	資本的支出					
1	建設改良費	814,167,286	19,558,191	111,912,762	111,912,762	702,254,524
1	業務費	765,020,286	19,558,191	111,912,762	111,912,762	653,107,524
1	擴張工事費	1,220,000	1,825,437	3,058,370	3,058,370	9,141,630
2	改良工事費	554,627,286	4,668,000	79,089,500	79,089,500	475,537,786
3	配水管整備事業費	1,000,000	3,035,044	5,709,452	5,709,452	94,290,548
4	配水管整備事業費	20,135,000	0	0	0	20,135,000
5	光明台水道施設建設費	60,000,000	9,027,000	20,284,500	20,284,500	39,715,500
6	營業設備費	18,058,000	1,002,710	3,770,940	3,770,940	14,287,060
2	企業債償還金	49,147,000	0	0	0	49,147,000
1	企業債償還金	49,147,000	0	0	0	49,147,000
	支出合計	1,711,614,286	97,149,067	289,680,361	289,680,361	1,421,933,925

和泉市水道事業損益計算書(6月分)

(昭和50年6月1日より昭和50年6月30日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	44,018,248円	
(2) その他の営業収益	11,709,415円	55,727,663円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	31,097,914円	
(2) 配水及給水費	12,947,606円	
(3) 受託工事費	1,981,000円	
(4) 業務費	12,255,666円	
(5) 総務費	8,826,885円	
(6) その他の営業費用	10,481,805円	77,590,876円

営業損失 21,863,213円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	795,269円	
(2) 雑収益	314,700円	
(3) 加入金	290,000円	1,399,969円

当月分総損失 20,463,244円

当月分純損失 20,463,244円

資 金 予 算 表

資 金 予 算 表

昭和50年7月10日

科 目	月 次	6月執行済額	7月予定額	8月予定額	9月予定額
收 入	前月繰越金	16,526,316	65,812	19,260	15,730
	営業収益	3,789,420	45,000	47,000	48,000
	営業外収益	1,399,969	200	200	200
	前年度未収金	3,746,246	3,326	2,226	1,100
	企業負債	0	0	0	50,000
	工事負担金	4,304,000	20,000	30,000	35,000
	一時借入金	100,000,000	7,000	0	0
	預り金	1,102,500	500	500	500
	前年度繰越金	0	0	0	0
	前受金	3,314,000	500	500	500
	貸付金	10,000,000	80,000	0	0
	計		161,760,924	156,526	80,426

支	營業費用	66,218,867	48,000	52,000	49,000
	營業外費用	0	3,032	9,926	51,008
	前年度未払費用及未払金	3,270,000	1,151	0	0
	建設改良費	18,720,481	53,295	10,000	12,000
	貯藏品	10,590,470	26,600	5,087	3,456
	企業償債還金	0	0	5,943	17,896
	一時借入金返還	0	70,000	0	0
	預り金返還	383,200	500	500	500
	前受金	3,289,710	500	500	500
	實付金	10,000,000	0	0	0
出	過年度損益修正	2,170	0	0	0
	計	112,474,898	203,078	83,956	134,360
	收支差引額	65,812,342	19,260	15,730	16,670

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年7月31日

監査委員 堀 田 徳 治

同 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和50年7月31日
- 2 検査の対象 昭和50年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである

6月分月次合計残高試算表

6 月分月次合計残高試算表

昭和50年6月30日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸		方	
残高	合計	計		勘定科目	当	計	
		累	当			月	月
				資産の部			
90,316,210	90,316,210			土地			
240,415,659	240,415,659			建物			
2,848,487	2,848,487			構築物			
1,240,000	1,240,000			車両			
35,903,875	35,903,875	125,000		機械及備品			
138,124	138,124			有価証券			
9,499,235	9,499,235			投資			
				減価償却引当金		43,522,733	43,522,733
35,992,255	830,702,216	75,020,990		普通預金	122,180,390	795,309,961	
98,177,600	140,770,047	56,802,483		未収金	42,232,654	42,592,447	
11,648,285	70,466,689	20,806,900		貯蔵品	20,836,743	58,818,404	
750,000	70,750,000			前払金		70,000,000	
53,100,000	123,100,000			定期預金		70,000,000	
26,955,049	128,923,666			過年度未収金	12,560,580	102,968,617	
				負債の部			
	350,000,000			一時借入金		780,000,000	430,000,000
	8,921,880	5,267,880		未払金	20,806,900	58,754,600	49,882,720
				仮受金			
	20,112,138	6,494,342		預り金	11,766,586	31,441,524	11,329,386
	1,502,000	489,000		予納金	602,000	2,390,000	888,000
	308,034	308,034		固定負債		20,830,943	20,022,209

				公立病院特例費				364,400,000	364,400,000
				過年度未払金	12,773,000			55,894,145	465,040
				資本の部					
				自己資本金				183,754,371	183,754,371
				借入資本金	4,485,000			198,059,264	198,574,264
589,348,893				繰越欠損金					
				資本剰余金				1,118,000	1,118,000
				収益の部					
				入院収益	850			36,870,103	87,122,524
				外来収益	8,642			26,576,392	69,833,918
				その他医業収益				1,160,233	3,641,967
				受取利息配当金				212,876	212,876
				他会計補助金					
				患者外給食収益				474,180	942,550
				その他医業外収益				65,484	158,592
				費用の部					
				給与と費					
183,185,436				材料費	80,136,446				
61,906,858				経費	22,538,315				
15,891,112				減価償却費	6,622,890				
				資産減耗費					
515,540				研究修費	255,820				
5,968,826				支払利息及び企業租税等費	3,484,035				
1,576,496				患者外給食材料費	502,618				
17,086,160				建設仮勘定					
				合計	296,122,195			296,122,195	1,435,874,150
1,435,874,150								3,016,373,572	1,435,874,150

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和50年6月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
病院事業収益	646,499,000	65,136,850	161,967,427	484,531,573
1. 医療業収益	620,012,000	64,597,236	160,653,409	459,358,591
イ 入院収益	327,134,000	36,869,253	87,122,524	240,011,476
ロ 外来収益	277,518,000	26,567,750	69,888,918	207,629,082
ハ その他医療業収益	15,360,000	1,160,233	3,641,967	11,718,033
2. 医療外収益	26,487,000	539,614	1,314,018	25,172,982
イ 受取利息配当金	800,000		212,876	587,124
ロ 他会計補助金	16,094,000			16,094,000
ハ 患者外給食収益	5,472,000	474,180	942,550	4,529,450
ニ その他医療外収益	934,000	65,434	158,592	775,408
本 国 庫 補 助 金	3,187,000			3,187,000
病院事業費用	898,683,000	113,540,124	224,044,318	674,638,682
1. 医療業費用	808,501,000	109,553,471	216,498,996	592,002,004
イ 給与	499,991,000	80,136,446	138,185,486	361,805,514
ロ 材料	219,025,000	22,538,315	61,906,858	157,118,142
ハ 経費	68,136,000	6,622,890	15,891,112	52,244,888

減價卸費	17383.000				17383.000
本資產減耗費	1.000				1.000
入研究研修費	3965.000	255.820		515.540	3449.460
2. 醫藥外費用	8988.200	3986.653		7545.322	8233.6678
1. 私利息及 企業借取諸費	8360.400	3484.035		5968.826	7763.5174
口 患者外給食材料費	6278.000	502.618		1576.496	4701.504
3. 予備費	300.000				300.000
期間外收益	40480.000				40480.000
資本的收入	21000.000				21000.000
他會計出資金	21000.000				21000.000
資本的支出	61679.000	4918.034		5011.914	56667.086
建設改良費					
1. 調查費	500.000			93.880	406.120
2. 機械備品購入費	6000.000	125.000		125.000	5875.000
3. 企業償還金	53946.000	4485.000		4485.000	49461.000
4. 看護婦宿舍割賦金	1233.000	308.034		308.034	924.966

昭和50年6月30日

6 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	36,860,253		87,122,524
外 来 收 益	26,567,750		69,888,918
そ の 他 医 業 收 益	1,160,233		3,641,967
計		64,597,236	160,653,409
2. 医 業 費 用			
給 与 費	80,136,446		138,185,486
材 料 費	22,538,315		61,906,858
経 費	6,622,890		15,891,112
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 修 費	255,820		515,540
計		109,553,471	216,498,996
医 業 利 益		△44,956,236	△55,845,587
3. 医 業 外 收 益			

受取利息記当金				212,876
他会計補助金	474,180			942,550
患者外給食収益	65,434			158,592
その他医業外収益				
計		539,614		
医業外費用				
支払利息及び				
企業債取扱諸費	3,484,035			5,968,826
患者外給食材料費	502,618			1,576,496
雑損				
損失				
計		3,986,653		7,545,322
当月分純利益		△48,403,274		
当月迄の純利益				△62,076,891
上記当月分収益中	健保未収金	56,802,433円		
上記当月分費用中	未払金	20,806,900円		

資 金 予 算 表

昭和50年6月末

和泉市立病院事業会計

区 分	科 目	6月の執行済額	7月 予 定	8月 予 定
収	専 業 収 益	50,101,824円	48,000,000円	48,000,000円
	固定資産売却代金			
	企 業 債			
	過 年 度 未 収 金	12,560,580	22,288,000	
	一 時 借 入 金			
	預 り 金	11,756,586	5,000,000	5,000,000
	他 会 計 繰 入 金		37,094,000	
	前 払 金 戻 入			
	期 間 外 収 益			
	予 納 金	602,000	500,000	500,000
入	仮 受 金			
	合 計	75,020,990	112,882,000	58,500,000

区分	科目	目	6月の執行済額	7月予定	8月予定
支	事業費	費用	92,238,194円	45,000,000円	45,000,000円
	建設	改良費	125,000	2,000,000	4,000,000
	企業債	償還金	4,793,034	1,434,000	779,000
	貯蔵品	購入費	5,267,820	19,000,000	13,000,000
	過年度	未払金	12,773,000		
	一時借入	金返還		30,000,000	
	預り金	還付	6,494,342	5,000,000	5,000,000
	前払	金		80,000,000	
	期間外	費用			
	予約	金還付	489,000	500,000	500,000
出	仮受	金還付			
	合計		122,180,390	132,934,000	68,279,000
差引	収支	差引	△ 47,159,400	△ 20,052,000	△ 14,779,000
	前年度又は前月より繰越		82,551,655	85,392,255	15,340,255
	翌年度又は翌月へ繰越		35,392,255	15,340,255	561,255

監査報告第 31 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 7 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 9 月 8 日

監査委員 堀 田 徳 治

〃 竹 内 修 一

記

1. 検査実施日 昭和 50 年 9 月 8 日
2. 検査の対象 昭和 50 年 7 月分の出納状況
3. 検査の結果

7 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	2,257,705,652	△4,974,491 336,226,524	2,588,957,685	2,611,209,814	△1,369,569 871,315,149	
歳入歳出外現金	67,958,864	7,350,000	75,308,864	1,333,800	47,182,137	
特別歳入歳出外現金	239,788,305	322,538,052	562,326,357	203,725,685	211,074,127	
府 税	86,474,314	53,038,186	139,512,500	40,153,911	46,926,782	
特 別 会 計	国民健康保険	364,705,749	△429,884 237,710,241	601,986,106	205,096,544	△3,741 123,278,089
	土地区画 整理事業	0	0	0	11,537,943	0
	公共用地 先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	3,016,632,884	△5,404,375 956,863,003	3,968,091,512	3,073,117,697	△1,373,310 1,299,776,284	
基 金	用品調達	8,827,590	582,363	9,409,953	4,929,267	2,142,790
	同資 和金 更貸 生付	42,637,577	9,597,970	52,235,547		300,000
	財政調整					
	土地開発	7,603,754	0	7,603,754	0	0
合 計	59,068,921	10,180,333	69,249,254	4,929,267	2,442,790	

算 書

昭和50年7月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,481,215,394	△ 892,257,709	1,570,000,000 △ 225,000,000	△ 11,537,943	441,204,348	
48,515,937	26,792,927			26,792,927	
414,799,812	147,526,545			147,526,545	
87,080,693	52,431,807			52,431,807	
328,370,892	278,615,214	23,000,000		296,615,214	
11,537,943	△ 11,537,943		11,537,943	0	
0	0			0	
4,371,520,671	△ 403,422,159	1,368,000,000	0	964,570,841	
7,072,057	2,337,896			2,337,896	
300,000	51,935,547			51,935,547	
0	7,603,754			7,603,754	
7,372,057	61,877,197			61,877,197	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	441,204,348	274,861,348		85,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	296,615,214	296,615,214	
	土 地 区 画 整 理 事 業	0	0	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	0	0	
基 金	用 品 調 達	2,337,896	1,570,789	767,107
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,935,547	51,935,547	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	7,603,754	7,603,754	
特別歳入歳出外現金	235,423,324	147,526,545		
歳入歳出外現金	26,792,927	26,792,927		
府 税	52,431,807	52,431,807		
住 宅 敷 金	7,137,971	2,506,633		4,631,338
駐 車 場 使 用 料				
合 計	1,121,482,788	861,844,564	767,107	89,631,338

管 入 方 法

昭和50年7月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	ナショナル 証 券	釣 銭	
	70,000,000	9,388,000	2,010,000	
84,665,619	3,231,160			大阪公 137 3,230,347 大阪 24223 813
84,665,619	73,231,160	9,388,000	2,010,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	3,594,043,000	836,550,312	△ 1,809,493 160,073,211
地 方 譲 与 税	35,700,000	0	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	88,100,000	0	
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	19,534,000	0	
地 方 交 付 税	2,439,288,000	1,028,262,000	0
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	13,000,000	0	
分 担 金 及 負 担 金	101,758,000	12,585,365	△ 33,350 5,116,290
使 用 料 及 手 数 料	87,677,000	19,086,462	△ 9,160 7,651,872
国 庫 支 出 金	3,273,048,000	21,710,400	132,907,000
府 支 出 金	3,331,843,000	15,888,586	8,960,441
財 産 収 入	41,619,000	74,150	記 87,640
寄 附 金	41,000,000	0	
繰 入 金	100,000	0	
諸 収 入	912,463,000	104,234,515	記 △ 87,640 △ 3,122,488 21,517,710
市 債	7,971,369,000	0	
繰 越 金	202,076,000	23,920,262	0
合 計	22,152,618,000	2,257,705,652	△ 4,974,491 336,226,524

調

書

昭和50年7月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
994,814,030		2,599,228,970	27.67
0		35,700,000	
0		88,100,000	
0		19,534,000	
1,028,262,000		1,411,026,000	42.15
0		13,000,000	
17,668,305		84,089,695	17.36
26,729,174		60,947,826	30.48
350,011,000		2,923,037,000	10.69
24,349,027		3,306,993,973	0.74
161,790		41,457,210	0.38
0		41,000,000	
0		100,000	
122,542,097		789,920,903	13.42
0		7,971,369,000	
23,920,262		178,155,738	11.83
2,588,957,685		19,563,660,315	11.68

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	141,172,000	41,132,527	10,254,701
総 務 費	3,615,782,000	415,210,452	△ 79,648 113,325,827
民 生 費	3,882,631,000	749,703,770	△ 468,553 279,544,280
衛 生 費	770,526,000	356,110,950	△ 430,000 75,561,035
労 働 費	66,512,000	13,273,891	△ 136,424 3,369,276
農 林 水 産 業 費	146,433,000	18,794,369	△ 4,000 4,628,735
商 工 費	215,115,000	54,345,650	6,819,473
土 木 費	4,775,304,000	172,759,201	△ 11,182 151,726,725
消 防 費	324,584,000	80,517,171	△ 98,618 23,959,598
教 育 費	6,939,189,000	397,959,821	△ 141,144 165,049,320
公 債 費	1,155,970,000	227,856,198	36,776,179
諸 支 出 金	89,400,000	83,605,814	
災 害 復 旧 費			
予 備 費	30,000,000	0	0
合 計	22,152,618,000	2,611,269,814	△ 1,369,569 871,315,149

調 書

昭和50年7月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
51,387,228	89,784,772	36.40
528,456,631	3,087,325,369	14.61
1,028,779,497	2,853,851,503	26.49
431,241,985	339,284,015	55.96
16,806,743	49,705,257	25.26
23,419,104	123,013,896	15.99
61,165,123	153,949,877	28.43
324,474,744	4,450,829,256	6.79
1,043,781,151	220,205,849	32.15
562,867,997	6,376,321,003	8.11
264,632,377	891,337,623	22.89
83,605,814	5,794,186	93.51
0	30,000,000	
3,481,215,394	18,671,402,606	15.71

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和50年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和50年9月8日

監査委員 堀田 徳治

同 竹内 修一

記

- 1 検査実施日 昭和50年9月8日
- 2 検査の対象 昭和50年7月分の出納状況
- 8 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

7 月分月次合計残高試算表

昭和 50 年 7 月 31 日現在

借 残 高	方 本 月 計		勘 定 科 目		貸 本 月 計		方 残 高	
	合 計		資 産 の 部		合 計		合 計	
			資 産 の 部					
119,570,953	119,570,953		土 地					
111,692,469	111,692,469		建 物					
1,795,944,520	1,795,944,520		構 築 物					
193,000,574	193,000,574		機 械 及 装 置					
64,063,568	64,063,568	788,670	量 器					
11,183,753	11,183,753		車 輛 及 運 搬 具					
20,147,707	20,147,707	110,000	工 具 器 具 及 備 品					
871,762,551	871,762,551	42,578,517	建 設 仮 定					
460,000	460,000		水 利 権					
41,200	41,200		電 話 加 入 権					
210,000	210,000		現 金					
64,640,004	935,663,483	169,770,389	普 通 預 金		170,732,727	871,023,479		
99,846,043	859,707,163	170,732,727	当 座 預 金		170,732,727	859,707,163		
56,139,861	243,583,539	59,101,283	未 収 金		46,209,312	148,737,496		
	104,377,953	17,952,480	貯 蔵 品		13,866,091	48,238,092		
	15,019,000		仮 払 金			15,019,000		
180,000	180,000		借 地 権					
25,000	25,000		投 資 有 価 証 券					
1,800,000	1,800,000		保 管 有 価 証 券					
	160,000,000		短 期 貸 付 金		80,000,000	160,000,000		
			負 債 の 部					
	70,277,666	10,257,060	未 払 金		17,952,450	79,124,066	8,846,400	
			未 払 費 用					
	420,000,000	170,000,000	一 時 借 入 金		107,000,000	707,000,000	287,000,000	
	9,573,000	946,000	前 受 金		2,305,000	31,911,730	22,338,730	
	20,067,731	4,462,994	預 り 金		3,761,564	22,932,221	2,864,490	
			預 り 担 保 有 価 証 券			1,800,000	1,800,000	

甲 告 報 行 執 算 分 月 7

現在 昭和50年7月31日

(入 収)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業収益	791,538,000	80,947,890	242,593,322	548,944,678
1 営業収益	701,538,000	74,940,303	234,245,406	467,292,594
1. 給水収益	608,198,000	59,031,923	172,822,703	435,375,297
2. 受託工事収益	20,000,000	45,000	9,441,503	10,558,497
3. その他の営業収益	73,340,000	15,863,380	51,981,200	21,358,800
2 営業外収益	90,000,000	6,007,587	8,347,916	81,652,084
1. 受取利息	2,000,000	1,015,842	2,312,741	△ 312,741
2. 雑収益	3,000,000	232,245	985,175	2,014,825
3. 加 入 金	85,000,000	4,760,000	5,050,000	79,950,000

① 資本的収入	67,750,000	12,477,500	69,237,500	608,262,500
1 企業債	510,000,000	0	26,000,000	484,000,000
1. 企業債	510,000,000	0	26,000,000	484,000,000
2 負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
1. 他会計負担金	7,500,000	0	0	7,500,000
3 工事負担金	160,000,000	12,477,500	43,237,500	116,762,500
1. 工事負担金	160,000,000	12,477,500	43,237,500	116,762,500
収入合計	1,469,038,000	93,425,390	311,830,822	1,157,207,178

7 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和50年7月31日現在

(支 出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
① 水道事業費用	897,447,000	59,285,241	237,052,840	660,394,160
1 営業費用	742,430,000	54,296,886	227,886,488	514,543,512
1. 原水及浄水費	314,626,000	23,299,704	94,847,260	219,778,740
2. 配水及給水費	120,460,000	8,022,166	33,886,116	86,573,884
3. 受託工事費	20,000,000	1,211,000	9,860,900	10,139,100
4. 業務費	89,705,000	6,497,452	28,295,888	61,409,112
5. 総保費	63,165,000	3,801,724	19,721,144	43,443,856
6. 減価償却費	63,864,000	0	0	63,864,000
7. 資産減耗費	610,000	0	0	610,000
8. その他の営業費用	70,000,000	11,464,840	41,275,180	28,724,820
2 営業外費用	154,017,000	4,988,355	9,166,352	144,850,648
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	153,967,000	4,988,355	9,166,352	144,800,648
2. 雑支出	50,000	0	0	50,000

3 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
1. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資 本 的 支 出				
1. 建 設 改 良 費	814,167,286	48,477,187	155,389,949	658,777,337
1. 建 設 改 良 費	765,020,286	48,477,187	155,389,949	609,630,337
1. 事 務 費	12,200,000	725,399	3,783,769	8,416,231
2. 擴 張 工 事 費	554,627,286	28,359,492	107,448,992	447,178,294
3. 改 良 工 事 費	100,000,000	4,493,626	1,020,3078	89,796,922
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	20,135,000	0	0	20,135,000
5. 光 明 台 水 道 施 設 建 設 費	600,000,000	9,000,000	29,284,500	30,715,500
6. 營 業 設 備 費	18,058,000	898,670	4,669,610	13,888,390
2 企 業 債 償 還 金	49,147,000	0	0	49,147,000
1. 企 業 債 償 還 金	49,147,000	0	0	49,147,000
支 出 合 計	1,711,614,286	102,762,428	392,442,789	1,319,171,497

和泉市水道事業損益計算書（7月分）

（昭和50年7月1日より昭和50年7月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	59,031,923円	
(2) 受託工事収益	45,000円	
(3) その他の営業収益	<u>15,863,380円</u>	74,940,303円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	23,299,704円	
(2) 配水及給水費	8,022,166円	
(3) 受託工事費	1,211,000円	
(4) 業務費	6,497,452円	
(5) 総係費	3,801,724円	
(6) その他の営業費用	<u>11,464,840円</u>	54,296,886円

営業利益 20,643,417円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	1,015,342円	
(2) 雑収益	232,245円	
(3) 加入金	<u>4,760,000円</u>	<u>6,007,587円</u>

当月分総利益 26,651,004円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>4,988,355円</u>	<u>4,988,355円</u>
----------------------	-------------------	-------------------

当月分純利益 21,662,649円

資 金 予 算 表

昭和50年8月10日

貸 金 予 算 表

科 目	月 次		7月執行済額	8月予定額	9月予定額	10月予定額
	前月繰越金	当月				
収	前月繰越金	65,812,842	64,850	18,570	10,796	
	営業収益	59,269,377	47,000	49,000	48,000	
	営業外収益	6,007,587	2,200	2,200	2,200	
	前年度未収金	2,432,120	2,220	1,500	500	
企業債	0	0	0	0		
工事負担金	12,477,500	30,000	35,000	30,000		
一時借入金	7,000,000	0	50,000	0		
預り金	145,840	500	500	500		
前年度繰越金	0	0	0	0		
前受金	2,305,000	500	500	500		
前貸付金	80,000,000	0	0	0		
計	169,637,424	82,420	138,700	81,700		

支	營業費用	41,577,165	48,000	51,000	49,000
	營業外費用	4,988,355	9,926	51,008	0
	前年度未私費用及未私金	0	0	0	0
	建設改良費	42,688,517	48,000	17,000	22,550
	貯藏品	9,899,360	15,830	8,570	11,240
	企業債償還金	0	5,944	17,896	0
	一時借入金返還	70,000,000	0	0	0
	預り金返還	847,200	500	500	500
	前受金	599,165	500	500	500
	計	170,599,762	128,700	146,474	88,790
出					
収支差引額	64,850,004	18,570	10,796	8,706	

監査報告第 33 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 50 年 7 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 50 年 9 月 8 日

監査委員 堀 田 徳 治
 " 竹 内 修 一

記

- 1 検査実施日 昭和 50 年 9 月 8 日
- 2 検査の対象 昭和 50 年 7 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 7 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

昭和50年7月31日現在

7月分月次合計残高試算表

和泉市立病院事業会計

借		方		貸			方	
残高	合計	計		勘定科目	計		残高	
		当	月		当	月		
				資産の部				
90,316,210	90,316,210			土地				
240,415,659	240,415,659			建物				
2,848,487	2,848,487			構築物				
1,240,000	1,240,000			車輜				
86,167,875	36,167,875	264,000		機械及備品				
138,124	138,124			有価証券				
9,469,235	9,469,235			投資				
				減価償却引当金				
11,620,116	950,624,394	119,922,178		普通預金	143,694,317	48,522,733	48,522,733	
108,170,790	194,978,055	54,208,008		未収金	44,214,818	86,807,265		
11,606,539	93,701,839	23,235,150		貯蔵品	23,276,896	82,095,300		
30,750,000	100,750,000	30,000,000		前払金		70,000,000		
53,100,000	123,100,000			定期預金		70,000,000		
3,211,662	128,923,666			過年度未収金	22,743,367	125,711,984		
				負債の部				
	380,000,000	30,000,000		一時借入金		780,000,000	400,000,000	
	23,291,300	19,369,420		未払金	23,235,150	81,989,750	53,698,450	
				仮受金				
	31,310,863	11,198,725		預り金	6,434,235	37,875,759	6,564,396	
	2,046,000	544,000		予約金	476,000	2,866,000	820,000	
	308,034			固定負債		20,330,243	20,022,207	

			公立病院特例債			364,400,000	364,400,000
	55,429,105		過年度未払金			55,894,145	465,040
			資本の部				
			自己資本		21,000,000	179,754,371	179,754,371
	5,918,549	1,433,549	借入資本			183,053,264	192,140,715
589,846,893	589,348,893		繰越欠損金				
			資本剰余金			1,118,000	1,118,000
			収益の部				
	43,783	20,097	入院収益		35,082,846	122,239,056	122,186,273
	34,885	7,335	外来収益		26,732,966	93,649,434	96,614,549
	600		その他医業収益		1,237,087	4,869,654	4,869,054
			受取利息配当金		15,090	227,966	227,966
			他会計補助金		16,094,000	16,094,000	16,094,000
			患者外給袋収益		474,865	1,417,415	6,417,415
			その他医業外収益		96,582	265,174	255,174
			費用の部				
171,111,855	171,111,855	32,926,369	給与				
86,521,825	86,521,825	24,614,967	材料				
22,732,932	22,732,932	6,841,820	経費				
			減価償却費				
686,960	686,960	171,420	資産減耗費				
13,986,928	13,986,928	8,018,102	研究修費				
2,109,575	2,109,575	533,079	利息配当金繰入				
18,596,160	18,596,160	1,500,000	患者外給食材料費				
			建設仮勘定				
1,504,179,845	3,381,181,791	364,803,219	合計		364,803,219	3,381,181,791	1,504,179,845

昭和50年7月31日現在

7月分予算執行報告書

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		7 月	累 計	
病院事業収益	646,499,000	79,706,004	241,673,431	404,825,569
1 医 業 収 益	620,012,000	63,025,467	223,678,876	396,333,124
1 入 院 収 益	327,134,000	35,072,749	122,195,273	204,938,727
2 外 来 収 益	277,518,000	26,725,631	96,614,549	180,903,451
3 その他医療収益	15,360,000	1,227,087	4,869,054	10,490,946
2 医 業 外 収 益	26,487,000	16,680,537	17,994,555	8,492,445
1 受取利息配当金	800,000	15,090	227,966	572,034
2 他会計補助金	16,094,000	16,094,000	16,094,000	0
3 患者外給食収益	5,472,000	474,865	1,417,415	4,054,585
4 その他医療外収益	934,000	96,582	255,174	678,826
5 国庫補助金	318,700			318,700
病院事業費用	91,552,000	73,105,757	297,150,075	618,469,925
1 医 業 費 用	808,501,000	64,554,576	281,053,572	527,447,428
1 給 与 費	499,991,000	32,926,369	171,111,855	328,879,145
2 材 料 費	219,025,000	24,614,967	86,521,825	132,503,175
3 経 費	68,136,000	6,841,820	22,732,932	45,403,068

4. 減價償却費	17383.000				17383.000
5. 資產減耗費	1.000				1.000
6. 研究修費	3965.000	171.420		686.960	3278.040
2 醫業外費用	106719.000	8551.181		16096.503	90622.497
1 支利息及 企業償取諸費	100441.000	8018.102		13986.928	86454.072
2 患者外給食材料費	6278.000	533.079		2109.575	4168.425
3 予備費	300.000				300.000
期間外收益	40480.000				40480.000
資本的收入	87800.000	2100.000		2100.000	85700.000
1 他會計出資金	2100.000	2100.000		2100.000	0
2 企業債	85700.000				85700.000
資本的支出	918679.000	3197.549		3209.463	910469.537
1 建設改良費	864733.000	1764.000		2290.914	862442.086
1 看護婦宿舍割賦金	1233.000			308.034	924.966
2 器械備品購入費	600.000	264.000		389.000	561.000
3 病院建設調查費	500.000			93.880	406.120
4 病院增設事業費	85700.000	1500.000		1500.000	85550.000
2 企業償還金	53946.000	1433.549		5918.549	48027.451

7 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和50年7月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	計
1. 医 業 收 益			
入 院 收 益	35,072,749	122,195,273	
外 来 收 益	26,725,631	96,614,549	
そ の 他 医 業 收 益	1,227,087	4,869,054	
計	63,025,467		223,678,876
2. 医 業 費 用			
給 与 費	32,926,369	171,111,855	
材 料 費	24,614,967	86,521,825	
経 費	6,841,820	22,732,932	
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 修 費	171,420	686,960	
計	64,554,576		281,053,572
医 業 利 益	△1,529,109		△57,374,696
3. 医 業 外 收 益			

受取利息配当金	15,090		227,966	
他会計補助金	16,094,000		16,094,000	
患者外給食収益	474,865		1,417,415	
その他医業外収益	96,582		255,174	
計		16,680,537		17,994,555
4 医業外費用				
支払利息及び	8,018,102		13,986,928	
企業債取扱諸費				
患者外給食材料費	533,079		2,109,575	
雑損				
矢				
計		8,551,181		16,096,503
当月分純利益		6,600,247		
当月迄の純利益				△55,476,644
上記当月分収益中	健保未収金	54,208,008円		
上記当月分費用中	未払金	23,235,150円		

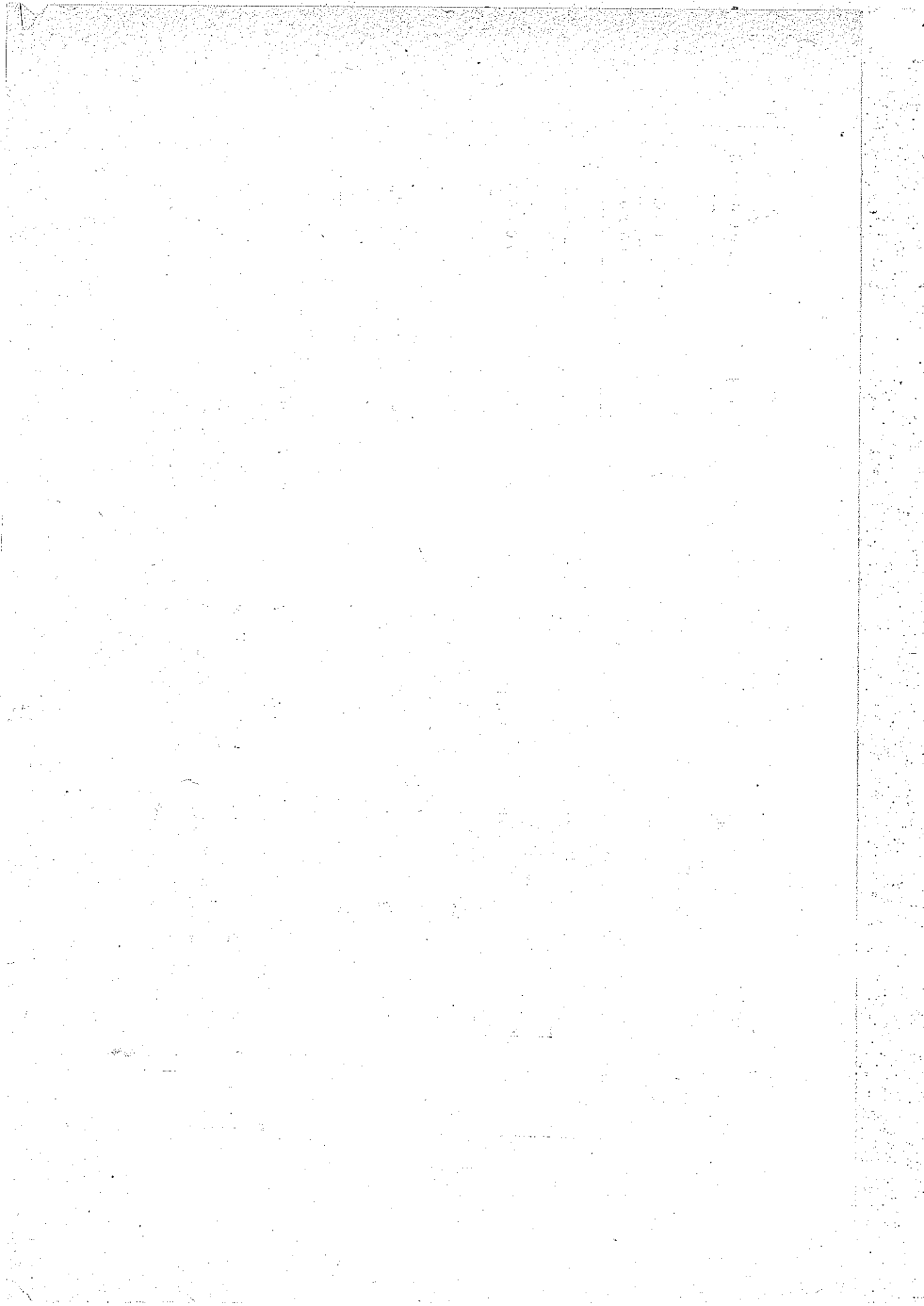
資 金 予 算 表

昭和50年7月末

和泉市立病院事業会計

区分	科目	目	7月の執行済額	8月予定	9月予定
収	事業	収益	53,174,576円	50,000,000円	50,000,000円
	固定資産	売却却代金			
	企業	負債			
	過年度	未収金	22,743,367		
	一時	借入金			50,000,000
	預り	金	6,434,235	6,000,000	6,000,000
	他会計	繰入金	37094,000		
	前払	金戻入			
	期間外	収益			
	予	納金	476,000	500,000	500,000
入	仮受	金			
	合	計	119,922,178	56,500,000	106,500,000

区分	科 目	7月の執行済額	8月予定	9月予定
支	事業費用	49,884,623円	45,000,000円	45,000,000円
	建設改良費	1,764,000		
	企業債償還金	1,433,549	779,000	20,548,000
	貯蔵品購入費	19,369,420	10,000,000	29,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	30,000,000		
	預り金還付	11,198,725	6,000,000	6,000,000
	前払金	30,000,000		
	期間外費用			
	予納金還付	544,000	500,000	500,000
出	仮受金還付			
	合計	148,694,317	62,279,000	101,048,000
	収支差引	△28,772,189	△5,779,000	5,452,000
	前年度又は前月より繰越	35,392,255	11,620,116	5,841,116
差引	翌年度又は翌月へ繰越	11,620,116	5,841,116	11,293,116



(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
1. 固定負債	612	4,702	△ 4,090	△ 87.0
引当金	612	4,702	△ 4,090	△ 87.0
2. 流動負債	314,121	46,520	267,601	575.2
一時借入金	250,000	0	250,000	-
未払金	35,920	13,729	22,191	161.0
前受金	22,580	30,292	△ 7,712	△ 56.2
預り金	3,821	1,200	2,621	218.4
預り担保 有価証券	1,800	1,300	500	38.5
3. 資本金	1,953,413	1,713,337	240,076	14.0
自己資本金	119,803	118,703	1,100	0.9
借入資本金	1,833,610	1,594,634	238,976	15.0
4. 剰余金	738,702	799,599	△ 60,897	7.6
資本剰余金	822,060	778,855	43,205	5.5
利益剰余金	△ 83,358	20,744	△ 104,102	△ 501.8
負債資本合計	3,006,349	2,564,158	442,691	17.3

(2) 負債：資本

負債総額は314,733,671円で前年度に比して263,511,608円(514.5%)と大幅な増加を示している。負債増加の主なものは一時借入金250,000,000円であり未払金についても前年度に比して22,191,483円(161.6%)の増となっているが、その内訳は材料代等の営業未払金及び工事代等である。

また、資本総額は2,692,115,154円で前年度に比して179,178,912円(7.1%)の増となっている。

この内訳は、次表のとおりであるが、借入資本金の増加額238,975,870円は第3回拡張事業債等の284,700,000円より、本年度企業債償還金額45,724,130円を差し引いた金額である。

4. 資産、負債、資本について

(1) 資 産

資産総額は 3,006,848,825円 で前年度に比して 44,269,052,0円 (17.3%) の増となっている。

この内訳は、固定資産 2,712,068,094円 (構成比 90.2%) 流動資産 294,780,731 円 (構成比 9.8%) となっておりこのうち有形固定資産が 2,711,361,894円 と資産中の 90.1% を占めている。

固定資産増加の主な内訳は和田浄水場の用地買収による土地 54,106,170円 及び第3次拡張事業等の構築物、建設仮勘定等である。

また、流動資産は前年度に比して 135,097,346 円 (84.6%) の増となっているが、仮払金については、父鬼浄水場拡張にともなう補償金 15,000,000 円 ほかであり、また、貸付金 50,000,000 円 は一般会計への短期貸付金である。なお、未収金は前年度に比して 12,173,435 円 (20.9%) の増であるが、未収金の内訳は、工事施行中のため未精算となっている材料売却代 14,283,000 円 以外は主として2・3月分の給水収益である。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
1. 固定資産	2,712,068	2,404,475	307,593	12.8
有形固定資産	2,711,362	2,403,665	307,697	12.8
無形固定資産	681	791	△ 110	△ 13.9
投 資	25	19	6	31.6
2. 流動資産	294,781	159,683	135,098	84.6
現金預金	96,304	52,448	43,856	83.6
未 収 金	70,484	58,310	12,174	20.9
保管有価証券	1,800	1,300	500	38.5
貯 蔵 品	61,174	47,625	13,549	28.4
仮 払 金	15,019	0	15,019	-
貸 付 金	50,000	0	50,000	-
計	3,006,849	2,564,158	442,691	17.3

(5) 費用構成

費用構成の前年度対比は次表のとおりであるが、職員給与費は集金・検針委託の廃止等による職員の補充及び人勤等による給与の大幅な引上げにより前年度に比して104,417千円(58.0%)と極端な伸張を示している。

また、動力費についても、電気代の値上げ及び和田浄水場の開設等により前年度に比して13,142千円(77.1%)の増加となっている。

費用構成

(単位 千円)

区 分	49年度		48年度		増減(△)額	率 (%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)		
1. 職員給与費	284,585	35.7	180,168	29.5	104,417	58.0
(1) 基本給	150,572	18.9	96,060	15.8	54,512	56.7
(2) 手当	102,570	12.9	64,532	10.5	38,038	58.9
(3) 賃金	750	0.1	420	0	330	76.2
(4) 退給与 職費定費	4,000	0.5	3,000	0.5	1,000	33.3
(5) 法福 福利費	26,693	3.4	16,156	2.7	10,537	65.2
2. 支払利息	120,445	15.2	94,490	15.5	25,955	27.5
3. 減価償却費	58,957	7.4	55,231	9.0	3,726	6.7
4. 受水費	115,739	14.5	94,453	15.4	21,286	22.5
5. 動力費	30,181	3.8	17,039	2.8	13,142	77.1
6. 薬品費	10,970	1.4	11,502	1.9	△ 532	△ 4.6
7. その他	175,212	22.0	157,577	25.9	17,635	11.2
合 計	796,089	100.0	610,460	100.0	185,629	30.3

型貨物3台の除却費643,716円及び棚卸資産減耗費300円である。

なお、材料売却収支は、収益102,590,024円に対し原価78,648,660円で差引23,941,364円の利益を生じている。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
原水及浄水費	279,451	200,251	79,200	39.6
配水及給水費	87,476	68,309	19,167	28.1
受託工事費	16,570	20,844	△4,274	△20.5
業 務 費	93,800	57,432	36,368	63.3
総 係 費	59,832	50,052	9,780	19.5
減価償却費	58,956	55,231	3,725	6.7
資産減耗費	644	2	642	321.0
その他営業費用	78,648	62,444	16,204	25.9
合 計	675,377	514,565	160,812	31.3

(4) 営業外費用

営業外費用は、120,712,085円で前年度に比して24,816,930円(25.9%)の増加を示している。

この内訳は次表のとおりであるが支払利息の増加は資金繰りの悪化より一時借入金額が前年度を大幅に上廻った結果、これに伴い利息が前年度に比して9,735,301円増加したこと、及び企業債の発行に伴う企業債利息が増加したことによるものである。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
支払利息及び 企業債取扱諸費	120,712	94,895	25,817	27.2
雑 支 出	0	1,000	△1,000	-
計	120,712	95,895	24,817	25.9

なお、その他営業収益の増収は材料売却収益の増によるものである。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
給 水 収 益	549,493	514,989	34,504	6.7
受 託 工 事 収 益	21,848	21,512	336	1.6
その他営業収益	105,981	75,628	30,353	40.1
合 計	677,322	612,129	65,193	10.7

(2) 営業外収益

営業外収益は、15,925,567円で前年度に比して3,357,319円(17.4%)の減収となっている。

この内訳は次表のとおりであるが雑収益、受取利息については、前年度を下廻る結果となっている。

なお、他会計補助金は高料金対策として一般会計より前年度同様

10,000,000円が収入されている。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
受 取 利 息	3,222	4,919	△1,697	△34.5
雑 収 益	2,704	4,364	△1,660	△38.0
他会計補助金	10,000	10,000	0	0
合 計	15,926	19,283	△3,357	△17.4

(3) 営業費用

営業費用は675,377,220円で前年度に比して160,812,367円(31.3%)の増加となっている。

この内訳は次表のとおりであるが、職員給与費の増加等により、それぞれ大幅な伸張を示している。また、資産減耗費については自動車1台、小

3. 営業成績について

当事業年度における営業成績は収益的収入額 69,324,797 円に対し支出額 79,608,305 円で差引 10,284,508 円の純損失を生じている。

この主な理由は、収益の根幹である給水収益が前年度に比してわずか 34,505 千円（6.7%）の増加にとどまったのに対し、職員給与費をはじめとして営業費用が前年度比 160,812 千円（31.3%）と大幅な増加となったことが上げられる。とくに職員給与費は、検針集金の委託廃止による職員の補充及び職員給与の大幅な改定により前年度に比して 104,417 千円（58.0%）の増加となっている。これにより職員給与費対料金収入比率は前年度の 35.0% から 51.8% となり料金収入の 5 割以上を職員給与費で占める結果となっている。

次表は決算実績の前年度比較である。

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
給 水 戸 数	30,715 戸	29,445 戸	1,270 戸	4.3
年間総給水量	8,129,210 m ³	7,623,962 m ³	505,248 m ³	6.6
営 業 収 益	67,732,223 円	61,212,944 円	6,519,279 円	10.7
給 水 収 益	54,949,933 円	51,498,944 円	3,450,989 円	6.7
営 業 費 用	67,537,777 円	51,456,544 円	16,081,233 円	31.3
職 員 給 与 費	28,458,544 円	18,016,827 円	10,441,717 円	58.0

(1) 営業収益

営業収益は 67,732,223 円で前年度に比して 6,519,279 円（10.7%）の増収となっている。この内訳は次表のとおりであるが、収益の根幹である給水収益の伸び率が 6.7% と低率になっているが、これは総需要抑制に伴う企業の操業短縮等により工場用給水量が前年度に比して 9.7% 低下したこと起因するものと思われる。

予 算 決 算 対 照 表

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(減)額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 企 業 債	314,000	284,700	29,300	90.7	86.8
企 業 債	314,000	284,700	29,300	90.7	86.8
2. 負 担 金	4,500	4,500	0	100.0	1.4
他会計負担金	4,500	4,500	0	100.0	1.4
3. 工 事 負 担 金	39,000	38,705	295	99.2	11.8
工 事 負 担 金	39,000	38,705	295	99.2	11.8
合 計	357,500	327,905	29,595	91.7	100.0

(支 出)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	不 用 額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 建設改良費	428,917	367,191	61,726	85.6	88.9
事 務 費	10,657	10,657	0	100.0	2.6
拡張工事費	309,454	253,627	55,827	82.0	61.4
改良工事費	78,360	77,539	821	99.0	18.8
配水配管 整備事業費	13,200	9,365	3,835	70.9	2.3
営業設備費	17,246	16,003	1,243	92.8	3.9
2. 企業債償還金	45,725	45,724	1	100.0	11.1
企業債償還金	45,725	45,724	1	100.0	11.1
合 計	474,642	412,915	61,727	87.0	100.0

2. 資本的収支について

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	3 2 7, 9 0 5, 0 0 0 円
資本的支出額	4 1 2, 9 1 5, 3 3 5 円
差 引	△ 8 5, 0 1 0, 3 3 5 円

この結果 85,010,335 円の不足額を生じているが、この不足額は一時借入金で補てんされているようである。資本的収入額は、予算現額 357,500,000 円に対し、決算額 327,905,000 円で予算に比して 29,595,000 円の減となっているが、このうち翌年度繰越額に係る財源充当額 29,300,000 円が含まれているので、これを含めた収入率は 99.9% である。収入中の主なものは第3回拡張工事等の執行財源である企業債 284,700,000 円で資本的収入中の 86.8% を占めている。なお、工事負担金は 38,705,000 円と前年度に比して 142,690,200 円と大幅な減収となっているがこれは、不況による開発工事の減少及び光明台団地の施行の遅延によるものである。

また、資本的支出は予算現額 474,642,240 円に対し、決算額 412,915,335 円で、翌年度繰越額 59,662,286 円を含めた執行率は、~~87.0%~~ ^{99.6} となっている。

決算額の内訳は、建設改良費 367,191,205 円（構成比 88.9%）、企業債償還金 45,724,130 円（構成比 11.1%）で企業債償還金は前年度に比して 6,999,876 円（15.3%）の増加となっている。

予 算 決 算 対 照 表

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 営業収益	679,000	677,322	△ 1,678	99.8	97.7
給水収益	550,000	549,493	△ 507	99.9	79.1
受託工事収益	22,000	21,848	△ 152	99.3	3.2
その他営業収益	107,000	105,981	△ 1,019	99.0	15.3
2. 営業外収益	15,700	15,926	226	101.4	2.3
受取利息	2,700	3,222	522	119.3	0.5
雑収益	3,000	2,704	296	90.1	0.4
他会計補助金	10,000	10,000	0	100.0	1.4
合 計	694,700	693,248	△ 1,452	99.8	100.0

(支 出)

区 分	予算現額	決算額	不 用 額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 営業費用	706,343	675,377	30,966	95.6	84.8
原水及浄水費	289,859	279,451	10,408	96.4	35.1
配水及給水費	91,601	87,476	4,125	95.5	11.0
受託工事費	18,000	16,570	1,430	92.1	2.1
業 務 費	95,359	93,800	1,559	98.4	11.8
総 係 費	60,412	59,832	580	99.0	7.5
減価償却費	59,458	58,957	501	99.2	7.4
資産減耗費	654	644	10	98.5	0.01
その他営業費用	91,000	78,649	12,351	86.4	9.9
2. 営業外費用	121,543	120,712	831	99.3	15.2
支払利息及 企業債取扱諸費	121,533	120,712	821	99.3	15.2
雑 支 出	10	0	10	0	0
3. 予 備 費	100	0	100	0	0
合 計	827,986	796,089	31,897	96.1	100.0

審 査 概 要

1. 収益的収支について

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	693,247,797	円
収益的支出額	796,089,305	円
差 引	△102,841,508	円

この結果102,841,508円の当年度純損失を生じており、繰越利益剰余金年度末残高19,483,617円を差し引いた83,357,891円が当年度末処理欠損金である。

収益的収入は予算現額694,700,000円に対し、決算額693,247,797円で予算に比して1,452,203円の減収で収入率99.8%と概ね順調な収入状況を示している。

決算額内訳は、営業収益677,322,230円(構成比97.7%)営業外収益15,925,567円(構成比2.3%)でこのうち営業収益中の給水収益が54,949,323円と収益中79.1%を占めており収益の根幹となっている。

また、収益的支出では、予算現額827,986,000円に対し決算額796,089,305円で31,896,695円の不用額を生じており執行率96.1%である。

決算額内訳は、営業費用675,377,220円(構成比84.8%)営業外費用120,712,085円(構成比15.2%)で営業費用は、前年度に比して16,081,236円(31.3%)と大幅な増加となっている。

和泉市水道事業会計決算審査意見

市長より提出された決算書表は、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確で昭和 50 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日を以って終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認められた。

細部は審査概要に記述しているとおりである。

総 括

本年度収益的収支決算額は収入 6 9 3,2 4 7,7 9 7 円に対し支出 7 9 6,0 8 9,3 0 5 円で差引 1 0 2,8 4 1,5 0 8 円の純損失を生じている。当事業はここ数年間の積極的な企業努力の中で不良債務を解消するなど多くの成果を上げてきたものであるが、本年度においては、府営水、電気代等一連の公共料金の値上げ及び職員補充、職員給与費の大幅な引上げなどによる諸経費の増嵩により収益的支出額が前年度に比して 1 8 5,6 2 9,2 9 7 円（30.3%）の大幅な増となっている。その反面収入面においては、国の総需要抑制策による景気の悪化にともない工場用給水量が前年度を下廻るなど、収益の根幹である給水収益が前年度に比してわずか 3 4,5 0 4,5 0 9 円（6.7%）の増収におわっている。このように当事業をとりまく、社会経済環境の悪化の中にあつて当事業の今後の経営は一段ときびしいものと思われる。とくに本市受水量の 6 割以上を占める府営水、泉北水道の受水費が引き上げられたことは今後の水道事業経営に多大の影響を及ぼすものと考えられる。今後とも料金徴収システムの改善・事務の簡素化、合理化等最大限の企業努力を行なうことはもちろん将来にわたる事業経営の健全化を図るため料金制度に含めた現行の諸制度を再検討する必要があると考える。

また、自己水源の開発、拡張事業の実施についても積極的に取り組み生活用水の確保：供給に一段の努力を望むものである。

業 務 分 析 表

項 目	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 49 年度	算 式
普及率 (%)	93.0	90.1	93.5	$\frac{\text{給水人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
1日平均配水量 (m)	21,693	24,107	25,681	$\frac{\text{年間総配水量}}{365\text{日}} \times 100$
1人1日最大配水量 (ℓ)	366.9	328.1	307.0	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{給水人口}} \times 1,000$
1人1日平均配水量 (ℓ)	219.4	234.7	235.0	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{給水人口}} \times 1,000$
有収率 (%)	87.3	86.6	86.7	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
負荷率 (%)	59.8	71.5	76.3	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$
施設利用率 (%)	59.8	66.5	60.5	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
最大稼働率	100.0	93.0	79.1	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
配水管使用効率	31.0	34.3	35.3	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{配水管延長}} \times 100$
固定資産使用効率	39.5	36.6	34.6	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}} \times 100$
職員1人当たり給水人口	1,676	1,252.6	1,139.6	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員}}$
職員1人当たり給水量	117,176	92,795	84,679	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員}}$
職員1人当たり営業収益	9,949	7,465	7,055	$\frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定所属職員}}$
累積欠損金比率 (%)	-	-	12.7	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
不良債務比率 (%)	-	-	3.0	$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
給水原価	69円61銭	69円15銭	86円22銭	$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費等}}{\text{年間総有収水量}}$
供給単価	67円28銭	67円55銭	67円59銭	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$

經 營 分 析 表

項 目	47年度	48年度	49年度	算 式
固定資產構成比率	92.7 ^(%)	93.8 ^(%)	90.2 ^(%)	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資產合計}}$
固定負債構成比率	62.4	62.4	61.0	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債・資本合計}}$
固 定 比 率	281.6	261.8	315.9	$\frac{\text{固定資產}}{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}}$
固定資產對長期資本比率	136.8	95.7	100.7	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資本合計}}$
自己資本構成比率	32.9	35.8	28.6	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}}{\text{負債資本合計}}$
流 動 比 率	156.1	343.3	93.8	$\frac{\text{流動資產}}{\text{流動負債}}$
流動資產回轉率	3.4	3.9	3.0	$\frac{\text{營業收益}}{(\text{期首流動資產} + \text{期末流動資產}) \times \frac{1}{2}}$
總收益對總費用比率	107.9	103.4	87.1	$\frac{\text{總 收 益}}{\text{總 費 用}}$
營業收益對營業費用比率	118.7	119.0	100.3	$\frac{\text{營業收益}}{\text{營業費用}}$
企業債償還金對 料 金 收 入 比 率	8.0	7.5	8.3	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{料 金 收 入}}$
企業債元利償還金對 料 金 收 入 比 率	25.8	25.9	27.7	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料 金 收 入}}$
職 員 給 與 費 對 料 金 收 入 比 率	28.6	35.0	51.8	$\frac{\text{職員給與費}}{\text{料 金 收 入}}$

比較損益計算書

(単位 千円)

収益の部	49年度	48年度	増(△)減額	増(△)減率%	備考
1. 営業収益	677,322	612,129	65,193	10.7	
給水収益	549,498	514,989	34,504	6.7	
受託工事収益	21,848	21,512	336	1.6	
その他営業収益	105,981	75,628	30,353	40.1	
2. 営業外収益	15,926	19,283	△ 3,357	△ 17.4	
受取利息	3,222	4,919	△ 1,697	△ 34.5	
雑収益	2,704	4,364	△ 1,660	△ 38.0	
他会計補助金	10,000	10,000	0	0	
収益合計	698,248	631,412	61,836	9.8	

費用の部	49年度	48年度	増(△)減額	増(△)減率%	備考
1. 営業費用	675,877	514,565	160,812	31.3	
原水及浄水費	279,451	200,251	79,200	39.6	
配水及給水費	87,476	68,309	19,167	26.6	
業務費	93,800	57,432	36,368	63.3	
総務費	59,832	50,052	9,780	19.5	
減価償却費	58,957	55,231	3,726	6.7	
資産減耗費	644	2	642	32,100.0	
受託工事費	16,570	20,844	△ 4,274	△ 20.5	
その他営業費用	78,649	62,444	16,205	26.0	
2. 営業外費用	120,712	95,895	24,817	25.9	
支払利息及 企業債取替諸費	120,712	94,895	25,817	27.2	
雑支	0	1,000	△ 1,000	-	
費用合計	796,089	610,460	185,629	30.4	
差引純利益	△ 102,841	20,952	△ 123,793	△ 590.8	

予 算 決 算 比 較 表

(甲) 収益的収支

科目	目	予 算	決 算	差 引	対予算比%	科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比%
1. 営業収益		679,000	677,322	1,678	99.8	1. 営業費用	706,343	675,377	30,966	95.6
給水収益		550,000	549,493	507	99.9	原水及浄水費	289,859	279,451	10,408	96.4
受託工事収益		22,000	21,848	152	99.3	配水及給水費	91,601	87,476	4,125	95.5
その他営業収益		107,000	105,981	1,019	99.0	受託工事費	18,000	16,570	1,430	92.1
2. 営業外収益		15,700	15,926	△ 226	101.4	業務費	95,359	98,800	1,559	98.4
受取利息		2,700	3,222	△ 522	119.3	総係費	60,412	59,832	580	99.0
雑収		3,000	2,704	296	90.1	減価償却費	59,458	58,957	501	99.2
他会計補助金		10,000	10,000	0	100.0	資産減耗費	654	644	10	98.5
						その他営業費用	91,000	78,649	12,351	86.4
						2. 営業外費用	121,548	120,712	831	99.3
						支払利息及び 企業債取扱諸費	121,538	120,712	821	99.3
						雑支出	10	0	10	0
						3. 予備費	100	0	100	0
						予備費	100	0	100	0
合 計		694,700	693,248	1,452	99.8	合 計	827,986	796,089	31,897	96.1
(乙) 資本的収支										
科 目		予 算	決 算	差 引	対予算比%	科 目	予 算	決 算	差 引	対予算比%
1. 企業債		314,000	284,700	29,300	90.7	1. 建設改良費	428,917	367,191	61,726	85.6
企業債		314,000	284,700	29,300	90.7	事務費	106,57	106,57	0	100.0
2. 負担金		4,500	4,500	0	100.0	拡張工事費	309,454	258,627	55,827	82.0
他会計負担金		4,500	4,500	0	100.0	改良工事費	78,360	77,539	821	99.0
3. 工事負担金		39,000	38,705	295	99.2	配水管整備事業費	13,200	9,365	3,835	70.9
工事負担金		39,000	38,705	295	99.2	営業設備費	17,246	16,003	1,248	92.8
						2. 企業債償還金	45,725	45,724	1	100.0
						企業債償還金	45,725	45,724	1	100.0
合 計		357,500	327,905	29,595	91.7	合 計	474,642	412,915	61,727	87.0

比較貸借対照表

(単位千円)

資産の部			負債の部			増減(率)份	増減(率)份
科目	期末	期首	差額	科目	期末	期首	差額
固定資産	2,712,068	2,404,475	307,593	I 固定負債	612	4,702	△ 4,090
(1) 有形固定資産	2,711,862	2,403,665	307,697	(1) 引当金	612	4,702	△ 4,090
土地	1,195,71	65,465	541,06	II 流動負債	314,121	4,652,0	267,601
建物	1,015,99	87,425	14,174	(1) 一時借入金	250,000	0	250,000
構築物	1,582,122	1,522,212	59,910	(2) 未払金	35,920	1,372,9	221,91
機械及装置	1,266,74	1,285,83	△ 1,909	(3) 前受金	22,580	30,292	△ 7,712
量水器	41,825	34,107	7,718	(4) 預り金	3,821	1,200	2,621
車輦及運搬具	5,889	4,006	1,883	(5) 預り担保有価証券	1,800	1,800	500
工具器具及備品	13,180	12,710	470	負債合計	314,734	51,222	263,512
建設仮勘定	721,042	549,157	171,885	資本の部			
(2) 無形固定資産	681	791	△ 110	I 資本	1,953,413	1,713,337	240,076
水利権	460	510	△ 50	(1) 自己資本金	11,930,8	11,870,8	1,100
借地権	180	240	△ 60	(2) 借入資本金	1,833,610	1,594,634	238,976
電話加入権	41	41	0	II 剰余金	738,702	799,599	△ 60,897
(3) 投資	25	19	6	(1) 資本剰余金	822,060	778,855	43,205
投資有価証券	25	19	6	国庫補助金	3,948	3,948	0
II 流動資産	2,947,81	159,683	1,85,098	府補助金	6,778	6,778	0
(1) 現金預金	96,304	52,443	43,856	工事負担金	767,917	733,712	34,205
(2) 未収金	70,484	58,310	12,174	負担金	9,000	0	9,000
(3) 保管有価証券	1,800	1,800	500	受贈財産評価額	34,417	34,417	0
(4) 貯蔵品	61,174	47,625	13,549	(2) 利益剰余金	△ 83,358	20,744	△ 104,102
(5) 仮払金	15,019	0	15,019	繰越利益剰余金	19,484	△ 207	19,691
(6) 貸付金	50,000	0	50,000	繰越利益剰余金	△ 102,842	20,951	△ 123,793
				当年度純利益	2,692,115	2,512,936	179,179
資産合計	3,006,849	2,564,158	442,691	資本合計	3,006,849	2,564,158	442,691
				負債資本合計			173
							17.3

和泉市病院事業会計決算審査意見

市長より提出された決算書表は地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成されておりその計数は正確で昭和 50 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日を以て終わる企業会計の経営成績をおおむね適正に表示しているものと認められた。

細部は審査概要に記述しているとおりである。

総 括

本年度収益的収支決算額は収入 62,349,183 円に対し、支出 88,105,477 円で差引 20,756,294 円の純損失を生じている。本年度は 49 年 2 月、10 月と 2 回にわたる診療報酬の改定などにより収益的収入が前年度比 157,600,354 円 (33.8%) と比較的大幅な増収となったが、収益的支出において人勧などにより職員給与費等が大幅に引き上げられた結果前年度比 180,969,568 円 (30.7%) の増と収益の増加を上廻ったものである。

当事業は公立病院としての性格上地域における基幹病院として地域医療の確保医療水準の向上を図り地域住民の健康保持のため積極的な役割を果たしており、その使命はますます重要となっているものであり、今後とも地域住民の医療需要に対応した医療施設医療水準の確保向上に努められたい。

また、反面企業として経済性の確保のために積極的な経営努力が望まれる。とくに人員配置、企業としての収益性などその経営効率を高めるため、現行の経営内容を総点検し、企業としての独立採算性の原則にたちかえり、根本的な経営改善を行なうことが望まれるものである。

審 査 概 要

1. 収益的収支について

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	6 2 3,4 9 1,8 3 8 円
収益的支出額	8 3 1,0 5 4,7 7 8 円
差 引	△ 2 0 7,5 6 2,9 4 0 円

この結果 207,562,940 円の当年度純損失を生じており、繰越欠損金年度末残高 381,785,953 円を合計した累積欠損金総額は、589,348,893 円となっている。収益的収入は、予算現額 610,280,000 円に対し決算額 623,491,838 円で、予算に比して 13,211,838 円の増収で収入率 102.2%となっている。

決算額内訳は、医業収益 550,676,728 円（構成比 88.3%）医業外収益 72,815,110 円（構成比 11.7%）で、医業収益中の入院、外来収益が 534,814,800 円と収益中の 85.8% を占めており、収益の根幹となっている。

また、収益的支出では、予算現額 838,821,000 円に対し決算額 831,054,778 円で執行率 99.1% と概ね順調な執行状況を示している。

決算額内訳は、医業費用 770,830,673 円（構成比 92.8%）医業外費用 ~~72,815,110~~ 円（構成比 7.2%）で、このうち職員給与費が 484,339,005 ~~60,224,105~~ 円と費用中の 62.8% を占めており、前年度に比して、142,290,799 円（41.6%）の増加となっている。

予 算 決 算 対 照 表

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 医 業 収 益	537,911	550,677	12,766	102.4	88.8
入 院 収 益	281,696	288,485	6,789	102.4	46.8
外 来 収 益	240,400	246,329	5,929	102.5	39.5
その他医業収益	15,815	15,862	47	100.3	2.5
2. 医 業 外 収 益	72,369	72,815	446	100.6	11.7
受 取 利 息 及 配 当 金	1,800	2,297	497	127.6	0.7
他 会 計 補 助 金	64,354	64,354	0	100.0	10.8
患 者 外 給 食 収 益	4,391	4,369	△ 22	99.5	0.7
そ の 他 医 業 外 収 益	944	915	△ 29	96.9	0
国 庫 補 助 金	880	880	0	100.0	0
合 計	610,280	623,492	13,212	102.2	100.0

(支 出)

(単位 千円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	対予算比(%)	構成比(%)
1. 医業費用	776,545	770,831	5,714	99.3	92.8
給与費	484,771	484,339	432	99.9	58.3
材料費	212,548	212,546	2	100.0	25.6
経費	57,883	55,845	2,038	96.5	6.7
減価償却費	17,892	15,110	2,782	84.5	1.8
資産減耗費	1	0	1	0	0
研究研修費	3,450	2,990	460	86.7	0.4
2. 医業外費用	61,976	60,224	1,752	97.2	7.2
支払利息及 企業債取扱諸費	56,628	54,876	1,752	96.9	6.6
患者外給食 材料費	5,348	5,348	0	100.0	0.6
3. 予備費	300	0	300	0	0
合 計	838,821	831,055	7,766	99.1	100.0

2. 資本的収支について

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	400,539,000円
資本的支出額	44,037,420円
差引	356,501,580円

この結果356,501,580円の差引残額を生じている。資本的収入は、予算現額479,539,000円に対し、決算額400,539,000円で収入率83.5%となっている。

収入中の主なものは、公立病院特例債364,400,000円でこれは昭和48年度末の不良債務をたな上げする目的でなされたものである。また、本年度は老人病棟整備費の補助金1,118,000円が府より収入されている。

この結果前年度収入額に比して378,341,291円(170.4%)と大幅な収入増となっている。

また、資本的支出においては、予算現額124,989,000円に対し決算額44,037,420円となっており、建設改良費37,500,000円が翌年度へ繰越しされているので、これを差し引いた実質不用額は43,451,580円である。

支出の主な内訳は、病院増築設計委託料12,600,000円を含めた建設改良費22,650,196円及び看護婦養成校の学債購入による投資8,200,000円などとなっている。

予 算 決 算 対 照 表

(収 入)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	増△減額	対予算比%	構成比%
1. 他会計出資金	22421	22421	0	100.0	5.6
2. 公立病院特例債	364400	364400	0	100.0	91.0
3. 企業債	91600	12600	79,000	13.8	3.1
4. 老人病棟府補助金	1,118	1,118	0	100.0	0.3
合 計	479539	400,539	79,000	83.5	100.0

(支 出)

(単 位 千 円)

区 分	予算現額	決算額	不 用 額	対予算比%	構成比%
1. 建設改良費	103,601	22,650	80,951	21.9	51.4
看護婦宿舎 割賦金	1,233	1,232	1	100.0	2.8
器機備品購入費	8,118	8,118	0	100.0	18.4
病院建設調査費	1,150	700	450	60.9	1.6
病院増設事業費	93,100	12,600	80,500	13.5	28.6
2. 企業債償還金	13,188	13,187	1	100.0	29.9
3. 投 資	8,200	8,200	0	100.0	18.7
合 計	124,989	44,037	80,952	35.2	100.0

3. 営業成績について

当事業年度における営業成績は、収益的収支で207,562,940円の欠損額を計上している。

これは、前年度欠損金額162,859,239円に比して44,703,701円の大幅な増加であり当病院の経営状況が一段と深刻化していることを示すものである。経営悪化の原因として、様々な要因があげられるが、医業収支の面からみれば昭和49年2月に19%、10月に16%(ともに医料平均)と2回にわたる診療報酬の改定が実施されたことにより、医業収益で前年度比136,431,718円(32.9%)と比較的大幅な増収を示したものの医業費用において職員給与費が人勧等による大幅な給与の引き上げに伴い、前年度に比して142,290,799円(41.6%)の増加を示したこと及び諸物価の高騰による物件費の増嵩などにより、医業費用全体で前年度比180,969,568円(30.7%)と収益の増加を大幅に上廻ったことが上げられる。

(1) 医業収益

医業収益は550,676,728円で前年度に比して136,431,718円(32.9%)と大幅な増収となっている。この主な理由は前述のとおり、昭和49年2回にわたる診療報酬の改定が実施されたことにより、患者1人1日当たりの診療収入が前年度に比して入院で1,667円(36.5%)外来で607円(25.6%)の増収となったこと及び患者数の増加によるものである。

医業収益の内訳は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増(△)減額	率 (%)
入院収益	288,485	208,640	79,845	38.3
外来収益	246,329	191,459	54,870	28.7
その他	15,862	14,146	1,716	12.1
計	550,676	414,245	136,431	32.9

(ケ) 患者取扱件数等について

取扱患者数は、本年度129,055人と前年度126,837人に比して2,218人(1.8%)の増加となっている。

この内訳は入院患者数で266人、外来患者数で1,952人のそれぞれ増加であり、この結果、病床利用率は、本年度105.7%と前年度に比して0.6%の上昇となっている。

取扱患者数等の内訳は次表のとおりである。

区 分	49年度	48年度	増(△)減	率 (%)
取扱患者数	129,055人	126,837人	2,218人	1.8
入 院	46,313人	46,047人	266人	0.6
外 来	82,742人	80,790人	1,952人	2.4
1日平均取扱患者数	406人	399人	7人	1.8
患者1人1日当り収	4,267円	3,266円	1,001円	30.7
病床利用率	105.7%	105.1%	-	0.6

(イ) 入院状況について

入院患者数は本年度46,313人と前年度に比して266人(0.6%)の増加を示している。

これを各科別の内訳で見れば、内科入院患者数が前年度に比して1379人の減少を示している以外他の科では、それぞれ増加している。当病院の病床数は120床と定められており小児科等の入院患者数が増加した関係上逆に内科入院患者にしわ寄せがなされたものと考えられる。

(ウ) 外来状況について

各科別の患者数等の内訳は次表のとおりであるが、内科、外科、神経科の3科については、前年度を下廻っているが、小児科、整形外科については、前年度に比して大幅に増加している。診療時間等については、

前年度と別段変わっていないところから、内科等の患者数の減少は自然減と思われる。

また、医師1人1日当りの取扱患者数は、整形外科、小児科に比して外科、内科については、かなり少なくなっている。診療内容の充実を図るとともに、適正な医師の配置についても検討されたい。

外 来				区 分	入 院			
48年度		49年度			48年度		49年度	
患者数 (人)	1人当り 収益 (円)	患者数 (人)	1人当り 収益 (円)		患者数 (人)	1人当り 収益 (円)	患者数 (人)	1人当り 収益 (円)
34,229	3,053	31,640	4,067	内 科	33,076	4,206	31,697	5,937
7,002	1,673	6,442	2,205	外 科	4,207	7,104	4,404	9,379
21,359	2,049	24,922	2,327	整形外科	6,469	4,347	7,817	5,453
13,566	1,472	15,172	2,034	小児科	2,295	5,015	2,395	6,829
4,634	2,483	4,566	3,192	神経科	-	-	-	-
80,790	2,370	82,742	2,977	合 計	46,047	45,31	46,313	6,229

(2) 医業外収益

医業外収益は72,815,110円で前年度に比して21,168,636円(41.0%)の増収となっている。

その内訳は次表のとおりであるが、収入増加の主なものは、他会社補助金で前年度に比して17,674,925円(37.9%)の増となっている。また、公立病院特例債に対する利子助成金として本年度分880,000円が収入されている。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 (%)
受取利息配当金	2,297	1,118	1,179	105.5
他会計補助金	6,435.4	4,667.9	1,767.5	37.9
患者外給食収益	4,369	2,869	1,500	52.3
そ の 他	915	980	△ 65	△ 6.6
国庫補助金	880	-	880	-
計	7,281.5	5,164.6	2,116.9	41.0

(3) 医 業 費 用

医業費用は77,083,067.3円で前年度に比して18,096,956.8円(30.7%)の増加を示している。

費用増加の主な理由は、職員給与の改定等により給与費が前年度に比して14,229,079.9円(41.6%)増加したこと及び諸物価高騰により材料費等の支出が増加したことによるものである。また、これを費用構成の面からみれば給与費の占める割合が全体の62.8%となり、逆に薬品費の構成比率は低下している。

なお、職員給与費対入院外来収入は、次のとおりとなっている。

$$\frac{\text{職員給与費}(48,433.9千円)}{\text{入院外来収入}(53,481.5千円)} \times 100 = 90.6\%$$

医業費用の内訳及び費用構成は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	49年度		48年度		増(△)減	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	率(%)
1. 給 与 費	484,839	62.8	342,048	58.0	142,291	41.6
給 料	209,308	27.2	141,714	24.0	67,594	47.7
手 当	204,671	26.6	135,970	23.1	68,701	50.5
賃 金	132	0	0	0	132	-
報 酬	27,063	3.5	26,756	4.5	307	1.1
法定福利費	40,711	5.3	25,950	4.4	14,761	56.9
退職手当金	2,454	0.3	11,658	2.0	△ 9,204	△ 79.0
2. 材 料 費	212,546	27.6	175,378	29.7	37,168	21.2
薬 品 費	178,439	23.1	148,856	25.2	29,583	19.9
診療材料費	19,321	2.5	14,848	2.5	4,473	30.1
給食材料費	14,302	1.9	11,070	1.9	3,232	29.2
医療消耗 備 品 費	483	0.1	604	0.1	△ 121	△ 20.0
3. 経 費	55,845	7.2	52,795	9.0	3,050	5.8
4. 減価償却費	15,110	2.0	15,066	2.6	44	0.3
5. 資産減耗費	0	0	0	0	0	0
6. 研究研修費	2,990	0.4	4,573	0.7	△ 1,583	△ 34.6
計	770,831	100.0	589,861	100.0	180,970	30.7

(4) 医業外費用

医業外費用は、60,224,105円で前年度に比して21,334,487円(54.9%)と大幅な増加を示している。

その内訳は次表のとおりであるが、増加の主な理由は公立病院特例債にかかる手数料及び利息の支払いにより企業債利息が増加したこと及び一時借入金利息の増加によるものである。なお患者外給食収支は、収入

4,369,090円に対し支出5,347,986円で差引978,896円の支出超過となっている。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増(減)額	率 %
1. 支払利息	54,876	34,499	20,377	59.1
企業債利息	25,645	14,043	11,602	82.6
割賦金利息	1,791	1,890	△ 99	△ 5.2
一時借入金利息	27,440	18,566	8,874	47.8
2. 患者外給食 材 料 費	5,348	4,391	957	21.8
3. 予 備 費	0	0	0	-
計	60,224	38,890	21,334	54.9

4. 資産，負債，資本について

(1) 資 産

資産総額は568,131,904円で前年度に比して96,826,160円(20.5%)の増加であり、増加中の主なものは有形固定資産の建設仮勘定で病院増築設計委託料1,260,000円及び看護婦養成校の学債購入にともなり投資8,200,000円などである。

なお、未収金の増加16,179,172円については事務手続上年度内に収入不可能な診療報酬(49年2・3月分)の自然増によるものであり、個人滞納未収金は関係者の努力によりすべて収入されている。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増(減)額	率 (%)
1. 固定資産	353,716	339,208	14,508	4.3
有形固定資産	344,079	337,771	6,308	1.9
投資	9,637	1,437	8,200	570.6
2. 流動資産	214,416	132,097	82,319	62.3
現金預金	73,030	10,580	62,450	590.3
未収金	128,924	112,744	16,180	14.4
貯蔵品	11,712	8,023	3,689	46.0
前払金	750	750	0	0
計	568,132	471,305	96,827	20.5

(2) 負債，資本

負債総額は799,549,162円でこの内訳は次表のとおりであるが、本年度公立病院特例債の発行により、固定負債は前年度に比して大幅な増加となっている。

また、資本金については、建設改良費及び企業債償還金に充当するため一般会計より2,421,000円が繰入れられたことにより自己資本金は、増加している。また、借入資本金については本年度12,600,000円の企業債の借入れが行なわれているが、企業債償還が13,187,224円行なわれた結果、差引587,224円の減少となっている。

なお、剰余金のうち資本剰余金1,118,000円については、老人病棟改修費府補助金である。

(単位 千円)

区 分	49年度	48年度	増△減額	率 効
1. 固 定 負 債	384,730	21,562	363,168	1,684.3
特 例 債	364,400	0	364,400	-
そ の 他	20,330	21,562	△ 1,232	△ 5.7
2. 流 動 負 債	414,819	496,549	△ 81,730	△ 16.5
一時借入金	350,000	420,000	△ 70,000	△ 16.7
未 払 金	55,894	69,999	△ 14,105	△ 20.2
そ の 他	8,925	6,550	2,375	36.3
3. 資 本 金	356,814	334,980	21,834	6.5
自己資本金	158,754	136,333	22,421	16.4
借入資本金	198,059	198,646	△ 587	△ 0.3
4. 剰 余 金	△58,823	△38,178	△20,644	△ 54.1
資本剰余金	1,118	0	1,118	0
利益剰余金	△58,934	△38,178	△20,756	△ 54.4
負債資本合計	568,132	471,305	96,827	20.5

業 務 分 析 表

項 目		47年度	48年度	49年度	算 式
外 来 入 院 患 者 比 率		159.1%	175.5%	178.7%	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$
一 日 平 均 患 者 数	入 院	130.8人	126.2人	126.9人	$\frac{\text{年延入院患者数}}{365日}$
	外 来	254.8人	272.9人	278.6人	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{実診療日数}}$
職 員 1 人 1 日 当 り 診 療 収 入	入 院	2,824円	3,154円	4,144円	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$
		4,058円	4,531円	6,229円	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$
	外 来	2,048円	2,370円	2,977円	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$
患 者 1 人 1 日 当 り 薬 品 収 入	投 薬	1,372円	1,642円	1,889円	$\frac{\text{薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
		859円	1,095円	1,304円	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	注 射	513円	546円	585円	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
患 者 1 人 1 日 当 り 薬 品 費	投 薬	1,029円	1,173円	1,333円	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
		673円	764円	945円	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	注 射	357円	369円	388円	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
入 院 患 者 1 人 1 日 当 り 給 食 材 料 費		212円	240円	309円	$\frac{\text{患者給食材料費}}{\text{年延入院患者数}}$
薬 品 使 用 効 率	投 薬	127.7%	148.4%	137.9%	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{投薬薬品払出原価}}$
	注 射	148.8%	148.2%	150.7%	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{注射薬品払出原価}}$
病 床 利 用 率		109.0%	105.1%	105.7%	$\frac{\text{年延一般入院患者数}}{\text{年延一般病床数}}$



經 營 分 析 表

項 目	47年度	48年度	49年度	算 式
固定資產構成比率	74.3 ^(%)	72.0 ^(%)	62.3 ^(%)	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資產合計}}$
固定資產構成比率	49.7	46.7	102.6	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債} + \text{資本合計}}$
固 定 比 率	△270.4	△138.2	△82.4	$\frac{\text{固定資產}}{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}}$
固定資產對長期資本比率	433.6	△724.7	△152.8	$\frac{\text{固定資產}}{\text{資本合計}}$
自己資本構成比率	△27.5	△52.1	△75.6	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剩餘金}}{\text{負債} + \text{資本合計}}$
流 動 比 率	33.0	26.6	51.7	$\frac{\text{流動資產}}{\text{流動負債}}$
流動資產回轉率	3.3	3.3	3.2	$\frac{\text{醫 業 收 益}}{(\text{期首流動資產} + \text{期末流動資產}) \times \frac{1}{2}}$
總收益對總費用比率	79.7	74.1	75.0	$\frac{\text{總 收 益}}{\text{總 費 用}}$
醫業收益對醫業費用比率	77.2	70.2	71.4	$\frac{\text{醫 業 收 益}}{\text{醫 業 費 用}}$
企業債償還金對 料 金 收 入 比 率	1.1	1.0	2.5	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{料 金 收 入}}$
企業債元利償還金對 料 金 收 入 比 率	5.1	4.4	6.8	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料 金 收 入}}$
職 員 給 與 費 對 料 金 收 入 比 率	72.9	85.5	90.6	$\frac{\text{職員給與費}}{\text{料 金 收 入}}$

比較損益計算書

収益の部	49年度		48年度		増(△)減額		増(△)減率%		備考
	金額	増(△)減額	金額	増(△)減額	金額	増(△)減額	金額	増(△)減額	
1. 医業収益	550,676		414,245		136,431		32.9		
入院収益	288,485		208,640		79,845		38.3		
外来収益	246,829		191,459		55,370		28.7		
その他医業収益	15,862		14,146		1,716		12.1		
2. 医業外収益	72,815		51,646		21,169		41.0		
受取利息配当金	2,297		1,118		1,179		105.5		
他会計補助金	64,854		46,679		17,675		37.9		
患者外給食収益	4,369		2,870		1,500		52.3		
その他医業外収益	915		980		△ 65		△ 6.6		
国庫補助金	880		0		880		-		
収益合計	623,491		465,891		157,600		33.8		

費用の部	49年度		48年度		増(△)減額		増(△)減率%		備考
	金額	増(△)減額	金額	増(△)減額	金額	増(△)減額	金額	増(△)減額	
1. 医業費用	770,831		589,861		180,970		30.7		
給与費	484,339		342,048		142,291		41.6		
材料費	212,546		175,378		37,168		21.2		
経費	55,845		52,795		3,050		5.8		
減価償却費	15,110		15,066		44		0.3		
資産減耗費	0		0		0		0		
研究研修費	2,990		4,578		△ 1,588		△ 34.6		
2. 医業外費用	60,224		38,890		21,334		54.9		
支払利息及び 企業借入金	54,876		34,499		20,377		59.1		
患者外給食材料費	5,348		4,391		957		21.8		
費用合計	831,055		628,751		202,304		32.2		
差引純利益	△ 207,564		△ 162,860		△ 44,704		△ 27.4		

予 算 決 算 比 較 表

(單位千円)

科 目	予 算	決 算	差 引	対 予 算 比 例	科 目	予 算	決 算	不 用 額	対 予 算 比 例
1. 医 業 収 益	587,911	550,677	△ 12,766	102.4	1. 医 業 費 用	776,545	770,831	5,714	99.3
入 院 収 益	281,696	288,485	△ 6,789	102.4	給 与 費	484,771	484,339	432	99.9
外 来 収 益	240,400	246,329	△ 5,929	102.5	材 料 費	212,548	212,546	2	100.0
その他医業収益	15,815	15,862	△ 47	100.3	経 費	57,883	55,845	2,038	96.5
2. 医 業 外 収 益	72,369	72,815	△ 446	100.6	減 価 償 却 費	17,892	15,110	2,782	84.5
受取利息及配当金	1,800	2,297	△ 497	127.6	資 産 減 耗 費	1	0	1	0
他会計補助金	64,354	64,354	0	100.0	研 究 研 修 費	34,50	2,990	460	86.7
患者外給食収益	4,391	4,369	22	99.5	2. 医 業 外 費 用	61,976	60,224	1,752	97.2
その他医業外収益	944	915	19	96.9	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 費	56,628	54,376	1,752	96.9
国庫補助金	880	880	0	100.0	患 者 外 給 食 材 料 費	5,348	5,348	0	100.0
					3. 予 備 費	300	0	300	0
合 計	610,280	623,492	△ 13,212	102.2	合 計	838,821	831,055	7,766	99.1

科 目	予 算	決 算	差 引	対 予 算 比 例	科 目	予 算	決 算	不 用 額	対 予 算 比 例
1. 他 会 計 出 資 金	22,421	22,421	0	100.0	1. 建 設 改 良 費	103,601	22,650	80,951	21.9
2. 公 立 病 院 特 例 債	864,400	864,400	0	100.0	1 看 護 婦 宿 舎 創 設 金	1,233	1,282	1	100.0
3. 企 業 債	91,600	126,000	79,000	138	□ 器 械 備 品 購 入 費	8,118	8,118	0	100.0
4. 老 人 病 棟 府 補 助 金	1,118	1,118	0	100.0	△ 病 院 建 設 調 査 費	1,150	700	450	60.9
					= 病 院 増 設 事 業 費	98,100	12,600	80,500	13.5
					2. 企 業 債 償 還 金	13,188	13,187	1	100.0
					3. 投 資	8,200	8,200	0	100.0
合 計	479,539	400,539	79,000	83.5	合 計	124,989	44,037	80,951	35.2

比較貸借対照表

(単位千円)

資産の部				負債の部					
科目	期末	期首	差引	増減率	科目	期末	期首	差引	増減率
I 固定資産					I 固定負債	384,730	21,562	363,168	168.43
(1) 有形固定資産	344,079	337,771	6,308	1.9	(1) 特例負債	364,400	0	364,400	--
土地	90,316	90,316	0	0	(2) その他固定負債	20,330	21,562	△ 1,232	△ 5.7
建物	213,435	222,856	△ 9,421	△ 4.2	II 流動負債	414,819	496,549	△ 81,730	△ 16.5
構築物	1,831	2,026	△ 1,95	△ 9.6	(1) 一時借入金	350,000	420,000	△ 70,000	△ 16.7
車	684	869	△ 185	△ 21.3	(2) 未払金	55,894	69,999	△ 14,105	△ 20.2
器械及備品	20,811	18,002	2,809	15.6	(3) その他流動負債	8,924	6,550	2,375	36.3
建設仮勘定	17,002	37,02	13,300	35.98	負債合計	799,549	518,112	281,437	54.3
(2) 投資	9,637	1,438	8,199	570.6					
投資有価証券	188	189	△ 1	△ 0.7	資本の部				
長期貸付金	9,499	1,299	8,200	631.3	I 資本				
固定資産合計	853,716	339,209	14,507	4.3	(1) 自己資本	158,754	136,333	22,421	16.4
II 流動資産					(2) 借入資本	198,059	198,646	△ 587	△ 0.3
(1) 現金預金	73,030	10,580	62,450	590.3	企業債	198,059	198,646	△ 587	△ 0.3
(2) 未収金	128,924	112,744	16,180	14.4	資本合計	356,814	334,980	21,834	6.5
(3) 貯蔵品	1,712	8028	3,689	46.0	II 剰余金				
(4) 前払金	750	750	0	0	(1) 資本金剰余金	1,118	0	1,118	--
流動資産合計	214,416	132,097	82,319	62.3	府補助金	1,118	0	1,118	--
資産合計	568,132	471,306	96,826	20.5	(2) 利益準備金	△ 589,349	△ 381,786	△ 207,563	△ 54.4
					繰越欠損金	△ 381,786	△ 218,927	△ 162,859	△ 74.4
					当年度欠損金	△ 207,568	△ 162,859	△ 44,704	△ 27.5
					剰余金合計	△ 588,231	△ 381,786	△ 206,445	△ 54.1
					資本合計	△ 231,417	△ 46,806	△ 184,611	△ 89.4
					負債資本合計	568,132	471,306	96,826	20.5

昭 和 4 9 年 度

和泉市公営企業会計決算審査意見書

和 泉 市 監 査 委 員



和泉監第 25 号

昭和 50 年 9 月 8 日

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

和泉市監査委員 堀 田 徳 治
同 竹 内 修 一

昭和 49 年度和泉市水道事業ならびに
病院事業会計の決算審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された昭和 49 年度和泉市水道事業ならびに病院事業会計決算を審査したので、次のとおり意見を提出する。

○ 議長（池辺秀夫君） 本報告についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見がないものと認め、監査報告第19号より第33号までの報告を終わります。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第19「和泉市土地開発公社昭和49事業年度決算書類提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第17号

和泉市土地開発公社昭和49事業年度決算書類提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和49事業年度決算に關する書類を別紙のとおり議会に提出する。

昭和50年 9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和49事業年度

和泉市土地開発公社決算書

昭和50年5月26日

和泉市土地開発公社

理事長 藤 木 秀 夫 殿

和泉市土地開発公社

監 事 田 中 稔 ㊟

監 事 北 野 丈 夫 ㊟

昭和49事業年度 和泉市土地開発公社
収入支出決算の監査結果について

定款第7条第5項の規定により、昭和49事業年度和泉市土地開発公社収入支出決算及び証書類を審査した結果は、次のとおりである。

記

理事長より提出された決算書に基づき関係帳簿並びに証書類を審査の結果その収支は正確である事を認めます。

昭和49事業年度 和泉市土地開発公社事業実績報告書

本年は、総需要抑制による金融の引締め等のため、非常にきびしい情勢ではありましたが、懸案の第二和泉中学校用地をはじめとする環境改善整備事業用地、並びに都市計画街路泉大津阪本線等の公共事業用地の先行取得を行い、ほぼ当初の計画どおり事業を実施することが出来、100,727㎡ 6,093,480千円の用地を取得致しました。

又、これらに要した資金については、住友、泉州両銀行をはじめ市内各農業協同組合、大阪府都市整備協会、大阪府同和対策施設建設用地先行取得資金の貸付金融機関等から、5,036,880千円を借入れ致しました。

なお、公共事業の促進を図るため、当公社で先行取得致しておりました用地、21,756㎡ 1,923,091千円を和泉市に、3,408㎡ 177,688千円を公共用地の取得に伴う換地として譲渡致しました。

和泉市は、ここ数年、急激に人口が増加し、これに伴う公共施設の整備による公共用地の需要は、一段と増大致しております。

当公社と致しましても、これらに対処するため、今後とも、一層努力する所存であります。

昭和49事業年度 事業実績は次のとおりである。

1. 公共事業の促進を図るため下記公共用地の先行取得を行った。

事業名	土		地		建		物		補		合計金額 円
	筆数	面積 ㎡	金額 円	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	金額 円	金額 円	件数	金額 円	
一般事業用地	61	37,776.22	1,284,458,616	532.56	2	24,246.080	31,337,810	8	1,340,042,506		
環境改善整備 事業用地	178	62,950.94	3,621,975,629	12,570.77	115	1,069,988,574	61,473,600	96	4,753,437,803		
合 計	239	100,727.16	4,906,434,245	13,103.63	117	1,094,234,654	92,811,410	104	6,093,480,309		

2. 公共事業の促進を図るため当公社にて先行取得した用地を下記により和泉市に売却しを行った。

事業名	土		地		建		物		補		合計金額 円
	筆数	面積 ㎡	金額 円	面積 ㎡	件数	面積 ㎡	金額 円	金額 円	件数	金額 円	
一般事業用地	26	7,794.71	278,628,622								278,628,622
環境改善整備 事業用地	42	13,961.94	988,037,938	6.898.69	62	602,813,804	53,611,313	50	1,644,463,035		
合 計	68	21,756.65	1,266,666,560	6.898.69	62	602,813,804	53,611,313	50	1,923,091,677		

3. 公共事業の促進を図るため当公社にて先行取得した用地を下記により譲地として売却しを行った

		筆数	面積 ㎡	金額 円	備 考
土	地	14	3,408.31	177,688,000	

収

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額 円	補正予算額 円	計 円
1.事業収入			2,891,889,000	△ 810,590,000	2,081,299,000
	1.土地売入		2,891,889,000	△ 810,590,000	2,081,299,000
		1.土地売入	2,891,889,000	△ 810,590,000	2,081,299,000
2.借入金			5,216,000,000	△ 116,000,000	5,100,000,000
	1.借入金		5,216,000,000	△ 116,000,000	5,100,000,000
		1.借入金	5,216,000,000	△ 116,000,000	5,100,000,000
3.事業外収入			3,900,000	11,548,000	15,448,000
	1.利息収入		3,500,000	9,588,000	13,088,000
		1.利息収入	3,500,000	9,588,000	13,088,000
	2.雑収入		400,000	1,960,000	2,360,000
		1.雑入	400,000	1,960,000	2,360,000
4.繰繰金			0	1,098,006,000	1,098,006,000
	1.繰越金		0	1,098,006,000	1,098,006,000
		1.繰越金	0	1,098,006,000	1,098,006,000
合		計	8,111,789,000	182,964,000	8,294,753,000

入

額		収入済額 円	予算額に對 する過不足額 円	備 考 円
節	金額円			
区 分	金額円	円	円	円
		2,100,779,677	19,480,677	
		2,100,779,677	19,480,677	
		2,100,779,677	19,480,677	
1.土地建物等 売却収入	2,081,299,000	2,100,779,677	19,480,677	土地建物等売渡代金
		5,036,880,038	△ 63,119,962	
		5,036,880,038	△ 63,119,962	
		5,036,880,038	△ 63,119,962	
1.借入金	5,100,000,000	5,036,880,038	△ 63,119,962	土地建物等取得資金
		15,552,090	104,090	
		13,191,274	103,274	
		13,191,274	103,274	
1.利息収入	13,088,000	13,191,274	103,274	預金利子
		2,360,816	816	
		2,360,816	816	
1.雑入	2,360,090	2,360,816	816	土地建物貸付料
		1,098,006,965	965	
		1,098,006,965	965	
		1,098,006,965	965	
1.繰越金	1,098,006,000	1,098,006,965	965	前年度繰越金
		8,251,218,770	△ 43,534,230	

支

款	項	目	予 算 現		
			当初予算書 円	補正予算書 円	計 円
1.事業費			6,027,720,000	214,948,000	6,242,668,000
	1.土地取得費		5,819,420,000	352,740,000	6,172,160,000
		1.土地取得費	5,819,420,000	352,740,000	6,172,160,000
	2.土地造成費		208,300,000	△142,397,000	65,903,000
		1.土地造成費	208,300,000	△147,599,000	60,701,000
		2.遺跡調査費	0	5,202,000	5,202,000
	3.信太山丘陵 開発調査費		0	4,605,000	4,605,000
		1.信太山丘陵 開発調査費	0	4,605,000	4,605,000

出

額		支出済額 円	不用額 円	備 考	
節	金額円			円	
区 分					
		6,168,521,454	74,146,546		
		6,098,328,309	73,831,691		
		6,098,328,309	73,831,691		
1.委託料	5,000,000	4,848,000	152,000	土地建物鑑定委託料	
2.公有財産購入費	6,074,000,000	6,000,668,899	73,331,101	土地 建物	4,906,434,245 1,094,234,654
3.補償補填 及賠償金	93,160,000	92,811,410	348,590	物件等移転補償費	
		65,597,450	305,550		
		60,398,000	303,000		
1.委託料	9,631,000	9,601,000	30,000	造成工事等設計委託料	
2.工事請負費	51,000,000	50,727,000	273,000	造成等工事費	
3.役務費	70,000	70,000	0	開発行為許可申請手数料	
		5,199,450	2,550		
1.賃 金	3,007,000	3,006,500	500	遺跡調査人夫賃	
2.需用費	88,000	86,280	1,720	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料	25,100 27,700 14,530 18,950
3.使用料及 賃借料	1,607,000	1,606,670	330	遺跡調査用重機使用料	
4.負担金補助 及交付金	500,000	500,000	0	文化財遺跡発掘調査負担金	
		4,595,695	9,305		
		4,595,695	9,305		
1.旅 費	335,000	334,240	760	職員府内旅費 職員府外旅費	29,760 254,480

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額 円	補正予算額 円	計 円
2.管理費			81,069,000	△ 20,770,000	60,299,000
	1.財産管理費		38,620,000	△ 35,760,000	2,860,000
		1.財産管理費	38,620,000	△ 35,760,000	2,860,000
	2.事務管理費		42,449,000	14,990,000	57,439,000
		1.事務管理費	42,449,000	14,990,000	57,439,000

額		支出済額 円	不用額 円	備 考 円
区 分	金 額 円			
2.需用費	100,000	91,455	8,545	食糧費
3.負担金補助 及交付金	2,300,000	2,300,000	0	信太山丘陵地区住宅環境整備計画策定に係る負担金
4.委託料	1,870,000	1,870,000	0	設計等委託料
		58,714,630	1,584,370	
		2,246,700	613,300	
		2,246,700	613,300	
1.工事請負費	2,240,000	2,235,200	4,800	土地建物管理及び補修工事費
2.賃 金	120,000	0	120,000	
3.需用費	200,000	0	200,000	
4.原材料費	300,000	11,500	288,500	財産管理用資材購入費
		56,467,930	971,070	
		56,467,930	971,070	
1.報 酬	2,320,000	2,315,000	5,000	嘱託職員報酬 2,075,000 顧問鑑定士報酬 240,000
2.給 料	24,739,000	24,718,455	20,545	職員給料
3.職員手当	21,812,000	21,017,455	794,545	扶養手当 279,600 調整手当 2,049,433 管理職手当 672,796 時間外手当 2,040,096 特殊勤務手当 234,345 住居手当 249,000 通勤手当 1,049,590 期末勤勉手当 14,442,595
4.共済費	4,797,000	4,796,776	224	互助会負担金 1,385,245 共済組合負担金 1,928,501 健康保険負担金 1,444,352 団体定期保険料 16,450 公務災害補償金 22,228

額		支出済額 円	不用額 円	備 考 円			
節				区 分	金額円		
区 分	金額円						
5	旅 費	533,000	532,020	980	職員府内旅費 339,910 職員府外旅費 192,110		
6	交 際 費	300,000	298,400	1,600	公社交際費		
7	需 要 費	1,404,000	1,323,070	80,930	消耗品費 646,930 食糧費 78,869 燃料費 252,991 印刷製本費 277,680 修繕料 66,600		
8	役 務 費	195,000	171,212	23,788	電話使用料 83,047 自動車保険料 88,165		
9	使用料及 賃借料	17,000	13,970	3,030	有料道路通行料		
10	備品購入費	815,000	786,760	28,240	軽自動車 415,000 庁用器具購入費 371,760		
11	負担金補助 及交付金	197,000	196,836	164	職員厚生会負担金 76,000 阪南地区公社協議会 負担金 5,000 登記事務協議会負担金 5,000 光明池負担金 83,336 研修会負担金 27,500		
12	公 課 費	15,000	14,000	1,000	自動車重量税		
13	賃 金	205,000	194,726	10,274	臨時職員賃金		
14	委 託 料	90,000	89,250	750	庁舎清掃委託料		
			1,328,272,386	51,727,614			
			1,328,272,386	51,727,614			
			369,675,814	10,324,186			
1	元 金	380,000,000	369,675,814	10,324,186	借入金返済		
			958,596,572	41,403,428			

款	項	目	予 算 現		
			当初予算額 円	補正予算額 円	計 円
		2.利 子	1,000,000,000	0	1,000,000,000
4.予 備 費			3,000,000	0	3,000,000
	1.予 備 費		3,000,000	0	3,000,000
		1.予 備 費	3,000,000	0	3,000,000
5.繰 越 金			0	508,786.000	608,786.000
	1.繰 越 金		0	608,786.000	608,786.000
		1.繰 越 金	0	608,786.000	608,786.000
合 計			8,111,789,000	182,964,000	8,294,753,000

額		支出済額 円	不用額 円	備考 円
節				
区分	金額円			
1.利子	1,000,000,000	958,596,572	41,403,428	借入金利子
		0	3,000,000	
		0	3,000,000	
		0	3,000,000	
1.予備費	3,000,000	0	3,000,000	
		695,710,300	△86,924,300	
		695,710,300	△86,924,300	
		695,710,300	△86,924,300	
1.繰越金	608,786,000	695,710,300	△86,924,300	翌年度繰越金 未収金 966,125,574 未払金 483,817,008 現金 213,401,734
		8,251,218,770	43,534,230	

昭和49事業年度 和泉市土地開発公社損益計算書

(昭和49年4月1日～昭和50年3月31日)

(単位：円)

費用の部			収益の部		
I事業費用	2,104,294,472		I事業収益	2,100,779,677	
土地建物等 売却原価		2,021,621,087	土地建物等 売却収入		2,100,779,677
土地取得費		4,848,000			
土地造成費		9,671,000	II事業外収益	15,552,090	
遺跡調査費		5,199,450	利息収入		13,191,274
信太山丘陵 開発調査費		4,595,695	雑収入		2,360,816
財産管理費		2,246,700			
事務管理費		55,681,170			
減価償却費		431,370			
II事業外費用	2,289,218				
支払利子		2,289,218			
当年度純利益	9,748,077	9,748,077			
合計	2,116,331,767	2,116,331,767	合計	2,116,331,767	2,116,331,767

昭和49事業年度 和泉市土地開発公社貸借対照表

(昭和50年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
I 固定資産	12,040,666,761		I 固定負債	12,715,069,038	
土地		10,753,294,653	借入金		12,715,069,038
建物		1,151,191,078			
補償		111,684,320	II 流動負債	483,817,008	
備品		2,413,715	未払金		483,817,008
電話加入権		82,995			
貸付金		22,000,000	III 基本金	5,000,000	5,000,000
II 流動資産	1,184,527,308		IV 剰余金	21,308,023	
普通預金		213,401,734	繰越利益剰余金		11,559,946
定期預金		5,000,000			
未収金		966,125,574	当年度純利益		9,748,077
合 計	13,225,194,069	13,225,194,069	合 計	13,225,194,069	13,225,194,069

昭和49事業年度 和泉市土地開発公社剰余金計算書

(昭和49年4月1日~昭和50年3月31日)

(単位:円)

1. 前年度繰越利益剰余金	11,559,946
2. 当年度純利益	9,748,077
3. 当年度未処分利益剰余金	21,308,023

昭和49事業年度 和泉市土地開発公社剰余金処分計算書

(昭和50年3月31日)

(単位:円)

1. 当年度未処分利益剰余金	21,308,023
2. 利益剰余金処分額	0
3. 翌年度繰越利益剰余金	21,308,023

財 産 目 録

1. 公共事業用地

(単位:円)

種 別	面 積	金 額
土 地	219,932 ^m 42	10,753,294,653
建 物	19,368 ^m 79	1,151,191,078
補 償	76件	111,684,320
計	—	12,016,170,051

2. 備 品

(単位:円)

種 別	数 量	金 額
備 品	142	924,427
車 両	7	1,489,288
計	149	2,413,715

3. 基 本 財 産

(単位:円)

金 額	備 考
5,000,000	住友銀行和泉支店及泉州銀行和泉支店 \checkmark 定期預金

4. 普 通 預 金

(単位:円)

金 額	備 考
213,401,734	住友銀行和泉支店他5行 \checkmark 普通預金

5. 借 入 金

(単位:円)

借 入 先	金 額
住 友 銀 行	4,794,500,000
泉 州 銀 行	4,394,500,000
大阪府都市整備協会	702,000,000
大阪府同和对策資金	1,035,689,000
市 内 各 農 協	1,704,774,224
和 泉 市	83,605,814
計	12,715,069,038

6. 貸 付 金

(単位:円)

金 額	備 考
22,000,000	和泉市貸付金

7. 電 話 加 入 権

(単位:円)

金 額	備 考
82,995	電話加入権

- 議長(池辺秀夫君) 報告の説明を願います。
- 用地担当理事(西川武雄君) お許しを得まして、ただいまご上程をいただきました報告第17号「昭和49事業年度和泉市土地開発公社決算」の内容についてご説明申し上げます。
- 本年は、総需要抑制による金融の引き締め等非常に厳しい情勢ではありましたが、懸案の第2和泉中学校用地を初めとする環境改善整備事業用地並びに都市計画街路泉大津阪本線等の公共事業用地の先行取得を行い、ほぼ当初の計画どおり事業を実施することができ、10万727平方メートル、60億9千348万円の用地を取得いたしました。この事業に必要な資金については、住友、泉州両銀行、市内農業協同組合、大阪府都市整備協会、大阪府同和对策施設建設用地先行取得資金の貸付金融機関等から50億3千688万円を借り入れいたしました。
- なお、公共事業の促進を図るため、当社で先行取得いたしておりました用地2万1千756平方メートル、19億2千309万1千円を和泉市に、3千408平方メートル、1億7千768万8千円を公共用地の取得に伴い換地として譲渡いたしました。和泉市はここ数年、急

激に人口が増加し、これに伴い公共施設の整備による公共用地の需要は一段と増大いたしております。当会社といたしましてもこれらに対処するため、今後とも一層努力する所存であります。

それでは、3ページの事業実績からご説明いたします。昭和49年度は、一般事業の小田池公園用地はか10件の用地3万7千776・22平方メートルと、建物、補償を合わせて13億4千4万2千506円、環境改善整備事業の改良住宅用地はか15件、6万2千950・94平方メートル、建物、補償を合わせて47億5千343万7千803円、合計面積で10万727・16平方メートル、金額60億9千348万309円の用地を取得いたしました。

また、先行取得しておりました用地2万1千756・65平方メートルを19億2千309万1千677円で和泉市に売り渡し、用地取得に伴う換地として3千408・31平方メートルを1億7千768万8千円でそれぞれ売り渡しました。

以上が49年度の事業実績でございます。

次に、4ページの決算についてご説明いたします。第1款の事業収入の21億77万9千677円は、先行取得いたしました肥子池公園はか28件の土地売り渡し収入でありまして、取得原価が17億8千516万6千813円、金利2億2千806万8千968円、管理費2千312万713円、付帯事務費が6千442万3千183円でございます。

次に第2款借入金は、用地等の取得金の借り入れで50億3千688万38円、借り入れ先は、住友銀行より14億2千万円、泉州銀行より8億4千550万円、大阪府都市整備協会より1億6千3万円、同対資金として大和銀行はか2行より8億2千万円、幸農協はか5農協より17億477万4千224円、和泉市より8千360万5千814円をそれぞれ借り入れいたしました。

第3款の事業外収入千555万2千90円は、歳計現金の預金利子並びに土地建物の賃付料でございます。

第4款の前年繰越金は10億9千800万6千965円で、収入合計が82億5千121万8千770円でございます。

引き続きまして、5ページの支出についてご説明いたします。第1款の事業費は、土地等の取得に要する経費及び処分するために必要な造成費、調査費、計画策定経費等を含む、いわば財産取得の直接原価に対応する経費でございます。総額61億6千852万1千454円を支出いたしました。まず第1項、土地取得費は、60億9千832万8千309円でございますが、その主な内容を申し上げますと、委託料として484万8千円を支出いたしました。これ

は用地取得に関連する物件及び補償の評価鑑定委託並びに土地鑑定委託に要した経費でございます。公有財産購入費として60億66万8千899円を支出いたしました。内訳を申し上げますと、土地については、一般事業用地が13億4千4万2千円でございまして、主なものは、泉大津阪本線、大阪岸和田南海線、池上下宮線等都市計画街路用地として4億7千156万5千901円、小出池公園用地として2億9千293万円、府中地区再開発事業用地として1億7千216万9千600円、和田浄水場ほか公共施設用地として1億1千129万余円。環境改善事業及び関連事業用地が36億2千197万5千629円でございまして、その主なものは、改良住宅地区内道路用地として5億4千720万2千548円、保育園ほか施設用地として1億1千759万6千703円、王子西公園ほか公園用地として1億3千410万6千21円、幸小学校整備事業用地並びに(仮称)第2和泉中学校新設事業用地として23億千890万9千264円でございまして、土地購入費の合計は、49億643万4千245円となります。

建物については、購入費総額10億9千423万4千654円でございまして、延べ床面積1万3千103・63平方メートルを取得いたしました。

補償補填賠償金として9千281万1千410円を支出いたしました。その内訳は、物件移転補償、借家人に対する立ち退き補償等計104件に対するものでございます。

第2項、土地造成費6千559万7千450円は、今池ほか2件の工事設計委託料960万1千円。工事請負費の内訳は、第2国府保育園周辺の宅地造成費2千447万2千円、今池水路改修費829万円、建物等除却費千796万5千円でございます。

遺跡調査費は、今池の宅地造成事業の移転工事として、市教委の指導のもとに調査した経費でございます。

第3項の信太山丘陵開発調査費は、防衛庁所管地及び大阪市有地の一部を新市街地として開発すべく、各機関への要請陳情、基本構想及び基本計画等の策定業務に要した経費459万5千695円を支出いたしました。

以上が事業費の内容でございます。

次に第2款、管理費として総額5千871万4千630円を支出いたしました。そのうち224万6千700円は、取得いたしました土地等の管理費でございます。

事務管理費は5千646万7千930円でございまして、職員19人分の給与費及び事務局の運営に必要な諸経費でございます。

第3款の借入金償還金は13億2千827万2千386円を支出いたしました。償還いたしました元金は3億6千967万5千814円。借入金利子は9億5千859万6千572円

でございます。

なお、第4款の予備費の支出はございません。

第5款の繰り越したしき額は6億9千571万3000円と相なり、支出の総計は8億2千121万8千770円でございます。

以上で報告第17号、昭和49事業年度和泉市土地開発公社決算の内容についてのご説明を終わります。

なお、9ページ以下に損益計算書、貸借対照表、財産目録を添付いたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本報告について質疑、ご意見ありませんか。直村君。
- 18番（直村静二君） 一般質問でもこの公社の問題を取り上げましたが、2、3点質問したい。

第1番目に、この報告は、1年間の土地の買収並びに市への売り渡しということでございますが、これによりますと、その経過が全くわからない。この以前の協会のときには、かなり土地等の明細があったが、今度はどんぶり勘定だと思っておりますので、別途資料を付けて出す、少なくとも、1億円以上とかの基準をこしらえて出してもらわんと、理事長が市長兼務でございますが、これでは明細がわからない。これをはっきりしてほしい。

それから先ほどの説明の中で、幸小学校と新中の用地取得を23億と言われましたが、私の聞き及ぶのは、新中の富秋周辺だけでも約26億と聞いていますが、この数字の差はどういうふうに説明していただくか。政府の水田債とか、長期のものに切りかえないと、金利だけでも2億5千万円かかると聞いております。幸小を含めて23億ということでございますので、数字の違いをご説明願いたい。

それから、信太山丘陵の新市街形成について、信太山丘陵地区住宅環境整備計画策定に係る負担金、これは一定の構想があると思えます。また、8月26日の部落解放同盟との確認書の中にも、この市街地関係の項目があるので、構想があればお答え願いたい。

さらに、昨日私が質問して若干、数字の違いがありますので、これもひとつ確認しておきたい。49年末に青少年会館の敷地を買っておりますが、この坪数について、私が聞いたのでは316平方メートル、あなたの答弁では380、ざっと21坪ほど違いますので、ひとつお答え願いたい。

それから、王子町の1116番地についても、あなたの答弁を聞いておると、何か農業関係のことがあって払い下げを受けており、それが決まってから直接地主から買収したというお答えだったと思う。1116番地の296平方メートルは荒蕪であって、農業をやっておったの

かどうか。また、これは直接地主から買収したのかという点についてについても明快なご答弁がなかった。公社の決算のときにも引き続き追及していくと言っておりましたので、お答え願いたい。

もう一つは、市長部局の中で用地課をつくった。公社がフリーハンドで土地を売ったり買ったりしてるが、その連繫プレーとして用地課ができてどんな連繫プレーがあったか。児童遊園地でも、内田部長の答弁によると、よく解決してないうちに買った用地を売ってしまったことになってる。その辺、用地課とどういふ連繫プレーになってるかということと、また4・5点ありますが、さしあたり以上の点についてお答え願いたい。

- 議長（池辺秀夫君） 理事者答弁。
- 用地担当理事（西川武雄君） 第1点の公社の業務内容の問題でございますが、もっと詳しい資料を添付せよというご指摘でございますが、その内容等につきましては、今後十分検討いたしまして、できるだけ詳しい資料を提出するように努力いたします。

それから、第2点の中学校用地の金額、決算報告では2.2億、議員さんのおっしゃるのは2.6億の差についてでございますが、市の50年度当初予算に計上されております金額が2.6億余、これは公社から売り渡す価格でございます。その間の金利等すべてを包含した金額が大体2.6億になるということでございます。私が報告申し上げましたのは、その取得原価でございます。

それから、信太山の構想の問題でございますが、これにつきましては、現在、市内部においていろいろ試案を練っておるわけでありまして、いずれにしても、これらのある程度原案ができた時点では、皆様にもご協議を願ってご指導を仰ぎたい、かように考えておるわけでございます。

第4点の青少年会館の用地の面積の差でございますが、本用地につきましては、昨日の一般質問においても説明いたしましたように、長年賃借いたしておりまして、その時点におきまして、あくまでも市が借っておりました実測によってという長い実例がございましたので、買収時点におきまして、賃借しておりました面積をもって単価を設定したものでございます。

それから、王子町1116番地の用地の買収の件でございますが、これは当初の所有者が今井進さんという方で、昭和48年12月に松井新一に移転登記されており、その松井新一から公社が買収したということでございます。

以上です。

- 議長（池辺秀夫君） 次。
- 管財課長（中尾宏君） 開発公社と市との関係についてご説明申し上げます。

昭和48年に和泉市の公共用地の取得に関する業務委託、これを開発公社と和泉市との間に取り交しております。そういう関係で市長部局の用地の取得については、総務部管財課が総括処理をして公社に取得依頼を行っております。その中で、どのようなことを管財課の方で行っているかと申しますと、いわゆるその位置づけが正しいか、それから、補助金の見通しが明確であるか、予算化の見通しがあるか、買い戻しの時期が明確であるか、そういう点をチェックしながら行っております。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) まあ、答弁をいたしましたが、用地課が貴社に委託した、たとえば西川局長から答弁がありました、新中は、今後の金利等を入れて市へ売り渡すのが約26億というご答弁と思うが、幸小もこれでいくと約1億何百万の追加の分があると見ております。用地課から公社へいったとき、新中の敷地面積が確か1万2千80平方メートルと聞いております。だから、公社へ委託したときに、そういう大きな1万2千もなかったらあかんという根拠で委託したのか、その辺ひとつ伺いたい。金利がごついから、そういう形をとって連繋プレーをしているのかどうか。せやなくて、次々に買収していったら、ついでにこれも買うてくれとフリーハンドで1万2千平方メートルになったのか、その辺を聞きたい。

- 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

先ほどから用地課という名称をお使いになってますが、用地課でなく、管財課でございます。一応管財課長がご説明申し上げましたように、市長部局なり、教育委員会なり、関係部局から施設等の設置のために用地の購入を必要とする場合は、関係部局で適正な規模あるいは場所等をあらかじめ設定されて、それに基づいて管財課の方に用地買収委託の契約を持ってくるわけなんです。要請をしまっているわけなんです。

その段階でいま申しておられます(仮称)第2中学校の敷地の規模につきましては、当然、主管部局である教育委員会がその構想に基づいて、一定の価格なり、面積を設定してまいるわけなんです。管財課の方ではそれをいちいちチェックして、その規模が大き過ぎる、どうのこのりというところまではやっておりません。所管部局でお取り決め願ったものをそのまま公社の方へ、いわゆる補助金等の見通しがあるかどうかという面についてのチェックはいたしますが、公社の方に買収を委託する、こういう形をとっておるわけなんです。

- 18番(直村静二君) それはええとして、先ほどの信太山の環境整備は、私の判断では、間和対策事業の1つになるんではないかと思っておりますので、この点のご答弁がなかったのでお願いいたします。

- 用地担当参事(橋本昭夫君) 信太山丘陵の新市街地整備は、もちろん、環境改善整備事業

と密接な関連性はございます。しかし、今回の信太山丘陵の開発整備のねらいの1つは、住宅のための新市街地形成、それと、広域的な運動施設を含む公共施設の整備を主眼として、できましたら防衛庁の演習地を市民全体のものとして利用していきたいという根底がございます。当面の問題としては、環境改善整備事業等を中心とする公共事業の整備に係る代替の住宅用地として取り組んでまいりたいということでございます。

- 18番(直村静二君) いずれ負担金等運動関係ですから今後、出てくると思います。他の議員さんの質問もあるかと思しますので、この辺で終わりたいと思いますが、まとめますと、どっぷり勘定の決算報告だと見ております。だから、先ほど、口でいろいろ答弁をされましたがやはり資料として付けていただきたい。そうしないと、議会の承認案件じゃないから聞くだけ何を答えられても賛成、反対ができない。どこでチェックするか、チェック機関がない。だか、11時ごろから始めて30分くらいやって、それでどうだろうと終わった。1年間の公社の事業の中身がわかれぬ議員にわからない。先般から問題になっております用地関係の不明瞭なことも発生しておりますので、ご提案申し上げたい。

1つは、児童遊園地問題についても答弁がなかったのですが、この前聞いておりますので、同和对策事業用地として東側線用地を買収して空地ができた。それをどう処分するかというときには、公社だけで単独に決めるんじゃなく、市長部局、また委員会でもこしらえて、個人に売却するのはこういう理由で、同和对策事業のために使うのならこうだという基準があるんじゃないか、それをきっちりつくってもらいたい。

それと、議会でちびっ子広場の請願が委員長報告されて決定したのに、市長が全然議員総会も開いて報告してない、すべて公社に任せてある。議長、この点で議会からチェック機関というか、監督機関を早急につくってもらいたいと思います。そうしないと、明細ははっきりわからぬ、1年たつて出てきてもすっきりしない。理事長職権ですべてやってる。これは他の議員もそう思ってると思う。この点を十分議長が考えて、私が単に共産党の議員だからというのでなく、ひとつお願いしたい。もちろん、議長は役員でわかりますが、あとになる方も含めてお願いしたい。総務部長にお尋ねしたいが、公社の規則からいって、議会からこういう声が上がった場合、そういうものが要るんじゃないかと思うが、どうしたらいいか、理事者側のお考えをひとつ。

- 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

一応、現在の土地開発公社はご承知のとおり、独立した機関でございますので、地方自治法上では、いま直村議員さんがおっしゃいますとおり、当初の予算並びに事業計画と、その執行した、本日ご上程申し上げております決算報告で相済みとなっております。しかし、過般来、

かなり公社の業務の運営等につきまして、いろいろ議論が行われてるところでございます。私たちの理事者側の立場としても単に公社の理事長を長とした理事会のみの運用では、余りにも業務の量が膨大になってまいっております。一般会計とも無縁のものではございません。

そうした観点から、議会議員さんによるチェック機関をご設置願ったら一番ありがたいんじゃないかという考え方を持っております。したがって、今後も議会内に委員会組織なり、あるいはその業務内容によっては常任委員会でご審議願えば、公社の業務内容を議会側にも詳細にご説明なり、ご意見の聞ける機関を設置していただくことは、私たちはそうしていただきたいという考え方を持っております。いずれ市長等ともご相談申し上げ、再度、議会の方へそのことを要請したいと存しておりますので、よろしく願ひ申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 7番（田中包治君） この公社問題については、私も一般質問で質問しましたので、あえて重ねて言いませんが、私たちが不思議に思うのは、やはり年間12億の利子を払って土地をかうとる。その買った土地がどういふふう運営されておるか、これが全然わからんわけですね。たとえば先日質問した王子町の件についても、やはり市が買収するまで2つの名義が変わってる。その間に5千万あるいは6千万円の金のさやがあったとも市民から承とるわけです。私たちはそういうことを知らないけれども、そういうことがあったと言われても、いや、なかったんだという説明もできないと思う。これが実態やと思う。いわゆる土地ころがしをやっておったかて、私たちがここで、いや、やっておらないんだという説明をされてどうなるかという事です。この貸借対照表なり、こういうものですむんですか。土地をかう場合、銀行の査定も受けておらないわけでしょう。自分勝手勝手に相手によって土地をかう。高いか、安いのか、だれが決めますね、決めないでしょう。これを高いか、安いか決めるのは金融機関、住友にしても、地方銀行にしても、その6割の金を貸しますと保証する機関でなくてはならない。こういう買い方をしておらない。単に100円だ、200円、ああそりかとかうてる。その買った土地が使いものにならないからといって放ったらかし、これが実態やと思う。

もう一つ、私たちが考えておるのは、なぜああいうところへ公社を出したかということ。市民の目から何とか隠れたいということで向こうへ逃げた、これしか考えられないでしょう。市が理事長である市の中でなぜ運営をしなかったか、なぜ逃げたかということ。開発公社の業務は和泉市の問題でしょう。私たちが言ったかて仕方がない、あな方が理事会で決めるんだからね。しかし、この報告に対しても疑惑を持っておるということだけは断言して、この問題をやめたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

- 17番(山田清二君) 議長に聞きますが、これは報告されて、そのままよろしいんやな。採決も承認もしないんですな。
- 議長(池辺秀夫君) そのとおりです。
- 17番(山田清二君) そんなら、なぜ質問はあるかと聞くんや。質問したってしょうがないでしょう。こんなもん見たって、内容のわかる者はたれもおりまへん。ちょっと丁寧な会社の新聞の決算公告と何ら変わっておらん。少なくとも、公営企業だから違うかもしれませんが、病院とか水道企業なんてのは、しょっちゅう議会と接触し、議会の意見を求めてやってるのに、これだけの資料を出してる。これは監督委員の監査も受けてあると言うが、理事長は市長、これは公社ができた翌年、いろいろ市民からの疑念がありました。そういうことで市の監査委員の監査を受けたらどうですかという勧告というか、申し入れをしたことがあると思うがその後、これの対応は1回もなかった。そうすると議会として知るのは、年1回、こんなもんがひょっと出されるだけだ。今年はこのだけの事業をやりましたとボンと出す。直村議員が言ったように、どんぶり勘定というか、こんだけ買って、こんだけ売って、残りこんだけです。金はよそからこんだけ借りてます、それだけしか書いてない。こんなもん、議会へ報告して審議する必要はない。議会へ出して質問もし、答弁を待ていこうとしたら、もう少し親切な資料を出すべきだ。議会でどうなるうとも、ただ出しさえしたらすむんやったら時間をかけてやる必要はない。勝手にやったらええ。
- 議長(池辺秀夫君) あんたの問いにお答えいたします。議長に問うと言われたので……。
- 17番(山田清二君) それは結論をどうするという事だけですか。
- 議長(池辺秀夫君) 私に対する問いがあったら、私が答弁します。
- 17番(山田清二君) 少なくとも、議会に諮るならば、もう少し親切に、大体見ればこういうことだな、と判断のつくような資料を添えて出すべきである。こんなもん、なめてますよ。これでもしわかろうとしたら、公社へ行って聞かないかん。土地買入れ30何億、どこを買ってたんやろ、何様の単価で買ったんやらさっぱりわからへんぜ。仮に10万円で購入したところと30万円のところがあったかて、全部見たら20万円やと思う。えらい差額があるんやなという疑念も出てくるし、30万円で購入した言ってるのに、なぜ市は20万円と言ってるんかなと思わんならん場合も出てくる。そういう疑念に対して議会議員が説明できない、わからないような状態の中で数年きたわけです。全部公社側の責任ですよ。議長、こんなもんね、審議する必要はおまへんよ、こんなもんがきとったぜ、とええのんと違いまつか。
- 議長(池辺秀夫君) それについて答えますが、少なくとも、やはり報告です。監査報告にしろ、ご異議がないかどうか諮るのは議会のルールです。よって、そこで異議がなければ異議

なし、異議があつて質問した場合は、これを拒みません。議長として、あなたが異議がなければ何も言うことないです。異議のある人が手を挙げて大いにお尋ね願いたい。私はそう思います。

- 17番(山田清二君) 異議がないんじゃないんですよ、異議のはさみようがないんです、こんなもん。
- 議長(池辺秀夫君) 他に。
- 3番(金沢勝君) 土地開発公社の前身である開発協会が発足したのは昭和36年だったと思います。市長が理事長なのですから、開発公社の取得は、市長の右のポケットか違うだけです。同じ目的で買いわけです。先に買うことによって、3%プラス利息を含めて市がやむを得ず買うという前提で開発公社が先行取得をやっていると思う。それをわれわれは知らない。最終の責任は市長にあり、赤字は市民が負担しなければいかんと思う。決算書を見ると驚くなかれ利息が10億、1日250万円も払ってる。前年度までの決算はある程度土地ブームがあった。泉大津松原線を48年、49年にわたって買収、今年も買収してるが、なかなか進まない。ということは、48年、49年に30%値上がりということで、30%上げて買ってる。しかし50年度に買ってるやつは、いわゆる土地価格でなく、収益的価格、買収する土地が収益が何倍上がるんだという方向に変わりつつある中において、3年も5年も先に買った土地がまだ売り渡されてない。大体、先行取得というのは100年先のやつを買うんですか、大体、基準をどこに置いて買うておられるんか。買ってしまつてあとで目的をつくつたんか、そのとき目的をつくつたんか知らんが、現在は土地利用に困ってる。市でも使うことがないよな土地を現に4・5年前に買ってそのまを残り、そして利息を払ってる。驚くなかれ、1時間に10万円の利息を払ってる。いままでは土地ブームである程度のカバーはできたが、収益的価格という方向に府が変わりつつある中で、こういうことが継続されて、われわれの知人間に連帯会で決まりました、さようなら、という答弁をしている。市民から見れば、われわれ議員が知らないはずはないんだということです。いま、田中議員が言われたように、知人間に買われてる。市長が右のポケットか、左のポケットか知らんが金出さないかん。実際問題、利息は毎日かさみ、売り渡し価格が高くなる。10万円の価値しかないものを20万円で市が買わないかんようになる。

お尋ねしたいのは、先行投資とは、何年先を基準に置いておるかということと、私も疑念があります。警察もやかましく聞いておりますが、不明瞭きわまりない。当初予算議会で私は市長に尋ねた、この土地の所有を明らかにしなさいとね。辻助役が明らかにいたしますと、あなた、見せなかつたでしょう。先行投資するのに支障がある、買収に支障があると見せなかつた。

神聖な本会議においておたすのか。市長も認めた助役が目の前で明らかにすると言うたのに、あんたは見せなかった。市長、どう考えますか。4年も5年も前に買って、目的が変わって塩漬けになってるのをどう処理するか。大体先行投資とは、何年先を見込んで買ってるかということについてお答え願いたい。私もはっきり申し上げて、1億で持ってきたものを1億数千万円で買うことは事実です。それは私の意見として申し上げておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 公社の先行取得の年限は、最高5年までというふうに考えてございます。なお、そのために大阪府都市整備協会なり、同和対策関係事業の先行取得資金等につきましても、最高限度3年まで貸してくれるわけなんです。

○ 3番（金沢勝君） すると、前々回の定例会で明確に議員に見せると言ったのにあんた、見せなかった。現に5年以前から買ってある分があるでしょう。5年以上の物件について、ここで一遍明らかにしてください。どないかせないかんやないか。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 46年以前に買った物件は、私、担当したのが46年からでございますが、46年以前にすでに協会で買収しておりました物件というのは、ちょっと私、記憶がないわけなのでございます。

○ 3番（金沢勝君） 市長ね、3月の定例会で明らかにするということでしたが、公社の所有物件は市が買わなければいけないという条件つきなんです。わかりまっか。それをわれわれ議員が知らん、明らかにしていただけますか。無用の土地ができて、市へ持っていったかて、どこへ持っていったかて使えない土地がある。換地として渡した場合は問題ないか、少なくとも、公共事業の用地を目的としている土地を、公社が売りますと宅建法に引っかかります。その点も含めて、この塩漬けの分をどういうふうに処理しようとしているか。早く処分せんと損しますよ。収益的価格に変更しつつある時代において、2・3年先になると処理できまへんよ。赤字を出さなければならぬ。だから、この点1日も早くやらんと損をしますよ。責任問題になります。議員の知らん間に、知らん方がありがたいが、その点について。

○ 用地担当理事（西川武雄君） ただいまご指摘の当初の市の目的によって買収いたしました土地等について、その後、事業計画の変更により公社所有になりました土地等について、持たいまご指摘の土地につきましても、宅地造成について現在、府の開発指導課とそれらの問題について指導、協議を行っており、1日も早く開発して換地、代替地として提供していきたいと考えております。

○ 3番（金沢勝君） 物件を明らかにするんか。より見せんなら見せんと明言しなさい。

○ 用地担当理事（西川武雄君） 3月の時点で、当時の助役が、この財産台帳について公表す

るというお答えをいたしました。その後、私、書類を持って行きまして、これをお渡し願いたいということで、助役さん、副理事長に持ってまいりました。私は何も見せないということも一切申し上げておりません。当時の副理事長に書類を持って行きました。

- 3番（金沢勝君） 公開するということですか。
- 用地担当理事（西川武雄君） はい。
- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 16番（横田憲治郎君） いろいろと出ておりますので、重複することは避けたいと思いますが、実は、私は議会の立場から財産取得の審査評価委員会の委員に先輩の議員さんとともに参画させていただいてる立場から、2・3意見を申し上げ、答弁できる分についてはご答弁いただき、答弁できなければ結構です。

まず1つは、いまでも話が出ておりましたが、47年6月に開発公社として在来の協会から新しい定款のもとに出発したわけですが、先日来の一般質問の際の局長の答弁にもありますように、先行取得が中心で存在意義があるわけですが、いままでの論議に出ておりましたように、一応、地価の鎮静という方向から洗い直して公社の存在意義を考えなければならない時点にきてるのではないかということ、一致するところだと思えます。

もう1つは、先ほども出ておりましたが、私も審査委員会に出て常に主張しておりますが、いわゆる審査のあり方が、ややもすれば相手のあることで、なかなか懐しい実態がそこにあることは承知しつつも、追認の形になっていく。これではやはり客観性を帯びた審議というものがとれていられない。これらのあり方について、公社はもとよりのこと、担当部局においても慎重を期さなければならぬし、そういうところで今後、問題が起こってこないか。いままでの買収については、地価の鎮静で現在、むしろ下がっている傾向にある。これが市の買い戻しの時点で不当に現実の地価と相違する単価というものが出てると思う。そういう問題点をどのように埋めていこうとするのか、公社あるいは市の立場として十分に検討に値する課題じゃないかと思う。財産審査評価委員会のあり方自体も問題でしょうし、また、事業の張り付けた云々の年時限を切るという1つの目的も考えなければならぬと思えますし、これまた、今日報告して何だかんだと言いなからすんだ、それでしまいということじゃなく、洗い直しをやるかどうか、あるいは公社の定款、運用それ自体も、また、対議会、行政との関連の立場からも洗い直す諸点があると思うんです。これらについて、市長はもう2か月余で云々という言葉がともすれば出てくるのですが、これは行政とも密接に関係する大きな課題だと思う。われわれ議会人としても大きな宿題であり、使命だと思う。

重複する点は避けて2・3点、意見として申し上げましたが、見解あるならばお教え願って

おきたいし、見解がなければ、そういう形でこちらから対処していきたいと思います。

- 用地担当理事（西川武雄君） たいまご指摘の財産評価審査委員会のあり方、これにつきましては、公社としては資料を提出するわけでございます。今後、そういう過去のような問題のないように、やはり審査委員会のご意見を拝聴いたしまして、それらの価格等の問題について十分検討させていただき、その後において買収に入るといふ経過をたどっていきたい、そういう考えでございます。

なお、第2点の問題でございますが、本年3月定例議会においても、これらの問題についてご指摘いただいたわけでございます。その後、公社といたしましては、市が張り付けしております事業用地は別として、公社が何らかの形で処分しなければならぬ用地を再確認いたしまして、それらの価格について、すなわち昨年までは非常に地価が高騰しておったわけですが、本年当初からすでに数%の値下がりがあります。

なお、7月に大阪府が地価の基準地の調査結果が近いうちに出るやに聞いておりますが、それにつきましても当初どおり、地価は横ばいというふうなことも聞いております。だから、そのような土地については、1日も早く処分すべく最善の努力をしていきたい、かように考えているわけでございます。

以上でございます。

- 議長（池辺秀夫君） 他に。

- 23番（貝淵博治君） 議会が29日から始まって今日で4日目です。開発公社に焦点がしぼられ、そして、いろいろと各議員から質問が今日に波及しておりますが、端的に申し上げて何か疑義があるという腹構えの中で質問、そして、今日の質疑応答になっている。こういうやり方がおかしいという、先はどの山田議員からの質問があったわけですが、これね、4日間を顧みて全部、あんた1人答弁して、あとの4・5人は何しに座りにきてるんか。あんた1人で責任を持ってやらないかんのんか。各分担が分かれてると思う。一体、何のために座りにきてるんや。

初めら3日間の一般質問でいろんな疑義があるということで、この報告書が出たら、夕べ寝なくてもどんなことを言うてくるやろか。何かプリントでもして疑義的なことを解明すべく議員さん全部にわかるような書類を出したらこんなことはないと思う。それを薄っぺらなもの1つが軽くあしらおうとするやり方がいかん。もっと親切に議員の納得いける、疑義を解明する書類をつくって出すべきだ、こう思います。これはいま言ってもしょうがないが、あとでいいから、一通、畢細かな明細書をしらえて、定款から始まってひとつ全部の議員さんが納得できるように渡したらどうですか。でないとなんた、苦しいでしょう。それに5人も6人もガ

ン首並べて何しに座りにきてる。全部あんた1人が引き受けてる。他の者にしゃべらせないのが、他の者があんたのためにしゃべってくれないのか、どうも納得がいかない。そんな座りにきてるだけやったら公社で仕事させたらええ。これは余談として、もっと親切に、議員さんの納得のいける書類を一通出しなさい。でないと、あんたかて苦しいでしょう。終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 19番（松尾千代一君） ごく簡単に1点だけお聞きしたい。

先ほどから皆さんのおっしゃいますように、本当はこんなもん。どういうふうに審議したらいいのか、質問したらいいのかわからない中でしなければならぬ。そこで、ちょっとわかるような気がするところはある。これは一体、換地を目的として買われた分と、換地ではなく、公共施設をつくる目的で先行取得された分とのせめてそれぐらいのことを知っておきたい。これだけたくさん土地を先行取得されていますが、換地として出されたものは2億円に満たない。いかにも不安なところを買われているように思う。それだけお聞かせ願いたいと思ふ。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 用地担当参事（橋本昭夫君） 先日的一般質問で、局長の方から代替という、ある程度広い範囲のお話の中で30～35億という報告を申し上げましたが、現在、公社として、公共事業等の代替用地として、9月20日現在の保有額でございますが、環境改善整備事業として、10億3千100万円相当額でございます。これは明確に換地として処分しなければいけない公社の財産でございます。

なお、一般事業用地につきましては、まだ、事業進行のめどが不明確なところがあり、あるいはいろんな問題が挙がっております。再開発用地等の取り扱いがございますので、その辺の数字については、今回ご指摘を受けましたように、財産目録を明らかにする中で、事業目的等について議員さんのご意見を拝聴しながら公社の経営改善に当たりたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 13番（藤原利一君） 簡単にお尋ねいたします。

多額の用地の購入費の備考欄をずっとながめると、先日来、非常に交通公害の問題で自転車置き場云々ということが各議員から出ております。しかし、ここを自転車置き場にするとという土地が一行も載ってありません。昭栄劇場の跡地を買ったが、いまお払いをしてそのまま、一体、どうして自転車置き場をこしらえようとしているのか。また、和泉府中の河川の南側には相当広い土地もあるように見受けられます。これはどういふふうにか売ってくれるのかわかりませんが、もし、ああいう場所をお譲り願えるなれば、駅前の自転車をあの辺へ持って行けばスムーズに交通公害が解消されるのではなからうか、こう思っておりますが、その辺の

局長のご答弁をひとつお聞かせ願いたい。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 用地担当理事（西川武雄君） 私の立場からご回答申し上げますと、当然、市の原課と協議して申し入れがあったものにつきましてはそれに取り組んでいく、それ以上のことは、私の立場からはご回答できないと思います。
- 議長（池辺秀夫君） 他に質疑ご意見ないものと認め、報告第17号報告を終わります。

お昼のため暫時休憩いたします。

（午後12時6分休憩）

(午後1時14分再開)

- 議長(池辺秀夫君) それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

日程第20「昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第 1 号

昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、昭和49年度和泉市水道事業会計決算を別紙
監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

認定第 1 号参考資料

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 略

2~3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見
を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例
会である議会の認定に付さなければならない。

5~6 略

昭和49年度

和泉市水道事業会計決算書

自昭和49年4月1日～至昭和50年3月31日

和泉市水道部



昭和49年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に 比へ決算 額の増減	備考
	当初 予算額	補正 予算額	法第24条 第3項の規 定による支 出額に係る 財源充当額	小計	法第26条 第2項の規 定による繰 越額に係る 財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	円 759207000	円 △ 64507000	円 0	円 694700000	円 0	円 694700000	円 △ 1452203		
第1項 営業収益	759207000	△ 74207000	0	679000000	0	679000000	△ 1677770		
第2項 営業外収益	6000000	9700000	0	15700000	0	15700000	225567		

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	法第26 条第2項 の規定に よる繰越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	法第24 条第3項 の規定に よる支出 額	小 計	法第26 条第2項 の規定に よる繰越 額	合 計				
第 1 款 水道事業費用	円 762083000	円 65923000	円 0	円 0	円 0	円 827986000	円 0	円 827986000	円 796089305	円 0	円 31896695	
第 1 項 営業費用	円 644788000	円 61555000	円 0	円 0	円 0	円 706343000	円 0	円 706343000	円 675377220	円 0	円 30965780	
第 2 項 営業外費用	円 117175000	円 4368000	円 0	円 0	円 0	円 121543000	円 0	円 121543000	円 120712085	円 0	円 830915	
第 3 項 予備費	円 100000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 100000	円 0	円 100000	円 0	円 0	円 100000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予算額						決算額	予算額に 比べ決算 額の増減	考 備
	当初 予算額	補正 予算額	小計	法第26条 の規定によ る繰越額に 係る財源充 当額	継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合計			
第1款 資本的収入	円 594500000	△ 237000000	円 357500000	円 0	円 0	円 357500000	円 327905000	△ 29595000	
第1項 企業債	390000000	△ 7600000	314000000	0	0	314000000	284700000	△ 29300000	翌年度繰越 額に係る財 源充当額 29300000円
第2項 負担金	450000	0	450000	0	0	450000	450000	0	
第3項 工事負担金	200000000	△ 161000000	89000000	0	0	89000000	38705000	△ 295000	

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額	合 計	法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額		合 計
第 1 款 資 本 的 支 出	円 645271000	円 △ 173740000	円 0	円 471531000	円 0	円 3111240	円 474542240	円 3885000	円 55827286	円 59662286	円 2064619
第 1 項 建 設 改 良 費	599546000	△ 173740000	0	425806000	0	3111240	426917240	3885000	55827286	59662286	2063749
第 2 項 企 業 債 償 還 金	45725000	0	0	45725000	0	0	45725000	0	0	0	870

昭和49年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和49年4月1日より昭和50年3月31日まで)

1. 営業収益	
(1) 給水収益	549,493,236円
(2) 受託工事収益	21,847,895円
(3) その他の営業収益	<u>105,981,099円</u>
	677,322,230円
2. 営業費用	
(1) 原水及び浄水費	279,450,931円
(2) 配水及び給水費	87,475,743円
(3) 受託工事費	16,569,895円
(4) 業務費	93,799,804円
(5) 総係費	59,831,671円
(6) 減価償却費	58,956,500円
(7) 資産減耗費	644,016円
(8) その他の営業費用	<u>78,648,660円</u>
	675,377,220円
営業利益	1,945,010円

3. 営業外収益

(1) 受取利息 322,752円

(2) 雑収益 2,703,815円

(3) 他会計補助金 10,000,000円 15,925,567円

17,870,577円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及び
企業債取扱諸費

120,712,085円 120,712,085円

当年度純損失

10,284,508円

昭和49年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和49年4月1日より昭和50年3月31日まで)

利益剰余金の部

1. 減債積立金	
(1) 前年度末残高	0円
(2) 当年度繰入額	1,100,000円
(3) 当年度処分額	<u>1,100,000円</u>
(4) 当年度末残高	0
2. 未処分利益剰余金	
(1) 前年度未処分利益剰余金	2,074,406.7円
(2) 前年度利益剰余金処分額	
1. 減債積立金	<u>1,100,000円</u>
繰越利益剰余金	1,964,406.7円
3. 繰越利益剰余金減少額	
(1) 過年度損益修正	<u>160,450円</u>

繰越利益剰余金年度末残高

19,483,617円

4. 当年度純損失

10,284,1508円

当年度未処理欠損金

83,357,891円

資本剰余金の部

1. 国庫補助金

(1) 前年度末残高

3,948,000円

(2) 前年度処分額

0

(3) 当年度発生高

0

(4) 当年度処分額

0

(5) 当年度末残高

3,948,000円

2. 府補助金

(1) 前年度末残高

6,778,400円

(2) 前年度処分額

0

(3) 当年度発生高

0

(4) 当年度処分額

0

(5) 当年度末残高 6,778,400円

3. 工事負担金

(1) 前年度末残高 729,211,526円
(2) 前年度処分額 0
(3) 当年度発生高 38,705,000円
(4) 当年度処分額 0
(5) 当年度末残高 767,916,526円

4. 負担金

(1) 前年度末残高 4,500,000円
(2) 前年度処分額 0
(3) 当年度発生高 4,500,000円
(4) 当年度処分額 0
(5) 当年度末残高 9,000,000円

5. 受贈財産評価額

(1) 前年度末残高 8,441,657円

(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	<u>34,416,657円</u>
翌年度繰越資本剰余金	<u>822,059,583円</u>

昭和49年度和泉市水道事業欠損金処理計算書(案)

1. 当年度未処理欠損金	83,357,891円
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	<u>83,357,891円</u>

昭和49年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和50年3月31日)

資産の部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地		119,570,953円
2. 建物	111,692,469円	
建物減価償却引当金	<u>10,093,636円</u>	101,598,833円
3. 構築物	1,795,944,520円	
構築物減価償却引当金	<u>213,822,785円</u>	1,582,121,735円
4. 機械及び装置	192,920,574円	
機械及び装置減価償却引当金	<u>66,246,729円</u>	126,673,845円
5. 量水器	61,549,958円	
量水器減価償却引当金	<u>20,265,120円</u>	41,284,838円
6. 車輛及び運搬具	9,432,753円	

車輛及び運搬具減価償却引当金 3,543,546円 5,889,207円

ト. 工具器具及び備品 19,822,707円

工具器具及び備品減価償却引当金 6,642,436円 13,180,271円

チ. 建設仮勘定 721,042,212円

有形固定資産合計 2,711,361,894円

(2) 無形固定資産

イ. 水利権 460,000円

ロ. 借地権 180,000円

ハ. 電話加入権 41,200円

無形固定資産合計 681,200円

(3) 投資

イ. 投資有価証券 25,000円

投資合計 25,000円

固定資産合計 2,712,068,094円

2. 流動資産	
(1) 現金預金	96,303,657円
(2) 未収金	70,488,981円
(3) 保有有価証券	1,800,000円
(4) 貯蔵品	61,174,098円
(5) 仮払金	15,019,000円
(6) 短期貸付金	50,000,000円
流動資産合計	<u>294,780,731円</u>

資産合計 3,006,848,825円

負債の部

3. 固定負債	
(1) 引当金	612,385円
固定負債合計	<u>612,385円</u>
4. 流動負債	
(1) 一時借入金	250,000,000円

(2) 未払金 35,920,206円
(3) 受入金 22,579,730円
(4) 預り金 3,821,350円
(5) 預り担保有価証券 1,800,000円
流動負債合計 314,121,286円
負債合計 314,733,671円

資 本 の 部

5. 資本金
(1) 自己資本金 119,803,235円
(2) 借入資本金 1,833,610,227円
1. 企業債 1,833,610,227円
資本金合計 1,953,413,462円
6. 剰余金
(1) 資本剰余金 3,948,000円
1. 国庫補助金

口. 府補助金 6,778,400円
 八. 工事負担金 767,916,526円
 二. 負担金 9,000,000円
 ホ. 受贈財産評価額 344,166,577円

822,059,588円

資本剰余金合計

(2) 欠損金

1. 当年度未処理欠損金

繰越利益剰余金年度末残高 19,483,617円

当年度純損失 10,284,150.8円 83,357,891円

83,357,891円

欠損金合計

738,701,692円

剰余金合計

2,692,115,154円

資本合計

3,006,848,825円

負債資本合計

和泉市水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(1) 経営の方法

本市水道事業は前年度に引続き、インフレーションの高進によりさらに悪化の方向を辿っており、特に地元産業の不況による操業短縮をはじめ、新規需要家減少等による給水収益の伸び悩みと、電気料金及び受水料金の値上に加え、水質悪化による薬品費及びその対策費等の増嵩により多額の純損失発生をやむなきに至りました。が、公営企業の本来の目的である公共性と生活用水確保のために今後一段の努力と、又経営面におきましても企業性の発揮と合理化に積極的につとめ、極力経費節減を計り、市民サービスと財政の健全性の回復のために職員一同企業に課せられた社会的使命を全うするため、全力をあげ邁進する所存でございます。

(2) 給水の状況

本年度の給水状況につきましては、事故による断水を除き比較的順調な給水を行うことが出来ました。

(3) 建設改良事業等の進捗状況

和泉上水道第8回拡張事業は、春木川町の未給水地区及び松尾寺町、久井町等の配水施設拡張のため、前年度に引き続き配水管布設工事を施行し、改良工事及び維持補修工事は各浄水場等の現在稼働中の施設改造並びに補修工事を行い、配水管整備事業については、水量増強のため配水管布設工事を施行し、又受託工事は原因者負担により配水管移設工事を施行しました。

尚本年度中における主な工事内容は「2工事」とおりであります。

(二) 普及の状況

総人口	昭和50年3月31日現在	昭和49年3月31日現在
	118,871人	116,094人
給水人口	109,401人	104,645人
給水普及率	戸数別93.2% 人口別92.0%	戸数別91.5% 人口別90.1%
給水戸数	30,715戸	29,445戸
給水栓数	28,569栓	27,320栓

(ホ) 条例規則の制定改廃について

昭和49年4月15日	和泉市水道事業管理規程の一部を改正する規程
昭和49年7月29日	〃
昭和49年9月5日	和泉市特設配水管等布設工事負担金徴収規程及び特別開発負担金徴収規程の一部を改正する規程
昭和49年9月25日	和泉市水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関の指定に関する規程の全部を改正する規程
昭和49年12月16日	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例
昭和50年3月6日	和泉市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
昭和50年3月31日	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(2) 議会議決事項

番号	号	件	名	提出年月日	議決年月日
報告第	12号	継続費繰越計算書について		49. 6. 10	49. 6. 10
認定第	1号	昭和48年度和泉市水道事業会計決算の認定について		49. 10. 2	49. 12. 9
議案第	74号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について		49. 12. 16	49. 12. 16
"	第87号	昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)		49. 12. 24	49. 12. 24
"	第5号	昭和50年度和泉市水道事業会計予算		50. 3. 17	50. 3. 31
"	第13号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について		50. 3. 17	50. 3. 31
"	第25号	昭和49年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)		50. 3. 18	50. 3. 18

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件	名	許可年月日
50. 2. 13	大阪府知事	昭和49年度事業債許可の件、和泉市水道配水管整備事業	和泉市水道第3回拡張事業	50. 2. 20
			千円 30,200 千円 12,000	

(4) 職員に関する事項

	部	長	次	長	課	長	課長補佐	係	長	職員	合計
総務課		1	1								2
庶務係						1					1
経理係									1	5	6
営業課									1	3	4
営業係									1	13	14
計量係									1	15	16
給水係									1	6	7
工務課						次長兼務	1	主幹	1		2
計画係									1	1	2
工務係									1	4	5
管理係									1	7	8
浄水課									1		1
浄水係									1	23	24
施設係									1	2	3
水質係									1	3	4
合計		1	1	1	3		2	11		82	100

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項

該当なし

2. 工 事

(1) 建設改良工事概況

1. 和泉上水道第3回拡張工事

(工事費1,000千円以上)

工 事 名	施 行 場 所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
配水管布設工事	和田町	FCD $\phi 400 \times 329.7m$ " $\phi 150 \times 4.7m$	8,177,000 円	49. 2. 1	49. 4. 13	路面復旧費 を含む 以下同じ
"	室堂町	FCD $\phi 300 \times 5.1m$ " $\phi 150 \times 379.4m$	5,873,000	49. 4. 15	49. 5. 31	
"	一條院町	FCD $\phi 200 \times 30.3m$ " $\phi 150 \times 7m$	6,307,000	49. 4. 20	49. 5. 19	
"	桑原町	FCD $\phi 100 \times 241.7m$	2,766,000	49. 5. 1	49. 5. 31	
"	上町 聖ヶ丘	FCD $\phi 200 \times 659.8m$ " $\phi 150 \times 10.5m$ " $\phi 100 \times 6.8m$ " $\phi 75 \times 37.3m$	14,860,000	49. 5. 10	49. 6. 25	
"	黒鳥町	FCD $\phi 100 \times 170.1m$	2,645,000	49. 6. 15	49. 7. 15	
"	若樫町	FCD $\phi 100 \times 78.0m$	1,190,000	49. 8. 5	49. 9. 3	
"	伯太町	FCD $\phi 150 \times 202.12m$ " $\phi 100 \times 3.91m$	3,149,000	49. 8. 9	49. 8. 31	

配水管布設工事	伏屋町	FCD $\phi 100 \times 509m$	3,283,000	49. 8. 18	49. 9. 1
"	伏原町 尾井町	FCD $\phi 100 \times 458m$	4,518,000	49. 8. 18	49. 9. 1
配水管更正工事	芦部町	FCD $\phi 150 \times 4m$ " $\phi 100 \times 3m$ クリーニング及びライニング工事 $\phi 150 \times 221m$ $\phi 100 \times 159m$	4,306,000	49. 8. 21	49. 9. 4
配水管布設工事	"	FCD $\phi 150 \times 50m$ " $\phi 100 \times 2m$	1,874,000	49. 8. 26	49. 9. 4
路面測量委託	松尾寺町 久井町 若樫町	平板測量 $l = 3,940m$ " " = $508m$ " " = $121m$	1,610,000	49. 9. 5	49. 9. 20
用地測量及び 路面測量委託	松尾寺町外	用地測量 $4,630m^2$ 路面測量 $3,200m$ (工事用道路測量)	1,791,000	49. 10. 1	49. 12. 20
松尾寺配水池 用地伐開工事	松尾寺町	配水池用地伐開 $4,260m^2$	2,200,000	49. 10. 14	49. 11. 30
配水管更生工事	芦部町 阪本町	配管 FCD $\phi 100 \times 65m$ クリーニング及びライニング $\phi 100 \times 427.5m$	4,111,000	49. 10. 30	49. 11. 18
舗装本復旧工事	伏屋町 尾井町	舗装 $625.45m^2$ 砂利 $80.66m^2$	3,898,000	49. 11. 25	49. 12. 19
光明台低区高区配 水池地質調査工事	光台	低区 5ヶ所 高区 7ヶ所	1,420,000	49. 11. 29	50. 1. 31
配水管布設工事	山手町	FCD $\phi 100 \times 227.9m$	3,266,000	49. 12. 7	49. 12. 15

工 事 名	施 行 場 所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
配水管布設工事	池田下町	FCD. $\phi 150 \times 20526m$	2,199,000 ^H	49. 12. 15	50. 2. 12	
"	池上町	FCD $\phi 400 \times 1495m$ " $\phi 200 \times 1311m$	8,171,000	49. 12. 20	50. 1. 20	
松尾寺配水池 地質調査工事	松尾寺町	9ヶ所 $\times 20m$	1,320,000	50. 1. 8	50. 2. 28	
配水管布設工事	福瀬町 善正町	FCD $\phi 150 \times 762m$ " $\phi 75 \times 35m$ S. P. $\phi 150 \times 11m$	12,943,000	50. 1. 25	50. 3. 5	
父鬼加庄ポンプ 設備工事	父鬼町	水中モーターポンプ $0.4HP$ 流量計 $\phi 50$ $3.450RPM \times 5.5KW$ $m1 \times 40m$	8,450,000	50. 2. 7	施行中	
配水管布設工事	春木町 久井町	FCD $\phi 200 \times 685.75m$ " $\phi 150 \times 2m$ " $\phi 75 \times 32m$	10,877,000	50. 2. 12	50. 3. 12	
"	久井町 若櫻町	FCD $\phi 200 \times 796.5m$ " $\phi 75 \times 6m$	17,307,000	50. 2. 20	50. 3. 21	
"	松尾寺町	FCD $\phi 200 \times 748m$ " $\phi 150 \times 5m$ " $\phi 100 \times 7m$ " $\phi 75 \times 8m$ S. P. $\phi 200 \times 10.4m$	24,297,000	50. 2. 20	50. 3. 20	

配水管布設工事	松尾寺町	FCD $\phi 200 \times 567m$ " $\phi 150 \times 9m$ " $\phi 75 \times 3m$	12,116,000	50. 2. 20	50. 3. 20	
"	"	FCD $\phi 300 \times 59m$ " $\phi 200 \times 462m$	7,510,000	50. 2. 24	50. 3. 24	
"	春木川町	FCD $\phi 100 \times 725.7m$ " $\phi 75 \times 7m$	9,537,000	50. 3. 3	50. 3. 25	
"	"	FCD $\phi 100 \times 542.54m$ S P $\phi 100 \times 7.2m$	4,432,000	50. 3. 5	50. 3. 31	
舗装本復旧工事	福瀬町	表層工 $573.73m^2$ 路盤工 $523.99m^2$	3,852,000	50. 3. 6	50. 3. 25	
配水池築造工事	春木川町	容量 $6.7m \times 5.6m \times 3.6m = 100m^3$ 場内配管 FCD $\phi 100 \times 62m$	7,250,000	50. 3. 6	施行中	
配水管布設工事	光明台	FCD $\phi 400 \times 716m$ " $\phi 300 \times 20m$	17,308,000	50. 3. 26	"	

(工事費1,000千円以上)

□. 和泉上水道改良工事

工事名	施行場所	当年度施行内容	当年度工事費	着工年月日	竣功年月日	備考
遠隔式水量水器 取付工事	万町	発信器 FMB型20耗64ヶ 受信器 FT-12 64ヶ 集中検針盤8戸用×8個	1,460,000 円	49. 3. 22	49. 4. 20	

工 事 名	施 行 場 所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
材料置場整備工事	伯 太 町	周囲ネットフェンス張場内砕石散布	1,070,000 円	49. 4. 23	49. 5. 15	
庁舎改築工事	府 中 町	1F22㎡改築休憩室、談話室、便所 3F和室に湯沸場	1,485,000	49. 5. 1	49. 5. 31	
場内改造工事	和 田 町	正門扉工、汚泥槽及び沈砂池廻り柵	2,360,000	49. 5. 1	49. 5. 30	
サンプリンクポンプ設備工事	和 田 町	据付、配管及び電気工事	1,162,000	49. 5. 2	49. 5. 15	
排泥池築造工事	池 上 町	排水池 5.00×6.00×1.5 m ³ V=45m ³ 貯留沈殿池 5.00×8.50 (既設池改造) 場内管 VLG: φ75×17m	6,174,000	49. 6. 1	49. 7. 31	
配水管布設工事	寺 田 町	FCD φ100×97m	1,183,000	49. 6. 15	49. 9. 30	路面復旧費 を含む 以下同じ
薬品沈殿池改造工事	和 田 町	沈殿池内傾斜板取付け改造	1,200,000	49. 6. 20	49. 6. 30	
配管完成図作成業務	市 内 全 域	既設送導配水管の完成図	1,500,000	49. 7. 1	50. 1. 31	
配水管布設工事	府 中 町	FCD φ150×112m HIVP φ40×19m " φ20×22m	1,981,000	49. 7. 2	49. 7. 11	
連絡管工事	和 田 町	FCD φ200×56.3m	1,731,000	49. 7. 15	49. 7. 31	

沈没池排泥設備工事	池上町	排水用中ポンプ $\phi 50$ $300 \frac{1}{2}$ $H=5m$ 自吸式ポンプ $\phi 100$ $1.4m$ $\times 8.5m \times 5.5KW$ 1台	4,900,000	49. 8. 2	49. 8. 31	
メーター取付工事	若徑町	軸流羽根車式メーター $\phi 200 \times 1$ 台	1,436,300	49. 9. 5	49. 10. 30	
温風機設備工事	和田町	温風機5KW 200V 3台 電気設備一式	1,400,000	49. 9. 11	49. 11. 5	
配水管布設工事	和気町	HIP $\phi 100 \times 124m$ CIP $\phi 100 \times 3m$	2,003,000	49. 12. 8	49. 12. 25	
"	小田町	FCD $\phi 150 \times 84m$	1,212,000	50. 2. 8	50. 3. 4	

ハ. 配水管整備事業

(工事費1,000円以上)

工事名	施行場所	当年度施行内容	当年度工事費	着工年月日	竣功年月日	備考
配水管布設工事	池上町	FCD $\phi 200 \times 99m$ " $\phi 150 \times 6m$ " $\phi 100 \times 6m$	2,362,000 円	49. 7. 1	49. 7. 31	路面復旧費 を含む 以下同じ
"	王子町	FCD $\phi 200 \times 329.6m$	5,200,000	49. 9. 29	49. 10. 31	
"	旭町	FCD $\phi 200 \times 48.3m$ " $\phi 75 \times 2m$	1,803,000	50. 3. 1	50. 3. 20	

二. 和泉上水道受託工事

(工事費1,000千円以上)

工 事 名	施 行 場 所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
配水管移設工事	黒鳥町	FCD φ250×154.6m	10,742,000 円	49. 11. 25	49. 12. 15	路面復旧費を含む 以下同じ
"	"	FCD φ250×121.7m	3,270,000	50. 1. 20	施行中	

ホ. 維持補修工事

(工事費1000千円以上)

工 事 名	施 行 場 所	当 年 度 施 行 内 容	当 年 度 工 事 費	着 工 年 月 日	竣 功 年 月 日	備 考
電気設備改修工事	和田町	和田浄水場、電灯、動力、電動モーター、巻き替等電気設備改修工事	1,483,000 円	49. 4. 27	49. 6. 8	
給水管切替工事	上聖ヶ丘町	水量増強を計るため配水管布設替工事に伴う給水管切替穿孔工事	2,295,000	49. 5. 10	49. 7. 10	
除草剤散布芝刈及び樹木管理作業	和田町外	各浄水場、配水池及び加圧所内除草剤散布作業一式	1,050,000	49. 5. 20	50. 3. 31	
急速浄過池粒状活性炭填充工事	和田町	和田浄水場浄過池表面に粒状活性炭填充 5.25 t (厚さ15cm)	2,650,000	49. 6. 20	49. 6. 30	

管理監視橋及びその他塗装工事	和田町	監視橋、手摺、階段及び機械機器その他設備等をケレン清掃及び塗装工事	1,950,000	49. 7. 1	49. 8. 5	
急速汚過池粒状活性炭充填工事	"	和田浄水場既設急速汚過池 (No. 1. 2) 表面に粒状活性炭充填工事 (2,36t)	1,094,000	49. 8. 21	49. 8. 31	
給水管切替工事	山手町	水量増強を計るため配水管布設替工事に伴う給水管切替穿孔工事	1,015,000	49. 11. 21	49. 12. 10	

3. 業 務 量
(1) 業 務 量

区 分	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	前年度対比率
受 水 量	9,487,594 ^{m³}	8,921,028 ^{m³}	516,566 ^{m³}	1.06
大阪府よりの受水量	3,993,900	4,593,120	△599,220	0.87
泉北水道よりの受水量	1,790,417	925,204	865,213	1.94
光明池土地改良区よりの受水量	2,212,960	1,415,490	797,470	1.56
自 己 水 源	1,440,317	1,987,214	△546,897	0.72
一 日 平 均 受 水 量	25,856	24,441	1,415	1.06
配 水 量	9,373,594 ^{m³}	8,799,137 ^{m³}	574,457 ^{m³}	1.07
一 日 平 均 配 水 量	25,681	24,107	1,574	1.07
給 水 量 (有収水量)	8,129,210	7,623,962	505,248	1.07
一 日 平 均 給 水 量	22,272	20,887	1,385	1.07
有 収 率	86.7%	86.6%		
総 人 口	118,871 ^人	116,094 ^人	2,777 ^人	1.02
給 水 人 口	109,401 ^人	104,645 ^人	4,756 ^人	1.05

総戸数	32,940戸	32,182戸	758戸	1.02
給水戸数	30,715戸	29,445戸	1,270戸	1.04
普及率(人口)	92.0%	90.1%		
" (戸数)	93.2%	91.5%		

種別	用途別	給水量 m ³	率 %	栓数	率 %
計量せ	専用栓	6,491,789	79.9%	27,908	97.7%
	"	545,481	6.7%	130	0.4%
	"	91,751	1.1%	9	0
	"	387,781	4.8%	63	0.2%
せん	学校及び公共プール用	53,530	0.7%	18	0.1%
	共用栓	15,961	0.2%	51	0.2%
	連用栓	449,872	5.5%	145	0.5%
専用栓	93,095	1.1%	245	0.9%	
合計		8,129,210	100.0%	28,569	100.0%

(2) 事業収益に関する事項

区 分	本 年 度		前 年 度		増 △ 減
	金 額	率 %	金 額	率 %	
営 業 収 益	677,322,230 円	97.7 %	612,128,562 円	96.9 %	65,193,668 円
営 業 外 収 益	15,925,567	2.3	19,282,886	3.1	△3,357,319
合 計	693,247,797	100.0	631,411,448	100.0	61,836,349
1 ヶ月平均収益	57,770,650		52,617,621		
1 日平均収益	1,899,309		1,729,894		

(3) 事業費用に関する事項

区分	本年度		前年度		増△減
	金額	率	金額	率	
営業費用	675,377,220 円	84.8%	514,564,853 円	84.3%	160,812,367 円
営業外費用	120,712,085	15.2	95,895,155	15.7	24,816,930
合計	796,089,305	100.0	610,460,008	100.0	185,629,297
1ヶ月平均費用	66,340,775		50,871,667		
1日平均費用	2,181,067		1,672,493		

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(1) 工事請負契約 (500万円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
4. 4. 11	5,476,000 ^円	和泉上水道第3回拡張事業 配水管布設工事	三林電機水道工業所 田中義一
" 4. 30	11,217,000	"	鈴木水道工業所 鈴木初夫
" 5. 28	6,174,000	和泉上水道改良工事 排泥池築造工事	白川建設 白川盛男
" 7. 17	7,827,000	和泉上水道第3回拡張事業 配水管布設工事	(株) 寄田組 寄田年文
" 9. 25	5,200,000	配水管整備事業	(株) 竹内建設 竹内建務
" 11. 22	10,742,000	和泉上水道受託工事 配水管移設工事	(株) 竹内建設 竹内建務
" 12. 10	8,171,000	和泉上水道第3回拡張事業 配水管布設工事	白川建設 白川建一
50. 1. 28	10,485,000	"	(株) 寄田組 寄田年文
" 1. 27	17,690,000	" 光明台水道施設 光明台水道施設建設事業 施設計委託	新日本設計(株) 土田仁三郎

50.	1.	28	7,400,000	和泉上水道第3回拡張事業	松尾寺配水池実 施設計委託	静岡県西水道コンサルタント 峰内未人
"	2.	4	8,536,000	"	配水管布設工事	木村建設(株) 木村辰喜
"	"	5	7,250,000	"	春木川配水池築造工事	(株) 寄田組 寄田年文
"	"	7	8,450,000	"	父鬼加圧ポンプ設備工事	朝日企業(株) 竹林八郎
"	"	12	8,707,000	"	配水管布設工事	高田鉄工水道工業所 高田繁男
"	"	"	13,571,000	"	"	新陽電機水道工業所 河野市久寿
"	"	14	12,550,000	"	"	畑中水道ポンプ工業所 畑中清市
"	3.	25	10,350,000	光明台水道施設建設事業	"	貝測組(株) 貝測富久男
"	"	"	17,308,000	和泉上水道第3回拡張事業	"	(株) 中野組 中野吉雄
"	"	26	9,580,000	光明台水道施設建設事業	"	(株) 竹内建設 竹内務

(ロ) 物品購入契約 (300万円以上)

契約年月日	契約金額	契約内容	契約の相手方
49. 4. 8	8,548,000 円	ダクタイルA型1種セメントライニング直管 φ300×6M 200本	西海機材製作所 朝長敏浩
" "	11,478,000	ダクタイルA型2種セメントライニング直管 φ400×6M 200本	" "
" 12. 12	3,645,000	ダクタイルA型1種セメントライニング直管 φ200×5M 150本	" "
" "	6,420,000	不断水切込割丁字管 φ250 2台	飯能機工(株) 尾島英二
50. 3. 4	3,645,000	ダクタイルA型1種セメントライニング直管 φ200×5M 150本	西海機材製作所 朝長敏浩
" "	6,458,000	" φ250×5M 200本	" "

(ハ) その他 (300万円以上)

契約年月日	契約金額	契約内容	契約の相手方
49. 9. 30	54,106,170 円	和田浄水場拡張用地 和田町7番地外3筆 1,946㎡	和泉市土地開発公社 理事長 藤木秀夫

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(1) 企業債

1. 企業債発行総額	2,310,400,000 円
内本年度発行額	284,700,000 円
2. 償還額	476,789,773 円
内本年度償還額	45,724,130 円
本年度未償還額	1,833,610,227 円

(ロ) 一時借入金

1. 前年度末残高	0 円
2. 本年度借入総額	383,000,000 円
3. 本年度返済総額	133,000,000 円
本年度末残高	250,000,000 円

昭和49年度和泉市水道事業会計収益費用明細書

収 益 の 部						
款	項	目	節	金 額	備 考	
水道事業収益	営業収益	給水収益		693,247,977円		
				677,322,230		
				549,493,236		
			給水収益	549,493,236		
			受託工事収益		21,847,895	
			受託工事収益		21,847,895	
			その他の営業収益		105,981,099	
			手数料		891,075	
			材料売却収益		102,590,024	
			補償金		2,500,000	
	営業外収益			159,255,567		
		受取利息		3,221,752		

			預金利息	3,220,292
			有価証券利息	1,460
	雑収益			2,703,815
		雑収入		2,703,815
	他会計補助金			10,000,000
		他会計補助金		10,000,000
収益合計				693,247,797

費 用 の 部					
款	項	目	節	金 額	備 考
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費		796,089,305 円	
				675,377,220	
				279,450,931	
			給料	47,515,036	予算額 47,549,000 円
			手当等	43,656,117	" 43,724,000 円
			賃金	260,000	
			法定福利費	9,479,345	予算額 9,480,000 円
			旅費	63,510	
			被服費	468,250	
			備用品費	1,585,684	
			燃料費	419,071	
			印刷製本費	89,880	
			通信運搬費	245,940	
委託料	1,480,785				

	手 数	料	1,000	
	賃 借 料	料	654,330	
	修 繕 料	料	208,799	
	動 力 費	費	30,180,718	
	薬 品 費	費	10,969,508	
	材 料 費	費	267,110	
	受 水 費	費	115,739,498	
	請 負 工 事 費	費	142,672,230	
	補 償 金	金	20,000	
			87,475,748	
	給 料	料	24,764,580	予算額 24,794,000円
	手 当 等	等	222,254,811	" 22,354,000円
	法 定 福 利 費	費	4,948,600	" 4,944,000円
	旅 費	費	185,70	
	被 服 費	費	213,000	
	備 用 品 費	費	1,124,887	
	配水及び給水費			

款	項	目	節	金額	備	考
			燃料費	525,470 円		
			印刷製本費	108,239		
			賃借料	851,908		
			修繕料	4,912,480		
			路面復旧費	114,600		
			材料費	359,884		
			請負工事費	24,579,182		
		受託工事費		16,569,895		
			路面復旧費	825,895		
			請負工事費	15,744,000		
		業務費		93,799,804		
			報酬	23,247,03		
			給料	38,973,211	予算額	38,994,000 円
			手当等	31,878,228	"	31,908,000 円
			法定福利費	7,710,648	"	7,711,000 円

旅	費	11,890		
被	服	282,600		
備	消	199,252		
燃	料	359,147		
印	刷	248,625		
通	信	18,669		
委	託	7,582,075		
手	數	1,609,425		
修	繕	296,240		
		59,881,671		
給	料	228,643,559	予算額	22,872,000円
手	当	191,417,68		19,142,000円
賃	金	489,725		
法	定	455,924,1	予算額	4,662,000円
旅	費	780,430		
被	服	88,700		
総 係 費				

款	項	目	節	金額	備考
			退職給与金	4,000,000 円	
			厚生費	465,350	
			備用品費	1,287,976	
			燃料費	257,100	
			光熱水費	488,191	
			印刷製本費	982,878	
			通信運搬費	193,218	
			委託料	1,379,960	
			手数料	77,500	
			賃借料	853,000	
			修繕料	291,524	
			広告料	730,000	
			研修費	148,500	
			交際費	500,000	予算額 500,000円
			食糧費	587,537	

	会費負担金	222,360	
	保険料	824,869	
	諸謝金	108,690	
	公課費	98,500	
		589,565,500	
	有形固定資産 減価償却費	588,465,500	
	無形固定資産 減価償却費	110,000	
		644,016	
	固定資産除却費	643,716	
	棚卸資産減耗費	300	
		78,648,660	
	材料売却原価	78,648,660	
		120,712,085	
		120,712,085	
	企業債利息	106,475,079	
	一時借入金利息	18,969,900	
	減価償却費		
	資産減耗費		
	その他の営業費用		
営業外費用			
	支払利息及び 企業債取扱諸費		

款	項	目	節	金額	備	考
			企業債手 及取費 諸料	267,106 円		
費用	合計			796,089,305		

有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高 円	当年度増加額 円	当年度減少額 円	年度末現在高 円	減価償却引当金 円	年度末償却未済高 円	備考
有形固定資産	2,666,485,731	493,763,572	1,282,731,139	3,031,976,146	320,614,252	2,711,361,894	
土地	654,647,83	54,106,170	0	1,195,709,53	0	119,570,953	
施設用地	654,647,83	54,106,170	0	1,195,709,53	0	119,570,953	
建物	95,750,469	15,942,000	0	111,692,469	100,936,36	101,598,833	
事務所用建物	28,960,000	0	0	28,960,000	1,668,096	27,291,904	
施設用建物	66,790,469	15,942,000	0	82,732,469	8,425,540	74,306,929	
構築物	1,696,052,308	99,892,212	0	1,795,944,520	213,822,785	1,582,121,735	
原水及び浄水設備	163,386,527	0	0	163,386,527	18,056,545	145,279,982	
配水及び給水設備	1,483,134,499	96,579,212	0	1,579,713,711	187,969,148	1,391,744,563	
その他構築物	49,581,282	3,130,000	0	52,894,282	7,797,092	45,097,190	
機械及び装置	183,407,574	9,513,000	0	192,920,574	66,246,729	126,673,845	
電気設備	78,192,480	298,600	0	81,178,480	17,991,319	63,187,161	

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却引当金	年度末償却未済高	備考
ポンプ設備	35,383,782	3,497,000	0	38,880,782	13,582,709	25,298,073	
塩素滅菌設備	7,632,186	0	0	7,632,186	4,034,573	3,597,613	
その他機械装置	62,199,126	3,030,000	0	65,229,126	30,688,128	34,590,998	
量水器	51,748,390	1,001,570	214,132	61,549,958	202,651,20	41,284,838	
車輛及び運搬具	7,458,753	3,645,000	1,671,000	9,432,753	3,548,546	5,889,207	
自動車	7,458,753	3,645,000	1,671,000	9,432,753	3,548,546	5,889,207	
工具器具及び備品	17,446,407	2,876,300	0	198,227,07	6,642,486	131,80,271	
建設仮勘定	549,157,029	298,273,190	126,388,007	721,042,212	0	721,042,212	
和泉上水道第3回拡張事業	897,391,817	210,177,784	1,190,980	606,378,621	0	606,378,621	
和泉上水道改良工事	125,193,212	78,730,406	125,197,027	78,726,591	0	78,726,591	
配水管整備事業	26,572,000	9,365,000	0	35,937,000	0	35,937,000	
総計	2,666,485,713	493,763,572	1,282,73,139	3,031,976,146	320,614,252	2,711,361,894	

無形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高 円	当年度増加額 円	当年度減少額 円	当年度減価償却費 円	年度末現在高	備考
無形固定資産	791,200	0	0	110,000	681,200	
水利権	510,000	0	0	50,000	460,000	
借地権	240,000	0	0	60,000	180,000	
電話加入権	41,200	0	0	0	41,200	
総計	791,200	0	0	110,000	681,200	

企 業 債 明 細 書

種 類	発行年月日	発行総額	償 還 高		未償還残高	発行価格	利率	償還終期	借 入 先
			当年底償還高	償還高累計					
昭和28年度 地方公営企業等基金	昭和 29. 4. 15	3000000	0	3000000	0	円 3000000	% 6.5	昭和 48. 11. 1	大蔵省資金運用部 (償還済)
昭和29年度	30. 3. 22	1600000	1607053	1600000	0	1600000	"	49. 11. 1	"
昭和30年度	31. 4. 27	1600000	1495532	1600000	0	1600000	"	50. 3. 1	"
昭和31年度	32. 5. 31	2400000	1211280	12956935	11041065	2400000	"	57. 3. 1	"
昭和32年度	33. 5. 30	3000000	1396523	14940766	15059234	3000000	"	58. 2. 1	"
昭和34年度	35. 5. 30	3000000	127281	1159828	1840172	3000000	"	60. 2. 1	"
昭和35年度	36. 2. 28	1800000	703373	6409372	11590628	1800000	"	61. 2. 1	"
昭和36年度	37. 5. 21	2900000	1062993	9193000	19807000	2900000	"	62. 2. 1	"
"	"	7000000	256585	2218999	4781001	7000000	"	"	"
昭和37年度	38. 4. 9	3000000	1050564	8011560	21988440	3000000	"	63. 2. 1	"
"	"	9000000	304277	2631451	6368549	9000000	"	"	"
"	38. 10. 22	3400000	1169045	9581731	24458269	3400000	"	"	"
昭和38年度	39. 3. 10	1700000	539132	4395774	12604226	1700000	"	64. 2. 1	"

借 入 資 本 金

		39.	4. 21	34000000	1096608*	8862686	25537314	34000000	6.5	64. 2. 1	大蔵省資金運用部	
昭和38年度	地方公営企業等資金											
昭和39年度	"	40. 3. 20	41000000	1219691	9301313	31698837	41000000	"	"	65. 2. 1	"	
"	"	40. 3. 27	10000000	314824	1830981	8169019	10000000	"	"	"	"	
昭和40年度	"	41. 3. 25	88000000	1707956	9949069	78050931	88000000	"	"	71. 2. 1	"	
"	"	41. 5. 10	16000000	310537	1808922	14191078	16000000	"	"	"	"	
"	"	41. 9. 28	38000000	72426	490231	3809769	38000000	"	"	"	"	
昭和41年度	"	42. 4. 25	36000000	637742	4251203	31748797	36000000	"	"	72. 3. 1	"	
"	"	42. 10. 27	128000000	2269664	15008969	112991031	128000000	"	"	"	"	
昭和42年度	"	43. 12. 25	67000000	1254059	4568965	62431035	67000000	"	"	"	"	
昭和43年度	"	44. 5. 30	17000000	294214	1071922	15928078	17000000	"	"	73. 3. 1	"	
昭和44年度	"	45. 3. 20	70000000	1121877	4085559	65914441	70000000	"	"	74. 3. 1	"	
昭和45年度	"	46. 3. 25	96000000	1483113	1483113	94516837	96000000	"	"	75. 3. 1	"	
昭和46年度	"	47. 3. 31	78000000	1031355	1031355	76968645	78000000	"	"	77. 3. 1	"	
昭和47年度	"	48. 8. 15	125000000	0	0	125000000	125000000	"	"	78. 3. 1	"	
借 入 資 本 金												

種 類	發行年月日	發行總額	債 還 高		未償還殘高	発行価格	利率	償還終期	借 入 先
			当年度償還高	償還高累計					
昭和48年度 第1回公募債	昭和49. 3. 30	円 7500000	円 0	円 0	円 7500000	円 7500000	% 9.2	昭和56. 3. 30	住友銀行
"	"	7500000	0	0	7500000	7500000	"	"	泉州銀行
昭和49年度	50. 3. 31	13500000	0	0	13500000	13500000	9.7	60. 3. 31	住友銀行
"	"	13500000	0	0	13500000	13500000	"	"	泉州銀行
合 計		2310400000	45724130	476789773	1883610227	2310400000			

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） それでは、ただいま上程されました昭和49年度和泉市水道事業会計決算について、提案理由並びにその内容について、ご説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本議会の認定に付すべく提出させていただきましたものでございます。

内容につきましては、本年度の事業報告から申しますと、給水の状況におきましては一昨年の全国的な異状漏水とは逆に、水が充分あったにもかかわらず、節水PRの浸透と事業所の操短等により、一日最大配水量は、48年度の最大配水量より、若干下回る結果と相なったものでございます。また、建設改良工事の概況につきましては、和泉上水道第3回拡張事業において、未給水地区である春木川町に配水池築造工事と配水管布設工事及び春木川配水池に送水するために父鬼加圧ポンプ設備工事並びに計画に基づく市内各町に配水管布設工事と配水管更正工事を、改良工事については、池上、和田両浄水場の現在稼働中の施設改造と配水管布設工事を、また、配水管整備事業につきましては、水量増強と水圧確保のための配水管布設工事をそれぞれ施行いたしました。普及の状況につきましては昭和50年3月31日現在、総人口11万8,871人に対し、戸数別93.2%人口別92%と相なっております。

それでは、簡単に決算報告書以下について申し上げます。3ページの収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第1款、水道事業収益は、予算総額6億9,324万7,797円となっております。この内訳は、第1項の営業収益で、予算額合計6億7,900万円に対し決算額6億7,732万2,230円、第2項、営業外収益予算額合計1,570万円に対し、決算額1,592万5,567円となっております。

一方、支出につきましては、第1款、水道事業費用予算額合計8億2,798万6千円に対し決算額7億9,608万9,305円、不用額3,189万6,695円となっておりますが、不用額については受水費、薬品、その他であります。決算額の内訳は、第1項、営業費用予算額合計7億634万3千円に対し決算額6億7,537万7,220円、第2項、営業外費用予算合計1億2,154万3千円に対し、決算額1億2,071万2,085円となっております。

次に、建設改良工事を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。まず、収入では、第1款、資本的収入予算額合計3億5,750万円に対し、決算額3億2,790万5千円であります。その内訳は、第1項、企業債予算額合計3億1,400万円に対し決算額2億8,470万円で、予算額に比し2,930万円収入減となっております。これは第3回拡張事業債2,600万円及び配水管整備事業債330万円に係る工事が、工事工程のおくれ並びに一部道路工事がおくれたことにより、借入れしなかった結果でございます。この収入につきましては、50

年度で収入いたしております。

第2項、負担金、予算額合計450万円に対し決算額450万円、これは一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であります。

第3項、工事負担金、予算額合計3,900万円に対し決算額3,870万5千円、これは、計画外路線の配水管布設工事負担金と、特別開発負担金でございます。

一方、支出におきましては、第1款資本的支出予算額合計4億7,464万2,240円に対し決算額4億1,291万5,335円、その内訳は、第1項、建設改良費予算額合計4億2,891万7,240円に対し決算額3億6,719万1,205円で、この内容につきましては、継続事業の第3回拡張事業費に2億6,428万3,954円、改良工事費に7,753万9,426円、配水管整備事業費に936万5千円、営業設備費に1,600万2,825円支出しており、翌年度へ繰り越される継続通次繰越額5,582万7,286円及び予算繰越額383万5千円を除き、206万3,749円の不用額を生じております。これは営業設備費で124万3,175円と改良工事費で82万574円でありまして、これらはすべて一般財源充当分であります。なお、これら工事概要につきましては、22ページに記載いたしております。

次に、第2項、企業債償還金は、予算額合計4,572万5千円に対し、決算額4,572万4,130円となっております。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,501万335円は、借入金でもって補てんしておるものであります。

次に7ページの昭和49年度和泉市水道事業損益計算書について申します。これは昭和49年度における本市水道事業の経営成績を明らかにするものでございまして、簡単にご説明いたしますと、営業収益では、給水収益5億4,949万3,236円と受託工事収益2,184万7,895円及びその他の営業収益1億598万1,099円ありますが、その他の営業収益の主なものは、材料売却収益及び一般会計からの消火栓維持管理補償金と、諸手数料でございます。

以上で営業収益合計6億7,732万2,230円となるものでございます。

次の営業費用でございますが、

①の原水及浄水費2億7,945万931円、これは、原水の取水並びに浄水の維持作業に要するすべての費用でございます。②配水及給水費8,747万5,743円、これは配水並びに給水に要するすべての費用であります。③受託工事費1,656万9,895円、これは配水管移設及び給水関係に係る新設、増設等の受託工事費用であります。④業務費9,379万9,804円、これは検針、調定、集金等の業務に要する費用であります。⑤総係費5,983万1,671円、これはいままで申し上げました費用以外の事業活動全般に関連する費用であります。⑥減価償却費5,895

万6,500円は、有形、無形の固定資産の減価償却でございます。

⑦資産減耗費64万4,016円、これは固定資産のうち耐用年数の経過した自動車を除却した、固定資産の除却費でございます。⑧その他の営業費用7,864万8,660円、これはすべて材料売却原価でございます。

以上で営業費用合計6億7,537万7,220円となり、営業収益より差し引きいたしますと1,94万5,010円の営業利益と相なるものでございます。

次に、これらに営業外収益の①受取利息322万1,752円及び②雑収益270万3,815円並びに一般会計から高料金対策としての③他会計補助金千万円を加えますと、当年度総利益は1,787万5,77円となり、これから営業外費用の支払利息及企業債取扱諸費1億2,071万2,085円を差し引きいたしますと、当年度純損失1億2,84万1,508円となるものでございます。これらの要因としましては、収益の伸びなやみに加えて、府営水道料金及び電力料金値上げ並びに職員給与の改定等であります。昭和50年においては、さらに厳しい状態となってくるものと覚悟いたしております。

なお、この損益計算書の詳細につきましては、38ページ以下の収益費用明細書のとおりでございます。

次に、9ページの剰余金計算書に移ります。利益剰余金の部から申しますと、前年度決算において、減債積立金として積み立てした減債積立金110万円を、49年度において企業債の償還財源として処分しており、当年度未残高はゼロとなっております。この処分に伴い110万円は、組入資本金として自己資本金の増加となって、貸借対照表に表われております。

次に、前年度より繰り越された未処分利益剰余金2,074万4,067円より、前年度利益剰余金処分額として、先の減債積立金として積み立てた110万円を差し引きし、繰越利益剰余金1,964万4,067円に、③の繰越利益剰余金減少高として、過年度損益修正額16万4,500円を差し引きしますと、繰越利益剰余金年度未残高1,948万3,617円となりこれと当年度純損失1億2,84万1,508円を相殺いたしますと、49年度未処理欠損金は、8,335,789円となる次第であります。

次に、資本剰余金の部でございますが、今年は、(1)国庫補助金、(2)府補助金、(5)受贈財産評価額とも発生及処分もございませんので、全額翌年度へ繰り越されておりますが、(3)工事負担金につきましては、先にご説明いたしました資本的収入中、工事及び開発負担金3,870万5千円と、(4)の負担金として、新設消火栓の負担金450万円の合計4,320万5千円発生しております。したがって、翌年度繰越資本剰余金は、8億2,205万9,583円となるものであります。

次は、欠損金処理計算書(案)であります。未処理欠損金8,335万7,891円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、貸借対照表につきましては省略させていただき、以上、まことに簡単であります。昭和49年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

決算附属書類として、18ページ以下に各明細書を添付しておりますので、これらをご参照いただきまして何とぞ本決算を認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

- 議長(池辺秀夫君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) いまの説明を聞いておりますと、結局、営業収益と経費でトントン、問題は、企業債の償還金1億2千万円、これがなければ黒字になる。これが今日の公営企業の悩みと言えるのと、市の一般会計からの補助金1千万円は、本会計が赤字だから期待できない。この点で企業債の金利の低利にするとか、元金償還の繰り延べとか、当局はどういうふうに考えているのか、お答え願いたい。
- 議長(池辺秀夫君) 答弁。
- 水道部長(田中稔君) ご指摘の企業債の低利、また、償還期限の延長等につきましては、私どもはあらゆる機会を通じ、日本水道協会という組織をもって政府に訴えておるわけでございますが、なかなか思うように進展していないのが実情でございます。
- 18番(直村静二君) そういう点で、いずれも大阪の府営水の値上げ問題も出ておるという点で、かなりまた、50年度の決算に挙がってくるという点では、単に和泉市だけが大阪府政に異議申し立てるというだけでなく、府とも協力して、公営企業の抜本的な立て直しを今日の地方財政の中でやっていっていただきたい。いずれ委員会付託になりますので、その中でやっていきたいと思っておりますので意見だけ言うときます。
- 議長(池辺秀夫君) 他に。
- 16番(横田憲治郎君) 企業債が出ましたが、公営企業の抜本的対策は当然のことですけど、この水道会計が論議されるときにいつも10年1日のごとく出とるわけですが、どのように具体的な市独自の対策として1千万円を一般会計から入れてるが、高い料金であることを認めてる。ましてや、財政実態の脆弱な折り、やはりこれも水道部局の運営のみにゆだねるんじゃなく、本市の行政課題として、もっと強力な対策がなければならぬと思う。

これは具体的にはお聞きしますが、そういうことでいまのことは重複しますので、意見だけ申し上げておきますが、内容的には、部長の説明の中でありました給水収益の伸び悩みという問題ですが、前々年度、48年度の異常渇水で節水を呼びかけたのが、そのはね返りが49年

度にきたという簡単な説明ですけど、給水戸数が1,270戸ふえているわけです。もちろん、給水量もそれに従ってふえてるが、いまいし具体的に、しかるに、この伸びがそれぞれの給水戸数、給水量のアベレージから比較すると極端に違うんじゃないか。ただ、節水が1年おくれで徹底したので上がれへんかったという簡単な説明では納得できかねますので、その点だけお伺いしておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 水道部総務課長（中辻寿夫君） お答えいたします。

給水収益の伸び悩みについてでございますが、特に部長も説明いたしましたように、節水が効いてることも一因でございます。また、オイルショック後の不況によりまして、工場用に給水しております水道料金が約10%落さしております。そういった関係で、総収益にして確かに家庭用等で少し伸びておりますが、全体平均で6.7%の伸び、金額で3,450万円の伸びにとどまっておりますので御了承願います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては、充分審議をお願いいたしたいと思えます。

なお、本決算の審査につきましては、過日の議会運営委員会の決定に基づき、決算審査特別委員会を設置して付託し、閉会中ご審議をお願いいたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、決算委員の選任についても、先の議会運営委員会でご了承っておりますので、今期中に選任させていただきたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第21「昭和49年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第 2 号

昭和 49 年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、昭和 49 年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和 50 年 9 月 29 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

認定第 2 号参考資料

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）抜すい

（決算）

第 30 条略

2～3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～6 略

昭和49年度

和泉市病院事業会計決算書

和泉市立病院

決算概要

収益の収入額	623,491,838 円
収益の支出額	831,054,778
当年度純損失	207,562,940
前年度繰越欠損金	381,785,953
欠損金累計	589,348,893
資本の収入額	400,539,000 円
資本の支出額	44,037,420

昭和49年度

和泉市病院事業会計決算書

昭和49年度和泉市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 572,575,000	円 37,705,000	円 0	円 610,280,000	円 623,491,838	円 13,211,838	
第1項 医業収益	518,170,000	24,741,000	0	537,911,000	550,676,728	12,765,728	
第2項 医業外収益	59,405,000	12,964,000	0	72,369,000	72,815,110	446,110	

支 出

区 分	予			算 額			決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備流用 費増減 出額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額				
第1款 病院事業費用	円 711,689,000	127,132,000	円 0 0 0	円 0 0 0	838,821,000	円 0	838,821,000	円 831,054,778	円 7,766,222	
第1項 医業費用	651,066,000	125,479,000	0 0 0	0 0 0	776,545,000	0	776,545,000	770,830,678	5,714,327	
第2項 医業外費用	60,323,000	16,530,000	0 0 0	0 0 0	61,976,000	0	61,976,000	60,224,105	1,751,895	
第3項 予備費	300,000	0 0 0	0 0 0	0 0 0	300,000	0	300,000	0	300,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算 額					決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	考 備
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額に 係る財源 充当額	経統費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 22,421,000	円 457,118,000	円 479,589,000	円 0	円 0	円 479,589,000	円 400,539,000	円 △79,000,000
第1項 他会計出資金	22,421,000	0	22,421,000	0	0	22,421,000	22,421,000	0
第2項 公立病院特例債	0	364,400,000	364,400,000	0	0	364,400,000	364,400,000	0
第3項 企業債	0	91,600,000	91,600,000	0	0	91,600,000	126,000,000	△79,000,000
第4項 老人病棟改修 整備費府補助金	0	1,118,000	1,118,000	0	0	1,118,000	1,118,000	0

支出

区分	予算額						翌年度繰越額			不用額備考
	当初 予算額	補正 予算額	流用 増減 額	小計	地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額		継続 費通 次繰 越額	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	合計	
					円	円				
第1款 資本的支出	22,421,000	102,568,000	0	124,989,000	0	0	0	87,500,000	87,500,000	48,451,580
第1項 建設改良費	9,288,000	94,368,000	0	103,601,000	0	0	0	87,500,000	87,500,000	48,450,804
第2項 企業債償還金	13,188,000	0	0	13,188,000	0	0	0	0	0	776
第3項 投資	0	8,200,000	0	8,200,000	0	0	0	0	0	0

昭和49年度 和泉市病院事業損益計算書

(昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで)

(単位 円)

1. 医業収益	
(1) 入院収益	288,485,428
(2) 外来収益	246,829,372
(3) その他医業収益	<u>15,861,928</u>
	550,676,728
2. 医業費用	
(1) 給与費	484,339,005
(2) 材料費	212,546,168
(3) 経費	55,844,744
(4) 減価償却費	15,110,472
(5) 資産減耗費	0
(6) 研究修費	<u>2,990,284</u>
医業損失	<u>770,830,673</u>
	220,153,945

3. 医 業 外 収 益

(1) 受取利息配当金	2,296,748
(2) 他会計補助金	64,354,000
(3) 患者外給食収益	4,369,090
(4) その他医業外収益	915,272
(5) 国庫補助金	<u>880,000</u>

当 年 度 総 損 失

147,338,835

4. 医 業 外 費 用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	54,876,119
(2) 患者外給食材料費	<u>5,347,986</u>

当 年 度 純 損 失

207,562,940

昭和49年度 和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで)

欠 損 金 の 部		(単位 円)
1. 欠 損 金		
1. 前年度未処分欠損金	381,785,953	381,785,953
2. 前年度欠損金処理額	0	207,562,940
繰越欠損金年度末残高		589,348,893
3. 当年度純損失		
当年度未処理欠損金		

資 本 剰 余 金 の 部

1. 府 補 助 金	0
1. 前年度末残高	1,118,000
2. 当年度発生高	1,118,000
3. 当年度末残高	1,118,000
翌年度繰越資本剰余金	

昭和49年度 和泉市病院事業欠損金処理計算書(案)

(単位 円)

589,348,893

1. 当年度未処理欠損金

0

2. 欠損金処理額

589,348,893

3. 翌年度繰越欠損金

昭和49年度 和泉市病院事業貸借対照表

(昭和50年3月31日現在)

資 産 の 部		(単位 円)
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
1. 土 地	90,816,210	
2. 建 物	240,415,659	
建物減価償却引当金	26,981,002	213,434,657
3. 構 築 物	2,848,487	
構築物減価償却引当	1,017,785	1,830,702
4. 車 輛	1,240,000	
車輛減価償却引当金	555,768	684,232
5. 器 械 及 備 品	35,778,875	
器械備品減価償却引	14,968,178	20,810,697
6. 建 設 仮 勘 定	17,002,280	
有形固定資産合計		344,078,778

(2) 投

資

1. 投資有価証券	138,124	
2. 長期貸付金	<u>9,499,235</u>	
投資合計		<u>9,637,359</u>
固定資産合計		353,716,137

2. 流動資産

(1) 現金	73,030,012	
(2) 未収金	128,923,666	
(3) 貯蔵品	11,712,089	
(4) 前払金	<u>750,000</u>	

流動資産合計

214,415,767

資産合計

568,131,904

負債の部

3. 固定負債

(1) 特例債	364,400,000
(2) その他固定負債	<u>20,330,243</u>

固定負債合計

384,730,243

4. 流動負債

(1) 一時借入金 350,000,000

(2) 未払金 55,894,145

(3) その他流動負債

1. 予納金 732,000

2. 預り金 5,092,774

3. 預り金(共済基金) 3,100,000

その他流動負債合計

8,924,774

流動負債合計

414,818,919

799,549,162

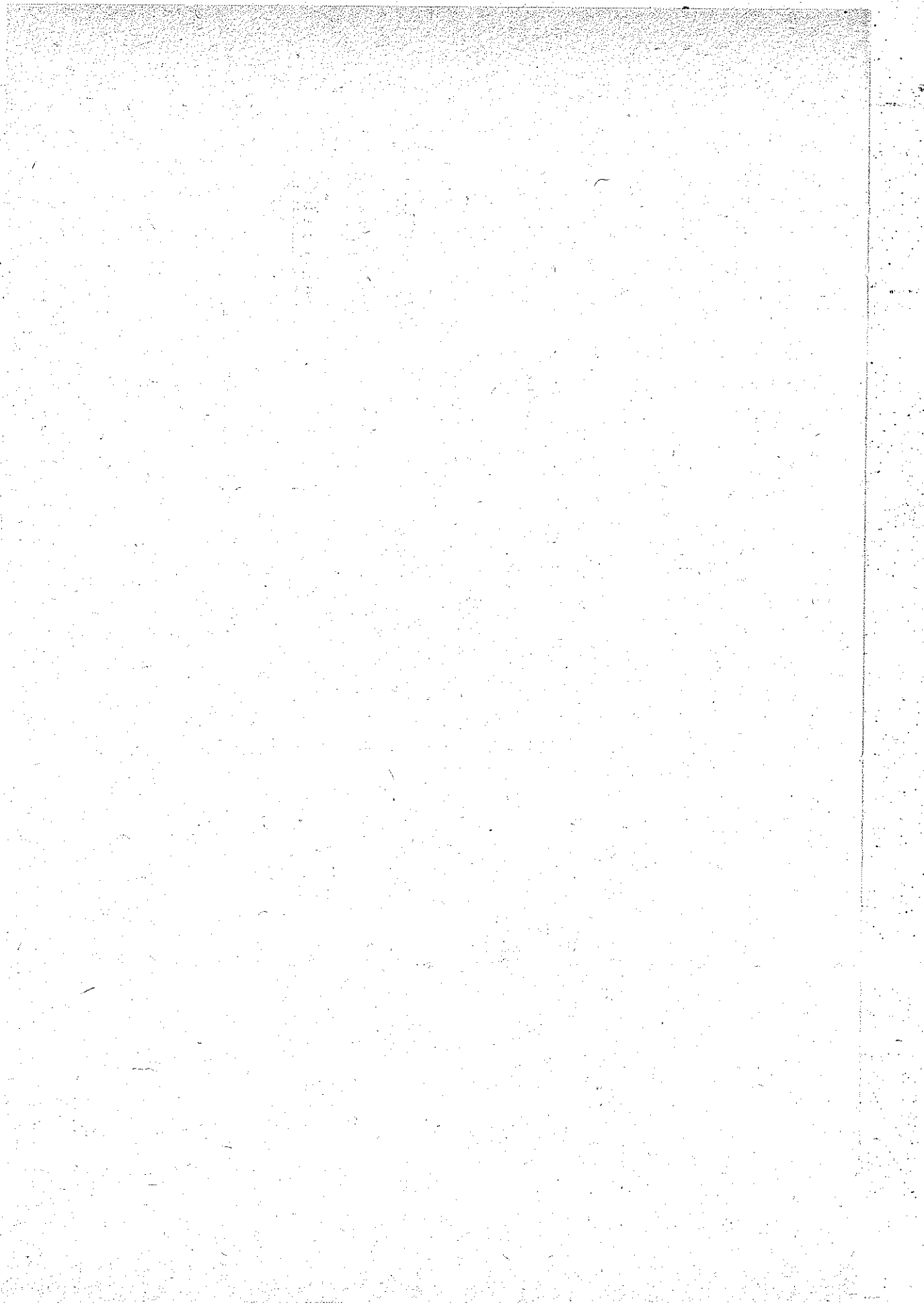
資本の部

5. 資本金

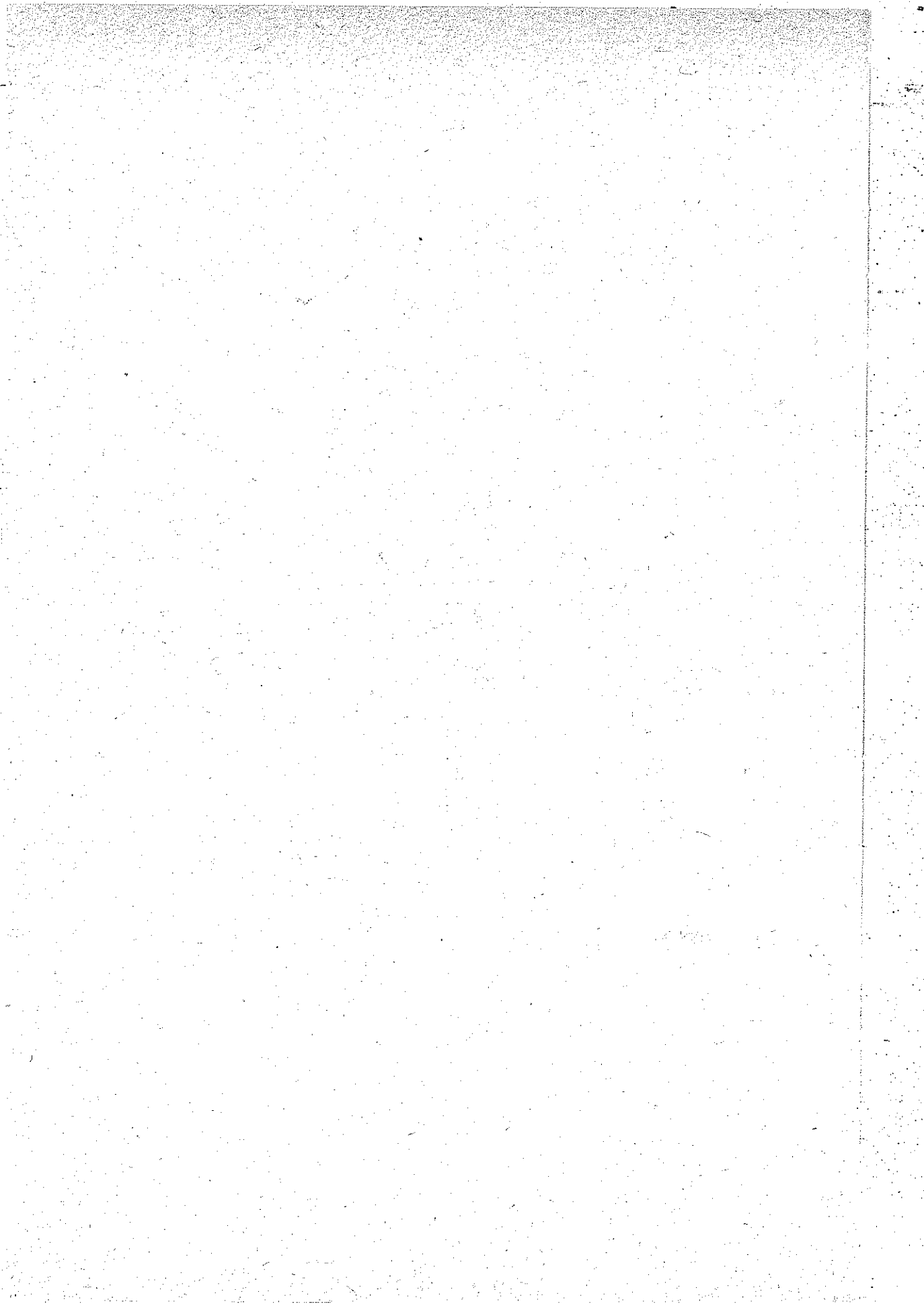
(1) 自己資本金 158,754,371

(2) 借入資本金

1. 企業	債		
資本	金		
合計		<u>198,059,264</u>	<u>356,813,635</u>
6. 剩	余		
(1) 資本	剩		
1. 府	補		
助	金		
1,118,000			
(2) 利益	剩		
1. 繰	越		
欠	損		
金			
381,785,953			
2. 当	年		
度	欠		
損	金		
207,562,940			
利益	剩		
余	金		
合計		<u>△589,348,893</u>	<u>△588,230,893</u>
剩	余		
金	金		
合計			<u>△231,417,258</u>
資	本		
合計			<u>568,131,904</u>
負債	資		
本	本		
合計			



決算附屬書類



昭和49年度和泉市病院事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

近年、社会福祉制度が充実され、老人医療等の設備も府の積極的な補助を得ていますが、更に診療内容を充実、向上さす為に、本年は医療器械、設備の整備に努めました。

本年度中の当病院の利用状況は、入院患者延46,313人（一日平均126.9人）外来患者延82,742人（一日平均278.6人）となり、前年度に比較して入院では266人（一日平均0.7人）0.6%増、外来では1,952人（一日平均6.6人）2.4%増の診断治療を行っております。

次に財政面からみた場合、事業収益623,492千円に対し、事業費用831,055千円で、差引207,563千円の純損失が生じました。

収益については、診療報酬の改定が昭和49年10月実施され、医療収益は前年度に比して32.9%増の550,677千円となりました。又、一般会計補助金は前年度より17,675千円増加される等で、医療外収益は前年度に比して41.0%増の72,815千円となりました。

一方費用については、物価高騰による材料費の増加と、人勤に基づき給与改定により、医療費用は前年度に比して30.7%増の770,831千円となりました。医療外費用は増加した累積欠損金を継ぐ為の借入金の利息により、前年度に比し5.4.9%増の60,224千円となりました。

又、昭和49年12月に、前年度末の不良債務364,400千円を公立病院特例債として長期債に切り換えましたので、資金繰りは一時緩和されましたが、当年度損失等により本年度末には再び不良債務が200,403千円となり財政的に厳しい状態が続いて居ります。

以上、昭和49年度の概況を申し述べましたが、地域住民の健康と生命を守る市立病院としての機能を高める為、病院の整備を早急に具体化すると共に、より一層患者サービスの向上に努力する所存であります。

(2) 診 療 状 況

本年度中の外来患者 延82,742人 1日平均外来患者数 278.6人
 " 入院患者 延46,313人 " 入院 " 126.9人

各科別の診療状況

増 減	外 来		科 目	人		増 減
	昭和48年度	昭和49年度		昭和49年度	昭和48年度	
△ 7.6	34,229	31,640	内 科	31,697	33,076	△ 4.2
△ 8.0	7,002	6,442	外 科	4,404	4,207	4.7
16.7	21,359	24,922	整形 外科	7,817	6,469	20.8
11.8	13,566	15,172	小 児 科	2,395	2,295	4.4
△ 1.5	4,634	4,566	神 経 科			
2.4	80,790	82,742	合 計	46,313	46,047	0.6

(3) 議会 議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
議案第45号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	49年6月10日	49年6月11日
議案第46号	昭和49年6月に支給する期末手当の特例に関する条例制定について	49年6月10日	49年6月11日
議案第49号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	49年6月10日	49年6月11日
認定第2号	昭和48年度和泉市病院事業会計決算認定について	49年9月25日	49年12月9日
議案第64号	昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	49年9月25日	49年10月2日
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて(昭和49年12月に支給する期末手当の額の特例に関する条例)	49年12月9日	49年12月16日
議案第77号	和泉市職員の特別退職措置及びこれに伴う優遇措置条例の一部を改正する条例制定について	49年12月9日	49年12月16日
議案第82号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	49年12月9日	49年12月24日
議案第83号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	49年12月9日	49年12月24日
議案第86号	昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	49年12月9日	49年12月24日
議案第6号	昭和50年度和泉市病院事業会計予算	50年3月11日	50年3月31日
議案第26号	昭和49年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	50年3月18日	50年3月18日
議案第27号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	50年3月31日	50年3月31日

(4) 職員に関する事項 (昭和50年3月31日現在)

(単位 人)

給料表別 職 種 別	医療職 (一)		医療職 (二)					医療職 (三)			一 般 行 政 職							臨時職員		合 計							
	医 師	小 計	薬 剂 師	検 査 技 師	× 線 技 師	栄 養 士	理 学 療 法 士	小 計	看 護 婦	准 看 護 婦	見 習 看 護 婦	小 計	事 務 職 員	検 査 補 助 員	運 転 手	汽 缶 士	交 換 手	営 繕 員	調 理 員		病 棟 婦	業 務 員	小 計	看 護 婦	診 療 補 助 員	計	
計	14	14	7	5	4	3	3	22	16	37	5	58	19	3	1	2	1	1	8	3	4	42	136			136	
臨時職員																							1	2	3	3	
合 計	14	14	7	5	4	3	3	22	16	37	5	58	19	3	1	2	1	1	8	3	4	42	136	1	2	3	139
前 年 度 末	13	13	6	5	3	3	2	19	15	33	4	52	19	3	1	2	1	1	8	3	2	40	124	3	2	5	129
差 引 増 減	1	1	1	1	1	1	1	3	1	4	1	6									2	2	△	△	2	△	10

2. 工 事
 (1) 建設工事の概況

工 事 名	工 事 内 容	工 事 費	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
病院増改築工事	土質調査委託	円 200,000	49.10.30	49.11.5	(株)アサノ建工 大 阪 支 店
"	基本設計委託	12,600,000	49.12.24		山田守建築事務所
合 計		12,800,000			

3. 業 務

(1) 業 務 量

(1) 各科別外来入院診療数

(単位 人)

医師1人当り 1日診療数	外 来 診 療 数		科 別	入 院 診 療 数		医師1人当り 1日診療数
	1日平均診療数	診 療 数		診 療 数	1日平均診療数	
13.3	106.5	31,640	内 科	31,697	86.8	10.9
7.2	21.7	6,442	外 科	4,404	12.1	4.0
42.0	83.9	24,922	整 形 外 科	7,817	21.4	10.7
51.1	51.1	15,172	小 児 科	2,995	6.6	6.6
15.4	15.4	4,566	神 経 科			
	27.8.6	82,742	合 計	46,313	126.9	

(2) 事業収入に関する事項

(1) 医 業 収 益

(単位 円)

初診料	再診料	薬 料	注射料	処置料	手術料	検査料	×線料	入院料	寝具料
7,560,741	21,971,189	168,266,988	75,536,871	11,048,615	13,488,438	47,619,506	23,087,349	82,651,874	3,988,702
看護料	給食料	その他 入院収益	その他 外来収益	室 料 差額収益	公衆衛生 活動収益	医 療 相談収益	その他 医業収益		合 計
29,796,251	40,064,802	4,105,104	5,688,875	12,201,905	700,873	1,408,858	1,550,297		550,676,728

(単位 円)

(ロ) 医業外収益

受取利息配当金	他会計補助金	患者外給食収益	その他医業外収益	国庫補助金	合計
2296,748	64,354,000	4,369,090	915,272	880,000	72,815,110

(ハ) 各科別入院収益及び外来収益

(単位 円)

科別	内科	外科	科	整形外科	小児科	神経科	合計
入院収益	188,198,257	41,306,144		42,626,362	16,354,665	0	288,485,428
百分比 (%)	65.2	14.3		14.8	5.7	0	100.0
外来収益	128,693,184	14,206,846		57,998,685	30,856,583	14,574,074	246,329,372
百分比 (%)	52.2	5.8		23.6	12.5	5.9	100.0
合計	316,891,441	55,512,990		100,625,047	47,211,248	14,574,074	584,814,800
百分比 (%)	59.3	10.4		18.8	8.8	2.7	100.0

(二) 収益的収入項目別比較

区分	昭和49年度		昭和48年度		比較		備考
	円	%	円	%	増減額	増減率	
医業収益	550,676,728	88.3	414,245,010	88.9	136,431,718	32.9	
入院収益	288,485,428	46.3	208,640,459	44.8	79,844,969	38.3	
外来収益	246,329,372	39.5	191,458,533	41.1	54,870,839	28.7	
その他医業収益	15,861,928	2.5	14,146,018	3.0	1,715,910	12.1	
医業外収益	72,815,110	11.7	51,646,474	11.1	21,168,636	41.0	
受取利息配当金	2,296,748	0.4	1,118,160	0.3	1,178,588	105.4	
他会計補助金	64,354,000	10.3	46,679,075	10.0	17,674,925	37.9	
患者外給食収益	4,369,090	0.7	2,869,590	0.6	1,499,500	52.3	
その他医業外収益	915,272	0.2	979,649	0.2	△ 64,377	△ 6.6	
国庫補助金	880,000	0.1	0		880,000	100.0	
合計	623,491,838	100.0	465,891,484	100.0	157,600,354	33.8	

(8) 事業費用に関する事項
 (1) 収益的費用項目別比較

区 分	昭和 49 年 度		昭和 48 年 度		比 較		備 考
	円	%	円	%	増 減 額	増 減 率	
医 業 費 用	770,830,673	92.8	589,861,105	93.8	180,969,568	30.7	
給 与 費	484,839,005	58.8	342,048,206	54.4	142,290,799	41.6	
材 料 費	212,546,168	25.6	175,377,857	27.9	37,168,311	21.2	
経 費	55,844,744	6.7	52,795,482	8.4	3,049,262	5.8	
減 価 償 却 費	15,110,472	1.8	15,066,425	2.4	44,047	0.3	
資 産 減 耗 費	0	0	0	0	0	0	
研 究 研 修 費	2,990,284	0.4	4,578,135	0.7	△ 1,582,851	△34.6	
医 業 外 費 用	60,224,105	7.2	38,889,618	6.2	21,334,487	54.9	
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	54,876,119	6.6	34,498,717	5.5	20,377,402	59.1	
患 者 外 給 食 材 料 費	5,347,986	0.6	4,390,901	0.7	957,085	21.8	
合 計	831,054,778	100.0	628,750,723	100.0	202,304,055	32.2	

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(イ) 業務委託契約

契約先	契約期間	契約金額	契約の内容	備考
(株) アイ・エム・ピーセンター	49.4~50.3	1,891,780 円	保険診療報酬請求業務委託	
三友医療産業(株)	"	1,921,445	基準寝具設備業務委託	貸切方式
"	"	1,300,786	診療衣リース委託	
和泉衛生	"	420,000	塵芥蒐集業務委託	
関西マネジ興業(株)	"	3,732,000	院内清掃業務委託	

(ロ) 器械備品購入契約

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容	台数	備考
(株) 自治体病院共済会	49.4	1,318,800 円	麻酔器、血液ガス分析装置	各1	手術室、検査室 リース契約8年
(株) 日本リース	49.10	1,263,000	オリンパス十二指腸ファイバースコープ ファイバースコープ付カストロカメラ、フジ自動頭像機	各1	内科、放射線科 リース契約8年
フクダ電子(株)	49.5	1,300,000	心音心電計	1	内科
此花医療(株)	49.7	1,230,000	透視用整形外科手術台	1	手術室
"	49.10	165,000	下肢牽引装置	1	"

此花医療(株)	49.10	125,000	支腰器	1	手術室
大日医科産業(株)	"	297,000	起立訓練用傾斜ベッド	1	物療室
"	49.12	260,000	器械戸棚	1	手術室
田中器械店	49.11	282,000	吸引器	2	小児科、二語
"	"	665,000	自動血球計数器	1	検査室
"	"	76,000	定電流電圧装置	1	"
"	"	274,000	ケツテル棚	1	手術室
"	49.12	64,000	ヘモグロビンメーター	1	検査室
(株)関西製作所	50.1	125,000	清拭車	1	二語
"	50.3	180,000	洗髮車	1	"
"	"	186,000	車椅子	4	"
"	"	772,000	キャジベッド	24	"
三和医理科販売(株)	49.10	70,000	アンプルケース	2	薬局
日燃鋼器(株)	49.9	66,600	レントゲンフィルム棚	2	外来各科
田中宇商店	49.7	59,000	穿孔機	1	事務
府中電機(株)	"	360,000	クラー	2	事務及び看護婦休憩室
"	49.8	160,000	クラー	1	事務
府中設備機器工事(株)	49.7	550,000	クーリングタワー(一式)	1	新館屋上
"	49.10	148,000	卓上合成調理器(一式)	1	給食

(2) 一時借入金の概況

		(単位 円)	
前年度末残高	本年度借入総額	本年度返済総額	本年度末残高
420,000,000	1,250,000,000	1,320,000,000	350,000,000

(3) 未払金の内訳

区分	金額	備考
器械及備品	1,118,000	(株) 関西製作所
給与品費	9,211,677	職員諸手当及健保、共済、互助会負担金
薬品費	37,074,050	(株) 三星堂他 6 社 1~3 月分
給食材料費	3,580,810	森口商店他 18 社 2~3 月分
診療材料費	1,281,320	西本産業(株)他 11 社 8 月分
医療消耗品費	43,300	大日医科産業(株)他 2 社 "
旅費交通費	14,840	職員出張旅費 "
消耗品費	131,550	(株) 小野商店他 9 社 "

消 耗	備 品	費	145,660	三友医療産業(株)他 3 社	3 月分
光	熱	水	295,010	和泉市水道部	"
燃	料	費	684,582	溝川鉱油店他 1 社	"
印	製 本	費	177,330	藤原印刷所他 3 社	"
修	繕	料	514,350	小野林建設(株)他 4 社	"
賃	借	料	311,285	三友医療産業(株)他 1 社	"
委	託	料	609,611	大阪薬品(株)他 5 社	"
雜	費	費	7,110	界相互タクシ- (株)	"
交	際	費	20,000	病院交際費	"
図	書	費	300,520	前川書店	"
旅	費	費	203,100	医師学会出張旅費	"
	計		55,724,105		
過 年 度	未 払 金		20,040	47 年度 滝岡氏退職金追加分	
			150,000	48 年度 大日医科産業 (株)	
合	計		55,894,145		

(4) 未収金の内訳

区 分	金 額	備 考
支払基金他保険報酬	762,547	11月～1月調定請求分
"	40,719,011	2月
"	48,281,805	3月
個人負担金	2,538,028	昭和49年度個人請求分
その他未収金	721,275	入院料差額328,450. その他医業収益6,100
和泉市分担金	22,288,000	医業外収益386,725
国庫補助金	11,615,000	昭和46年度看護婦寄宿舎建設分
府補助金	880,000	昭和49年度補助金
合計	128,923,666	昭和49年度特例債利子補助金
		昭和49年度老人病棟改修整備費補助金

(5) 貯蔵品の内訳

区 分	金 額	備 考
薬 品	8,085,298	一般投薬用品及注射薬品
診 療 材 料	2,033,194	注射器、針、ガーゼ、繃帯、フィルム、その他
給 食 材 料	404,213	米、小麦粉、砂糖、調味料、その他
医 療 消 耗 備 品	40,000	鉗子、血圧計、その他
消 耗 品	381,358	螢光灯、洗剤、文具品、その他
消 耗 備 品	21,060	ガスコンロ、パケツ、その他
燃 料	215,600	ボイラー用A重油
食 糧 (茶)	3,950	玄米茶、その他
印 刷 物	382,680	診療日報、検査報告、伝票、その他
患 者 外 給 食 材 料	144,736	米、小麦粉、砂糖、調味料、その他
合 計	11,712,089	

(6) 前払金の内訳

区 分	金 額	備 考
窓口準備資金	150,000 円	窓口釣銭用
前 渡 金	600,000	立替払資金

(7) その他流動負債の内訳

区 分	金 額	備 考
予 納 金	732,000 円	入院前受金
預 り 金	5,092,774	職員源泉所得税 2,276,860 円 職員市民税 786,550 職員健保、共済等個人負担金 1,929,051 日本生命等個人返還分 100,313 職員共済会預り金
共 済 基 金	3,100,000	
合 計	8,924,774	

資 金 収 入 支 出 表

(昭和49年4月1日より昭和50年3月31日まで)

(単位 円)

受 入 科 目	金 額	備 考	支 払 科 目	金 額	備 考
医 業 収 益	458,040,787		医 業 費 用	550,349,764	
医 業 外 収 益	59,933,385		医 業 外 費 用	54,876,119	
過 年 度 未 収 金	90,456,494		建 設 改 良 費	20,300,060	
他 会 計 出 資 金	22,421,000		企 業 債 償 還 金	13,187,224	
企 業 債	126,000,000		看護婦宿舍割賦金	1,232,136	
一 時 借 入 金	1,250,000,000		貯 蔵 品 購 入 費	159,801,730	
預 り 金	729,244,96		過 年 度 未 払 金	69,829,085	
予 納 金	2,580,000		一 時 借 入 金 返 済	1,320,000,000	
前 年 度 繰 越 金	10,580,024		預 り 金 還 付	70,462,056	
公 立 病 院 特 例 債	364,400,000		予 納 金 還 付	2,668,000	
			長 期 貸 付 金	8,200,000	
合 計	2,343,936,186		合 計	2,270,906,174	
本表は正味の現金収支を示すものである。			差引翌年度繰越額	73,030,012	

昭和49年度和泉市病院事業会計収益費用明細書

1. 収益的収支明細書

収 益 の 部

款	項	目	節	金 額	備 考 (予算額)	
病院事業収益	1. 医療収益	入院収益		623,491,838	610,280,000	
				550,676,728	537,911,000	
				288,485,428	281,696,000	
			入院収益		288,485,428	
		2. 外来収益	外来収益		246,329,372	240,400,000
				246,329,372		
		3. その他医療収益			15,861,928	158,150,000
				1. 室料差額収益	12,201,905	
				2. 公衆衛生活動収益	700,873	
				3. 医療相談収益	14,088,53	
	4. 受託検査施設利益			0		
	5. その他医療収益		1,550,297			
			診断書等文書料	382,000		
			老人医療等協力費	784,480		
			体温計及容器料	245,847		
			附添ベクト料	137,970		

2. 医業外収益	1. 受取利息配当金		72,815,110	72,369,000
			2,296,748	1,800,000
	1. 預金利息		2,296,748	
	2. 他会計補助金		64,354,000	64,354,000
	1. 他会計補助金		64,354,000	
	3. 患者外給食収益		4,369,090	4,391,000
	1. 患者外給食収益		4,369,090	
	4. その他医業外収益		915,272	944,000
	1. その他医業外収益		915,272	
	患者等電気使用料		234,760	
# ガス		94,238		
# 水		204,800		
# 電話		211,768		
# 寝具汚損料 他		169,706		
5. 国庫補助金		880,000	880,000	
1. 国庫補助金		880,000		

費 用 の 部

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
病院事業費用	1. 医療費用	1. 給与費		831,054,778 ^円	838,821,000 ^円
				770,830,673	776,545,000
				484,389,005	484,771,000
			1. (給料)	209,307,817	
			医 師	給	
			護 士	給	
			看護婦	給	
			准看護師	給	
			医療技術員	給	
			医 務 員	給	
事 務 員	給				
労 務 員	給				
2. (手当)				204,671,213	
医 師	当			49,505,410	
看護婦	当			284,307,663	
准看護師	当			41,880,167	
医療技術員	当			28,924,311	
医 務 員	当			30,141,348	
事 務 員	当			31,289,214	
労 務 員	当				
3. 賃金				182,300	
4. 報酬				27,062,511	
				24,731,501	
				2,331,010	

5. 法定福利費	40,711,514	
6. 退職給與金	2,453,650	
	212,546,168	212,548,000
1. 藥品費	178,489,466	
內服藥	113,848,962	
外用藥	8,188,374	
注射藥	50,110,248	
其他	6,355,182	
2. 診療材料費	19,321,399	
3. 給食材料費	14,801,928	
4. 醫療消耗備品費	483,380	
3. 經費	558,447,444	57,883,000
1. 厚生福利費	585,000	
2. 旅費交通費	888,480	
3. 職員被服費	254,320	
4. 消耗品費	1,328,757	
診療用	212,601	
事務用	318,902	
管理用	797,254	
5. 消耗備品費	700,940	
診療用	350,470	
事務用	63,085	
管理用	287,385	

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			6. 光熱水電ガス水道	11,351,298 6,234,128 1,534,280 3,582,890	
			7. 燃料ボイラ自動車	350,5093 3,340,582 164,511	
			8. 食糧費	291,214	
			9. 印刷製本費	1,558,585	
			10. 修繕建物及器具	2,657,408 20,695,588 587,815	
			11. 保険料	321,513	
			12. 賃借医療器具診士	15,833,471 7,579,800 1,921,445 13,007,866 5,031,440	
			13. 通信運搬費	1,385,373	
			14. 委託料	12,525,259	

	清 掃 業 務 係 託 務 係 託 衛 生 査 査 委 託 務 係 託 検 査 請 求 事 務 成 務 成 保 険 婦 養 成 養 成 看 護 婦 養 成 養 成 各 科 教 室 研 究 研 究 エ レ ベ ー タ ー 等	3,732,000 671,615 2,879,364 1,891,780 1,170,000 1,666,200 1,014,300
	15. 諸 会 費	666,140
	16. 雑 費	372,030
	17. 交 際 費	619,868
	18. 報 償 費	1,000,000
		15,110,472
4. 減 価 償 却 費		17,892,000
	1. 建 物 減 価 償 却 費	9,420,674
	2. 構 築 物 減 価 償 却 費	195,155
	3. 器 械 備 品 減 価 償 却 費	5,309,387
	4. 車 輛 減 価 償 却 費	185,256
		0
5. 資 産 減 耗 費		1,000
	1. 資 産 減 耗 費	0

款	項	目	節	金額	備考 (予算額)
		6. 研究研修費		2,990,284	3,450,000
			1. 研究材料費	0	
			2. 謝金	0	
			3. 図書費	699,664	
			4. 旅費	2,211,820	
			5. 研究雜費	78,800	
	2. 医業外費用			60,224,105	61,976,000
		1. 支払利息及 企業債取扱諸費		54,876,119	56,628,000
			1. 企業債利息	25,645,085	
			2. 割賦金利息	1,791,524	
			3. 一時借入金利息	27,439,560	
		2. 患者外給食材料費		5,347,986	5,848,000
	3. 予備費		1. 患者外給食材料費	5,347,986	
				0	300,000

2. 資本的収支明細書

款	項	目	金額	備考 (予算額)
資本的収入			400,539,000	479,539,000
	1. 出資金		22,421,000	22,421,000

		1. 一般会計からの出資金	224,210,000 ^円	円
資本的支出	2. 公立病院特例債		364,400,000	364,400,000
	3. 企業債	1. 公立病院特例債	364,400,000	
		1. 企業債	12,600,000	91,600,000
	4. 老人病棟改修整備費補助金		1,118,000	1,118,000
		1. 老人病棟改修整備費補助金	1,118,000	
			44,037,420 ^円	124,989,000 ^円
	1. 建設改良費		22,650,196	103,601,000
		1. 看護婦宿舍割賦金	1,232,136	
		2. 器械備品購入費	8,118,000	
		3. 病院建設調査費	700,060	
		4. 病院増設事業費	12,600,000	
	2. 企業債償還金		13,187,224	13,188,000
	3. 投資	1. 企業債償還金	13,187,224	820,000
		1. 長期貸付金	820,000	820,000

和泉市病院事業会計固定資産明細書

(1) 有形固定資産明細書

資産の種類	年度当 現在高	当年加 増	当年高 減	年度高 現在	減価償却費 引当金	年度末 償却未済高	備	考
土地	90,316,210	0	0	90,316,210	0	90,316,210		
建物	240,415,659	0	0	240,415,659	9,420,674	219,494,657		
木造建物	5,984,349	0	0	5,984,349	380,956	4,830,181		
鉄筋建物	148,458,298	0	0	148,458,298	2,468,758	141,058,229		
鉄骨建物	5,289,000	0	0	5,289,000	161,843	4,965,814		
プロック建物	1,790,000	0	0	1,790,000	40,275	1,749,725		
附帯設備	78,894,017	0	0	78,894,017	6,368,842	60,831,208		
構築物	2,848,487	0	0	2,848,487	195,155	1,830,702		
器械及備品	27,660,875	8,118,000	0	35,778,875	5,309,387	20,810,697		
車輜	1,240,000	0	0	1,240,000	195,256	684,232		
合計	362,481,231	8,118,000	0	370,599,231	15,110,472	327,076,498		

(2) 投資資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備	考
投資有価証券	138,124	0	0	138,124	電信電話債券	
長期貸付金	1,299,235	8,200,000	0	9,499,235	医師住宅敷金、電話及学債	
合計	1,437,359	8,200,000	0	9,637,359		

企業債及割賦金明細書

起債年度種類	借入先	発行総額	償還高		未償還残高	利率	償還終期
			当年度償還高	償還高累計			
昭和36年度 昭病院事業費	大蔵省 資金運用部	10,000,000	366,549	3,169,999	6830,001	年 6分5厘	昭和 62. 2. 1
昭和37年度	"	70,000,000	236,6596	204,66843	49,533,157	"	63. 2. 1
昭和42年度	"	40,000,000	1,084,528	5,578,662	34,421,338	"	67. 3. 1
昭和43年度	"	16,000,000	399,551	20,552,32	13,944,768	"	68. 3. 1
昭和46年度	住友銀行	8,970,000	8,970,000	8,970,000	80,730,000	7分5厘	53. 12. 25
昭和46年度 看護婦宿舍建設割賦金	日本住宅公団	24,642,720	1,232,136	4,312,477	20,330,243	7分8厘	66. 9. 25
昭和49年度 公立病院特例債	住友銀行	182,200,000	0	0	182,200,000	9分8厘	59. 3. 31
"	泉州銀行	182,200,000	0	0	182,200,000	"	"
起債前借	大蔵省 資金運用部	12,600,000	0	0	12,600,000	8分0厘	
合	計	627,342,720	14,419,360	44,553,213	582,789,507		

財務分析表

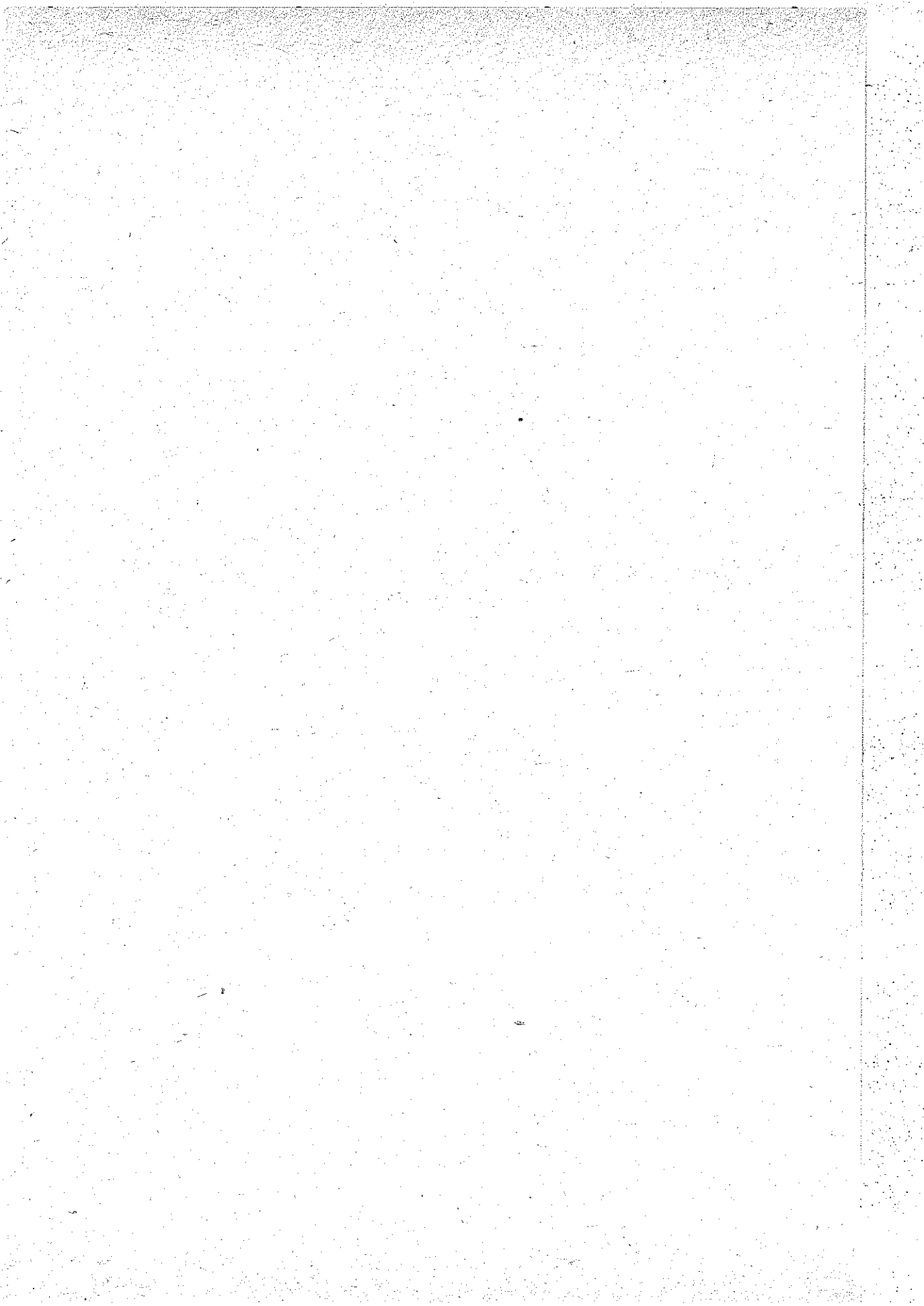
項目	算式	昭和49年度	昭和48年度	昭和47年度
固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{總資産}} \times 100$ (千円)	62.3%	72.0%	74.3%
固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債+借入資本金}}{\text{總資産}} \times 100$	102.6%	46.7%	49.7%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	51.7%	26.6%	33.0%
長期資本比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債+資本金+剩余金}} \times 100$ (△は除く)	47.7%	95.1%	99.4%
不良債務比率	$\frac{\text{不良債務}}{\text{醫業収益}} \times 100$	36.4%	88.0%	65.4%
總収益對總費用比率	$\frac{\text{總収益}}{\text{總費用}} \times 100$	75.0%	74.1%	79.7%
醫業収益對醫業費用比率	$\frac{\text{醫業収益}}{\text{醫業費用}} \times 100$	71.4%	70.2%	77.1%
企業債償還額對減価却額比率	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{當年度減価却費}} \times 100$	87.3%	26.3%	36.9%
資本的収入對資本的支出比率	$\frac{\text{資本的収入}}{\text{資本的支出}} \times 100$	909.6%	100.5%	65.2%

経営分析表

項目	算式	昭和49年度	昭和48年度	昭和47年度
病床利用率	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$	105.7%	105.1%	109.0%
一日平均患者数(入院)	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{診療日数}}$	126.9人	126.2人	130.8人
" (外来)	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{診療日数}}$	278.6人	272.9人	254.8人
患者一人一日当り医療収入	$\frac{\text{医療収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	4,267円	3,266円	2,929円
" 医療費用	$\frac{\text{医療費用}}{\text{年延入院外来患者数}}$	5,973円	4,651円	3,801円
患者一人一日当り診療収入	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	4,144円	3,154円	2,824円
" (入院)	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$	6,229円	4,531円	4,058円
" (外来)	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$	2,977円	2,370円	2,048円
患者一人一日当り薬品費	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	1,383円	1,173円	1,029円
" (投薬)	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	945円	764円	673円
" (注射)	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	388円	369円	357円

項 目	算 式	昭和49年度	昭和48年度	昭和47年度
		円	円	円
入院患者一人一日当り 給食材料費	患者給食材料費 年延入院患者数	309	240	212
投薬薬品使用効率	投薬薬品収入 投薬薬品払出原価	137.9%	143.4%	127.7%
注射薬品使用効率	注射薬品収入 注射薬品払出原価	150.7%	148.2%	143.8%
医薬材料消費率	医薬材料費 入院外来収益	37.1%	41.1%	40.1%
診療収入に対する割合 (投薬・注射収入)	投薬注射収入 入院外来収益	45.6%	52.1%	48.6%
" (検査収入)	検査収入 入院外来収益	8.9%	9.3%	9.1%
" (×線収入)	×線収入 入院外来収益	4.3%	5.2%	6.1%
医薬材料費対 医薬収益比率	医薬材料費 医薬収益	86.0%	39.7%	38.6%
職員給与と費対 医薬収益比率	職員給与と費 医薬収益	88.0%	82.6%	70.3%

区	分	医業収益		延患者数	調剤件数	手術件数	検査件数
		金額	構成比				
入	院	288,486	53.9	46,313	41,023	338	23,163
	内	128,693	24.1	31,640	55,376	1	30,145
外	科	14,207	2.7	6,442	6,734	51	775
	整形外科	57,999	10.8	24,922	17,991	47	546
来	小兒科	30,856	5.8	15,172	24,580	0	6,200
	神経科	14,574	2.7	4,566	8,313	0	735
合	小計	246,329	46.1	82,742	112,994	99	38,401
	計	534,815	100.0	129,055	154,017	437	61,564



病院 院 経 済 推 移 表 (昭和39~49年度 企業会計)

(単位 千円)

区 分	年 度										計		
	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48		49	
損 益	事業収益	81,649	105,516	127,846	135,588	164,012	208,506	220,792	273,815	366,434	419,213	558,258	2,661,079
	一般会計補助金	9,960	4,848	5,056	6,600	4,154	2,651	5011	18,250	34,746	46,679	64,354	202,304
支 出	固定資産	91,609	110,859	132,402	142,138	168,166	211,157	225,808	292,055	401,180	465,892	628,492	2,864,268
	減価償却費(A)	4,5401	48,104	54,294	61,462	74,766	97,022	129,817	181,101	254,649	342,048	484,389	1,772,503
定 額	材料経費	3,3682	38,332	48,915	50,532	62,855	85,488	85,733	118,749	150,115	175,878	212,546	1,062,935
	支払利息	10,212	11,024	10,158	13,059	17,637	24,760	31,441	46,024	55,817	67,759	84,184	346,180
定 額	内企業債利息	7,677	7,824	7,389	7,090	8,473	18,228	13,377	18,891	29,091	34,499	54,876	291,915
	減価償却費(B)	5,089	4,994	4,892	4,784	5,949	8,101	7,965	7,750	16,276	15,933	26,545	1,07,379
定 額	固定資産除却費(D)	4,163	4,192	4,278	4,419	4,490	7,349	8,025	9,749	13,404	15,067	15,110	90,246
	計	101,085	109,476	125,059	136,562	168,261	227,847	267,943	374,014	508,559	628,751	881,055	3,473,612
定 額	差引(C)	△ 9,476	888	7,343	5,576	△ 95	△ 16,690	△ 42,140	△ 81,949	△ 102,379	△ 162,859	△ 207,568	△ 589,949
	期間外収益又は費用(D)										20,000		
資 本	企業一般会計補助金	1,741	2,136	2,641	6,918	56,000	15,997	18,306	89,700	194,54	22,189	12,600	158,800
	特別償還金					15,032			31,919			2,421	153,754
資 本	其他											1,118	1,118
	計	1,741	2,136	2,641	6,918	71,032	15,997	18,306	121,659	194,69	22,198	400,539	682,686
資 本	繰上償還金	299	599	1,008	25,196	48,948	16,129	15,809	133,364	24,926	16,895	50,850	338,518
	特別償還金	1,442	1,537	1,638	1,747	1,862	3,069	9,265	40,97	4,943	51,88	13,187	41,969
資 本	特別償還金											86,440	86,440
	計	1,741	2,136	2,641	26,948	50,810	19,192	18,574	137,461	298,69	22,088	408,487	719,887
不 負 債 務	差引(E)	0	0	0	△ 300,25	20,222	△ 3,195	△ 268	△ 15,802	△ 10,400	115	△ 7,898	△ 87,251
	半年区分(A+B+C+D+E)	△ 5,318	6,075	11,621	△ 10,030	24,617	△ 12,536	△ 84,388	△ 88,002	△ 98,892	△ 127,677	△ 200,851	
不 負 債 務	累 計 (△)	25,932	29,170	17,549	27,579	2,962	15,498	49,881	187,888	285,775	364,452	564,808	
	給 与 費 × 100 (%)	55.6	45.6	42.6	45.3	45.6	46.5	58.6	65.1	69.5	81.6	86.8	



○ 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） お許しを得まして、たいまご上程をいたしました昭和49年度和泉市病院事業会計決算の概要につきましてご説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条4項の規定に基づき、調製の上、議会のご認定をいたたくべく提出申し上げたものでございます。

まず、業務の状況でございますが、診療患者数を年間入院延べ4万6千313人、1日平均126・9人、外来患者は年間延べ8万2千742人、1日平均278・6人でございまして前年度比入院患者は年間266人、0.6%の微増、外来患者は年間952人、2.4%の増加でございます。診療科別では、内科患者が入院、外来とも減少、整形外科患者が増加したのでございますが、全体的には自然増程度の伸びを見た状況でございます。

主要な建設改良事業といたしましては、医療器械の充実と病棟設備の整備に努めました。一部リース方式をも応用いたしまして、診断並びに治療用器械の充足を行いますとともに、府が新しく創設いたしました老人病棟整備補助制度の適用を受け、ベッドの更新、車椅子などの購入を行いまして、継続的に病棟設備の整備を図った次第であります。

また、本年度には病院増改築事業の初年度として起債許可を得、基本設計に着手いたしますとともに、地質調査を実施し設計段階に入ったのでありますが、設計完了には至りませんでしたため、実施設計相当額及び敷地保全のため予定いたしました隣地境界部分の擁壁工事費を建設改良費繰越として、昭和50年度へ繰り越しをいたしました次第でございます。

次に、会計決算の状況でございますが、病院事業収益は6億2千349万8,388円、事業費用は8億3千105万4千778円、差し引き2億756万2千940円の当年度欠損と相りました。

事業収益では、医業収益5億5千67万6千728円で、前年度に比較いたしまして、1億3千643万7千188円、率にして32.9%の増加であります。これは49年10月実施の診療報酬の引き上げがかなりの収入増加をもたらしたのでありますが、片や、費用におきましても、給与改定による給与費の大幅な伸び、物価高騰の影響によります材料費、経費等の増加によりまして、費用総額は7億7千83万6千73円に対し、費用では前年度に比較し1億8千96万9千568円、増加率30.7%と収入増加を上回る費用増加となり、欠損額を累増させるに至った次第でございます。

医業外収益は7千281万5千110円で、うち一般会計より6千435万4千円の補助を受け、医業外費用は、支払利息5千487万6千119円など、費用総額6千22万4千105円と相りました。

また、資本的収支では、国の公立病院財政健全化を目的とする昭和48年度末不良債務たな上げ措置によります公立病院特例債3億6千440万円を確保いたしまして、収入額は4億53万9千円、支出は4千403万7千420円と相なりました。

以上申し上げましたけれども、本年度におきましては、異例の年2回の診療報酬の引き上げ並びに不良債務たな上げのための特例債の発行等、一連の国の措置が行われたのでございますが、依然として病院財政は好転せず、多額の赤字決算の事態と相なり、困難な状況が続いておるわけでございますが、今後はなお一層財政健全化に努力を傾注し、同時に市民医療の確保と充実に努める所存でございます。

以上、大変簡単でございますが、何とぞよろしくご審査くださいますこと認定をいただきますよう、お願い申し上げます。決算概要の説明といたします。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 23番（貝淵博治君） 病院会計決算書については、当然、決算委員会に付託されるであろうと思います。しかし、これに関連して一言、お伺いしたいのですが、医師会の申し入れ書、そして回答書という件については、過日の25日の病院委員会でちょっと説明されただけで、その申し入れ書とか回答書とかいうものは、全然各病院委員さんは知らんと思うんです。しかし昨日の山田議員の質問に対しまして、何かどういふふうにして申し入れ書とか回答書とかいったものが参ったのか。また、それを委員会に報告しなくてもいいのかどうか。非常に病院事務局のあり方、増設の問題にしても、余曲折はありましたが、その後もずさんな委員会の持ち方その点もっと緻密に委員長と事務局との質問の取り合いもおかしいと思う。だから、委員会に全然報告なしに、そちらだけの文書で質問のやり取りをしておる。どうしても私ら病院の委員として納得できない。だから、その入手経路、どういふふうにして医師会からその文書がきたのか、その点を事務局で一応説明していただきたい。
- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） まことにご指摘どもうともでございます。病院委員会等の掌に当たる事務局として、不手際の点を十分反省する次第でございます。
- ご質問の医師会の通告書につきましては、本年9月22日付けで医師会側が発送されたのでございますが、これの配布先につきましては、市関係では市長、それから議会の議長、病院特別委員長のように承っております。
- 23番（貝淵博治君） 22日にそれがあつたなれば、25日に委員会を開いてる。委員長が締めくくりで長時間慎重にありがとうございました、と言うてる。たしか藤原議員から、医師会の反対に合うてると違うんか、という意見があつた。7項目を簡単にあんたがしゃべり

はった。私は文書を見ておりませんが、病院委員長が一般質問の中である確証の書類によって質問されておると解釈してある。そうしたら、それは議長、市長の2名だけ知っておっているのかどうか。他の委員はつんぼさじきで放っといういいのかどうか。難航した中でようやく滑り出した病院増設、120床から300床にする中で、それを放っというええのかどうか、余りにも委員会を軽視してるんじゃないだろうか。

だから、この席上で委員長と事務局長がやり取りしてたから、私ら委員が全然知らん、何言うてんやわからへん。何を焦点にしてやり取りをしているのかわからない。議会が迫って委員会を開く間がなかったら、文書の写しでも各委員に配布してやるという温かい気持が病院側としてないのかどうか。余りこれやったら14名の委員をなめてるんじゃないか。医師会なんか放っというもできるんだと思ってるんか。なるべくなら病院のことだし、この間の委員会でも、ちょっと副議長が言いかけたが、補償の問題、5軒の立ち退きですが、4軒が180万円で1軒は170万円、そういう問題も関連して言いたかったのでしょうが、増設という市民医療の問題を加味しながら、なるべく各委員は控えてる、私はこういふふうに思ってるんです。にもかかわらず、事務局は勝手にえらいさんだけの話、それでええという、そんなやり方はもってのほかだと思うんです。

だから、22日にあんたらにきたその文書をですね。成田さん、山田さんの手に入ってるが委員は何も知らないわけです。正副委員長だけわかったらいいのかどうか。そしてまた、恥を知りなさい。一般質問で事務長と委員長が質疑応答の取り合いをするあり方がおかしいやないか。われわれがしてこそ当然や。それを委員長自らするということは事務局に手落ちがある。どんな文書も見ただことがありませんが、その文書の中身を全部披瀝していたきたい。委員14名の人に知らす義務があると思う。それは言えませんか、その7項目をね。こういうことを言いたくないんですが、はたの見る目がおかしいと思う。委員会をまとめていかないかん委員長から質問を受けて答弁をすることがいけない。私はそう解釈している。7項目の医師会の反対の条件について、委員会とは言いませんが、全議員さんに知らせるべきだと思うんです。何を言っても大きな事業ですからね。

○ 病院事務局長(平野誠蔵君) 再々のご指摘恐れ入ります。われわれの意向といたしましては、決して委員会なり、議会を無視、軽視するということではなしに、医師会とはあくまで話し合いを続け、何とか了解、ご同意を得べく努力いたしたい気持ちから、中間的なご報告を怠ることになりましたが、医師会からこういうご通告を受け、力の至らなさを反省もし、困却もいたしております。

○ 23番(貝淵博治君) そんなことはええね。医師会の反対の中では無理なんやな。委員会

で言うたが、医師会の反対の中で予防接種とかが無理なことはよくわかっております。今後、意欲的に解決する、解決しなければならぬ。ただし、その中身を知らせるのか、知らせないのか、それだけ言うてください。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） それでは、一応貴重なお時間ですが、ちょっとお借りいたしまして、焦点になっております7項目についてご説明申し上げます。

まず、医師会との話し合いの経過をかいついで申し上げますと、49年11月27日、当時おられた辻助役と私が医師会事務所に医師会長をお訪ねし、公文書でもって増床計画の同意申し入れを行ったわけでありまして。会長は、12月14日に役員会が開かれるので、それに絡った上で回答を申し上げるということでお別れいたしました。

50年1月14日に医師会のご要望もございまして、市の主催による説明会を開催いたしました。市側は市長、辻助役、産衛部長、病院側は岩見院長代理、川村副院長両先生、私等が出席して、財政問題の見通し等についていろいろ論議があったのですが、それ以降、2月10日に医師会より意見書が提出され、これが現在のいわゆる7項目の要望事項が意見書に添付されておりました。それ以降、この7項目のご要望事項が1つの論議の対象になっているわけでございます。

1カ月以内に文書による回答を求められましたので、市の万と協議の上、3月9日に市長名でもって医師会に文書でご回答申し上げます。

さらに、50年6月26日に、この7項目をめぐって市側は市長が用事がございまして、宇沢部長、病院側は岩見先生、私等が出席して話し合いを持ちました。引き続いて9月11日も、今度は市長が出て医師会とさらに話し合いを持ちました。

7項目の要望事項を申し上げますと……。

- 23番（貝淵博治君） それ以上言うたらややこしくなるからいいわ。要望書、回答書なんかは平等の精神にのっとって、いま委員長が持っているのをコピーして渡す気があるのかどうか、それだけ聞きたい。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 早急にコピーして議会の議員さん方に本会期中にお配りいたします。
- 23番（貝淵博治君） とにかく平等にしたりや。特定の人のだけにせんと、やはり私も議員の端くれや。だから、平等にその本文をコピーして渡すべきだ。昨日の質問のやり取りからしておかしい。何をやるとるんか私たちにはわからない。病院の委員だけにも早急に渡してやってください。終わります。
- 議長（池辺秀夫君） 他にございませんか。

- 16番（横田憲治郎君） 49年度病院会計の決算ですが、これも具体的に付託されるであろう委員会で検討されると思いますが、総括的に現下の問題点を含めながらお伺いしたいと思います。

まず、48年度、49年度、それ以前からですが、病院経営の実態というものは、いまさら論及するまでもなく、説明にあっては、2億数千万円の赤字が累増しているわけですが、これが基本的な対策として、市民医療の充実という面をも含めて、今回の病院増築の課題が提起され、具体化の一步を歩み始めているわけですので、49年度決算書の提出に当たって、単なる決算審査に終始することなく、現下の医療行政の充実を含めた参考資料を提出していただきたかったと思う。現会計をそのまま放置するのではなく、市民の医療行政に資するための病院建設、そして、財政的にも均衡を目標にした、それをもくろんでいるわけですから、それらは当然、今回の決算審査では添付をしてしかるべきではなかったか、かように思います。それらに対する見解をお伺いしてみたい。

また、先ほどから論議が出ておりますけれども、現下、医師会との問題点ですが、本件について、市当局としては、どのような具体的な位置づけで対医師会の折衝の窓口を開いているとするのか。予想される一連の予防衛生行政への影響の懸念も市民は心配していると思う。そういう点についても、今回の決算審査において踏まえながら、この本会議で鮮明にしていく義務と責任があると思う。そういうことから誠意あるご答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（池辺秀夫君） 第1点の参考資料と申しますか、資料の問題ですが、ご趣旨はよくわかりますし、そういう将来的な1つの指標になる資料もご提出申し上げるべきであると理解いたします。具体的にどのような形で、どういう指標を盛りかにつきましては、しばらく時間をお貸しいただいてよく検討させていただきたいと思うわけでございます。

それから、第2点目の医師会との今後の折衝のあり方というか、打開策でございますが、やはりあくまで話し合いによるご理解を得る努力は最も肝要じゃなかろうかと考えております。実は昨日、病院側といたしまして、医師、院長代行並びに副院長が医師会長を訪ね、特に医療行政を担当する医師という共通の立場での話をしたいというご希望も伝えてまいりました。市の方におきましても、誠意をもって話し合いを継続して、お互いに前進した解決を図るよう、ここ一両日中に医師会側に市長が出向き、お願いなり、話し合いの糸口を打開するよう努力するという手はずになっております。われわれとしては、あくまで誠意をもって話し合いたいという方針でございます。

- 16番（横田憲治郎君） 当然だろうと思うんですけど、具体的に話し合い場合は中身が要るわけです。基本的に誠意というのは当然のことですが、相手のある問題ですから具体的に

こで報告というわけにもいかんかと思いますが、妥協というか、話し合いの焦点というものを具体的でなくても結構ですが、一応、目標を立てた中で対処できないのかどうか。話し合いしてもらうのは当然ですが、解決しなければ第三者の市民が多大の迷惑をこうむることですから話し合いしてるが、解決しませんというのでは済む問題ではない。話し合いの目標と条件を兼ね備えて、時期的にもそういうけじめがつけられるのかどうか、その点の見解も誠意をもって話し合いするというだけでなく、お示し願えたらと思います。病院事務局ではなく、市長部局の立場でお願いしたいと思います。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） ただいま横田議員さんからご指摘がありました。まず、話し合いというのは具体策がなければ解決できないことは、われわれも十分承知しております。問題は、地域住民から数年来、要望されております救急医療、休日診療体制の確立についてかねがね努力されております。これらがある程度市立病院増設に伴う焦点だろうと関知しております。この問題につきましては、われわれも前進的な考え方をもちて医師会に当たるべく対処はしております。ただ、貝淵議員さんご指摘のように、この要望書の内容が発表されていない段階において、今後、特別委員会の委員さん方のご意見も拝聴した中で、1回で終わらないと思います。2回、3回続ける中で、市の方は私も参画させていただき、現在の和泉市の医療体制を十分に検討願えれば幸いですと考えておりますので、この点悪しからずご了承願いたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 25番（藤原要馬君） 私も決算委員に入ることになっておりますので、余り細かい点はお尋ねしませんが、この赤字が非常に大きい、単年度で2億756万2千940円、累積で5億8千934万8千893円となっております。これに伴って今度、病院を増築しようとするならば22・3億の金が必要が、その金利も1日何十万円と要する。それらのことでこの病院を増築した場合、どのようにこの赤字解消を図っていける見通しを持てるのかをお聞きしたい。

もう1点は、現在の病院は老人ホーム化してるとお聞きしますが緊急を要する病院は入院すらできない現況だと思います。これを300にしたところで、そういう要素も含まれると、いまのような形があらわれてくると思いますので、それについて、老人医療というものの対処、建設についてどういう考えを持てるのか、特にお尋ねしておかなければいけないと思います。

それと先ほど、貝淵議員並びに横田議員からも話が出ましたが、医師会との問題が出てくるわけでございます。医師会の申し入れを聞かないということで決裂ということですが、決裂してすむ問題じゃないと思う。5千余名に予防注射しなければならぬ。それは皆地方のお医者さ

んにお願いしてるわけですね。その人らは診療の休み時間にはせ参じてやってくれてると聞いてる。非常にお医者さんが協力してくれているのに、そのお医者さんの要望も入れないというのはどういふわけかということです。

もう一つ、これに伴って過日の委員会において、私はたまたま議長室へ入って行ったとき、お医者さん方からそういう陳情書類がきてるといふことをちょっと聞いた。ところが、委員会ですでに委員長から終了を告げようとしたので私はお尋ねしたわけですが、重大な書類のように考えましたので、中身は見えておりません、ただ、ちょっと聞いたわけですが、そういうのがきてるのに、委員会に報告もせず、そのままやっていいのか、重大な問題だと思いと申し上げたんですが、これについて議長さん、委員長さんが、その書類をもろうて、これは重要でなかったといふことで委員会にかけなかったのかといふこともおかし。そこらにこれは理事者だけでなく、われわれ委員会としても、ともども委員会にかけなければならぬものはかけてやっていかなくちやいけないんじゃないかと痛切に感じてるんですが、これは回答もありませんが私の所見としては、そういう考えを持っております。

先ほどの2点についてよろしくお願ひいたします。

- 病院事務局長（平野誠蔵君） 第1点の増設に伴っての収支改善の見通しの具体策のご質問だと思います。過去のご質問等で率直にお答えしてるわけですが、最近の医療は、非常に金のかかる医療になっておりまして、すでに大阪府下で18の公立病院がございますが、その実態を見ますと、遺憾ながら、赤字といふものは、規模に比例してるという現象でございます。その中で当市立病院が、医療を高めながら財政の健全化という、2つのいわば両立しにくい要素を解決するのは、まことに困難な課題であることは率直に思っております。

しかしながら、今回増床いたしますのは、市民の医療需要を満たすという大きな目的とともに、それを契機にいたしまして、このままでは病院財政の見通しは泥沼でございますので、人件費が過重であるという現在の経営体質を、増床を1つの転機として経営改善を図っていくこととでいろいろ努力してるわけでございます。具体的な計数等につきましては、先ほどの横田議員さんの資料等にも関連するのでございますが、将来動向の予測等も含め、なかなか的確な数値をもってご説明申し上げるのは非常に困難でございますので、われわれとしては困難でありましようとも、この機会にできるだけ健全化の方向を採求して最大の努力を払っていきたい所存でございます。

2点目の老人医療に関する課題でございますが、確かにおっしゃるように、国民全体の動向として老人層が拡大される中で、年々老人医療が大きなウエートを占めるということは必然のすう勢でございます。その中で新しく建てる病院はどう対処するか、無制限に老人医療を優先

して行った場合、おっしゃるような緊急を要する入院措置もできないことはお説のとおりでございます。考え方といたしましては、老人病棟的な50床程度の一単位を特に設置したいという基本的な考え方を持ってらるわけでございます。

- 25番(藤原要馬君) あのね、いまの事務長の話でいくと、この赤字を解消できないということははっきりしてると思う。ということは、地方の病院、お医者さん等は余り赤字になっておられない。なぜ公立病院だけが赤字になるんか、その辺の研究をやってるのかどうかということです。そこらをもっと研究して、すべての経費、人的な問題を検討しなければ赤字の解消はできないと思いますので、今後は十分ご研究をなされ、赤字解消の方法をしなければ、一般会計としても金はない赤字財政でございますので、病院に補てんするのは非常にむずかしい。やはり公営企業として、単独で収支の合形をとってもらわなければ、これから病院の閉鎖をしなければならぬという事態も起こり得ると思いますので、十分ご検討願いたいと思います。

老人医療については、そのようなお考えをもっていたきたい。緊急を要する急患にはいつでも入院できるような体制を整える計画をいまからしていただきたいと思います。

特にもう1つは、医師会と十分話し合いをして早く解決しなければいけないと思う。これによって迷惑をこうむるのは市民でございますから、注射せずに病気になるたらだれが責任をとるかということです。医師会と十分話し合いをして1日も早く解決するように、それを病院の特別委員会に報告してもらい、そして、全員が協力し合ってこの解決に向かって進んでいく方法をとってもらいたいと思います。

- 議長(池辺秀夫君) 他にございませんか。
- 17番(山田清二君) 先ほどからの論議の委員会云々のことについては、いまさら弁解も何もしません。いろいろ指摘されることについては、こちらとしても言い分はないとも限りませんが、それはそれで結構でございます。

監査報告の中で幾つかの指摘がなされているが、このことでお聞きしたい。「今後とも地域住民の医療需要に対応した医療施設、医療水準の確保向上に努められたい」、もう1つは「現行の経営内容を総点検し、企業としての独立採算制の原則に立ち返り、根本的な経営改善を行うことが望まれる」ということが冒頭に要望されておってその途中いろいろありますが、「適正な医師の配置も検討すべきだ」というふうに指摘されていますが、この点についてどう対処されようとしているのか、答弁をお願いしたい。

- 議長(池辺秀夫君) 答弁。
- 病院事務局長(平野誠蔵君) 医師の適正数のとらえ方の問題でございますが、1つの指標としては、医療法の細則規定に医師の標準数というのがございます。これは入院患者、外来患

者数から一定の標準数を割り出すことになっておりますが、われわれとしては、一応、厚生省等が標準としてゐる線を意識してゐるわけでございます。それによりますと、現在の当市立病院の医師の標準数は、1.5名という数が出るわけでございます。

- 17番（山田清二君） 医師の1人当たり標準数が挙げられ、各科別に何人、何人と並べられ、そのあとで適正な配置ということが言われてゐる。厚生省会によると、人口に対してとか、ベッド数に対して何人とか、これを考慮せよということじゃないと思うんです。ここだけでなく、最初に言われてゐる医療水準の向上、市民の要望にどうこたえていくか。あるいは経営の総点検を行へというのらにこれが出てきてゐるわけですので、医師の数だけの答弁では、この指摘にはこたえていないと思う。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） おっしゃいます意味は、藤原議員さん、横田議員さんのご質問にも相通ずる基本的な経営改善の総合した方策であるかと思ひます。先ほどお答えいたしましたごとく現在、将来動向等を含め各データを整備してゐるわけでございますが、計数的なとらえ方につきましては、今後の経済動向、また、外来、入院患者等の状況のとらえ方いかんによりますので、なかなか流動性があり、これという1つの答えがなかなか出ない問題ですがご趣旨につきましては、先ほどの藤原議員のご指摘と同様、この病院増設を1つの転換期ととらえ、会計改善なり、診療の向上なりに努力したい所存でございます。
- 議長（池辺秀夫君） 他に。
- 1番（田中幸一君） 決算認定の議案でありますので、要点だけ申し上げます。

1口で申し上げて、先ほどの局長の説明を聞いてると、公立病院は努力しても赤字が出るのは当然だという意見を持つてると感じたが、事実、和泉市においても私立病院は皆黒字です。そして現在、和泉市立病院の赤字の原因は、1口で申し上げて、近い例では泉大津の市立病院と比較した場合どうか、ベッド数に比べ、事務職員の数が和泉市は余りに多過ぎる。裏を返せば仕事をしとらんということです。だから、こういう点も赤字の出る大きな原因です。いろいろ理屈を並べても、実行できること、実際やらなくてはならんことに力を入れていたきたい。決算の問題ですから、赤字が出るとということで特にそれだけ申し上げておきます。

それと、医師会に対する問題は、各議員からいろいろ意見が出されておりますので、重複は避けませんが、ただ一言、局長が誠意をもって交渉に当たるとおっしゃったが、事実、そのとおり実行してもらいたい。今日のサンケイ新聞を読んだ方はよくわかると思うが、医師会会長の伊藤さんが何とおっしゃってますか、余りにも市長以下の態度が悪いと非常に感じを害している。先ほど問題になった、われわれ所管の産衛委員会の方でも、5千300人の児童の予防接種について、9月22日の最後の通告書を市の方に出す前に済ませたいと思つておつたと言

うんです。そこに問題がある。だから、数多く言いませんが、今後、交渉に当たっては、各議員が相当貴重な意見を申しておられたので、十分ひとつそれらを心に入れて、やること、なすことにおいて誠心誠意をもってやっていただきたいと思います。これだけ付け加えておきたいと思います。

○ 議長（池辺秀夫君） 質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましても十分ご審議を願うため、委員会に付託の上、閉会中も継続審議をお願いしたいと思います。

なお、本決算審査につきましては、過日の議会運営委員会の決定に基づき、決算特別委員会を設置し付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、決算委員の選任につきましても、先の議会運営委員会のご了解を願っておりますので、本会期中に選任させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 日程第 22 「市道の路線認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 44 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和 50 年 9 月 29 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

路線名	延長	幅員	起 点	終 点	経 過 地
上代伏屋線	4,001.0 ^m	7.0 ^m	上代町130番地の3先	尾井町 1257番地先	伯太伏屋線、府中信太山線、いずみ電園

議案第44号 参考資料

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定する場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

1941

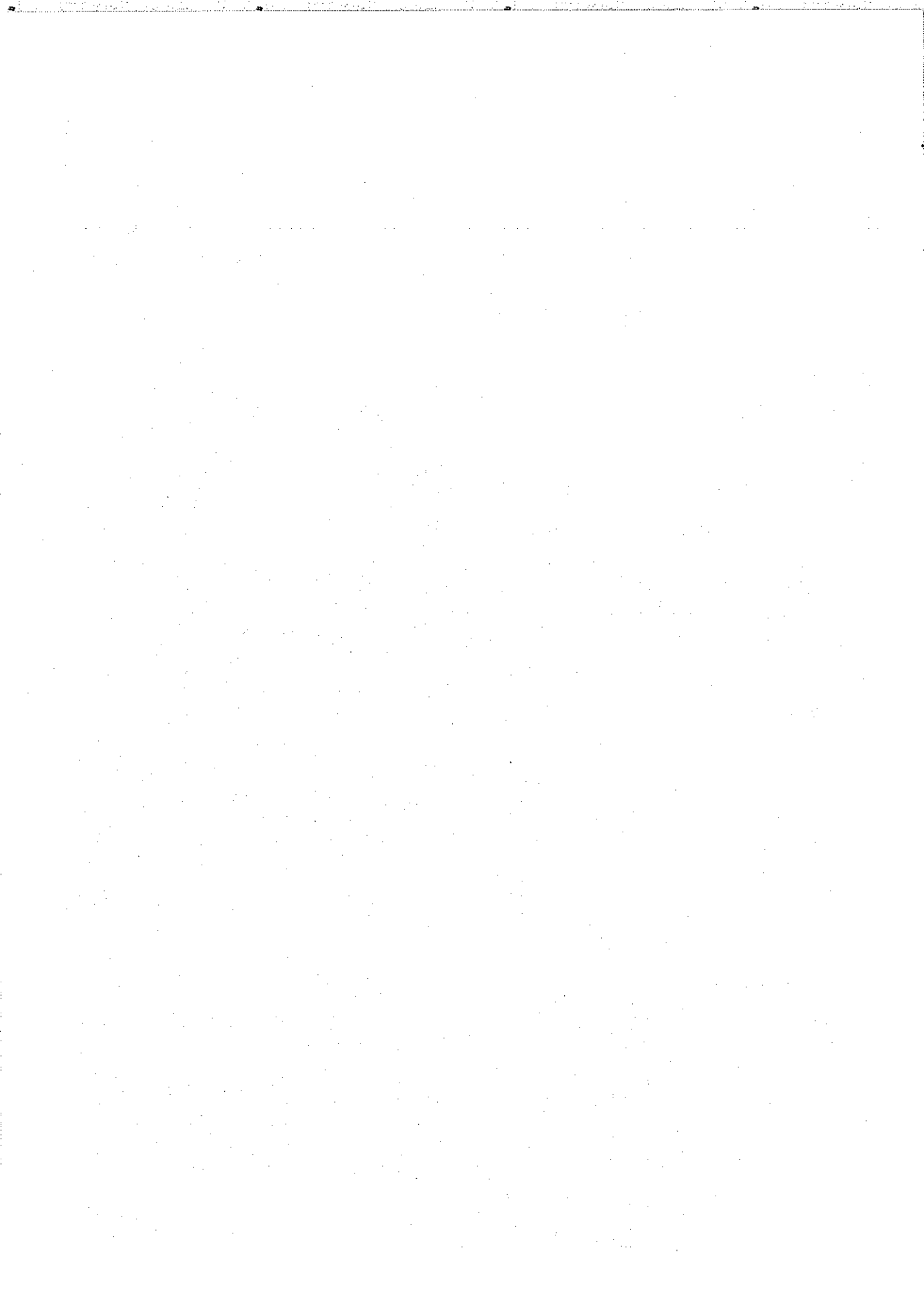


11-12

市道認定図

尾野川-1257路地

上野町1300-1003



- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚白君） それでは、お許しを得まして、議案第44号「市道の路線認定について」の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、路線名は上代伏屋線で、起点は上代町130番地の3先、市道府中信太山線から、終点は尾井町1257番地先、府道泉富田林線に至る延長4千1メートル、幅員7メートルの路線を認定しようとするものでございます。

当道路は、昭和47年度より防衛庁と折衝を始め、昭和49年度に基地周辺整備事業の認可を受け、本年度は、一部千280メートルの事業を実施しようとするものでございます。何とぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 20番（寺田茂君） 認定について問題はないんですが、参考にお聞きしたい。
50年度の当初予算の土木費の中で、上代伏屋線新設事業費として6千200万円、その中で整備工事費5千万円と出てるんですが、これと、今度の認定の市道とは全く別だと思えますが、この関連性についてちょっと意見を聞きたい。若干、似てるんじゃないかと思うんですがその点お尋ねしたい。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 建設部次長（森保君） お答え申し上げます。
当初予算に計上してございます6千241万4千円は、本路線と同じ路線でございます。
- 20番（寺田茂君） そうしたら、いまの霊園へ行く道、山の谷というところに新たに計画されてる道がありますね、設計してるように思いますが、僕はその辺がややこしくて聞いたのですが、それとの関連はどうでしょうか。僕はそれだと思ったんですがね。
- 建設部次長（森保君） 議員さんご指摘の点につきましては、現在、測量されてるという道路でございますが、本道路は1号線に沿って、ですから、山の谷の路線に間違いありません。
- 20番（寺田茂君） 僕が聞こうとした分は全く別な問題で、そうすると、当初予算の分はこの部分の何に使う予定なんですか。
- 建設部次長（森保君） 当初予算の分につきましては、建設部長から提案理由の説明をさせていたと思いますとあり、本年度施行の分を当初予算に計上したものでございます。
- 20番（寺田茂君） あれは全体で整備するというところはないんでしょう、認定しようとする道については。
- 建設部次長（森保君） 今日、ご提案申し上げております4千1メートルは、市道認定が信太1号線の部分だけ、その他の部分については、市道認定してございません。新たにつくる路

線でございます。

- 議長（池辺秀夫君）他に。
- 29番（坂上国治君） たたいま建設部長から提案理由の説明を聞いたわけでございますがこの上代町130番地の3から尾井町1257番地の3、ここに図面が添付されておりますがこれは議案書を見てわかったわけですが、以前の藤原建設委員当時に、建設部長ともどもにこの道路のことについていろいろ信太山を駆け歩いていただいたわけですが、そのときに蔭涼寺の西側を通過して池に橋を架けるとか、あるいはそれは大きな費用がかかるというので、山荘から伏屋線の坂を下ってその道筋をずっと行くとか、いろいろ計画を立ててくれておったと思っております。しかし、この図面を見ますと、阪本から伏屋へ通ずる道路、現在の細い舗装してある道路でしょう。
- 建設部次長（森保君）和泉富田林線の阪本の馬事公苑のところから左へ入る舗装されていない道路です。
- 29番（坂上国治君）よくわかりました。この道路の線が入ってるのは、あの道路と勘違いしてあったんですけど、どこでつないでるんですか。大野池の東を通り、大谷池との間を通ってるが、どこで連結してるんですか。
- 建設部長（中塚白君）私から少し詳細にご説明申し上げます。

現在の1号線と申しますと、山荘から旧信太村当時に認定しておった道路で、真中を舗装してございます。そこまでは上代の中から1号線というところで認定はしてございますけれども、それから先、伏屋までは全然認定行為がなされてございません。現在は演習場の中の道路で、これは前からいろいろ論議の種になっておったのでありますが、防衛庁との協議が整いまして道路を付けかえるということで、これはほとんど新しい道路でございます。したがって、先ほど申し上げました和泉富田林線、馬事公苑を上がったところに細い道路、人家もございまして道路をつくる場合、当然、物件がかかってまいります。それから、ちょうどその道路を通り、山荘と現在、開発公社が持っております土地がございまして、その手前から深い谷間になってございまして、それを横断して、ちょうど民有地が介在してある端を通り、現在のいづみ霊園へ入るところから、一部現状の道路に重なる分もあるわけですが、ほとんど新設する道路でございます。これを最終的には、現在のの上代の中を通過する信太2号線に連結する、だから、上代の中は一切通らないということでございます。
- 29番（坂上国治君）わかりました。
- 議長（池辺秀夫君）別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第44号を原案どおり可決いたします。

○

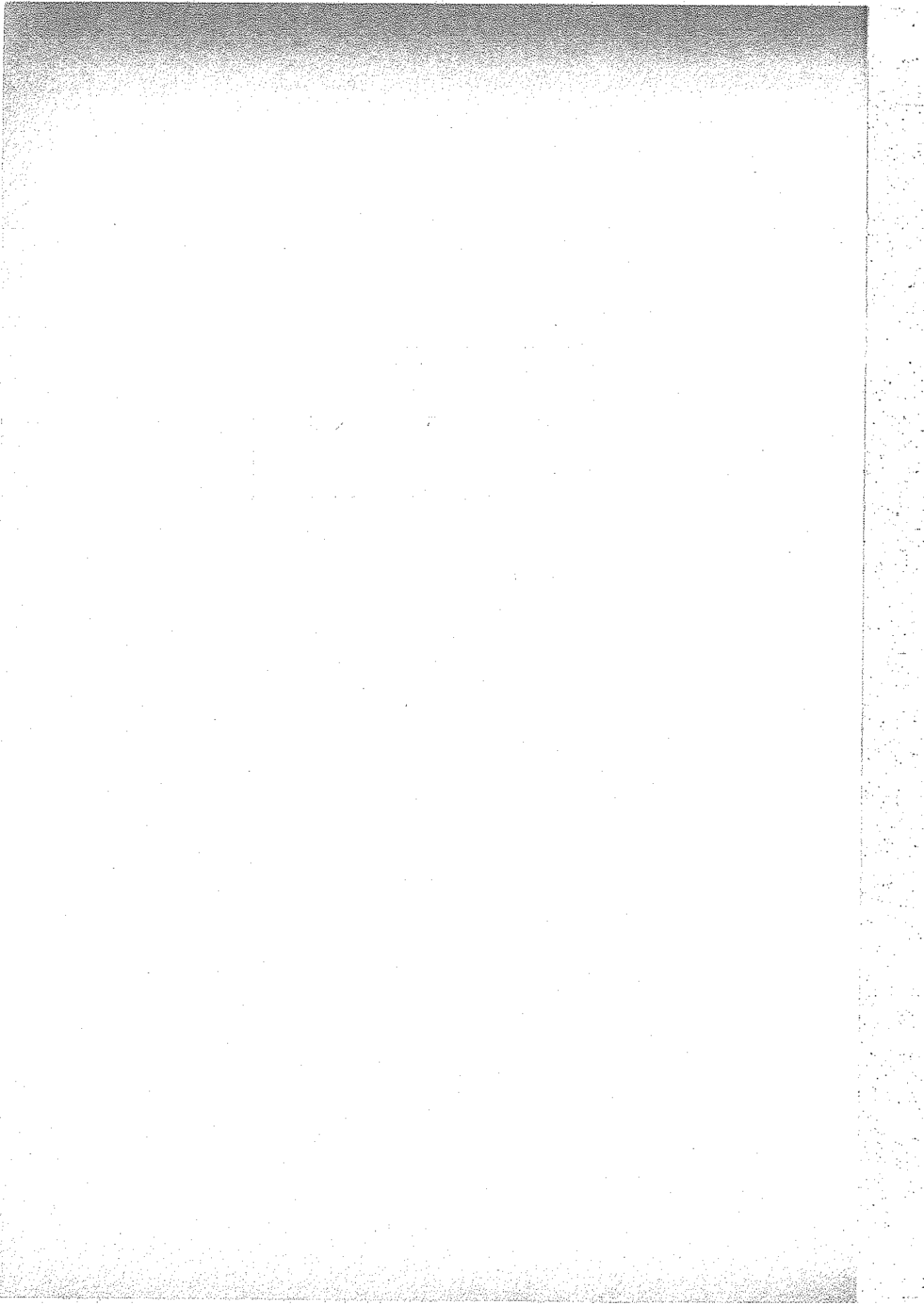
○ 議長(池辺秀夫君) ここで皆さんにお諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明日も定刻ご参集くださいますようお願いいたします。

(午後2時55分散会)

第 5 日



昭和50年10月3日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	15番	上代卯之松君
2番	木下甲子三君	16番	横田憲治郎君
3番	金沢勝君	17番	山田清二君
5番	竹下義章君	18番	直村静二君
6番	柏音三郎君	19番	松尾千代一君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	27番	成田秀益君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君

欠席議員(1名)

21番 柳瀬美樹君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	総務部次長	門林六男
収	入	役	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室解放センター推進担当		小林一三	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放センター推進担当		富田宏之	企画課長	大塚孝之
重要施策推進室調査担当		松林保	財政課長	麻生和義
重要施策推進室解放センター推進担当		高三一行	管財課長	中尾宏
総務部長兼重要施策推進室担当		坂口礼之助	資産税課長	中川歎也
総務部理事		西川喜久	市民税課長	吉田種義

納税課長	吉田日出造	予防衛生課參事 (診療所担当)	農端小一
同和对策部長	佐原行雄	建設部長	中塚白
同和对策部次長 兼総合調整課長	生田 聡	建設部理事	林 徳次
連絡指導課長	向井 洋	建設部次長 兼土木課長	森 保
障保館長	萩本啓介	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
市民部長	内田 繁	管理課長	西崎正志
市民部次長兼 福祉事務所長 兼社会課長事務取扱	高橋新平	計画課長	山崎 琢磨
保育課長補佐	竹本為重	建築課長	中上好美
保育課參事	藤野健藏	区画整理課參事	山本 義
福祉課長	橋本博也	開発課長	前田守正
市民課長	明坂貞士	下水道課長	大浦行男
住民情報室長	明坂文嘉	地区改良事務所長兼 改良総務課長	津野一郎
保険年金課長	逢野博之	工事課長	笠木恒忠
福祉課參事(老人 解放センター所長)	香味年寛	會計課長	北野敦雄
産業衛生部長	宇沢 清	選挙管理委員会 事務局長	青木孝之
産業衛生部次長	山本俊兼	監査委員	堀田徳治
商工課長	岩井益一	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	山本亮夫
農林課長	角谷泰夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦
農林課參事	佐藤貞夫	教育委員長	堀内由延
農林課參事 (畜産担当)	青木太郎	教 育 長	葛城宗一
交通公害課長	梶木岑雄	教育次長兼管理部長	阪東重信
環境整備課長	吉田利秀	指導部長	乾 武俊
環境整備課參事	山村 昇	管理部次長	広岡史郎
予防衛生課長	神藤恒治	総務課長	松村吉堯

学校教育課長	本木伴則	庶務課長	藤原光夫
同和指導室長	未田英一郎	業務課長	大宅清臣
指導課長	高橋貞良	経理課長	守田勇
社会教育課長	坂口雄一	消防長	和田増義
水道部長	田中稔	消防署長	南口王雄
水道部次長	福本喬久	用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄
兼工務課長	中辻寿夫	用地担当参事兼 事務局長次長	楡本昭夫
総務課長	原美助	総務課長	藤原永一
営業課長	岸本孝二	用地一課長	岸田秀仁
浄水課長	岩見洋	用地二課長補佐	坂田平之
病院長代行	平野誠藏		
病院事務局長			

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	吉岡昭男
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年 和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第45号	工事請負契約締結について(仮称)身体障害者福祉センター新築工事)	P. 13
2	議案第51号	工事請負契約締結について(市立(仮称)市民体育館新築工事)	追加 P. 1
3	議案第46号	財産の処分について	P. 15
4	議案第47号	和泉市勤労青少年ホーム条例制定について	P. 17
5	議案第48号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 24
6	議案第49号	和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
7	議案第50号	昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 33
8	議案第43号	固定資産評価委員会委員の選任について	P. 6
9	請願第4号	市立南松尾中学校プール新設について請願	別紙
10	決議第2号	農地の固定資産税適正化に関する要望決議	別紙

(午前10時30分開議)

- 議長(池辺秀夫君) 議員の皆さんには公私と繁忙の中、連日にわたり大変お疲れのところと出席を賜りまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) と報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは16名でございます。欠席、遅刻の届け出の議員さんはございませんので、その他の方につきましては、簡もなくお見えになることと思います。現在、16名でございます。

- 議長（池辺秀夫君） ただいの報告どおり、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしくお願
いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1及び日程第2は、いずれも「工事請負契
約締結について」でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第45号

工事請負契約締結について

（仮称）身体障害者福祉会館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべ
き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求
める。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | （仮称）身体障害者福祉会館新築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 藤 木 秀 夫 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 198,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務 |
| 6 工 期 | 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和51年3月31日 |
| 7 契約保証金 | 9,900,000円 |

8 保 証 人 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一

議案第45号参考資料

(仮称)身体障害者福祉会館新築工事概要

1 工 事 場 所 和泉市幸町52番地
2 敷 地 面 積 1,837㎡
3 工 事 種 別 新 築
4 構 造 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1,072㎡
1階 事務室、管理室、訓練室、談和室、プレイルーム、技能取得室
浴室、便所
2階 医務室、相談室、会議室、便所
その他 エレベーター1基

議案第51号

工事請負契約締結について

市立(仮称)市民体育館新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和50年10月2日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1 契約の目的 市立(仮称)市民体育館新築工事
2 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3 入札の方法 指名競争入札
4 契約金額 201,900,000円
5 契約の相手方 大阪府和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務

- 6 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議 決 の 日)
 至 昭 和 5 1 年 3 月 3 0 日
- 7 契 約 保 証 金 1 0 0 9 5, 0 0 0 円
- 8 保 証 人 大 阪 府 和 泉 市 北 田 中 町 2 1 9
 大 高 建 設 株
 代 表 取 締 役 奥 野 喜 八 郎

議案第 5 1 号 参 考 資 料

市 立 (仮 称) 市 民 体 育 館 新 築 工 事 概 要

- 1 工 事 場 所 和 泉 市 府 中 町 9 3 1 - 1
- 2 敷 地 面 積 1 4 2 8 0 m²
- 3 工 事 種 別 新 築
- 4 構 造 及 び 規 模 鉄 筋 鉄 骨 造 2 階 建
 建 築 床 面 積 1 5 9 0 m²
 建 築 延 床 面 積 1 8 5 7 m²
- 5 概 要 体 育 室、ホ ー ル、管 理 室、医 務 室、会 議 室、男 女 ロ ッ カ ー 室 及 び シ ョ
 ワ ー 室、放 送 室、便 所、観 覧 席 他
 電 気、給 排 水、ガ ス、一 部 冷 暖 房 各 設 備

- 議 長 (池 辺 秀 夫 君) 提 案 理 由 の 説 明 を 願 い ます。
- 建 設 部 長 (中 塚 白 君) そ れ で は、お 許 し を 得 ま し て、議 案 の と 説 明 を 申 し 上 げ ます。

議案第 4 5 号「工事請負契約締結について」でございますが、本件は、(仮称)身体障害者福祉会館新築工事でございます。契約の相手方は和泉市旭町 3 7 番地の 4 株式会社竹内建設代表取締役竹内務、契約金額 1 億 9 千 8 0 0 万円、契約工期は、ご議決の日から昭和 5 1 年 3 月 3 1 日までをもって契約しようとするものでございます。

なお、工事内容については、鉄筋コンクリートづくり 2 階建、延床面積 1 0 7 2 平米でございます。詳細につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。

つきまして、議案第 5 1 号のご説明を申し上げます。

本件は、(仮称)市民体育館の新築工事で、契約金額 2 億 1 千 9 0 万円、契約工期は、ご議決の日より昭和 5 1 年 3 月 3 1 日までをもって、相手方、和泉市旭町 3 7 番地の 4 株式会社竹内建設代表取締役竹内務と契約しようとするものでございます。

工事内容は、鉄筋鉄骨2階建、建築延床面積1千857平米でございます。

なお、詳細につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 請負契約について2、3点と言いたいのですが、2つありますので、5、6点お伺いしたい。

まず、身障者会館でございますが、低地の面積ですね。その用地金額が幾らかということ。第2点は、身障者会館についての国、府、市の負担区分はいかほどになるのかということ。それから運営ですが、職員を何人配置するのか。また、解放同盟からの人員についての要求ですね、どのくらいを入れてくれと言っているのか。

それから幸地区のこの施設を利用される対象者は何人ほどを推定しているのか。これは身障者だけでなく身障児も含むと思いますが、前にも老人解放センターで言ったように、しあわせ会または身障者（児）を守る会などの会員だけが利用できるというふうな扱いになるのかどうか。身障者会館というのは大阪府下でも和泉市が最初ではなからうかと思っておりますので、その点について特にお尋ねしたい。

それから、追加議案の市立市民体育館ですが、私は体育館の建設には賛成なんですけれども、一般質問でも若干触れておいたように、請負関係では竹内建設という名前が上がってきておるんですね。これは身障者会館も含めて質問するんですけれども、竹内建設というのは大同建の加入業者だと聞いております。大同建の業者には基本的に、同和事業について地元の業者育成あるいは地元との円滑な折衝などということを理由に、独占的に工事を請け負ってきたし、また、特典として与えておったという経過がございますので、この市立体育館については遠慮すべきではないか。今日、非常な不況の中で地元の業者は仕事がないという困っているのに市内の業者から批判を浴びるようなというやり方は問題があると思うんです。

そこで質問の内容は、部落解放同盟の役員であるこの竹内建設が、現在、和泉市の工事を請け負っていかほどの仕事をしているのか。私の記憶では、幸小学校はまだ完成していない。それから、新中の造成工事——校門、さく、これもまだ完成していない。その上に身障者会館を請け負い、市民体育館を請け負うとすれば、これは担当の能力を持っていると思いますので、竹内建設の資本金、人員、現在手がけている工事についてお答え願いたい。お答えをいただいた上で、引き続き細かく聞いていきたいと思っております。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 市民部長（内田繁君） まず、第1点の底地面積でございますが、1837平方メートルで

して、用地取得益は1億7千587万2千円。それから、国、府、市の負担区分ということでございますが、これは国の補助はございませんで、府の補助が1億687万円、それから起債が2億9千299万6千円、一般財源が80万ということに、なっております。

それから、運営関係で職員数でございますが、現在、まだはっきりと人員の確定はしておりませんが、私どもの開設に向けての計画としましては、細かく申し上げますと、施設長が1名、事務員が2名、医師、これは嚥食医になりますが1名、医薬療法士これは指導員でございますが3名、看護婦が1名、保育が2名、管理人が1名、用務員4名、こういう配置でやっていきたいと考えております。

それから、支部の人員要求でございますが、いまのところございません。

それから、利用の方法でございますが、これは老人解放センターと同じような運営の方法でございます。対象者は、160名余りの身障者あるいは身障児がおりますので、約160名を対象にいたしております。無論、利用者についても、身障者を守る会にお入りの方についても利用していただくというふうなことで、老人解放センターと全く同じ形で運営していきたいということでございます。

- 建築課長（中上好美君） 体育館の新築に係りしたご質問の事項についてお答えいたします。竹内建設が現在請け負っている工事は、幸小学校の造改築工事、第2中学校造成及び外構工事、和泉第2団地の3工事であります。業者の観望でございますが、昭和50年1月31日付で大阪府に提出しました経営事項、審査事項に基づきましてご報告申しますと、資本金1千万円、社員数は5名でございます。
- 18番（直村静二君） 職員についてはいまのところ構想段階で、総人員が14、5名ということなんですけども、これは市の職員として張りつけるといふことなのか。また、老人解放センターと同じ運営だといふ以上は、現業部門には、支部から当然そういう形で言ってくるんでね、そこをはっきりしてもらいたい。どうですか。
- 市民部長（内田繁君） 用務員さんにしても一応、市の職員ということになっておりますので、市の職員であるという見解をとっております。
- 18番（直村静二君） だから、推薦があったらその者を人入れて職員にする。特に用務員についてはそうしますといふことは、4名の職員ができるということでしょう。
- 市民部長（内田繁君） 支部の推薦もございまして、私の方もそういうことで推薦に基づく採用試験をやっているわけですが、老人解放センターについてもそういう形をとってきたわけです。

- 18番(直村静二君) 試験の採点はだれがやるの。
- 市民部長(内田繁君) 人事当局の方でやっていただいているわけなんです。
- 18番(直村静二君) 身障者(児)を合わせて160名というのは、王子町も含めて同和地区の区域内ということですか。
- 市民部長(内田繁君) 同和地域の区域内の方々です。
- 18番(直村静二君) あなたの答弁では守る会の人にも利用願うということですから、答弁の仕方が逆なんですわ。守る会の人に入って、あとの者は会に入ったら利用させてやるということですね。
- 市民部長(内田繁君) そういうことになります。
- 18番(直村静二君) そんなことを本会議で堂々と答弁して地方自治法に違反しませんか。まかりならん。

それから、国、府、市の負担区分ですが、運営について国がどのくらい持ってくれるかですな。国の補助は用地にはないわけでしょう。あと府が1億、起債が2億何ぼ。これ運営していくのに補助が出ますか。

- 市民部長(内田繁君) まことに申しわけないんですが、身体障害者施設を各都道府県設置したいという中で、大阪府下で初めて身障者施設に対する補助制度ができたわけですし、運営費の補助は残念ながら現在、大阪府としてもございません。補助をしてもらおうと全力を挙げて要求しておるところでございます。

- 18番(直村静二君) 身障者会館については私は賛成なんです。しかし、その運営について、また負担について、なるほどこれは同和对策事業やと市民が納得するようにしてもらいたい。これじゃ使えない人が出てくる。起債は市民が負担するんですから、やはり市民全体が利用できるものにせないかん。こういう甲身であれば、利用する人自身が肩身の狭い思いをするか、それとも特権意識を持つか、どちらかですわ。これでは真に差別をなくする会館にはならない。この点は強く申し上げておきます。

次に、竹内建設でございますが、一般質問でも言いましたが、部落住民を食い物にしているというビラが出ておるわけです。そんな問題になっている人、しかも、部落解放同盟の最高幹部でしょう。だから、私は速慮すべきやないかと言ったんです。内容をいま聞いてみますと、資本金は1千万円で、職員は5人だと、幸小、新中、体育館、会館、ほんまに直轄の若でやるんかどうか、非常に疑問に思うんです。

議案書に保証人として小野林とか出てますね。だからいろんな形で、たとえばジョイント方式になるのか、それとも、一人請け負うてそれをよその建築屋にやらすのか、ここまで聞き

たい。私は専門でないのでよくわからんけども、資本金1千万円で、職員5人でこんな膨大な工事はできないと思うんですよ。だれかに下請けさすんじゃないのか。実際そういう声も聞きます。

また、あるときにはどこそこの工務店は最初から外された。これは、この前の林理事の答弁では、雇用促進何とか資金が入る副友部長がこのことでどっかへ行って補助が出たんだと。市のために行ったんやら、わがのために行ったんやらわからん。

その点で中塚部長、1千万の資本金で、職員5人で4つの工事ができる能力があるのかどうか。さらには、そういう請負業者は同和事業の中で独占的な位置づけにある。これが市立体育館の工事まで手が伸びておる。私は違法だとは言っておりませんよ。しかしね、これ解同の最高幹部でしょう。しかも、こんなビラまで出てますねん。業者からの声も聞いてます。どんなふうな理由で体育館の契約をしているのか、その点をお答え願いたい。

- 建設部理事（林徳次君） 先般、一般質問の際にお答え申し上げましたように、雇用促進事業団関係の基準につきましては細かい規定がございますので、詳細必要でございましたら、建築課長から提出する用意をしておりますので、私からは概括的に申し上げたいと思います。

資本金が1千万円以上、それから過去の経歴書と申しますか、実績書の提出を大阪府知事から求められます。それらを参考にして、一定の基準に達している業者に登録を認めるわけです。これは事業団内部でやられるものでございます。先日も申し上げましたように、この事業を始めます際には、市内業者は一社も登録を取っておりません。したがって行政指導の範囲内で市内業者団体である和泉会、これにはご存じのように市内業者はほとんど入っておりますが、これの役員さんに対する行政指導を行って、その結果、大和建設、近畿建設、竹内建設の3社が登録をされたということでございます。

- 18番（直村勲二君） 詳しい資料は要りません。お答えしてほしいのは、竹内建設が仕事を取る、しかし能力がない、そこで市内の業者に再下請をさせる。つまり名目だけは竹内建設にしといて、仕事はほかの業者にやらすという場合にどうなるんですかと。なるとは言っておりませんが、あり得ると。そうなった場合には、悪い話が、何らか大引きして下請に渡すというふうな方式もありますわね。建設だけでなしにほかのことでもあるかもしれません。だから処理能力ですね、名前だけが竹内建設で、仕事はほかの業者が大方しているということにならないのか。

そうなった場合に、これは大同建の業者で、しかも解放同盟の最高幹部である。そして、地元からビラで批判が出ておるといふのでは非常な疑惑を招くし、不信任を市民に抱かすんじゃないか。住民同士は融通し合わないかん。同和問題を深の認識し理解せないかんといっている

立場からしておかしい。これでは理解さすどころか、同和の特権階級をつくっていることになる。そういうことにならないようにするのが行政の立場ではないのか。私は素人ですからよくわかりませんが、そういう場合にはチェックをする必要があるのではないか。あるいは必要がないのか、どちらかきちんと答弁を願いたい。

- 建設部長（中塚白君） 総需要抑制、不況と現在の状況は非常に厳しいものがございませう。ご指摘の趣旨につきましては、われわれ行政を担当する者としては、重々承知してあるわけでございませう。

そこでお尋ねの処理能力の問題についていささか申し上げますと、建設会社というものは、大手といえども社員を正式労力の中ではあまり大きく出していないのが現状でございませう。工事の性質にもよりますが、総合発注する場合には、その中で業者が分離するといいますが、下請けにやらず場合もございませう。そこまでは私も役所としては介入することができません。しかし、その場合でも工事の責任は、あくまでも契約した相手方にあるわけでございませう。

それから、企業体ということもございませうけれども、企業体と申しますのは、少なくとも、正式に登録して、何社か複数以上のものが寄って構成されるのが企業体でございませう。この場合は、単独の会社でございませうし、また、落札する、せんはそれぞれの企業の努力いかにしてそこまで私の方でコントロールするわけにはまいりませう。

ただ今後とも、いまのような情勢が続くものとわれわれは予想しておりますし、いま以上に工事が増大することは当然望み得べくもない現状でございませうので、少なくとも指名については、われわれの一存で決められるものもございませませんが、検討するためのひとつのチェックポイントと申しますか、そういうものは置きたい。たまさか、病院建築を控えまして、各業者とも必死に攻勢をかけてきておりますけれども、その辺の事情も考えまして、今後、より公正なる指名に臨みたい、かように考えておりますので、よろしくご了解のほどをお願い申し上げます。

- 18番（直村静二君） 何遍も申し上げますけれども、身障者会館、市民体育館の建設については私は大賛成なんです。しかし、これが部落解放のための施設だといながら、その負担、利用、運営の面で住民の納得できるような形にはなっていない。その点で私は賛成できないという立場なんです。

それから、市立体育館についても同系業者がなっている。仕事の能力がオーバーではないか、ピラが出ている、解放同盟の幹部である等の理由から問題になるということですね。また、市内の業者の指導監督といいますが、市が発注する仕事でございませうから、それなりに住民の納得できるような指導監督をせないかん。いま、建設部長は今後努力するとおっしゃってますの

で、もうこれ以上申し上げませんけれども、いろんな声も出ておりますので、その点はひとつ改善していただきたいと思います。

この案件についてはうちとしては賛成できないという立場です。これを認めておいたら何でも認めないかんことになる。もっと言いたいのですが、時間もありませんし、私ばかり質問しておってもいけませんので、これで一区終わります。この関係については、後でもう一言発言させていただくことをお願いしておきます。

- 議長（池辺秀夫君） ほかにありませんか。質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

ご異議がありますので、挙手により採決を行います。本案を可決することに賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、議案第45号及び第51号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第3「財産処分について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第46号

財産の処分について

次の建物売却につき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

次のとおり建物を売却する。

1 名 称	和泉市商工会館
2 所 在 地	和泉市府中町913番地
3 構造及び規模	鉄筋コンクリート造 2階建の一部 365.4125㎡
4 売却価格	35,989,000円
5 売却の相手方	和泉市商工会 会長 磯田 吉雄
6 売却の方法	随意契約

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 産業衛生部長（宇沢清君） それでは、お許しを得まして、ただいまご上程いただきました議案第46号「財産処分について」の提案の説明を申し上げます。

本期産処分の対象物件につきましては、今般完成いたしました和泉市商工会館でございます。商工会館建設につきましては、ご承知のとおり、総合会館構想の一環として土地の高度利用を図るとともに、区分所有により勤労青少年ホームとの合築施行を行った次第でございます。したがって、当会館部分につきましては、当初商工会が独自の立場から直接国、府の補助を受け事業費全額を自己負担のもとに、施行管理についてのみ市に委託の上、請負業者との契約締結を行ったわけでございます。しかし、建設用地にかかる諸事情から、当初計画の昭和49年度内完成が不可能と相なった次第でございます。当該商工会館に係る対象補助は、元来事務費補助のため互から、現行制度のもとでは繰越手続ができず、補助金交付が不能と相なり、市では商工会館の財政負担の軽減を図るため、国、府と協議いたしました結果、市の名義上の施設財産を有償譲渡とした諸手続要件が具備した場合に限って、商工会館に対する国、府の補助対象としたい旨の確約を得たわけでございます。これら一連の経緯につきましては、市議会関係委員会のご審議を煩わすとともに、格別のご理解を賜りまして、補正予算の計上繰越手続調整書及び覚書の取り交わし等、執務処理手続により、一たん市の施設財産に帰属させ、今般建物完工によりまして、地方自治法第96条第1項第7号の規定により処分いたすことと相なった次第で、ここに財産の処分のご提案を申し上げた次第でございます。

次に、処分の内容でございますが、物件は、記載しておりますとおり、府中町913番地に所在する和泉市商工会館でございます。構造及び規模につきましては、鉄筋コンクリートつくり2階建の一部、すなわち勤労青少年ホームとの合築部分、1階部分約365平米でござい

ます。売却価額につきましては、契約承継額に市立てかえ施行に伴う金利並びに追加経費の案分負担額を加減調整いたしまして、最終額が3千598万9千円をもって売却価額といたしております。売却の相手方は和泉市商工会であり、その方法は、随意契約といたすものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第46号の提案理由並びに内容のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番（金沢勝君） 本市の財政的事情から合築という好ましくないあれなんです。勤労青少年ホームという以上は独自性がなかったらいかん。そこで私が申し上げたいのは、2階建ての建物が1階を半分取られるということは、利用価値からいって、また、評価からいって3・7ぐらいの割合になる。いわゆる3分の1ぐらいの評価になる。そういう計算をされた上でこの価額を決められたのかどうか。これが1点。

それから、登記の関係ですが、借地権が出てくると思うんです。商工会は育成団体であるから、市とは親子の関係であるとはいいながら、借地権というものは後々まで残っていく。地方自治体として、後に事を残すようなものを売却したり、登記したり、われわれ議員が認めたりすることはおかしいわけです。今後、だれが市長になるにしても、後ぐされのないようにしておかないかん。土地を売るなどと言いませんけれども、登記面からいけば建物だけなんです。そうすると、借地権の問題が出てくる。だから、後ぐされのないような契約書を結んでおく必要があるのではないか。その点を具体的に説明願いたい。

- 議長（池辺秀夫君） 答弁。
- 商工課長（岩井益一君） まず第1点の、1階に相当する半分は、通常、2階建ての一番いい場所で、評価価額は高いのではないかと指摘だと思いますが、私どもとしては、あの施設は総合会館構想の一環として、しかも、第1期工事の中で4階建てを設計いたしておるわけでございます。今回出したのは、その中で単純面積案分による売却価額ということでございます。

第2点の登記面において、将来に禍根を残すような問題が出てくるのではないかと指摘でございますが、まず、土地についてご説明させていただきますと、現在、市有地ではありませんが、市有地となるべき土地でございます。2階部分がかぶさっておりますので、いわば市の公共用財産でございます。したがって、1階部分については私権の設定にならない。地方自治法第238条の4、第3項の規定に基づきまして私権の設定はできない。いわば行政財産の使用許可手続によることに相なっております。したがって、私どもは年度更新という

形で行ってございます。

それから建物についても、将来、建物の区分所有権に係る乱用に伴う紛争を未然に防止し、円満な公共施設の管理運営を期するために、当初から私どもとしても、十分歯どめをいたしておるわけでございます。本議案につきましては、議決をいただきますならば、譲渡契約とあわせて管理規約を締結すると同時に、過般の新嘗委員会等でご指摘のございましたように、覚書の第4項において歯どめもしております。

また、建物の専用部分についても、通常ならば、建物の区分所有権に関する法律の適用を行うべきなんですが、あえてその法律の適用を除外してございます。

さらに、共用施設につきましても、今回の登記部分は、専用部分だけでして、共用部分につきましては、市が負担する中で将来の歯どめを十分にいたしておるわけです。いわば、私用権の乱用を抑制するという形で配慮してございます。

さらに、譲渡契約による契約解除条項とか、そのほか契約条項に違反した場合には、買い戻し特約条項だけではないに、登記の手続もやっておきたいと考えております。また、総合会館建設時の協力義務も当然、譲渡契約等に織り込みまして、幾重にもわたる歯どめ策は講じておるつもりでございます。

- 3番（金沢勝君） 提案理由の説明のときにそういう説明があったらよくわかったんですが、そうすると、行政財産である場合に、これは登記しないんですか。
- 商工課長（岩井益一君） 建物については、登記の対象になります。
- 3番（金沢勝君） 登記は、市として登記するの。
- 商工課長（岩井益一君） 市として登記することはできますけれども、別に実益はないという事で……。
- 3番（金沢勝君） だから、この場合にはやらないの。
- 商工課長（岩井益一君） 普通はやらなくてもいいんですが……。
- 3番（金沢勝君） だから、この場合です。
- 商工課長（岩井益一君） この場合については、総合との関連でやっておきたいと思います。この点につきましては、王管が管財課でございまして……。
- 3番（金沢勝君） ちょっと待ってください。私はこの場合に限って聞いているわけだからね。上程された以外のことについては答えては良くないわけですが、まず、現実の問題として登記するのかどうか、売った面積はだれの名前になるのか、それから、登記する場合は、借地権がついてこないか。それと、買いながら登記面もつかず、権利書もできないのに、合作とはいいながら、形もなしに契約書一本でいくのか、こういう質問なん

です。

- 産業衛生部次長(山本俊兼君) まず、建物を和泉市として登記するのかという問題につきましては、登記するという方針を持っております。

それから、土地との関連で、借地権等の関係から見て、建物を商工会が譲り受けたとして登記ができるのかどうかという点につきましては、われわれもいろいろ検討いたしました。ご存じのとおり、建物保護法という法律がございますが、これとの相関連がございます。大阪府下の大阪市を除く法務局におきましては、土地に関係する方々の同意とか、借地権の行使だとかいうことがなくても、建物そのものは、登記の対象になるということがございます。

- 3番(金沢勝君) だから、商工会へ登記するの。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君) もちろん登記いたします。
- 3番(金沢勝君) 借地権の問題はどうなるの。
- 産業衛生部次長(山本俊兼君) この問題につきましては、先ほど商工課長が申しましたように、1年更新の形でやっていきたい。
- 議長(池辺秀夫君) ほかにございませんか。別にご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第46号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長(池辺秀夫君) 次に、日程第4「和泉市勤労青少年ホーム条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第47号

和泉市勤労青少年ホーム条例制定について

和泉市勤労青少年ホーム条例を次のように制定する。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市勤労青少年ホーム条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業に働く青少年の保護及び福祉の増進を図り、もって労働生産性の向上に資するため、勤労青少年ホームを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 勤労青少年ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和泉市勤労青少年ホーム
- (2) 位置 和泉市府中町913番地

(事業)

第3条 和泉市勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般教養及び実務教育に関する講演会講習会その他各種講座を開催すること
- (2) 生活、職業相談、苦情処理、就職後の指導等の相談指導を行うこと
- (3) 映画観賞会、音楽会の開催並びに趣味、教養、娯楽設備及び運動設備の利用等のレクリエーション指導を行うこと
- (4) グループ活動に必要な講習室、集会室その他の設備を利用させること
- (5) その他勤労青少年の保護及び福祉の増進に必要と認める事業を行うこと

(管理)

第4条 ホームは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(利用の範囲)

第5条 ホームを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する25才以下の勤労青少年
- (2) 市内に勤務する25才以下の勤労青少年
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(使用許可)

第6条 ホームを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ホームを使用する者が次の各号の1に該当すると認めるときは、使用の許可をせず若しくは既にした使用の許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風紀を乱し、又はそのおそれのあるとき
- (2) 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれのあるとき
- (3) 政治的若しくは宗教的活動に使用し、又はそのおそれのあるとき
- (4) この条例又はこの条例に基づく規程に違反したとき
- (5) 市が、その行政目的のためにホームの施設を使用するとき
- (6) その他施設の管理上支障があると認めるとき

(使用料)

第7条 ホームの使用料は、次のとおりとする。

- (1) 規則で定める利用証を提示した者については、無料とする。
- (2) 前号の利用証のない者については、別地の使用料を前納しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災、地震その他使用者側の責に帰し得ない事由により使用できなくなったとき
- (2) 使用の3日前までに使用の取消し、又は変更を申し出て市長が相当の事由があると認めるとき
- (3) 市の都合により使用許可を取り消したとき

(附属設備の使用)

第9条 有料の利用者から特に申出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。

2 前項の使用料は、市長が定める。

(利用者以外の使用禁止)

第10条 利用者は、ホームの施設を転貸してはならない。

(特別設備の設置)

第11条 利用者は、市長の許可を受けて建物を損傷しない範囲において特別の設備をすることができる。

2 前項の設備は、使用后直ちに撤去し、原状に復さなければならない。

3 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、利用者代わって執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 ホームを利用する者は、建物若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき、損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第13条 ホームの施設及び附属設備の使用により又はこの条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市は、一切の責を負わない。

(職員)

第14条 ホームに必要な職員を置く。

(運営委員会)

第15条 ホームの適正な運営を図るため、和泉市勤労青少年ホーム運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、15人以内をもって組織する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 講習室等使用料金表

区 分	13時～17時	17時～21時
講 習 室	1,000円	1,500円
集 会 室	1,500	2,000
和 室	2,000	2,500
料理講習室	3,000	3,500
軽運動室	2,000	2,500

1 料理講習室を使用する場合は、別にガス使用料として、使用料に対する実費を徴収する。

2 夏期(7月～9月)又は冬期(11月～3月)において、冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき円以下において市長が定める額を加算する。

理 由

本市の中小企業に働く青少年の保護及び福祉の増進を図り、もって労働生産性の向上に資するため、勤労青少年ホームを設置し、その管理、運営等について定める必要がある。これが、この

条例案を提出する理由である。

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 産業衛生部長（宇沢清君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第47号「和泉市勤労青少年ホーム条例制定について」の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

その前に、22ページの別表2項で、「1時間につき〇〇円」となっておりますが、空白のところは500円ということでございます。脱漏のおわびを申し上げますとともに、ご訂正方よろしく願い申し上げます。

まず、提案理由でございますが、かねてからの懸案事業でありました勤労者施設が、市議会初め関係機関の並み並みならぬご尽力により、このたび総合会館構想のもとに勤労青少年ホームとして府中町913番地に完成いたしました。これに伴い本施設の管理運営を円滑に推進するため、基本事項について本条例案を提案いたしました次第でございます。

それでは、内容について逐条ごとにご説明申し上げます。まず、第1条では、本条例の目的をうたったものでございまして、本市の中小企業に働く青少年の福祉余暇施設と相まって、労働確保対策に資する施策として運営していくこととするものでございます。

第2条では、ホームの施設として、その設置根拠を明確にするため、名称及び位置を示したものでございます。

第3条では、ホーム運営事業の内容を列挙いたしましたものでございまして、講習会等開催事業、職業生活指導相談事業、教養娯楽等レクリエーション指導事業、グループ活動に必要な施設の利用提供事業、その他勤労青少年の保護、福祉の増進に関する事業でございます。

第4条では、ホームの管理運営について規定してございます。

第5条では、対象利用者は、原則として25才以下の勤労青少年を中心に、登録制度による個人資格をたてをえとするほかさらに、本市の産業実態に照らして、産業衛生委員会のご指摘事項を十分に体しまして、運営上遺憾なきよう配慮いたしてまいりたいと存じております。

第6条では、使用許可条件を明記し、第7条では、使用料金を対象者に限って無料とするほか、目的外使用に対しては、料金徴収根拠を付与する規定を設けた次第でございます。

第8条から第14条までは、それぞれ使用料の還付手続、付属設備の使用、使用者以外の転貸禁止、特別設備の設置、損害賠償、市の免責、職員配置に関する規定でございまして、いずれも市民会館と同様、公の施設としての一般使用規定に準じてございます。

第15条関係につきましては、運営委員会の設置規定でございまして、今後、ホームの運営に際し設置目的に十分即し、本来的な効果を期待するため、市長の諮問機関といたしたく存じ

ます。

最後の第16条では、運営の細則、細目についての市長に委任する根拠規定でございます。

なお、本条例は、開始予定を10月7日より実施いたしたく存じておるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由とその内容の説明といたします。何とぞご審議の上、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 20番（寺田茂君） 私たちは労働会館のひとつの形が勤労青少年ホームという形になっておるといっても確認しておるわけですが、商工会が同居するのは混乱を招くおそれが十分にあるということで、委員会において私は3回ほど質問し、また、不十分な点について何度も質問してきたわけです。しかし、きょうは本会議なんで質問には簡単にお答えを願いたい。

いま部長から勤労者の育成とか、相談とか娯楽、いろんな問題に寄与していくという説明がありました。まず、目的の中にあるところの労働生産性の向上、これにどうもひっかかるわけなんです。労働生産性の向上ということになると、資本の側に立った考え方がほとんど優先するんじゃないか、この点については私は何度も申し上げてきましたけれども、しかし、何ら変わっていない。ここまできて、もう変わることはないだろうという趣旨かもしれませんが、私はこれは大きな間違いではないかと思っております。

また、利用の範囲のところでも、ほかの議員さんから出ましたように、25才以下と規定つけておられるのは、やはり今後、混乱を招くんじゃないか、細かい問題かもわかりませんが、仮に26才の人が利用したいと言ってきたときにはどうするのか、こういう規定づけは混乱を招くのではないか。

それから、政治的、宗教的な団体の使用は許可しないとなっております。この点については部長から建った後でいろいろ考慮しようというお言葉もあったんで、私たちがそういうふうに理解しておりますが、ただ私の気になったのは、勤労青少年ホームができたことをどういう人に言っているかという、各企業の労務担当に言っていることです。労務担当というのは人事の中の労務で、これは労働者とは全く違うサイドの人です。勤労者の雇用促進とか、相談娯楽の場といったものとかかなりかけ離れたことになるのではなからうか、その点で若干の疑問を持つわけです。

最後に、城員の配置の問題であります。第3回目の委員会で部長から、教育委員会の方から若干の職員を配置するというようなことをちらっと聞きました。きのう、おとついの一般質問の中で府中町の勤労青少年会館の問題が出ましたが、私はこれと関連性があるのかというふうにみたくです。底表は市が買収した、だから、上の建物はいつか取り壊されるんだと、なぜ

私がこういうことを聞くかという、向こうに教育委員会の研究所があるんですね。だから、そこからくるのかなというふうに思ったんで、それでお聞きしているんですが、あの問題と、この勤労青少年ホームとは関係があるのかなのか、今後、あそこへ移動しようと考えているのか、その点を伺いた。

前半の部分については、委員会でかなり聞きましたが、条例の中で私たちとかなり意見の違う部分については、この本会議でお考えを披瀝していただきたい。こういうことです。

○ 議長（池辺秀夫君） 商工課長答弁。

○ 商工課長（岩井益一君） 5点ほどご質問がございましたが、まず第1点の、第1条の目的規定の中に「労働生産性の向上に資するため」とあるのは、資本の側に立った論理が優先するのではないかというご指摘かと思いますが、私どもは、あくまでも公共的な労働福祉施設というふうに解釈しておりますし、また、労働省の指導方針においても、勤労青少年ホームは、あくまでも勤労青少年が健全な余暇活動を行うのにふさわしい場所になり得ると、こういうことでございます。

第2点目の年齢制限の問題、26才ではどうなるのかということでございますが、過般の委員会において、これはいろいろ取りざたされたところでございます。条例のたてまえとしては25才以下の勤労青少年ということになっておりますが、それ以外に市長が適当と認めたる者、それから、運用上で十分配慮していくというご議論もありましたので、私どもはそれののって処理していきたい。具体的な面については、運営委員会等で決められると思います。

第3点目の政治的、宗教的団体の使用は認められないという点でございますが、本施設は、あくまでも働く勤労青少年の労働福祉施設でございます。一連の労働活動の場ではなしに、余暇施設ということでございますので、個人の資格による登録、そして、自発的にグループをつくって活動していくというのが本位であります。そういう観点に立つ限り、政治的、宗教的団体の使用制限は当然ということに相なります。こういう解釈でございます。

最後の、人員配置に伴う今後の運営管理面で教育委員会との関連はどうなるのかということでございますが、隣接地に市民体育館もでき上がっておりますので、それらとのからみで当面は商工サイドで行う。勤労青少年ホームは、あくまでも勤労者の余暇施設ということでして労働省の指導方針も、教育委員会でもなしに商工サイドで行うことと相なっております。

以上のとおりでございます。

○ 20番（寺田茂君） 私は委員会で聞いているんであんまり聞くのもなんですが、これはあくまでも勤労者を主体にした運営をしていかないかんし、また、それが原点になると思うんです。特に雇用促進をうたわれているんですが、米年の3月の卒業時には日本全国で100万以上の

失業者が出るのではないかといわれているし、企業倒産なり、中小企業のグルーピングも出てくる。だから、雇用促進も大事なんですけど、下降化をたどりつつある中小企業、零細企業に向けての制度を和泉市としては持つべきではないか、このこともつけ加えておきたい。

それと、先ほど言いました労働生産性の向上とか労務担当の問題、それはそれでいいんですが、企業側にあまり没頭しないように要求しておきたい。

それから、運営委員会ですが、地域の労働者、労働組合の意見を尊重し、正しい運営をしてほしい。私が宗教的、政治的という問題を提起したのはこの辺にあるということを知っていただきたい。運営委員15名となっておりますが、何も15名きっちりでもなくてもいいんで、労働組合なり、地域の民主団体を委員に入れて運営を密にしていくというやり方、この点だけ部長、答えていただきたい。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 本件については、産衛委員会の2回目の会合で私からご答弁申し上げたとおり、市議会の代表、先生方、地域の代表の方々、学識経験者等を十分に検討した上で委員会にいたしたい、かように思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 17番（山田清二君） まず、25才以下という年齢を決めた根拠を教えてください。

それから、7条に「規則で定める利用証」とありますが、この利用証はどういうふうにして配付されるのか。

もう1つは、この条例では、使用時間とか使用の仕方とかいうものがひとつも書いてない。規則はいつも後でできているわけです。ところが、この規則は市長が定めるということで、ほとんどの人が知らん場所で決められて、そして運営されていく。委員会にも、議会にも発表されないで、条例でこうなっています、規則でこうなっていますという形でいつもやられる。市民会館のときでも何回かそういうことがあったわけです。たとえば休日の設定とか……。1から10まで全部条例で決めるといことはできないかもしれませんが、規則の制定ですね、これに参画できる者をはっきりさしてほしい。また、これをつくったらそのままやっていくのかどうか、その点もあわせて答弁をしていただきたい。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 商工課長（岩井益一君） お答えいたします。

第1点の25才以下の勤労青少年の年齢の根拠についてでございますが、勤労青少年福祉法という法律がございまして、そこに各自治体において勤労青少年ホーム設置の努力義務が課せられておるわけでございます。それに基づきまして、現在、500ほどの市町村の中で300団体ぐらいが設置されておるとい実情でございますが、実は、勤労青少年ホームの望ましい

設置基準という中にもはっきりした年齢はないわけでして、ただ労働省の補助等の行政指導方針として、15才以上25才以下という線が出ておるわけでございます。

第2点目の規則の点につきましては、ホームの準則みたいなものが示されてございまして、たとえば開館日とか開館時間、これはいまのところ午後1時から9時まで、日曜日は午前9時から午後5時までと予定しております。それから、休館日は毎週水曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日から1月4日まで)と考えております。これらについても、職員の人的配置勤務条件等によって要素が変わってまいります。いまのところ、そういう方針で考えてございます。

それから、具体的な利用の手続、利用証の配付をどうするのかということでございますが、書式等も定められておるわけでございますが、勤労青少年ホームの窓口へ申込書を置いて、そして、事業主の証明をもらって登録をしていく、というわけでございます。もちろん、PR等につきましても十分行っていきたい、このように考えております。

- 17番(山田清二君) 組織労働者でなくして、企業自体に福祉施設などのない、そういうところに働く未組織労働者が中心でなければならぬと思っております。大企業の労働組合なんていうのは、相当の福祉施設を自分で持っておるわけです。たとえば市民グラウンドなんか、休みの日に普通の人が使おうと思っても使えない。あれも申込受付は何日前と決まっているはずだと思っておりますが、どこか1つの団体に年間を通じて契約されるというような状態にある。

だからこの場合も、たとえばお花のグループが週の何曜日に使わせてほしいとか、お茶の稽古をするから毎週1回、月4回使わせてほしいとか、そういう形で申し込まれたときに、ほかの人は使えない状態が起こるのではないか。そういうことも危惧されるので、条例を見ただけですけれども、条例にはそういうことはひとつも書いてない。

勤労青少年ホームというのは、組織も何も持っていない勤労青少年が自由に使える施設であるべきなんです。したがって、国民の祝日は休みでございましてというような、不親切な規則はつくっていただきたくない。ここを利用する人は、本当は日曜とか、祝日しか利用できない人なんです。普通の日に一時から行きましょか、よっしゃなんていうて行けるような人は、勤労青少年というには余りにもふさわしくない人ではないかと思う。だから、日曜も祭日もやっていただきたい。

- 産業衛生部長(宇沢清君) ただいま山田議員さんからご指摘の点は、産衛委員会でもいろいろ議論がありました。この点については、商工課長も言っておりましたように、準則を定められておりますが、週休2日制その他、私の方で全国的な利用状況も把握いたしておりますのでそれらの点も十分配慮して、今後、運営委員会に諮りまして、ご指摘の点は配慮してまいりたい

いと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 3番（金沢勝君） 落成が7日で、8日から発足する中で本日、この条例審議が出ておるわけなんです、説明を聞きますと、運営委員は15人以内だと。10人でも5人でも15人以内なんです、実際の数字はつかめておるんですからね。しかも、25才以下という線を引いているんですから、その中に25才以下の人も入れるべきだと思うんです。米価の審議会でも農民代表を入れてやっておるんですから。

このころあんまさんでも、あんま言いたら物言いまへんで。先生です。工員いうて募集したかて来まへん。社員募集いうたら来る。そういう中で、こういう字句を使うというのはふさわしくないと思うんです。あんたが使うというんならしょうがないけども、いずれにしても、15人以内というのは明確にしてもらいたい。

それから申込方法ですが、市民会館の条例を見ると、1週間以前に申し込まないかとなっている。山田議員がいま言ったでしょう。一部の組織がほとんど占有する危険性があるというのは、1年間の計画を立てて申し込んでしまうんです。来年の分でも申し込める。だから、1週間前から受付をしますとか、そういうことを入れるべきだと思う。入れてないから、山田議員の指摘するように、1年間全部申し込むというようなことも起こってくる。こういうことを申し上げたい。

以上です。

○ 議長（池辺秀夫君） 答弁。

○ 商工課長（岩井益一君） 第1点の運営委員会の構成でございますが、私どもは利用者の代表として男女を予定しております。

第2点目の、山田議員さんのご質問とも関連いたしますが、施設の独占的な使用という点につきましては、ホームの事業といたしまして、生け花、お茶、料理教室などの定期講座がございますが、これらについては当然、市の独占使用になると思いますが、その他については、個人使用がたてまえてございます。音楽とか卓球とか、同好の士が集まってグループ化を図っていくというのもひとつの趣旨でございますので、グループによる使用ということも考えております。ただおっしゃるように、各クラブの独占使用ということも考えられますので、その点につきましては、各クラブリーダーの代表者会議といったものを持って、日程の調整を図るとかいう形で、施設は一部の者に独占的に使用されることのないようシステム化を図っていきたい。このように考えてございます。

○ 3番（金沢勝君） 当を得た答弁をしてもらいたいと思うんです。国鉄のキップを買うので

も、1週間前からか決まっているはずですが、この条例からいけば、1年先でも申し込めるといふことなんです。そうでしょう。規則で決めるというたつて、この8日に発足する青少年ホームの運営委員すらいまだに決まっていないでしょう。どうして、これで運営委員会が持てるんですか。1回でも運営委員会開けますか。祭りもあることだし、時期的に私は不可能だと思ひ。そういうことでは、1週間前だとか10日前だとか、期限を切っておかんと、団体、組織が独占する危険性がある。だから、条例にそれを決めておきなさいと申し上げておるんです。

8日から発足しなければならぬのに運営委員がまだ決まっていない。ただ15人以下だと。15人あったらいけるだろうと、そんなあいまいなことでは……。それだったら、13人でも10人でもできるということになる。もうはっきりわかっているはずなんだから、早く決めるべきだと思ひ。

それともう1点、25才以下ということに私はこだわりませんけれども、それなら25才以下の代表を入れるのか、入れないのか。和泉市では労働者が95%以上を占めているんです。その人たちのための青少年ホームです。だから、25才以下の人も入れるべきだと判断するんですが、その点について。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) 運営委員会の時期的な問題についてはっきり申し上げますと、実は、この条例をご議決いただきましたら、市長から議会の議長あてにご選出方のお願いを申し上げるわけでございます。その期間等の問題、同時に、10月7日から開所ということになっておりますが、事実上、市の行事が主体でございまして、本格的に入るのは、恐らく11月ごろになるだろうと予測しておりますので、その点はご理解願ひたいと思ひます。

それから、15人以内の問題についてでございますが、10人になってもいいんじゃないか、明確にせい。また、25才以下の労働者も入れたらいいんじゃないかというご指摘でございますけれども、私どもの考えとしては、選出の隙隙で幅を持たしておいた方がいいんじゃないか条例で拘束するとまずくなる結果にもなると、このように考えておりますので、ご了解願ひたいと思ひます。

○ 3番(金沢勝君) 25才以下は入れるの。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) 入れます。委員会ではっきり申し上げております。

○ 3番(金沢勝君) 条例は実際に近いこと、だれが読んでわかるようにつくるべきだと思ひ。これだと、理事者の御都合主義的な15人以内やからね、あんただけがいいわけや、われわれはそんなものに関係してないわけや。それは勝手な意見として聞いておきます。

○ 議長(池辺秀夫君) 他に。

○ 28番(坂上国治君) 16室の講習室等の使用料金ですけれども、午前中借りたいという

方があっても貸しませんのか。私は当然貸すべしだと思うんです。貸してほしいという人があるのに、貸さないで遊ばしておくのはおかしい。午前9時からとかいうことは、当然、ここへつけ加えて差し支えないと思うんですけれども、どういうためにここに入れてないのか、その点を説明してほしい。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） ご指摘のとおりでございます。午前中の利用が多くなれば、なるほどこれの存在価値がございますので、その点は十分に配慮をしていきたい。現在、人事当局と職員の配置等について検討中でございますが、午前中の使用許可が出た場合には、できるだけ午前中も利用できるよう、職員等の配置等についても考慮していきたいと考えております。

○ 28番（坂上国治君） 考えておるのなら、ここへ午前9時から12時までは幾らと入れたらどうか。今後考えます、では遅いと思う。金沢議員が言うたように、8日の日に朝から借りに来たらどうするんですか。貸してあげますか。料理教室なんかを利用するのは大体が娘さんで、用事を済まして午後から来るというのが多いと思うんですが、軽運動室なんかは、午前中あるいは昼だけという希望が多いように感じるんです。答弁がむづかしいようだったら、午前中でも利用できるよう要望しておきます。

○ 議長（池辺秀夫君） 他に。

○ 5番（竹下義章君） 1つだけ確認しておきたいのですが、この問題については、委員会の中でいろいろ論争をしてきたという過程があるんですが、私は、これはあくまでも労働会館であるという考え方で委員会に臨みました。委員会の中では、労働会館的な性格を入れながら運営していくということもお聞かせ願っておりますので、安心してきようは聞いておいたわけでありますが、私、非常に心配だと思うのは、25才以下の問題です。というのは、いま、求人難ということで若い人が入ってこんわけです。30から35才ぐらいが平均になっておる。25才以下はただで、25才以上は金が必要ということになっても困るので、その点は、規則の中で十分に考えてもらえるという確認だけしておいてもよろしいですか。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） はい。

○ 7番（田中包治君） いまの確認はおかしいんじゃないですか。条例制定の範囲内で規則ができるはずですよ。条例を越えて規則をこしらえるというのは、どういう意味ですか。いやしくも、本会議の場において条例を越えて規則をつくるとはどういうことですか。はっきりしてもらいたい。

○ 産業衛生部長（宇沢清君） 25才以下というのは、勤労青少年ホーム上の労働省の明確な指導方針でございます。ただ、全国の利用者の状況から見ますと、竹下議員さんのご指摘のと

おり、25才以上の方々が非常に多いわけです。これをいかにするかということで、委員会で論議が出たわけですが、少なくとも、これは運営委員会に依存せざるを得ないということとで、いま、確認を申し上げた次第でございます。条例を改正する、どうのこうのという問題じゃないと思いますが……。

○ 7番(田中包治君) それはおかしい。運営委員会においてでも変えられませんよ。条例制定の問題と、規則あるいは設置条例とは、性格がおのずから違います。法律を越えて条例をつくらうとしたかてつけれないんだ。もう少し法的な解釈をやってもらわないと困る。また、竹下議員の言うように、労働会館的な方向にするのなら、いまのうちに含みのある条例に改正すればいいんだ。なぜそれをしないかというんです。条例の中で含みを持ちながら、運営委員会なり規則で変更するというんなら別だ。しかしながら、条例を決めておいて、規則や、そういうもので変えようとするあなた方の精神がなっとらんということですよ。私はそれを言ってるわけだ。あなた方公務員は、条例なり法律を守るのがあくまでも義務だ。その義務をいやしくも本会議場で否定するとはどういうことなんだ。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) はっきり申し上げて、公式に条例を制定する場合についての田中議員さんご指摘だろうと思っておりますが、ただ、条例制定については、特に労働省の補助要件がございますので、公式の場での発表は避けさせていただきたいと思っておりますので、あしからずご了承を願います。この点、また田中議員さんに個人でということにいたしましたと思っております。

○ 議長(池辺秀夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本案を原案どおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第47号を原案どおり可決決定いたします。

お昼のため暫時休憩に入ります。

(午後零時11分休憩)

(午後1時22分再開)

- 副議長(竹下義章君) 午前中に引き続き会議を再開いたします。

- 副議長(竹下義章君) 日程第5「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第48号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 本 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市保育所設置条例(昭和48年和泉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表甲あさひ保育園の項の次に「和泉市立くすのき保育園」和泉市王子町6番地」を加える。

附 則

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

理 由

最近の保育所入所希望者の増加にかんがみ、これら要措置児童対策として王子町に新設する保育所の名称及び位置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市保育所設置条例の一部改正（案）新旧対照表

新				旧			
名	称	位	置	名	称	位	置
和泉市立	芦部保育園	和泉市芦部町 2 1 2 番地		和泉市立	芦部保育園	和泉市芦部町 2 1 2 番地	
和泉市立	北池田保育園	和泉市池田下町 1,765 番地の 1		和泉市立	北池田保育園	和泉市池田下町 1,765 番地の 1	
和泉市立	南池田第一保育園	和泉市和山町 3 8 番地の 4		和泉市立	南池田第一保育園	和泉市和山町 3 8 番地の 4	
和泉市立	南池田第二保育園	和泉市黒石町 5 9 番地の 1		和泉市立	南池田第二保育園	和泉市黒石町 5 9 番地の 1	
和泉市立	横山第一保育園	和泉市福瀬町 1 8 8 番地		和泉市立	横山第一保育園	和泉市福瀬町 1 8 8 番地	
和泉市立	横山第二保育園	和泉市仏並町 1,739 番地		和泉市立	横山第二保育園	和泉市仏並町 1,739 番地	
和泉市立	雨樹山保育園	和泉市父鬼町 1,509 番地		和泉市立	雨樹山保育園	和泉市父鬼町 1,509 番地	
和泉市立	南松尾保育園	和泉市久井町 500 番地の 1		和泉市立	南松尾保育園	和泉市久井町 500 番地の 1	
和泉市立	北松尾保育園	和泉市唐国町 8 27 番地		和泉市立	北松尾保育園	和泉市唐国町 8 27 番地	
和泉市立	幸保育園	和泉市伯太町五丁目 24 番 11 号		和泉市立	幸保育園	和泉市伯太町五丁目 24 番 11 号	
和泉市立	信太第一保育園	和泉市王子町 9 8 6 番地		和泉市立	信太第一保育園	和泉市王子町 9 8 6 番地	
和泉市立	信太第二保育園	和泉市王子町 4 0 9 番地		和泉市立	信太第二保育園	和泉市王子町 4 0 9 番地	

新		旧	
和泉市立 和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号	和泉市立 和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号
和泉市立 国府第一保育園	和泉市井ノ口町6番42号	和泉市立 国府第一保育園	和泉市井ノ口町6番42号
和泉市立 国府第二保育園	和泉市府中町五丁目6番33号	和泉市立 国府第二保育園	和泉市府中町五丁目6番33号
和泉市立 ひまわり保育園	和泉市幸町1.0.2番地	和泉市立 ひまわり保育園	和泉市幸町1.0.2番地
和泉市立 鶴山台第一保育園	和泉市鶴山台二丁目2番6号	和泉市立 鶴山台第一保育園	和泉市鶴山台二丁目2番6号
和泉市立 鶴山台第二保育園	和泉市鶴山台三丁目2番1号	和泉市立 鶴山台第二保育園	和泉市鶴山台三丁目2番1号
和泉市立 緑ヶ丘保育園	和泉市緑ヶ丘2.1番地の2	和泉市立 緑ヶ丘保育園	和泉市緑ヶ丘2.1番地の2
和泉市立 あさひ保育園	和泉市旭町1.7.2番地の2	和泉市立 あさひ保育園	和泉市旭町1.7.2番地の2
和泉市立 くすのき保育園	和泉市王子町6番地		

○ 副議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市民部長（内田繁君） それでは、お許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第48号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例改正について」の提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

説明の前に、まことに申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思っております。附則の規定でございますが、「この条例は昭和50年10月1日から施行する」とあるのを抹消していただきまして、「この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市保育所設置条例の規定は、昭和50年10月1日から適用する。」というようにご訂正をお願いいたします。

それでは、まず、理由でございますが、最近、保育所への入所希望者が非常に増加するに心がみまして、これら要保育児童の対策といたしまして今般、王子町に保育所を新設いたしましたので、その名称及び位置を定めようとしてご提案させていただきました。

内容といたしましては、今般、新設の保育所の名称を「和泉市立くすのき保育園」に、その位置を和泉市王子町6番地に定めさせていただきますと思います。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行させていただきます。この条例改正後の設置条例の規定につきましては50年10月1日から適用したいというように思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容のご説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長（竹下義章君） 本件について質問、ご意見ありませんか。

○ 18番（眞村静二君） 2、3点お尋ねしたい。

この条例を見ますと、王子町に3カ所あるということになりますけれど、この中で同和保育園はどれとどれかを答えてもらいたい。

それから、和泉市立幸保育園、これはこのまま存続するのか、廃止になるのか。

それから、和泉保育園と書いてありますが、町名では伯太町となっております。それ以外の保育園は皆固有名詞になっておりますので、これを伯太なり、なんなりに訂正する意思はないかどうか。

それと最後に、一般質問では、8月26日の確認書によると7園にするということでしたけれども、ここには同和保育園は5つある。あと2園をつくるのかどうか。

以上です。

○ 副議長（竹下義章君） 理事者答弁。

- 市民部長（内田繁君） お答えいたします。

まず、岡和保育園でございますが、参考資料の中にもございますように、信太第二保育園、今回新設のくすのき保育園、これが岡和保育園でございます。

それから、幸保育園については、現在、都市計画街路に入っておりまして、将来、移転せざるを得ないということで、計画としては、51年度に移転をしたいと考えております。

それから、和泉保育園の名称の問題でございますが、合併当時から引き続いての名称をそのまま使っております。ご指摘のように、固有名詞的な点もございますので、この点は、今後十分精査して検討していきたい、かように思いますので、ご了承を承りたいと存じます。

それから、支部との交渉で、7園を確約してあるじゃないかということでございますが、現在、幼稚園を含めて6園になるわけで、あと1園増園することになっておるわけでございます。いわゆる岡和地域外で約960名の就学児童数が推計されるわけですが、6園の法定定数が630人です。もう1園必要であるということから増園計画をいたしましたわけでございます。

- 18番（直村静二君） 幼稚園を入れて7園でいく。そうすると、あと1園の増園でいいわけですか。

- 市民部長（内田繁君） そうです。

- 18番（直村静二君） 幸保育園は都市計画道路に入っておるから移転するということですが、これは廃止になったままですか、それとも新設するの。

- 市民部長（内田繁君） 幸保育園も含めてです。現在ありますのは幸保育園、ひまわり保育園、あさひ保育園、信太第二保育園、今回新設のくすのき保育園、それと幼稚園1園ありますので、合わせて6園ということでございます。

- 18番（直村静二君） あと1園というのは間違いないですか。

- 市民部長（内田繁君） はい。

- 副議長（竹下義章君） 他にございませんか。

他に質問、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第48号を原案どおり可決決定いたします。

- 副議長（竹下義章君） 次に、日程第6「和泉市設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を即読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例(案)

和泉市設墓苑条例(昭和31年和泉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中第2区の項の次に「第3区 | 600 | 100,000 | 100 |」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

和泉市設墓苑が当初の造成に休閑地が多く、需要の増加傾向にかんがみ、これを整備し、最大限の土地利用を行い、新たに使用許可するえい地について使用料等を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第49号参考資料

和京市設墓処条列の一部改正（案）新旧対照表

新		旧				
区	種 類	えい地敷	1えい地当たり 便 用 料	1えい地1年 当たり補除料	別表	
第1区	1級 甲	1	128,000円	100円	第1区	
	1級 乙	3	108,800	100		
	1級 丙	2	96,000	100		
	2級 甲	2	87,800	100		
	2級 乙	37	76,800	100		
	2級 丙	74	64,000	100		
	3級 甲	5	57,600	100		
	3級 乙	3	48,000	100		
	4級 甲	25	37,100	100		
	4級 乙	2	29,000	100		
第2区	5級 甲	2	29,400	100	第2区	
	5級 乙	1	25,600	100		
第2区		308	70,000	100		
第3区		600	100,000	100		
第1区	1級 甲	1	128,000円	100円	第1区	
	1級 乙	3	108,800	100		
	1級 丙	2	96,000	100		
	2級 甲	2	87,800	100		
	2級 乙	37	76,800	100		
	2級 丙	74	64,000	100		
	3級 甲	5	57,600	100		
	3級 乙	3	48,000	100		
	4級 甲	25	37,100	100		
	4級 乙	2	29,000	100		
第2区	5級 甲	2	29,400	100	第2区	
	5級 乙	1	25,600	100		
第2区		308	70,000	100		
第3区		600	100,000	100		

○ 副議長(竹下義章君) 提案理由の説明を願います。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) それでは、お許しをいただきまして、ただいまご上程いただきました議案第49号「和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

まず、いずみ霊園の開設によりまして観音寺新開斎場の廃止に伴い、その跡地を利用すべく308えい地を造成して、去る昭和48年9月議会にてご可決を賜り、全えい地を永代使用なされたわけであります。今回造成いたしますえい地は、旧和泉町当時墓地として永代使用料許可を行いました周辺地約600えい地を造成いたしまして、市民のご要望にこたえようとするもので、造成計画の内容は、できるだけ多くの市民に使用していただくために、1区画を前回同様1.3メートル区画で、面積は1.69平方メートル、約半坪といたしたく考えております。また、永代使用料の算出につきましては、当事業費と、周辺の土地の公示価額等を参考に算出いたしまして、1えい地当たり10万円といたしたく、別途参考資料のとおり、墓苑条例別表甲第2区の項の次に、第3区えい地数600、1えい地当たり使用料10万円とするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第49号「和泉市設墓苑条例の一部を改正する条例案」の提案理由と内容のご説明にかえさしていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長(竹下義章君) 本件について質問、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり可決決定いたします。

○ 副議長(竹下義章君) 次に、日程第7「昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第50号

昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和50年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ203,179,72千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債の補正」による。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 自動車取得税交付金		88,100	1,500	99,600
	1. 自動車取得税交付金	88,100	1,500	99,600
5. 地方交付税		2,439,288	100,000	2,539,288
	1. 地方交付税	2,439,288	100,000	2,539,288
6. 交通安全対策特別交付金		13,000	2,418	15,418
	1. 交通安全対策特別交付金	13,000	2,418	15,418
7. 分担金及負担金		9,0758	1,3925	10,4683
	1. 分担金	8,692	75	8,767
	2. 負担金	8,2066	1,3850	9,5916
		2,672,762	1,692,93	2,842,055
9. 国庫支出金	1. 国庫負担金	1,097,865	7,912	1,105,777
	2. 国庫補助金	1,550,408	1,61,381	1,711,789
10. 府支出金		2,79,6513	8,0021	2,876,534
	1. 府負担金	8,50,60	989	8,60,49
	2. 府補助金	2,651,567	7,6659	2,728,226
	3. 府委託金	5,9,468	2,373	6,1,841

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 財産収入		5,849	4,9636	55,485
	1. 財産運用収入	5,799	39,000	44,799
14. 諸収入		50	1,0636	1,0686
		91,2463	27,0925	1,183,388
15. 市債		72,3369	27,0925	99,4294
		6,643,405	156,142	6,799,547
16. 繰越金		6,643,405	156,142	6,799,547
	1. 繰越金		23,920	23,920
歳入	合計	19,440,192	87,7780	20,317,972

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		29,36548	11,000	29,475,48
	1. 総務管理費	69,6012	7,350	70,3362
3. 民生費		40,155	3,650	43,805
		3,466,035	55,030	3,521,065
	1. 社会福祉費	1,279,958	50,765	1,330,723

4. 衛生費	2. 兒童福祉費	1,357,767	42,655	1,362,032
		770,526	40,484	1,175,373
	1. 保健衛生費	260,859	30,735	291,594
	2. 清掃費	472,529	33,431	806,841
	3. 基地管理費	37,138	3,980	76,938
6. 農林水産業費		1,464,333	9,117	1,555,500
	1. 農業費	1,461,997	7,317	1,535,144
	2. 林業費	236	1,800	2,036
8. 土木費		3,586,719	243,536	3,830,255
	2. 道路橋梁費	718,258	159,273	877,531
	4. 都市計画費	841,894	77,863	919,757
	5. 住宅費	1,778,471	6,400	1,784,871
9. 消防費		324,584	2,608	327,192
	1. 消防費	324,584	2,608	327,192
10. 教育費		6,615,979	142,147	6,758,126
	1. 教育総務費	2,920,655	5,000	2,925,655
	2. 小学校教育費	1,274,736	28,968	1,303,704
	4. 幼稚園費	178,120	3,100	181,220
	5. 社会教育費	797,200	109,415	1,891,355
	6. 体育費	228,365	1,640	228,529

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 災害復旧費			9,495	9,495
	1. 土木施設災害復旧費		8,495	8,495
	2. 森林水産施設災害復旧費		1,000	1,000
歳出	合計	19,440,192	877,780	20,317,972

第2表 債務負担行為の補正

(単位 千円)

事業	項	補正		前		補正後	
		期間	限度額	限度額	期間	限度額	限度額
戸部保育園建設事業						昭和50年度	95,940
						昭和51年度	
都市下水道府中北幹線整備事業						昭和50年度	22,652
						昭和52年度	
光明池春木線街路整備事業						昭和51年度	16,000
						昭和53年度	
緑ヶ丘小学校増築事業						昭和50年度	98,872
						昭和52年度	
和泉市土地開発・公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(債務保証)		昭和50年度	元金 1,585,000			昭和50年度	元金 4,013,000 及びその利子
		昭和54年度	及びその利子			昭和54年度	

第3表 地方債の補正

起債の目的	補正部						補正後									
	償還額	起債の方法	利率 年以内	償還期限 年以内	償還の方法		償還額	起債の方法	利率 年以内	償還期限 年以内	償還の方法					
					資金区分	その他					資金区分	その他				
(仮) 身体障害者 福祉会館 建設事業	193,698	普通買 借又は 証券発 行	10.0	20	3	政府 その他	308,698	普通買 借又は 証券発 行	10.0	20	3	政府 その他	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の3% 以上半年賦 償還	半年賦、年 賦元利均等 又は当初発 行額の3% 以上半年賦 償還	3	政府 その他
土木事業	203,200	同上	10.0	25	3	同上	254,900	同上	10.0	25	3	同上	同上	同上	同上	同上
都市計画 事業	200,000	同上	10.0	25	5	同上	253,700	同上	10.0	25	5	同上	同上	同上	同上	同上
消防施設 整備事業	18,400	同上	10.0	20	3	同上	19,400	同上	10.0	20	3	同上	同上	同上	同上	同上
池上遺跡 整備事業							7,500	同上	10.0	20	3	同上	同上	同上	同上	同上
幼稚園 整備事業							1,100	同上	10.0	20	3	同上	同上	同上	同上	同上
公営住宅 整備事業							5,700	同上	10.0	20	3	同上	同上	同上	同上	同上
災害復 旧事業							1,700	同上	10.0	20	3	同上	同上	同上	同上	同上
診療所 建設							16,842	同上	10.0	20	3	同上	同上	同上	同上	同上

起債の目的	補			正			前			正			後							
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還の方法			限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				償還期限	掛置期間	その他				償還期限	掛置期間	その他				償還期限	掛置期間	その他		
共同浴場整備事業	千円		年以内	年以内			千円	普通貸借又は証券発行	年以内	10.0	政府その他	年以内	年以内	3	半年賦、年賦、元均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還	半年賦、年賦、元均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還	年以内	年以内	3	掛置期間及び償還期限を短縮し、しくは繰上償還又は低利率に替へることをかてきる。
							1,900													
計	7,174,905						7,331,047													

1 歳人 会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		明
				区 分	額	
③ 自動車取得 税交付金	88,100	11,500	99,600			円
(1) 自動車取得 税交付金	88,100	11,500	99,600			
1 自動車取得 税交付金	88,100	11,500	99,600	1. 自動車取得 税交付金	11,500	自動車取得税交付金追加
⑤ 地方交付税	2,439,288	100,000	2,539,288			
(1) 地方交付税	2,439,288	100,000	2,539,288			
1 地方交付税	2,439,288	100,000	2,539,288	1. 地方交付税	100,000	特別地方交付税
⑥ 交通安全対策 特別交付金	13,000	2,418	15,418			
(1) 交通安全対策 特別交付金	13,000	2,418	15,418			
1 交通安全対策 特別交付金	13,000	2,418	15,418	1. 交通安全 対策 特別交付金	2,418	交通安全対策特別交付金追加
⑦ 分 担 金 及 金	9,0758	13,925	10,4683			

科 目	補正前の額	補 正 額	計 額	節 減		説 明
				区 分	金 額	
(1) 分 担 金	8,692	75	8,767			出
1. 農林水産業費 1. 分 担 金	8,692	75	8,767	農 業 費 担 金	75	農道整備事業分担金追加
(2) 負 担 金	8,206.6	1,385.0	9,591.6			
2. 土木費負担金	1,000.0	1,300.0	2,300.0	都市計画費 1. 負 担 金	1,300.0	佐路光明池春木緑住宅公園 負担金
4. 農林水産業 費 負 担 金		750	750	林 業 費 担 金	750	宮ノ谷林道工事負担金 540,000 岩屋谷林道工事負担金 210,000
5. 災害復旧事業 費 負 担 金		100	100	災害復旧費 1. 負 担 金	100	山地崩壊防止小川工事負担金
(9) 国庫支出金	2,672,762	169,293	2,842,055			
(1) 国庫負担金	1,097,865	7,912	1,105,777			
1. 民生費国庫 1. 負 担 金	1,086,705	7,912	1,094,617	児童福祉費 3. 負 担 金	7,912	保育所措置費負担金追加 5,285,000 母子寮措置費負担金追加 2,627,000
(2) 国庫補助金	1,550,408	161,381	1,711,789			
1. 総務費助 1. 補 助 金	343,044	3,350	376,544	交通安全 3. 施設整備 事業補助金	3,350	府中信天山線整備事業補助金

4. 土木費補助金	808883	73496	882379	都市計画費 1. 補助金	5,000	光明池公園整備事業補助金
				4. 環境改善 環境整備事業補助金	64,532	湖街線整備事業補助金
				5. 災害復旧 災害復旧費補助金	3,964	福縣善止統通路災害復旧事業補助金 2,150,000 東松尾川左右岸復旧事業補助金 1,814,000
5. 消防費国庫金	3,295	780	4,075	1. 消防補助金	780	消防施設整備事業補助金追加
6. 教育費国庫金	659,437	83,755	743,192	3. 幼稚園費補助金	1,255	北松尾保育園増築事業補助金
				4. 社会教育費補助金	82,500	池上遺跡用地取得費補助金 80,000,000 府中遺跡調査費補助金 2,500,000
⑩ 府支出金	2,796,513	80,021	2,876,534			
(1) 府負担金	85,060	989	86,049			
1. 民生負担金	84,685	989	85,674	3. 児童福祉費負担金	989	保育所措置費負担金追加 661,000 母子寮措置費負担金追加 328,000
(2) 府補助金	2,651,567	76,659	2,728,226			
1. 総務費補助金	846,089	2,000	848,089	6. 交通安全施設整備費補助金	2,000	府中坂本線整備事業補助金

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 助 府 金	285,607	285,73	314,180	1. 社会福祉助金	207,69	身体障害者福祉会館建設事業補助金追加 200,000 在宅老人核能回復訓練事業等補助金追加 769,000
3. 衛 生 費 助 府 金	251,25	12,442	37,567	7. 共同浴場整備補助金	7,804	共同浴場整備事業補助金追加
4. 農 林 水 産 業 費 助 府 金	353,21	7,652	42,973	2. 診療所建設費補助金	12,442	診療所建設事業補助金
				2. 農業補助金	699	農業委員会業務補助金 449,000 農道整備事業補助金追加 250,000
				3. 農業振興費補助金	5,012	都市農業近代化施設整備事業補助金追加 909,000 5んしゆ5みかん摘果推進事業補助金 3,547,000 高肥率集団的生産組織育成対策事業補助金 165,000 稲作転換対策指導推進費補助金 3,020,000 特殊病害虫防除事業補助金 89,000
				4. 畜産業費補助金	1,161	畜産経営環境整備事業補助金追加
				5. 林業費補助金	780	林道整備事業補助金
6. 土 木 費 助 府 金	1,315,001	12,986	1,327,987	4. 環境改善整備事業補助金	12,746	細街路整備事業補助金

8. 教育補助	府金						240	唐国住宅整備事業補助金
8. 教育補助	府金	60,542	12,206	72,748	150	同和教育実験校補助金追加		
					100	郷在中学校保健体育研究校補助金		
					1,794	池上遺跡用地取得費補助金 10,000,000 府中遺跡調査費補助金 1,250,000 留守家庭児童施設置設補助金 54,000		
					162	社会体育費補助金		
					800	災害復旧費補助金		
12. 災害復旧事業費補助金	府金		800	800		山地利環防止小川工事補助金		
(3) 府委託金	府金	59,468	2,373	61,841				
1. 総務委託	府金	59,163	1,953	61,116	1,953	府議会議員及知事選挙委託金追加		
4. 農林水産業費委託	府金		257	257	257	稲作転換対策事務委託金		
5. 土木委託	府金		163	163	163	ダイヤモンドトレール滑輪及除草委託金		
⑩ 財産収入	収入	5,849	49,636	55,485				
(1) 財産運用収入	収入	5,799	39,000	44,799				

科 目	補正前の額	補正額	計 算	節 分		説 明
				区 分	金 額	
1. 財産貸付収入	4,500	39,000	43,500	土地建物 1. 貸付収入	39,000	市宮崎寺墓地貸付収入
(2) 財産売払収入	50	10,636	10,686			
2. 土地建物 売 払 収 入		10,636	10,636	土地建物 1. 売 払 収 入	10,636	土地建物売払収入
(4) 諸 収 入	91,246.3	270,925	1,183,388			
(5) 雑 入	72,336.9	270,925	994,294			
1. 雑 入	72,336.9	270,925	994,294	3. 過年度収入	50,925	過年度収入追加
				4. 雑 入	220,000	市道整備事業収入 200,000.00 開発事業収入 20,000.00
(8) 市 債	6,648,405	156,142	6,799,547			
(1) 市 債	6,643,405	156,142	6,799,547			
2. 民 生 債	40,340.4	1,690.0	420,304	5. 社会福祉債	15,000	身体障害者福祉会館建設事業債 追加
				6. 共同浴場 整備事業債	1,900	共同浴場整備事業債

4. 土木	債	828,787	112,800	941,587	1. 道路橋梁債	23,500	北信大駅前線整備事業債
					2. 環境改善整備事業債	28,200	細街路整備事業債
					5. 都市計画事業債	53,700	北信大駅前広場整備事業債
					7. 公営住宅整備事業債	5,700	丸笠団地整備事業債
					8. 災害復旧事業債	1,700	福瀬善正線災害復旧事業債 900,000 東松尾川左右岸災害復旧事業債 800,000
					1. 消防施設整備事業債	1,000	消防施設整備事業債追加
					3. 社会教育債	7,500	旭上運動整備事業債
					4. 幼稚園債	1,100	北松尾幼稚園整備事業債
7. 衛生	債		16,842	16,842	1. 診療所建設事業債	16,842	診療所建設事業債
			23,920	23,920			
⑥ 繰越	金		23,920	23,920			
(1) 繰越	金		23,920	23,920			
1. 繰越	金		23,920	23,920	1. 前年度繰越金	23,920	前年度繰越金
			87,780	20,317,972			
歳入合計		19,440,192	87,780	20,317,972			

2 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 細
				特 定 財 源	一 般 財 源		区 分	金 額		
					国 府 支 出 金	地 方 債			其 他	
② 総務費	2,936,548	11,000	2,947,548	7,303		3,697				
(1) 総務管理費	696,012	7,350	703,362	5,350		2,000				
11. 交通安全施設費	19,200	7,350	26,550	5,350		2,000				
(1) 交通安全施設費	19,200	7,350	26,550	5,350		2,000		15. 工事請負費	7,350	府中・信太山線歩道設置工事費追加 4,000,000 府中線本線歩道設置工事費 3,350,000
(4) 選挙費	40,155	3,650	43,805	1,953		1,697				
1. 選挙管理委員会費	40,155	3,650	43,805	1,953		1,697				
(2) 選挙管理委員会費	3,364	184	3,548			184	13. 委託料	184	184	選挙人名簿作成委託料追加
(4) 府議会議員及選挙費	9,459	1,953	11,412	1,953			18. 備品購入費	1,953	1,953	選挙用備品購入費追加

〔7〕市議会議員補欠選挙費											1.513	11.需用費	800	消耗品費 選挙用消耗器材等 印刷費 諸用紙印刷費	300,000 500,000
												13.委託料 14.使用料及賃借料	665 48	入場券等作成委託料 自動車借上料	
③民生費	3,466,035	55,030	3,521,065	37,474	16,900		656								
(1) 社会福祉費	1,279,958	50,765	1,330,723	28,573	16,900		5,292								
3. 身体障害者福祉費	418,742	35,000	453,742	20,000	15,000										
(2) 身体障害者福祉会館建設費	400,672	35,000	435,672	20,000	15,000							13.委託料	876	設計委託料追加	
6. 老人開放センター費	12,999	1,128	14,127	769			359					15.工事請負費	34,124	建設工事費追加	
(1) 老人開放センター運営費	12,999	1,128	14,127	769			359					8.報價費	1,128	医師報價費等追加	
10. 共同裕場費	8,960	14,637	23,597	7,804	1,900		4,933								
(1) 共同裕場運営費	8,960	14,637	23,597	7,804	1,900		4,933					13.委託料	4,878	共同裕場管理運営委託料追加	

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国府支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
								15. 請負費	9,759	共同浴場整備工事費追加
(2) 児童福祉費	1,357,767	4,265	1,362,032	8,901			△4,636			
3. 保育所費	1,104,054	4,165	1,108,219	5,946			△1,781			
(2) 保育所管理費	191,681	80	191,761	5,946			△5,866	債還金及 23. 利子及 割引料	80	岡山台第二保育園設計業務 委託費還金利子
(3) 維持補修費	15,372	4,085	19,457				4,085	15. 請負費	4,085	園舎整備工事費追加
4. 母子寮費	8,963	100	9,063	2,955			△2,855			
(2) 母子寮費	1,263	100	1,363				100	15. 請負費	100	寮舎修理工事費追加
(4) 衛生費	770,526	404,847	1,175,373	12,442	16,842	39,000	336,563			
(1) 保健衛生費	260,859	30,735	291,594	12,442	16,842		1,451			
2. 予防費	67,534	30,735	98,269	12,442	16,842		1,451			
(4) 診療所費	41,530	30,735	72,265	12,442	16,842		1,451	11. 需用費	55	○消耗品費
										15,000

								消耗器材貸追加 ○印刷本費 諸用紙印刷費 ○医薬材料費 ○眼科診療医薬材料費	10,000 30,000
								13委託料 眼科検診委託料	1,100
								14使用料 及賃借料 プレハブ賃借料	210
								15工事費 診療所増築工事費	9,200
								16原材料費 工業用原材料費	50
								17公有財 産購入費 用地購入費	9,553
								18備品 購入費 医療器具等購入費	10,567
(2) 清掃費	472,529	334,312	806,841			334,312			
1. 清掃総務費	216,716	325,700	542,416			325,700			
(2) 清掃総務費	150,003	325,700	475,703			325,700		泉北環境整備施設組合 分担金追加	325,700
1. 塵芥処理費	255,813	8,612	264,425			8,612			
(1) 塵芥処理費	172,683	8,612	181,295			8,612		13委託料 不燃性廃棄物処理作業委託料 追加	3,400 2,400,000

科 目	補正前の額	補 正 後	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	明 示	
				特 定 財 源		一 般 財 源	節 区 分				金 額
				国 府 支 出 金	地 方 債						
(3) 墓地管理費	37,138	39,800	76,938			39,000	800	15 工事費	不燃性廃棄物測量設計委託料 1,000,000 不燃性廃棄物処理地整備工事費		
1. 墓地火葬場	37,138	39,800	76,938			39,000	800				
[3] 墓地管理費	1,502	39,800	41,302			39,000	800	13 委託料	観音寺墓地設計委託料追加 1,000,000 芋墓地調査委託料 600,000		
⑥ 農林水産	146,433	9,117	155,550	7,909		825	383	15 工事費	観音寺墓地整備工事費		
(1) 農業費	146,197	7,317	153,514	7,129		75	113				
1. 農業委員会	13,831	449	14,280	449							
(2) 農業委員会	4,471	449	4,920	449				8. 報償費	指導員報償費		

								11需用費	404	○消耗品費 ○消耗器材費追加 ○印刷裝本費 ○印刷紙印刷費追加	156,000 248,000
								18. 備品購入費	20	事務用品購入費	
3. 農業振興費	5,408	4,974	10,382	5,269			△ 295				
(1) 農業振興費	2,355	4,974	7,329	5,269			△ 295	8. 報償費	200	種作転換対策確認事務報償金	
								11. 需用費	394	○消耗品費 ○消耗器材費追加 ○印刷裝本費 ○印刷紙印刷費追加	344,000 50,000
								19. 負型補助金及交付金	4,380	都市農業近代化事業補助金追加 うんしゅうみかん開発推進事業補助金 高能率集団の生産組織育成対策事業補助金 特殊病害予防除害事業補助金	579,000 3,547,000 165,000 89,000
4. 畜産業費	2,666	1,394	4,060	1,161			233				
(2) 一般畜産費	1,722	1,394	3,116	1,161			233	19. 負型補助金及交付金	1,394	畜産環境整備事業補助金追加	
5. 農地費	78,870	500	79,370	250		75	175				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内容				節		説明
				特別	定額		一般財源	区分	金額	
					国府支出金	地方債				
(1) 農道事業費	5,276	500	5,776	250		75	175	15	500	才之前農道工事費追加
(2) 林業費	236	1,800	2,036	780		750	270			
2. 林業事業費		1,800	1,800	780		750	270			
(1) 林業事業費		1,800	1,800	780		750	270	11	45	○消耗品費 ○消耗器材費 ○印刷製本費 ○諸用紙印刷費
⑥ 土木費	3,586,719	243,536	3,830,255	82,681	111,100	13,000	36,755	15	1,755	宮ノ谷林道工事費 1,170,000 岩屋谷林道工事費 585,000
(2) 道路橋梁費	718,258	159,273	877,531	77,278	51,700		30,295			
2. 道路維持費	123,886	22,368	146,254				22,368			
(1) 道路維持費	73,886	22,368	96,254				22,368	15	20,000	市道整備工業費追加
								19	2,368	紫和排水路負担金

3. 道路橋梁 新設改良費	69,304	31,390	100,694		23,500		7,890				
(3) 北信 前線 整備事業費	33,420	31,390	64,810		23,500		7,890	17	公有財產 購入費	31,390	用地買収費追加
4. 環境改善 施設整備 事業費	432,520	105,515	538,035	77,278	28,200		37				
(3) 細街路 整備事業費		105,515	105,515	77,278	28,200		37	11	需用費	80	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 30,000 ○ 工事關係消耗品費 ○ 印刷製本費 50,000 ○ 工事關係諸用紙印刷費
								13	委託料	900	測量設計委託料
								14	使用料及 借料	10	道路通行料
								15	工 請負費	9,650	道路整備事業費
								17	公有財產 購入費	43,435	道路用地購入費
								18	備 品費	50	工事用備品購入費
								22	補償 及賠償金	51,390	物件補償費
(4) 都市 計畫費	841,894	77,863	919,757	5,163	53,700	13,000	6,000				
2. 公 園費	298,534	10,163	308,697	5,163			5,000				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明
				国府支出金	特定財源	その他	一般財源	区分	金額	
(1) 公園管理費	4,297	163	4,460	163				13. 委託料	163	ダイヤモンドトレール清掃 及除草委託料
(6) 光明池公園 整備事業費		10,000	10,000	5,000		5,000		11. 需要費	150	○ 消耗品費 120,000 ○ 工事関係消耗品費 ○ 印刷製本費 30,000 ○ 工事関係諸用紙印刷費
3. 街路事業費	249,639	67,700	317,339		53,700	13,000	1,000	13. 委託料	9,750	工事委託料
光明池春木 [3] 線街路整備 事業費	30,000	8,000	38,000			13,000	△5,000	18. 備品 購入費	100	工事用備品購入費
								2. 給料	124	一枚職給追加 (卒業費支弁)
								3. 職員手当	61	職員手当追加 (卒業費支弁)
								4. 共済費	46	職員共済組合等負担金追加 (卒業費支弁)
								11. 需用費	265	○ 消耗品費 165,000 ○ 消耗器材費追加 ○ 印刷製本費 100,000 ○ 工事関係諸用紙印刷費追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 府 支 出 金	地 方 債				其 他	
非常備消 (2) 防産設費	8,200	2,200	10,400	780	1,000	420	18. 備入費	2,200	小型動力ポンプ付積載車 購入費	
◎ 教育費	6,615,979	142,147	6,758,126	95,961	8,600	37,566				
(1) 教育総務費	292,065	500	292,565	250		250				
3. 教育指導費	35,260	500	35,760	250		250				
(1) 教育指導費	16,059	500	16,559	250		250	13. 委託料	500	大阪府研究学校補助金	
(2) 小学校費	1,274,736	28,968	1,303,704			28,968				
1. 小 学 校 管 理 費	349,878	3,999	353,877			3,999				
(2) 一般管理費	63,107	999	64,106			999	18. 備入費	999	校用備品購入費追加	
(3) 維持補修費	78,909	3,000	81,909			3,000	15. 工事費	3,000	校舎等善善工事費追加	
4. 学校建設費	818,149	24,969	843,118			24,969				
(1) 小学校 建設事業費	682,195	16,141	698,336			16,141	13. 委託料	6,129	設計委託料追加	

										備用品購入費	10, 012	校用備品購入費
〔5〕 信太小学校 整備事業費	42,762	8,828	51,590	1,255	1,100	745	8,828	11. 需用費	50	〇 消耗品費 校用消耗器材費	50,000	
								15. 工學請負費	2,700	音楽室取りこわし工事費		
								18. 備用品購入費	6,078	校用備品等購入費		
(4) 幼稚園費	178,120	3,100	181,220	1,255	1,100	745						
1. 園管理費	176,617	3,100	179,717	1,255	1,100	745						
(3) 維持補修費	9,245	3,100	12,345	1,255	1,100	745		15. 工學請負費	3,100	園舎整備工事費追加		
(5) 社会教育費	79,720	109,415	189,135	94,294	7,500	7,521						
1. 社会教育 総務費	36,555	1,619	38,174			1,619						
〔2〕 社会教育 委員会費	1,620	1,463	3,083				1,463	1. 報酬	1,368	社会教育指導員報酬追加		
								4. 共济費	95	社会教育指導員保険組合費 負担金追加		
(6) 運営事務費	1,805	156	1,961			156	8. 報償費	156		交通安全専従員報償費追加		
2. 青少年 対策費	7,135	1,181	8,316	544		637						

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金額	説 明	
				特 定 財 源	一 般 財 源						
					国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
〔3〕留守家庭児童会運営費	4,141	1,181	5,322	544			637	8. 報償費	1,013	指導員報償費追加	
								11. 需用費	18	○消耗品費 消耗器材費追加	
								18. 備品購入費	150	体育用備品購入費追加	
8. 同和教育費	13,447	1,615	15,062				1,615				
〔1〕同和教育費	13,447	1,615	15,062				1,615	1. 報酬	1,615	非常勤嘱託員報酬追加	
9. 文化財保護費	10,554	105,000	115,554	93,750	7,500		3,750				
〔1〕文化財保護費	10,554	105,000	115,554	93,750	7,500		3,750	4. 共済費	14	労災保険料	
								7. 賃金	3,814	遺跡調査及清福人夫賃追加	
								11. 需用費	594	○消耗品費 調査用消耗品費追加 ○印刷製本費 需用紙印刷費追加	354,000 240,000
								13. 委託料	210	土地鑑定委託料	

											14. 使用料 及賃借料	578	調査用重機借上料
											17. 公有財産 購入費	99,790	池上遺跡用地購入費
(6) 保健体育費	228,365	164	228,529	162					2			*	
1. 保健体育費	228,365	164	228,529	162					2				
(1) 保健体育費	2,399	164	2,563	162					2	8. 報償費	120	体刀づくり指導員報償費	
										11. 需要費	44	○消耗品費 ○消耗器材購入費	44,000
(8) 災害復旧費		9,495	9,495	4,764	1,700	100	2,931						
(1) 土木施設 災害復旧費		8,495	8,495	3,964	1,700		2,831						
1. 土木施設 災害復旧費		8,495	8,495	3,964	1,700		2,831						
(1) 東松尾川 河川災害 復旧費		2,770	2,770	1,814	800		156	11. 備用費	70	○消耗品費 ○工事用消耗器材費 ○印刷製本費 ○活字印刷費	20,000 50,000		
										13. 委託料	200	設計委託料	
										15. 工 事請負費	2,500	東松尾川河川復旧工事費	
(2) 道路災害 復旧費		5,725	5,725	2,150	900		2,675	11. 備用費	75	○消耗品費 ○工事用消耗器材費	25,000		

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 分		明
				特 定 財 源	一 般 財 源	國 府 支 出 金	地 方 債	其 他	区 分	
										円 ○印刷製本費 諸用紙印刷費 50,000
								13. 委託料	150	設計委託料
								15. 工事請負費	5,500	福瀬善正繕工事費 3,000,000 倉ノ上國分線等工事費 2,500,000
農林水産 (2) 施設災害 復旧費		1,000	1,000	800		100	100			
農林水産 1. 施設災害 復旧費		1,000	1,000	800		100	100			
農林水産 (1) 施設災害 復旧費		1,000	1,000	800		100	100	11. 需用費	20	○消耗品費 10,000 工事用消耗器材費 ○印刷製本費 10,000 諸用紙印刷費
								15. 工事請負費	980	小川工事費
歳出合計	19,440,192	877,780	20,317,972	249,314	156,142	52,925	419,399			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等について

関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額	当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
			期 間	金 額	特 定 財 源	特 定 財 源	一 般 財 源	
			期 間	金 額	国 道 支 出 金	附 属 支 出 金	地 方 債	其 他
戸部体育園建設事業	95,940		昭和50年度 昭和51年度	95,940	57,690	18,900		19,350
都市下水路府中北幹線 整備事業	22,652		昭和50年度 昭和52年度	22,652	14,400	2,800		5,452
光明池春木線街路整 備事業	16,000		昭和51年度 昭和53年度	16,000	16,000			
緑ヶ丘小学校増築事業	98,872		昭和50年度 昭和52年度	98,872	44,115	16,500		38,257
和泉市土地開発公社が取得 する用地の事業資金の元金 及びその利子(債務保証)	元金 4,013,000 及びその利子		昭和50年度 昭和54年度	元金 4,013,000 及びその利子				元金 4,013,000 及びその利子

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高		前年度末現在見込額		当該年度中増減見込み				当該年度中 現在高 見込額
	借入済額	事業費繰 越による 延伸分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額	当該年度中 増減見込額		
				補正前の額	補正額			補正後の額	
1. 普通債	5,780,445	1,327,964	8,698,030	7,111,105	154,442	7,265,547	224,318	15,739,259	
(2) 民 生	776,952	178,086	1,090,350	403,404	16,900	420,304	32,357	1,478,297	
(3) 衛 生	249,410		237,776	531,500	16,842	548,342	9,095	777,023	
(6) 土 木	786,304	3,800	866,389	403,200	105,400	508,600	62,015	1,312,974	
(7) 公 住	978,276	203,000	1,566,372	425,587	5,700	431,287	11,775	1,975,884	
(8) 消 防	373,311		349,183	18,400	1,000	19,400	31,071	337,512	
(9) 教 育	2,147,870	228,878	3,319,665	4,536,914	8,600	4,545,414	66,899	7,798,160	
2. 災害復旧	113,961		109,037		1,700	1,700	5,857	104,880	
(1) 土 木	22,025		20,639		1,700	1,700	1,649	20,690	
合 計	6,002,207	1,327,964	8,901,667	7,174,905	156,142	7,331,047	240,375	15,992,339	

○ 副議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは、お許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第50号「昭和50年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の要旨は、主に国及び府補助金内定等に伴います建設事業予算が主でございます。予算の第1条にございますように、歳入歳出それぞれ8億7千778万円を追加し、歳入、歳出予算の総額を203億1千797万2千円と定めるもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、38ページにございますように、芦部保育園建設事業延面積720平方メートル、限度額9千594万円、国及び府補助の施越し承認のございました都市下水道府中北幹線整備事業、限度額2千265万2千円、同じく国庫補助の施越し承認のございました光明池春木緑街路整備事業、限度額1千600万円、並びに緑ヶ丘小学校増築事業延面積742平方メートル、限度額9千887万2千円を新たに計上いたしましたものでございます。

次に、和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子といたしまして24億2千800万円を追加計上し、限度額40億1千300万円といたしましたものでございます。

第3条は、地方債の補正で、39ページにございますように、一部事業費の追加等により起債を増額するもので、事業ごとの個々の借入条件等は第3表のとおりでございます。

以上が、予算の状況でございます。

続きまして、事項別明細書により各費目ごとのご説明を申し上げます。55ページの歳出からご説明をいたします。

まず、総務費でございますが、府中信太山歩道設置工事費等交通安全施設整備費の追加といたしまして735万円、府議会議員及び知事選挙費の補助金確定に伴う関係経費の追加と、市議会議員補欠選挙費といたしまして、360万円を追加計上いたしました。

次に、民生費でございますが、社会福祉費につきましては、（仮称）身体障害者福祉会館建設事業費といたしまして3千500万円、老人解放センター運営費112万8千円、並びに共同浴場運営費1千463万7千円を追加計上いたしました。児童福祉費につきましては、保育園の園舎及び母子寮の寮舎の修理等で、426万5千円を追加計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、保健衛生費につきましては、眼科診療を目的に一部増築を行う関係経費といたしまして、診療所増築工事3千73万5千円を追加計上いたしました。清掃

費につきましては、泉北環境整備施設組合分担金の確定に伴う追加としまして3億2千370万円、不燃性廃棄物処理地整備工事費等じんあい処理費といたしまして、861万2千円を追加計上いたしました。墓地管理費につきましては、観音寺墓地整備工事費等といたしまして、3千980万円を追加計上いたしてごさいます。

次に農林水産費でございしますが、農業費につきましては、農業委員会費としまして44万9千円、農業振興費497万4千円、畜産業費139万4千円、並びに労働事業費50万円をそれぞれ追加計上いたしてごさいます。林業費につきましては、宮ノ谷林道工事及び岩屋谷林道工事等林道事業費といたしまして、新たに180万円を計上いたしてごさいます。

次に土木費でございしますが、道路橋梁費につきましては、市道整備等道路維持補修費といたしまして2千236万8千円、北信太駅前線用地買収費の追加としまして3千139万円、環境改善施設関連の細街路整備事業費としまして、新たに1億551万5千円を追加計上いたしました。都市計画費につきましては、光明池公園整備事業費等公園費といたしまして千16万3千円、光明池春木線街路整備事業及び北信太駅前街路整備事業といたしまして、6千770万円を追加計上いたしました。住宅費につきましては、丸笠団地整備等の経費としまして640万円を追加計上いたしました。

次に、消防費でございしますが、国庫補助金確定によります小型動力ポンプつき積載車輛人費等としまして、260万8千円を追加計上いたしてごさいます。

次に、教育費でございしますが、教育総務費等につきましては、教育指導費としまして、50万円を追加いたしてごさいます。小学校費につきましては、校舎宮繕工事費等小学校管理費としまして399万9千円、幸小学校建設事業費千614万1千円、及び信太小学校整備事業費882万8千円を追加計上いたしました。幼稚園費につきましては、園舎整備工事費として、310万円を追加計上いたしてごさいます。社会教育費につきましては、社会教育指導員報酬の追加等社会教育総務費といたしまして161万9千円、留守家庭児童会運営費としまして118万1千円、同和教育費としまして161万5千円、並びに池上遺跡用地購入費等文化財保護費としまして、1億500万円をそれぞれ追加計上いたしてごさいます。保健体育費につきましては、体力づくり指導員報酬費等としまして、16万4千円を計上いたしました。

次に、災害復旧費でございしますが、これは去る8月の台風による災害の復旧事業でございまして、東松尾川河川災害復旧費及び福瀬青正線等道路災害復旧費といたしまして874.9万5千円、農林水産施設災害復旧費としまして、100万円をそれぞれ追加計上いたしました。

以上が歳出予算の内容でございまして、総額8億7千778万円の追加と相なるものでごさいます。

引き続きまして、歳入予算の内容についてご説明申し上げます。

初めに、自動車取得税交付金千150万円を追加いたしてごさいます。

次に、地方交付税につきましては、特別交付税としまして1億円を計上いたしました。交通安全対策特別交付金では、内定しました分といたしまして、241万8千円を追加計上いたしました。分担金及び負担金につきましては、農道事業の分担金及び林道事業の負担金並びに日本住宅公団関係事業費の負担金及び災害復旧事業費の負担金等といたしまして、千392万5千円を計上いたしてごさいます。

次に、国庫支出金でございしますが、総額1億6千929万3千円を計上し、歳出経費の特定財源として措置いたしましたものでごさいます。

次に、府支出金でございしますが、各種事業の補助対象の内定によります追加としまして、8千2万1千円を計上いたしてごさいます。

次に、財産収入でございしますが、市営観音寺墓地の貸付収入3千900万円及び土地建物売払い収入として千63万6千円、合わせまして4千963万6千円を追加計上いたしてごさいます。

諸収入につきましては、雑入としまして、2億7千92万5千円を追加計上いたしました。

次に、市債でございしますが、総額1億5千614万2千円を計上いたしてごさいます。これはそれぞれ歳出の事業に見合います過借事業といたしまして、それぞれの事業に関係いたしました充当率を勘案し、それぞれ計上いたしましたものでごさいます。

最後に、繰越金でございしますが、今回補正予算の一般財源充当分としまして、2千392万円を計上いたしましたものでごさいます。

以上が歳入予算の内容でございまして、8億7千77.8万円の追加と相なる次第でございませぬ。

以上、簡単でございしますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおり可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長（竹下義章君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 17番（山田清二郎） まず歳入の項ですが、地方交付税、国庫支出金、府支出金が相当補正されておりますが、はっきりした見越しが立ってふやしたのかどうか。国では3兆8千億からの歳入欠陥ができる。地方交付税を縮小しようという動きが出ているし、府にしても、予算を相当へつっていかなければどうにもならないということで、いま府会でもめている。それが和泉市では、49年5月末現在の会計監査の結果報告書に出ている数字よりか相当上回っているわけですね。一般に昨年額を上回るとはまずあり得ないだろう、もっと縮小されるんではな

いかと予測されている中で、こういう予算を組んであるわけですが、これは確信があるのかどうか実施できるのかどうか、その点ご返事をいただきたい。

○ 副議長（竹下義章君） 答弁。

○ 財政課長（麻生和義君） 交付税、国庫支出金、府支出金関係の歳入の見通しでございますが、地方交付税につきましては、国税の落ち込みがございますので、まだ公表されておりませんが、国では約1兆1千億円の減額補正が行われるという事実がございます。しかし、国税の落ち込み分につきましては、交付税の特別会計において、減額相当分を資金運用部資金を借り入れいたしまして、全額確保するという見通しが現在、自治省の方から示されておりまして、

それから、国庫支出金、府支出金につきましては、前年度と額が大幅に増額されておりますが、的確な見通しを立てた上で歳入の増額を計上しておりますので、本予算に計上いたしました額は、おおむねすべて確保できる見通しでございます。

○ 17番（山田清二君） 予算は残らでもふやせるかもしれませんが、昨年度は国庫支出金で7.688%、府支出金で7.288%しか実施されてないわけです。ことしもこれらを大幅にしているけれども、3月末までにそれだけの事業ができるかどうか。できなかつたらこれ入ってこないでしょう。100%歳入できるという見通しがない限り、この不景気な金繰りの厳しいときにちょっと無理だと思ひます。

同時に、起債とか借務負担とか、いま、直接必要のない分についても相当ふやしてある。地方交付税は算定に基づいてくるんですからね。去年でも調整はしたとはいえ100%の歳入になっている。府の支出金は7.2%以下なんです。つまり4分の3しか仕事ができなかつたということ。約束したのをくれなんだんかどうか、そこらばわからんけども、それらの面も含めて果たして大丈夫なのかということ。です。

○ 財政課長（麻生和義君） お答えいたします。

いまのご質問の国が7.688%、府が7.288%というのは、先日の監査報告の国、府補助金の49年度執行率、収入割合という率をお示しかと存じますが、これにつきましては、会計課の方で調整を終わりました決算書が現在、市長部局へ提出されておりますが、すでに3月議会でご議決をいただきました翌年度へ繰り越すべき財源、未収入特定財源として、国庫支出金では6億28万6千円、府の支出金5億3千533万円がございまして、これを加えますと、49年度に予算案として計上しました国庫支出金24億9千700万円、府支出金25億6千万円ほぼ全額に近い額が収入される見通しでございます。本年度も予算に計上いたしました国、府の補助金は、現時点では確保できる見通しでございます。

○ 17番（山田清二君） 繰り越された分がすでに入っておつた、ことし繰り越すであろう分

も入ったということですか。

- 財政課長（麻生和義君） 51年度へ繰り越す事業は、いまのところ定かではございません。本年度中に消化いたしたい考えであります。年度が押し迫ってまいりますと、諸般の事情が発生いたしまして、2月、3月の議会で繰り越しの手續等のご審議を煩わさなければならない事態も予測されますので、ご了承願いたいと思います。
- 17番（山田清二君） いずれにしても、予算、特に歳入予算については、100%歳入ができるように努力していただきたい。これ全部しなると相当足らんのかな。借金を背負うて年を越すわけです。議員研修会に米られた府のある方も、和泉市はことし、15億くらい赤字になるんじゃないかと言われてましたけども、200億を超える年間予算の中で、歳入に少しでも欠陥が出てくれれば大変なことだと思います。現に起こしつつあるはずなんです。これについては、全役所挙げて努力していただきたい。でなければ、幾ら補正しなると何の効果もないことになる。その点よろしく意見を添えておきます。
- 副議長（竹下義章君） 他に。
- 18番（直村静二君） 70ページの道路維持補修費、それと、債務負担の芦部保育園、この2点についてお聞きします。

道路維持費だけではなくて都市計画道路の問題も含めますが、これは府中北通り線だと思います。府中駅から和泉中学に向かう線で、未買収家屋もあるようですが、和泉中の方から来ると、かなり広範囲に整備されている。ところが、この前も問題になったんですけど、槇尾タクシーなどの並んでいるところで、その間に水たまりができてくる。長雨が降ったら、これが歩行者の安全を阻害しているわけです。都市計画道路の場合に順序立って買収はしているが、未買収のところは十分に舗装ができない。舗装ができてないからこういう水たまりができる。それもかなり距離的に長い。当然、苦情も上がっていると思うんですが、この道路維持補修費にそういう箇所が入っているのかどうか、また、入ってなかったら、入れる意思があるのかどうか。

それから、芦部保育園ですが、これは債務負担行為ですから、来年度から補助もくるでしょうけど、これをさわりだと当然、南部もカ村関係の保育園の要求が出てくる。私はこの間の一般質問でも、行政需要にこたえるという点で上げたんですけど、債務負担であると緊急にせないかんというところが何カ所残っているのか、年次計画で持つんかどうか。

それと、ここには出ておりませんが、民間保育所の建設の予算措置を昨年度も本年度もしてありますが、これについては、われわれの耳に一向に入っていない。恐らく空予算に終わるのではないかと思いますので、この際、改めて聞いておきたい。

- 副議長（竹下義章君） 答弁。
- 計画課長（山崎球磨君） 府中北通り線のちようど真ん中辺、舗装を終わった一部共用部分の、もともと地道のところですけども、その辺の接点でしよう中水がたまっているわけですが、この分については、早急に工事をやるということで手はずを整えております。ただこれは維持補修費ではなしに都市計画の管理の方でやる手はずを整えておりますので、よろしくご了承願います。

- 18番（直村静二君） そう大した金額でもないし、早くできるんじゃないかと思っておりますので、この点お願いしておきます。

- 市民部長（内田繁君） 第1点については、ご指摘のとおりでございます。保育所の整備充実を逐年、図ってきたわけでございますが、今後、特に老朽化し狭隘な施設、ご指摘のもカ村の保育所については、老朽化が激しゅうございまして、市としましては財政事情を勘案しつつ、年次的に整備充実をしていきたい、こういう考え方で現在、取り組んでおるわけでございます。

それから、民間保育所の問題でございますが、民間保育所の場合は、その施設をずる人が土地を提供せないかんという問題がございます。また、建物についても、一定の建物については今度の改正で府の補助分と同額を出すということになりましたが、これについても基準がございます。そういうことで、民間の保育施設については非常に困難性がある。私どもの方も大阪府の社会福祉協議会等に照会いたしまして、民間保育所をやっていた法人がないかどうかの照会もし、お願いもしてまいったわけなんです。残念ながら、現在に至ってもそういう法人格での施設の設置を見ていないという状況でございます。

- 18番（直村静二君） 2年がかりで民間保育所の育成ということを書いてきたけれども、一向に声を聞きませんのでね。しかし、緊急性のあるものについては債務負担行為でやらないかんわけだから、今後、引き続いてやっていただきたいと思っております。

それから、芦部保育園の規模ですね、敷地、建物、人員についての答えがなかったんですが、

- 市民部長（内田繁君） 芦部保育園の移転がえということで現在、計画しております。敷地については、地元の地主さんのご好意によりましてお借りすることになりました。面積は3千371平米。鉄筋コンクリート平家建て、建て面積は720平米、定員は120名を予定しております。

- 副議長（竹下義章君） 他に。
- 20番（寺田茂君） 歳出のところでは2点お聞きしたい。

61ページに診療費で3千万円余りの補正になっておりますが、検診の委託料、これはお医

者さんではないかと思うんですが、委託料の問題。それから、増設の用地はどのくらいになるのか。それから、診療を受ける人ですね、これは恐らく同和対策事業の一環として出てくると思うんですが、地域外の人も検診するのかどうか。検診するとしたら、個人の負担分はどうなるのか。

それから、80ページの文化財の問題で9千979万円の補正が出ておりますが、これの用地面積はどのくらいになるのか。49年度の当初予算で2万平米、約6億という予算が出たんですが、これがいま、流れてしまっておじゃんになっている。したがって、今度の補正の9千979万円も心配されるわけですが、どの程度の確認があるのかをお聞かせ願いたい。

○ 副議長（竹下義章君） 答弁。

○ 予防衛生課長（神藤恒治君） 診療所関係についてお答え申し上げます。

第1点の委託料でございますが、眼科検診委託料110万円、これはご指摘のとおり、医師の委託料でございます。

次に、用地でございますが、総用地は9,122平米、建て坪は6,860平米でして、診療の対象としては、同和地域は無論のごと、地域外すべて対象としております。

なお、診療の内容でございますが、軽減等については地区内50%減、その他20%減という割合でございます。

○ 管理部長（広岡史郎君）81ページの池上遺跡用地購入費でございますが、今回文化庁から約1億円の内示をいただきまして、埋蔵文化財池上遺跡地の市内で緊急買い上げを要するものについての買い上げでございます。面積は5筆で千〇79平米を予定しております。

○ 20番（寺田茂君）お医者さんが来るのは、聞くところによると、1週間に1度か2度ということですが、それだけひとつ。

○ 予防衛生課長（神藤恒治君）現在のところ1度でございます。

○ 20番（寺田茂君）1週間に1度で、1日2時間だけ診療すると聞いているんですが、そのとおりですか。

○ 予防衛生課長（神藤恒治君）1時から3時半まで約2時間半でございます。

○ 20番（寺田茂君）医師の委託料はどういう計算で出しているのかよくわかりませんが、1週間に1度といえは聞くにはいいけれども、そのうち2時間というのはちょっと……。それも、果樹で来るのなら2時間で診れるでしょうけど、これだけの設備をし、これだけの増設をする中で1週間に1日、しかも2時間でとなると、果たして住民の要望にこたえられるかどうか心配です。せめて隔日くらいにお医者さんは来るようになるものか。1週間に2時間というなら、行く住民の方も大概むつかしいですよ。それだけお願いしておきます。

それと、地区内の方が50%、地区外の方が20%、あとは個人負担ということなんですが事務的にこれはどういふふうに分けているんですか。名簿でもあって、それで振り分けするわけですか。

- 予防衛生課参事(農端小一君) 健康保険の住所を対象として現在、行っております。
- 20番(寺田茂君) 保険証の住所ではっきりわかるわけですか。
- 予防衛生課参事(農端小一君) 属地主義というんですか、そういう形で住所を対象として行っております。
- 20番(寺田茂君) 同和施策の中でそういう形が出てきているんだと思うんですが、同じやるんだったら、地区内外を問わず同じように診てやってほしい。そうでないと、待合室の中で問題出ますよ。あんた、お金何ぼですか、えらい違いますな、というふうなことね。せうかくやっても喜んでもらえんよりなら意味がない。この点は、今後の指導の中で前向きに考えてもらわないかと思うんです。

それと、文化財の問題で私が心配しているのは、この前、予算を組んでくれたけれども流れた。今度は補正でこれだけ組んでくれたんやから間違いないだろうと思うけれども、2度も3度も予算を組む、あきまへん、認可ありませんでしたは、市の行政として、市民に対する責任が全くなくなりますのでね。そういうことのないように広岡さん、ぐつとがんばっていただきたい。この分は間違いないんでしょうね、どうですか。

- 管理部長(広岡史郎君) 間違いないでしょう。
- 副議長(竹下義章君) 他に。
- 16番(横田憲治郎君) 端的に聞きます。まず、49ページの財産売り払い収入ですけれども、具体的にどこがどれだけの面積で、どれぐらいの単価で、相手はどこで、ということをご説明願いたい。

2点目は、雑入の開発事業収入の2億ですが、もう少し具体的に……。恐らく空ではないと思えますけれども、念のためお伺いしておきたい。

それから、79ページの青少年対策費として留守家庭児童会運営費、これは教育委員会にお伺いしたいのですが、どういう内容の団体なのか、今回の追加もあわせてご説明願いたい。

- 副議長(竹下義章君) 答弁。
- 管財課長(中尾宏君) 49ページの財産売り払い収入でございますが、これは泉南線沿いにある和気の駐在所の売り払い収入を予定しております。現在、大阪府警が建てかえを計画中でして、それらの建物は一応、永久的な建物でございますので、大阪府警に対して買い取りの申し出をしております。大阪府警の管財課とも具体的に話がまとまっております。土地の面積

は約100平米、単価は坪当たり30万円を予定しております。

- 財政課長（麻生和義君） 開発事業収入の2億の点についてお答え申し上げます。

これは議員各位のお力添えをいただきまして、鶴山台の住宅公園の開発に伴い、北信太駅前線の開発整備が必要だということで、3億円を住宅公園から収入していただいておりますが、そのうちの2億円を今回、歳入予算として計上さしてもらったわけでございます。これらに伴う歳出の予算は、土木費の道路の整備事業と駅前広場の、現在、自転車置き場になっておりますが、その一般会計の買戻しの経費等として、歳出で計上させていただいております。

- 管理部次長（広岡太郎君） 79ページの留守家庭児童会運営費についてお答え申し上げます。

本事業は、放課後における留守家庭児童対策として、安全保護、学習活動等に指導員を当てて実施されておるものでございます。今回、118万1千円の補正をお願いしたのは、鶴山台南小学校で実施されるものでございます。過去、園府小学校、信太小学校、幸小学校で実施されており、今回を加えて4カ所に相なるわけでございます。

- 16番（横田憲治郎君） 1点目の和気の駐在所ですが、これは警察行政の立場からの運営の變化に伴って、取得を向こうから申し入れされたというケースなんですか。

- 管財課長（中尾宏君） 無償で過去10年間、貸しておりましたが、現在、契約更新期間が迫っております。契約更新をするについて、大阪府警の方で建てかえを計画しておりますので契約更新と同時に、和泉市が大阪府に対して買い取りの申し出を行ったわけなんです。

- 16番（横田憲治郎君） 唐国にある旧松尾村町舎も警察が一部使用しておりますが、これも同じようなケースじゃないかと思ひんですが、これをあわせてできなかったのかどうか。今後、する意思がないのかどうかということも含めて。

- 管財課長（中尾宏君） 唐国の駐在所については、連絡所も併設しているので、現在、普通財産として管理しております。伏壁、北田中、池田下、内田の駐在所については、契約期間が迫っておりますので、和気の駐在所と同様、大阪府警に買い取りの申し出を行っております。その中で唐国駐在所については省いております。

- 16番（横田憲治郎君） 唐国をなぜ省くんですか。現在、何も使っていないでしょう。連絡所はまだ生きてるんですか。

- 総務部長（奴口礼之助君） 先ほどから管財課長が答えておりますように、駐在所として、専属的な敷地等を持っておる場所についてこの際、買入れを申し入れておるわけですが、ご指摘の唐国の駐在所は、たまたま旧連絡所の敷地内でございます。したがって、現在は全体の中での管理という形で、管財課の方で普通財産として管理いたしておりまして、それを分離して、

その部分だけ買ってくれという申し込みまでは、まだ、いたしてございません。

和気の駐在所につきましては、たまたま今回、建てかえの話が出てまいりましたので、それをひとつの動機として申し入れたのと、その他の分についても、無償で借りていただくのは非常に不利になりますので、この際、全部買い取っていただくという姿勢で交渉を行ってあるということでございます。

○ 16番(横田憲治郎君) 北松尾の件ですけれども、向こうにごく一部駐在所が張りついているために、運用が全然できないという状態にあるんじゃないか、財産運用としてですよ。管理はしていますが、それは最低限度の管理である。一部使用であれ、専従的使用であれ、これには行政的な立場から前向きに対処すべきだと思ひます。最後に、その見解だけ聞いておきます。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 北松尾連絡所の跡地につきましては、正直申しまして、現時点では、特定の使用目的は持っておりません。現状、たとえば市税の徴収をするときの場所に使うとか、そういう形での利用はいたしておりますが、あの土地を具体的にどう利用するかについては、現在時点、利用目的を持ってございません。したがって、駐在所だけの処分という形を考えております。今後、積極的に検討してまいりたいと思ひますが、現在の時点では、これの処分については、何も考えてないという状況でございます。

○ 16番(横田憲治郎君) わかりました。

最後に、教育委員会の方ですが、現在、学童保育というのがありますね。これと連携した形で、留守家族の児童保護の関係があると思ひますけど、学童保育の指定校の方が多んじゃないんですか。それとの関係はどうなっているのか、漸次、計画的にふやすべきだと思ひますけど、ふやす目標はあるのか、ないのか。

○ 管理部次長(広岡史郎君) 通常、学童保育という名称で呼称されておりますけれども、府の補助金事業として、正式な名称は、留守家庭児童会運営と申されております。

○ 副議長(竹下義章君) 他に。

○ 27番(成田秀益君) 今度の補正で三角印がひとつもない。これは恐らく出ることに合わせて、そうしているという感じがするんですが、しかし、国、府、その他各自治体では、相当の歳入欠陥が起こっております。たとえば固定資産税にしても、市民税にしても相当減ってきておる。本年度もすでに半分を経過しましたので、大体の見当はついておると思ひますけれども、果たして欠陥が何もないのか。もし、欠陥があれば後でえらいことになる。税務の方でもいろいろ検討しておられると思ひますが、ひとつその見込みについてお聞かせ願いたいと思ひます。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 今回の補正予算の歳入項目については、すでにご説明申し上げましたように、各項目ごとに精査検討いたしまして、収入の確定した部分をもって歳入予算に計上いたしてございます。すでに計上しております中の歳入が、予算計上いたしているものよりも三角印、いわゆるマイナスになる部分があるのではないかというお見込みでございますが、市税並びに地方交付税等一般財源に相当するものを除いての特定財源——国庫支出金、府支出金等の財源は、何回も申し上げておりますように、歳入の実態に応じた一定の比率で見積もっております。

簡単に申しましたら、100万円の工事をすると、30万円の国庫支出金があるんだという見積り方をしておるわけです。仮に、100万円の工事が50万しかできなかった場合は、当然、それに相応して国庫支出金なり、府補金なりも過減されてくる。そういう意味での三角は、各項目にわたって歳入の執行状況に応じて生じてまいります。これは避けられないことでございます。

それから、一番心配なことは、一般財源で現計予算額を確保できるかどうかという点でございますが、市税収入については、49年度の実績は、最低確保できるという見込みを持ってございます。ただし、本年度当初予算の市税収入見込みは、前年実績よりもかなりの増を見込んでおります。ごらんいただいたらわかるように、5億円近くの増を見ております。現時点ではそれだけのもの増収を完全に見込み得るところまではいっていないわけです。したがって、この面では市税収入の落ち込みを予想せざるを得ないと存じております。

現在、地方交付税の特別交付税についても不確定要素がたくさんございますし、そのほか地方譲与税とか、国の国土提供予算として施設に対する交付金とか、そういう面での不確定要素もございまして、最終的には、それらの収入によって市税の落ち込みの減を補てんできるという考え方で、現時点では、それらの補正に踏み切っていないということでございます。ご承知のとおり、毎年2月ないし3月の最終段階において、議会に最終補正としてご提案申し上げますので、今回もあえて補正はいたしてございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○ 27番（成田秀益君） 事業関係では補助金、助成金、その他いろいろあるが、総資産分については、予算から出さなきゃならない。それが落ち込んで、1月、2月に歳入欠陥が起こった場合に、前にもありましたけれども、地財法の適用を受けなきゃならないというような事態も出てくる。それを私は懸念しているわけです。えらい先走ったようなあれですけど、そうなっちは大変だということでお伺いしたわけですが、そうすると、いまのところ1、2月ごろじゃないと見通しがはっきりわからない。こういうことですね。

- 総務部長（坂口礼之助君） 市税収入の現計予算に対する落ち込みは、避けることはできないということです。これは現在でも予測がつかず。しかし、何億落ちるかというところまでの見込みは、いまのところ立ちかねているということとして、そういう面での不確定要素はたくさんございます。その意味で現時点では、市税の補正には踏み切っていないと申し上げておるんです。

それと、現計予算のみで本年度の財政運営すべて終わりというわけではございませんで、今後、補正を予定せざるを得ないものがあるかによって大きく左右されます。たとえば人事院勧告のベースをどの程度で実施をするか、あるいは年末手当のプラスアルファはどういう扱いになるのか、これはすべて一般財源をもって充当せざるを得ない歳出になりますので、それらの動向をめぐって、50年度の収支のバランスがどのようになす方をするか、これは今後の補正にかなりのウェイトを占めておるといふうりにご理解いただけたらと思います。

- 副議長（竹下義章君） 他に、
- 23番（貝淵博治君） 79ページの交通安全専従員報償費の問題と、63ページの不燃性廃棄物処理作業委託料340万の問題、それから57ページの自動車借り上げ料4万8千円、市議会補欠選挙の自動車借り上げ料、これはタクシーであるのかどうか。

以上、3点お願いします。

- 副議長（竹下義章君） 答弁。
- 管理部長（広岡史郎君） 最初に、79ページの交通安全専従員報償費の追加でございますが、本事業は、学童の登校下校時における交通安全、事故防止対策のために、交通専従員をつけて安全指導をしておるものでございまして、日額単価530円を590円に、つまり基準単価が60円アップされたことに基づいて今回、補正をお願いするものでございます。現在、5カ所の地区にそれぞれ2名が立って、年間260日その業務に従事いたしております。
- 環境整備課長（吉田利秀君） 63ページの不燃性廃棄物処理作業委託料の追加でございますが、これについては、当初、130万円という月額でやっておりましたが、7月までで117万3千円、それから、4月から7月までの平均が29万3千250円という実態になりました。これを8月から翌年3月までの8カ月平均30万円としまして、結局、240万円の不足というところで、240万円の追加をお願いするわけでございます。
- 選挙管理委員会事務局長（青木孝之君） 自動車の借り上げについてお答え申し上げます。これは投票箱の送置用の自動車借り上げに要する費用でございます。各投票所において、投票管理者並びに事務従事者の方々に、投票箱を投票所まで送置していただくためにお支払いする費用でございます。

- 23番(貝淵博治君) そうするとこれはトラックやな。
- 選挙管理委員会事務局長(青木孝之君) いえ、乗用車でございます。
- 23番(貝淵博治君) 5カ所の専従員というのは、民間に委託してあるんでしょう。どういふ人。やるのは登下校だけですか。
- 管理部次長(広岡史郎君) 交通量が多いところで信号機のない小学校にございます。伯太小学校、南池田小学校、横山小学校、北池田小学校、鶴山台北小学校にお願いしております。学校長及びPTAの会長さんらとご相談願って、2名を推薦していただいてやっております。
- 23番(貝淵博治君) 1日に590円というのは……。
- 管理部次長(広岡史郎君) 1名が590円でございます。
- 23番(貝淵博治君) それは登下校2時間ぐらいですか。
- 管理部次長(広岡史郎君) そのぐらいの程度になろうと思います。
- 23番(貝淵博治君) 不燃性廃棄物の委託料の問題ですが、これは市の直営やというふうに思っているんですが、私の勘違いですか。
- 環境整備課長(吉田利秀君) これは処理場の処理の委託でございます。ごみを集めてきてその上へ土をかぶせたり、掘ったりして不燃焼物を入れまして……。
- 23番(貝淵博治君) その点はこの間の一般質問で、全部で20名で、現場に何名か置いとあるというふうに聞いておったんですが。
- 環境整備課長(吉田利秀君) これは処理場だけの委託料として、直営でやっているのは別でございます。収集の委託とはまた別でございます。集める委託でなしに、直営の集めたやつを箕形の処理場で処理をしております。
- 23番(貝淵博治君) 土を覆う人を2名ずつ置いてある……。
- 環境整備課長(吉田利秀君) いえ、監視員を2名置いてございます。
- 23番(貝淵博治君) 作業員と監視員は別ですか。
- 環境整備課長(吉田利秀君) 別でございます。これは業者に委託しておる分でございます。
- 23番(貝淵博治君) 選管のタクシーの借り上げ料と関連してお聞きしたいんですけども、市民会館の前でタクシーがしょつ中待ちメーターを掛けて待っている。あれは外来の人が乗ってきた車やと見ているんですけど、同じ会社の車が毎日来ているんでね。これはどこかの社長さんが乗ってきているのか、それとも市でなにしてしているのか、その点をお伺いしたい。
- 管財課長(中尾宏君) 和泉市が新大阪タクシーを借り上げているわけなんです。借り上げの状況は月曜日から金曜日までで、土曜、日曜は抜いております。
- 23番(貝淵博治君) どういう条件で、どういふふうにして借りているのか。これは恐ら

くタクシー会社で俗にいうコクセイタクシーじゃないかと思うんですが、そうしたら、解同和泉支部の契約でなにしてしているのか、そうでないのか、その点。

○ 同和对策部次長（生田稔君） このタクシーは、財団法人大阪同和産業振興会の自動車部の新大阪タクシーが堺市内に営業所を持ちまして、それが大阪府の商工部を経由して和泉市にチャーターといいますか、それを申し入れてきたという形の中で現在、運行してあるものでございますので、よろしくご了承を願います。

○ 23番（貝淵博治君） 運行しているというのは、走っていることです。しからば、1日ほどのぐらいの距離を走っているのか。貸し切りの場合は、確か1万6、7千円が支払われていると思うんです。運行しているという言葉にはちょっと抵抗を感じるので、運行状況をお知らせ願いたい。

○ 管財課長（中尾宏君） 運行状況でございますが、1日平均75キロから80キロまでです。1日の料金は、1万6千800円でございます。

○ 23番（貝淵博治君） それで主にどこが使っているの。

○ 管財課長（中尾宏君） 集中管理をやっておりますので、庁内全体が使います。

○ 23番（貝淵博治君） 私はそう使っていないように思うんですがね。これは堺に営業所を持っているんでしょう。じゃ、どういふなんで認可をもうけたのか、それを聞かしてください。——わかれへんやろ。教えてやろ。あの同和对部長……。

○ 同和对策部次長（生田稔君） 所用でちょっと出ておりますので、私がかわって……。

○ 23番（貝淵博治君） 49年12月19日にこの認可はおりたんです。和泉、泉大津、高石、松原に特別に陸運局の認可がおりてます。そして、4市に要請があったわけです。1台か2台使いなさいと。その中で泉大津も高石も使っていない。うちだけが使って、市民会館の前で遊ばしてある。

そして認可条件が、メーターを立てて和泉市へ来てはいけないことになっておるんです。タクシーには事業区域というものが決まっていて、和泉市の車は堺で走れない。大阪、堺の車は営業区域外で走れないという中で特別認可がおりた。だから、業者間ではこれをコクセイタクシーというておるわけです。

まあ、あんたのおっしゃるように60キロ走るとしましよ。60キロ走って、米たして1万6千800円が上がるかどうか、1週計算してみてください。2キロ280円、目後料金400メートルごとに50円ずつ上がる。計算合わないですよ。そらいろいろな問題を含んでいるんだから、貸し切るのはやぶさかでない。私もやむを得ないと思う。しかしながら、全部の市が斬っているのに和泉市だけが受け入れて、その結果、これのために年間いかほどの

支出をしているのか。米しなは空で、メーターをこかしながら走ってきて、終日、使用もしないのに、休憩もなしに、待ちメーターをばばばば上げていく。だから、それだけ料金が上がるんじゃないですか。こういうのは特別な値段にするとか、何か方法がないのかどうか。行政の弱さがこういうことをさせているんじゃないのか。

これも和泉市の解同支部から言われているのなら、あんたら弱いから、そらしようがない。そやけど、これは別なんや。タクシー会社というのは別なんです。これは営業です。なぜ貧弱な財政の和泉市がそういうことをしなければならぬのか。もう少しえりを正して、線引きをびしっとした中で行政は行ってもらわな困る。予算の問題からえらい外れたけれども、どうですかその点、何とか話し合いはできませんのか。

米たら1万6千800円、走ったら、その上何ほでも上がる。あんたらの言い1万6千800円というのは最低線や、そうでしょう。向対部長、これを起案したのはあんたや。あんたがこれを受け付けて、そして、行政へばりつけたのがこのタクシーやないか、違うか。

だから、先ほどから共産党も、各派も皆言ってるんだ。やれ言われたら、全部引き受けてしまふそのやり方が我慢ならん。なるほど、これは向和行政のなれとしては小さいことやけどもしかしね、ただではかすようなむだなことをなぜするんか。貸し切りやから使うたらええとはいうものの、使うたらオーバーして金がどんどん出ていく。これはわれわれとしてちょっと受けとめてくいな。一番先にセットしたのは向対部長、あんたや。

○ 向和对策部長(佐原行雄君) ちょっと席を外しておりますことに申しわけございません。

新大阪タクシーの関係につきましては、当初、向対部が確かに対処いたしました。昨年6月ごろだと思いますが、当時、主管部も決まっておりますでしたし、向和对策の一環として取り上げる分でもございましたので、具体的にその内容を精査する中で向対部として対処をした、こういう形でございます。

私、いま、ちょっとメモがございませんので申しわけございませんけれども、これは向和对策の一環としてやっておりますわけでございます。議員さんのおっしゃるのは、向和对策自身が問題じゃなくて、そのやり方の点で指摘があったんだらうと思いますが、私としましては、内容については十分精査して対処したつもりでございます。的外れのお答えになるかもわかりませんが、この分については、国、府等の補助金関係がございません。それらの確立も含めて内容を逐一精査してまいりたい、かように思っております。

○ 23番(貝淵博治君) 部長はいま、向和对策の一環として、という言葉を使われたが、営業車を使うのに向和对策の一環もなにもない。正月1日、はい戻ってきたから次、はい戻って

きたから次というふうに走っていったら、一体ばメーターが上がりますか。こういう営業車を使っても同和対策の一環と言はんかいな。これは筋が通らんと思う。

泉大津も、高石も全部お断わりした。和泉市だけが入れた。タクシーが要るんなら、和泉市にもたくさんタクシーがあるがな。それを連日、堺からメーター立てて走ってきて、朝の9時から晩の5時まで遊んで、それで1万6千800円。いやらしいことを言はんやないけど、積算したら大きな金ですよ。こんなこと言うてもしょうがないからね。あんたは同和行政の一環とおっしゃるんだが、これは同和行政の中に入るのか、それとも営業なのか、どっちか言うてください。

- 同和対策部長（佐原行雄君） いささか理屈っぽくなるかも知れませんが、これは財団法人大阪同和産業振興会の自動車事業部門の中の、その末端組織である新大阪タクシーでございます。同和対策の観点から申し上げるならば、同和地区の経済基盤の向上、産業振興を図るといふ観点から、府下においてこのような制度を設けてまして、仕事保障というものをやっておるわけでございます。

なお、大阪府下では現在、15自治体が採用しているという状態でございます。

- 23番（貝淵博治君） 15市が使っているというのは、認可を取ってある自治体と違うのか。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 各市のチャーター状況をことしの3月1日現在で調べました結果、大阪府下の衛星都市15自治体が、和泉市が対処していると同じやり方でやっているというところでございます。

- 23番（貝淵博治君） そないしておきなさい。15が特別に認可を取ってあるわけや。12月19日に認可を取ってある。これは特別認可というてね、迎えメーター、つまり堺からメーターを立ててくるという条件付きの認可です。

時間がかかりますから、これ以上とやかく言いませんが、何とか話し合いの場をつくってね。値段の交渉とか、そういうことを意欲的にやれないものかどうか。契約したんやから、それはやむを得ないとしても、最低線で1万6千800円、それ以上走ったら何万円に上がるかわからん。何にも使わずに1万6千800円やからね。どうにも交渉できないのかどうか。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 50年既につきましては、すでに契約いたしておりますので51年度につきましては、交渉する余地があるかどうか具体的にまだ当たっておりませんけれども、それなりに努力をしていきたいと思っております。

- 23番（貝淵博治君） そうしてください。60キロ、80キロと言うては、それは往復の距離だけで、実際には何も走ってない。それは堺から来て帰るだけの走行距離です。何で

も同和行政の一環やというようなことでやられては困ります。市民がみじめです。この点は理事者もよく考えて取り組んでほしい。

50年は契約してあるいりけど、料金みたいなもん、何も契約することないやないか。どないして契約するねん。走ったら走ったで上がるもんを契約どないしてするんや。そんな逃げ口上の答弁はなっていない。市長、あんた死にみやげに一遍話し合ったらどうや。これは市民の負担やからね。タクシーの借り上げには、私はどうしても抵抗を感じます。みんなも変な思いをしているんじゃないかと思っています。これで終わります。

○ 副議長（竹下義章君） 他に質問、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第55号を原案どおり可決決定いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

○

なお、明4日より7日までの4日間を休会とし、8日に議案審議を行いますので、定刻ご参集くださいますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

（午後3時散会）

10000

10000

10000

10000

10000

10000

10000

10000

10000

10000

10000

10000

第 6 日

日 記 本

昭和50年10月8日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一	君	16番	横田憲治郎	君
2番	木下甲子三	君	17番	山田清二	君
3番	金沢勝	君	18番	直村静二	君
5番	竹下義章	君	19番	松尾千代一	君
6番	柏音三郎	君	20番	寺田茂	君
8番	吉川伊与一	君	21番	柳瀬美樹	君
9番	出原武司	君	22番	関戸正一	君
10番	池辺秀夫	君	23番	貝淵博治	君
11番	三井正光	君	25番	藤原要馬	君
12番	中塚辰之助	君	27番	成田秀益	君
13番	藤原利一	君	28番	坂上國治	君
15番	上代卯之松	君	29番	竹内修一	君

欠席議員(1名)

7番 田中包治 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	総務部理事	西川喜久
収	入	役	橋本 炳	総務部次長
重要施策推進室解放				門林六男
センター推進担当		小林一三	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室解放				竹田明郎
センター推進担当		富田宏之	広報公聴課長	
重要施策推進室調査担当				大塚孝之
		松林 保	企画課長	
重要施策推進室解放				財政課長
センター推進担当		高三一行		麻生和義
総務部長兼				管財課長
重要施策推進室担当		坂口礼之助		中尾 宏

資産税課長	中川鉄也	環境整備課参事	山村昇
市民税課長	吉田種彥	予防衛生課長	神藤恒治
納税課長	吉田日出男	予防衛生課参事 (診療所担当)	農端小一
同和对策部長	佐原行雄	建設部長	中塚白
同和对策部次長 兼総合調整課長	生田稔	建設部理事	林徳次
連絡指導課長	向井洋	建設部次長 兼土木課長	森保
隣保館長	秋本啓介	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
市民部長	内田繁	管理課長	西尚正志
市民部次長 兼福祉事務所長 兼社会課長事務取扱	高橋新平	計画課長	山崎琢磨
保育課長補佐	竹本為重	建築課長	中上好美
保育課参事	藤野健藏	区画整理課参事	山本 義
福祉課長	橋本博也	開発課長	前田守正
市民課長	明坂貞士	下水道課長	大浦行男
住民情報室長	明坂文嘉	地区改良事務所長兼 改良総務課長	逢野一郎
保険年金課長	逢野博之	工事課長	笠木恒忠
福祉課参事(老人 解放センター所長)	香味年寛	会計課長	北野敦雄
産業衛生部長	宇沢清	選挙管理委員会 事務局長	青木孝之
産業衛生部次長	山本俊兼	監査委員	堀田徳治
商工課長	岩井益一	公平委員会事務局長 兼監査事務局長	山本亮夫
農林課長	角谷泰夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦
農林課参事	佐藤貞夫	教育委員長	堀内由延
農林課参事 (畜産担当)	青木太郎	教育長	葛城宗一
交通公害課長	梶木岑雄	教育次長兼管理部長	阪東重信
環境整備課長	吉田利秀	指導部長	乾武俊

管理部次長	広岡史郎	病院事務局長	平野誠藏
総務課長	松村吉堯	庶務課長	藤原光夫
学校教育課長	本木伴則	業務課長	大宅清臣
同和指導室長	未田英一郎	経理課長	守田勇
指導課長	高橋貞良	消防長	和田増義
社仕教育課長	坂口雄一	消防署長	南口王雄
水道部長	田中稔	用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄
水道部次長	福本喬久	用地担当参事兼 事務局長次長	橋本昭夫
総務課長	中辻寿夫	総務課長	藤原永一
営業課長	原美助	用地一課長	岸田秀二
浄水課長	岸本孝二	用地二課長補佐	坂口平之
病院長代行	岩見洋		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	吉岡昭男
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年 和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月8日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第43号	固定資産評価委員会委員の選任について	P. 16
2	請願第4号	市立南松尾中学校プール新設について請願	別紙
3	決議第2号	農地の固定資産税適正化に関する要望決議	別紙
4	決議第3号	府営水道料金改定に関する要望決議	別紙
追加		議長辞職許可について	
追加		議長選挙について	

(午前11時開議)

- 議長(池辺秀夫君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さん方には何かと繁忙の中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは23名でございます。欠席及び遅刻の届け出はございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、23名でございます。

- 議長(池辺秀夫君) ただいまの報告どおり、出席議員23名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしくお願
いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。日程第1「固定資産評価審査委員会委員の選任に
ついて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第43号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するについて、地方税法第423条第3項の規定
により議会の同意を求めらる。

昭和50年9月29日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

住 所

氏 名

生年月日

職 業

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第43号参考資料

(I) 地方税法(昭和25年法律第226号)抜粋

(固定資産評価審査委員会の設置・選任等)

第423条 略

2 略

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～10 略

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

固定資産評価審査委員会委員	任期満了日
西 井 正 之	昭和50年10月23日
辻 美 模	昭和50年10月23日

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（藤木秀夫君） ただいま上程されました議案第43号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご尽力賜っております西井正之氏と辻美模氏が、米たる10月23日をもって任期満了となります。これに伴いますもので、後任者の人選を進めてまいりましたところ、西井正之氏、辻美模氏の両氏は、これまで固定資産評価審査委員として相当の知識を有し、円満公平であり、豊かな経験を持って活動されておりますので、引き続いてお願いし、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに議会の皆様方のご承認と承認をお願い申し上げる次第でございます。

なお、西井正之氏は明治44年10月16日生まれで、住所は和泉市葛ノ葉町78番地で、農業に従事されております。辻美模氏は大正12年3月19日生まれで、住所は和泉市唐園町641番地で、職業は綿織物業を営まれております。

何とぞ満場一致で西井正之氏、辻美模氏の両人を固定資産評価審査委員会の委員としてご同意をいただきたくお願い申し上げます。

- 議長（池辺秀夫君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに異議ありませんか（「なし」と呼ぶ者あり）
- ご異議ないものと認め、議案第43号を原案どおり同意することに決めます。

ただいまご同意をいただきました固定資産評価審査委員さんからごあいさつを申し上げたいという申し出がありますので、これを許可いたします。

（固定資産評価審査委員代表あいさつ）

○ 固定資産評価審査委員会委員（西井正之君）

このたび、固定資産審査委員に任命されました西井でございます。辻委員も先ほどまでお見えになっておったんですが、所用がございまして、本席にごあいさつに上がることはできませんので、よろしく申されておりますので、その点お許しを願いたいと思います。

私たち両名は、三たび固定資産評価審査委員に任命していただきましてありがとうございます。この席をお借りいたしまして深くお礼申し上げます。

今日、地方財政の硬直化が問題とされておる中で、市税収入の増加が一層望まれておりますが、しかし、市民所得の伸び悩みの中では、資産税関係の占める役割りは一段と重視されるのであります。特に来年度は固定資産の評価替えの基準年度でありまして、さらに一方では、市街化農地宅地並み課税への拡大の動きも一部で起こっておるといふ非常に重要なときであります。これらのことを十分に考えまして、われわれ固定資産評価審査委員は、あくまで厳正公平な立場に立ちまして、適正な審査を行っていくことを誓って、就任のごあいさつにかえさせていただきます。どうか今後とも皆様方の御援助とご支援のほどをお願いいたしまして、簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第2「市立南松尾中学校プール建設についての請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

市立南松尾中学校プール建設についての請願

紹介議員

和泉市議会議員	吉	川	伊	与	一	☉
同	出	原	武	司		☉
同	三	井	正	光		☉
同	藤	原	利	一		☉

同 横 田 憲 治 郎 印
同 直 村 静 二 印
同 中 塚 辰 之 助 印
同 藤 原 要 馬 印

請 願 書

平素は本校教育の向上発展に格別ご高配なまわり、まことに有難うございます。

さて、更に本校教育指導に万全を期すため、中学校専用水泳プールを下記理由により新設していただきたく存じます。

記

1. 従前より久井町所在の南松尾小学校水泳プールを共用していますが、小学生用であるため、中学生には水深が浅すぎ、水泳指導上、支障を来すと共に、危険でもあります。
2. 小学校プールは春木町所在の本校から1キロメートル近くの距離があり、往復の時間、引率の問題など大へん非効率な点があります。
3. 山間部であるため、夏季の余暇利用として水泳プールは中学生に不可欠でございます。上記教育事情を諒といたされまして、プールを昭和51年の夏季までにぜひ新設なまわりますようお願い陳情者の署名を相添えお願いいたします。

昭和50年10月2日

和泉市立南松尾中学校 P.T.A. 会長

法 橋 守 印

他38名

和泉市議会議長 池 辺 秀 夫 殿

- 議長（池辺秀夫君） 紹介議員の趣旨説明をお願いします。
- 8番（吉川伊与一君） 貴重な時間を拝借いたしまして、請願の理由を申し上げます。

市立南松尾中学校は創立20周年余りになります。水泳プールがございません。毎年、夏季が来るたびに生徒及び先生が残念がっている次第であります。ところで、請願書に申し述べましたとおり、南松尾小学校にプールがありますが、これが小学校児童用の設計で水深が

浅くして、身体の大い中学生としては水泳競技ができがたく、それに、中学校より1キロ余りの遠隔で、炎暑のおり通りことすら大変な状態でございます。市として経費多難のおりであります。教育行政、市民平等の意味をもちまして、来年の7月まで、水泳プール新設の当請願をご採択下さいますよう切にお願いいたしまして終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） 本請願について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本件につきましては、十分審査検討の必要があると思っております。本件の内容からして厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはご苦労でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第3「農地の固定資産税適正化に関する要望決議」を議題といたします。

決議を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第2号

「農地の固定資産税適正化に関する要望決議」

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和50年10月2日提出

和泉市議会議員

吉	川	伊	与
坂	上	国	治
金	沢		勝
出	中	幸	一
貝	淵	博	治

農地の固定資産税適正化に関する要望決議

政府は昭和48年に地方税法を改正し、三大都市圏、市制施行区域の市街化区域内、A B農地に宅地なみ課税を課しております。

さらに、来年にはA B農地以外の市街化区域内農地にも宅地並課税が拡大される情勢にあります。このことは、生鮮農産物の供給と緑の保全機能をもつ都市農業の役割を無視し、都市から農業を一方的にめだすものであってきわめて不当な扱いであります。

このため、農地の固定資産税については、土地を絶対的生産手段とする農業の特性ならびに低収益性にもとつき現に農業の用に供されている農地については、農地評価による農地課税を行うことを基本として農業経営の継続を確保するとともに、下記事項による税制改善の実現をはかるよう強く要望する。 以上決議する。

記

1. 三大都市圏の市制施行区域における、いわゆるA B農地については、農業の用に供する意思が確認される場合、固定資産税の宅地なみ課税の適用を廃し、農地課税とすること。
2. 前記1以外の市街化区域内の農地に対する固定資産税の宅地なみ課税拡大実施はおこなわないようにすること。

昭和50年10月2日

和 泉 市 議 会

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 1番（田中幸一君） 提案の理由を簡単に申し上げます。

ただいま局長から要望決議文を朗読されました。全くそのとおりであります。加えてこれは昭和48年に施行されることになっておりましたが、3カ年間の暫定処置として、事実において宅地並みの課税はなされておりませんが、本年度をもって3カ年の期限が切れますので、続いてA、B農地については、課税しないという施策を続けてほしい。それと、特に今回からC農地にも課税される計画のようですが、これも絶対に課税をしないようにしていただきたい。市街化区域の農地を守り、ますます農業の発展を期していくというのがこの請願の趣旨でございますので、どうかよろしくご了承の上、満場一致をもって決議をお願いしたいと思っております。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

特に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第2号を原案どおり決議することに決めます。

○

○ 議長（池辺秀夫君） 次に、日程第4「府宮水道料金改定に関する要望決議」を議題といたします。

決議を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議3号

「府宮水道料金改定」に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和50年10月8日

和 泉 市 議 会 議 員

金	沢	勝
三	井	光
出	原	司
横	田	郎
成	田	益
藤	原	馬
貝	淵	治
松	尾	一
藤	原	一
柏	田	郎
山	中	二
田		一

竹	内	修	一
上	代	卯	之
中	塚	辰	之
田	中	包	治
坂	上	国	治
木	下	甲	子
藪	戸	正	三
柳	瀬	美	一
吉	川	伊	与

府営水料金改定に関する要望決議

府営水料金が近く改定されると聞き及んでいるが、府上水供給事業は府下各自治体に対する最大の水資源的役割を果している公共事業であり値上げが実施された場合、本市水道事業会計の悪化に拍車をかけ、水道財政破たんにおちいる最大の危機となる。そして更に住民生活に与える影響は極めて大なるものがある。

よって本議会は水道事業の健全化と市民生活を守る立場から今回の府営水料金の改定は断じて回避すべく茲に強く要望する。

以上決議する。

昭和50年10月8日

和 泉 市 議 会

- 議長（池辺秀夫君） 提案理由の説明をお願いします。
- 3番（金沢勝君） ただいま緊急上程させていただきました本決議案は、現在、開会中の大阪府議会において審議されております府営水道料金値上げ案についてであります。

ご承知のように、府営水道は府下各市町村に生活用水として元売りしておる公共事業でありこれを府営水道料金が値上げされた場合は、本市水道会計の悪化に拍車をかけ、水道会計を破綻に陥れるものであり、すなわち本市の住民負担となるものであります。しかるに、公共料金抑制のため、また、公共料金値上げ反対の先頭に立って叫んでおられる現知事が、みずから率先して政府に対し財政援助等を働きかけるべきであるにもかかわらず、弱小市町村に響くなれ90.4%の値上げという高負担を押しつけて、みずからの責任を回避しようとしている暴挙

は許すべきではないと考えます。ここに水道事業の健全化と市民生活を守る立場から、今回の府営水道料金の改定を断じて回避すべく決議案を上程した次第でございます。

参考のためにお聞きをいただきたいんですが、昨年の6月に1立方16円であったものが23%、いわゆる19円70銭であります。今回の改定においては19円70銭が37円50銭。値上げしなくても大阪府下で1番、日本で3番目の和泉市の水道料金の中で今回の改定が行われれば膨大に上がることは火を見るよりも明らかであります。黒田知事が企業努力をせよと、生活必需品である水道料金を値上げしようとするのは断じて許しがたいということで、ここに提案申し上げたわけでありまして、皆様方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえたいと存じます。

○ 議長（池辺秀夫君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） 本要望決議につきまして一言、意見を申し上げます。この問題の取扱につきましては、私は議運で意見を申し上げておりますので、あえて言いません。

さて、府営水の改定に関する要望決議でございますが、本和泉市でも水道会計が赤字で、本年度は8千万円の累積で持ち越したと聞いております。さらにも、和泉市の水道料金は高いということで、日ごろから市民は怒っております。そういう点で、私が以前に提案した要望決議が満場一致で通っているわけでございますが、今回のこの問題については一言、解決の方策内容についてご意見を申し上げたい。

今日、地方公営企業の財政内容は急速に悪化して、自治省が最近まとめた昭和49年度決算見込みによっても累積赤字は5千866億円に達し、総収入額の47%にもあたる膨大な金額になっております。この原因は、地方公営企業に独立採算制の原則を押しつけ、膨大な設備投資資金まで料金収入でまかなうよう行政指導していることにあります。さびは、高度成長経済が生み出した都市問題の激化、大阪府下の衛生都市に企業と人口の集中をもたらした。特に水道事業の場合には水源の遠隔化、水質汚濁の進行に伴う薬品費などの高騰、これも財政危機に拍車をかけております。また、石油ショックによる異常な物価高、政府認可の電気料金の引き上げにも重大な原因があります。府下の人口急増都市では、これらのために水道料金の引き上げを余儀なくされております。そういう点からいって、本市並びに大阪府は、府営水受水市町村と協働して、国に対して次の事項を実現するための指図をするべきではないか。

1つは、地方公営企業の財政危機打開のために当面、金利負担の軽減、不良債務のたな上げ償還期限の延長など特別の措置を講じられたい。第2点は、水道関係法を改正して独立採算制を廃止し、建設改良事業に対する国庫補助並びに一般会計からの繰り入れについても起債を認め、全額交付税でやっていくということをお願いこそ、私は真に住民のための府営水値上げ回

避けつながるんではなからうかと思っておりますので、本要望決議については賛同いたしかねます。私の意見を見し上げ、市民にも十分反映していくということで終わります。

○ 議長（池辺秀夫君） ほかにごさいせんか。

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第3号を原案どおり決議することに決めます。

○
それでは暫時休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

○
（午前11時52分再開）

○ 副議長（竹下義章君） では、議会を再開いたします。

○ 副議長（竹下義章君） ただいま池辺議長から辞職願が提出されました。よって新議長が誕生するまでの間、議長の職務を務めさせていただきます。何分にも不なれな私でございますが、議事運営に格別なご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。「議長の辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、「議長の辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

「議長の辞職許可について」を議題といたします。辞職願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

辞 職 願

私儀 一身上の都合により 議長の職を辞したくお願い致します。

昭和50年10月8日

和泉市議会議長

池 辺 秀 夫

和泉市議会副議長

竹 下 義 章 殿

- 副議長（竹下義章君） ただいまのとおりでございます。池辺秀夫君の辞職を許可することにて異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって池辺秀夫君の議長の辞職を許可することと決しました。この際、前議長のあいさつをお願いいたします。

○
（池辺前議長あいさつ）

- 10番（池辺秀夫君） 貴重な時間を拝借いたしました一言、ごあいさつ申し上げます。光陰矢のごとしとか申しますが、議員各位の心温まるご支持を賜りまして、私、議長に就任さしていただいて以来、早や1年を経過いたしました。この間、議員各位におかれましては、公私とも何かとお世話になりまして心から厚く御礼申し上げます。振り返ってみますに、この間、何らなすことなく経過してまいったのでございますが、大過なく今日を迎えることができたのは、議員各位のご指導とご鞭撻、ご協力のたまものかと、衷心より重ねて厚く御礼申し上げます。今後は、微力ではありますが、一議員として本市発展のために、市民の福祉増進のために誠心誠意がんばる覚悟でございます。本当に長い間ありがとうございます。簡単でございますがごあいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

- ○ 副議長（竹下義章君） 池辺議長さんには、1年間どうもご苦労さんでございました。お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、「議事選挙について」を日程に追加いたします。

「議長選挙について」を議題といたします。

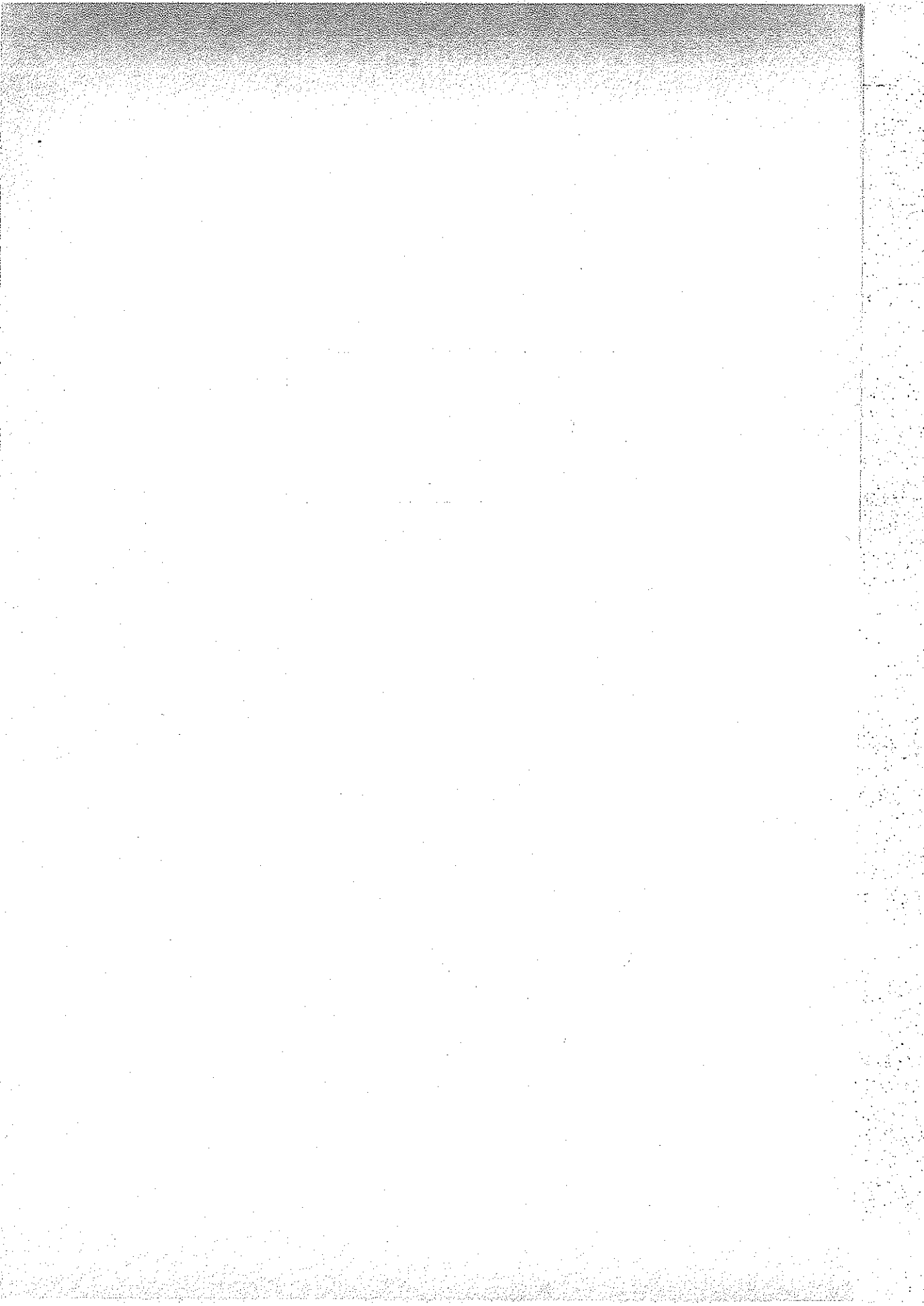
お諮りいたします。選挙につきましてもいかがいたしますか、ご意見を伺いたいと思います。

- 28番(坂上国治君) 休憩していただいて、そして、各会派もごさいますので話し合いに入ったらどうかと思うんですけども。
- 副議長(竹下義章君) 他にございませんか。
- 9番(出原武司君) 議長から皆さんに選挙の方法を諮っておられるのですから、最終的には投票をもって決すべきだと思いますので、念のために申し上げておきます。
- 副議長(竹下義章君) では、休憩したらどうかというご意見がごさいますので、休憩に入りたいと思いますが、その前に私より皆さん方をお願いを申し上げたいと思います。

今期の役員選挙については、議会運営委員会でご決定をいただいているとおり、本日と9日及び13日より15日までの5日間となっておりますので、この間、議長ができるまで、だれが待たしている、だれが待たされているということのないよう、毎日、定刻がきて定足数に達すれば閉会したいと思いますので、よろしくご協力下さるようお願いを申し上げまして、ただいまから休憩いたします。

(午後12時14分散会) 自然流会

第 7 日



昭和50年10月9日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(21名)

1番	田中季一君	13番	藤原利一君
2番	木下甲子三君	16番	横田憲治郎君
3番	金沢勝君	17番	山田清二君
5番	竹下義章君	18番	直村静二君
6番	柏音三郎君	19番	松尾千代一君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	22番	奥戸正一君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀天君	28番	坂上国治君
11番	三井正光君	29番	竹内修一君
12番	中塚辰之助君		

欠席議員(4名)

15番	上代卯之松君	21番	柳瀨美樹君
23番	貝淵博治君	27番	成田秀益君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	総務部長兼 秘書課長	門林六男
収入役	橋本 勉	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室解放 センター推進担当	小林一三	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放 センター推進担当	富田宏之	企画課長	大塚孝之
重要施策推進室 調査担当	松林 侑	財政課長	麻生和義
重要施策推進室解放 センター推進担当	高三一行	管財課長	中尾 宏
総務部長兼 重要施策推進室担当	坂口礼之助	資産税課長	中川鉄也
総務部理事	西川喜久	市民税課長	吉田種義

納 税 課 長	吉 田 日 出 男	予 防 衛 生 課 參 事 (診 療 所 担 當)	農 端 小 一
同 和 對 策 部 長	佐 原 行 雄	建 設 部 長	中 塚 白
同 和 對 策 部 次 長 兼 綜 合 調 整 課 長	生 田 稔	建 設 部 理 事	林 德 次
連 絡 指 導 課 長	向 井 洋	經 設 部 次 長 兼 土 木 課 長	森 保
隣 保 館 長	秋 本 啓 介	建 設 部 次 長 兼 區 画 整 理 課 長	中 西 淳 富
市 民 部 長	内 田 繁	管 理 課 長	西 岡 正 志
市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長 兼 社 會 課 長 事 務 取 扱	高 橋 新 平	計 画 課 長	山 崎 琢 磨
保 育 課 長 補 佐	竹 本 為 重	健 築 課 長	中 上 好 美
保 育 課 參 事	藤 野 健 藏	區 画 整 理 課 參 事	山 本 繁
福 祉 課 長	橋 本 博 也	開 発 課 長	前 出 守 正
市 民 課 長	明 坂 貞 士	下 水 道 課 長	大 瀬 行 男
住 民 情 報 室 長	明 坂 文 嘉	地 区 改 良 事 務 所 長 兼 改 良 總 務 課 長	逢 野 一 郎
保 險 年 金 課 長	逢 野 博 之	工 事 課 長	笠 木 恒 忠
福 祉 課 參 事 (老 人 解 放 セ ン タ ー 所 長)	香 味 年 寛	會 計 課 長	北 野 敦 雄
産 業 衛 生 部 長	宇 沢 清	選 挙 管 理 委 員 會 長 兼 事 務 局 長	青 木 孝 之
産 業 衛 生 部 次 長	山 本 俊 兼	監 査 委 員 長	堀 田 徳 治
商 工 課 長	岩 井 益 一	公 平 委 員 會 事 務 局 長 兼 監 査 事 務 局 長	山 本 亮 夫
農 林 課 長	角 谷 泰 夫	農 業 委 員 會 事 務 局 長	杉 本 忠 彦
農 林 課 參 事	佐 藤 貞 夫	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
農 林 課 參 事 (畜 産 担 當)	青 木 太 郎	教 育 長	葛 城 宗 一
交 通 公 害 課 長	梶 木 岑 雄	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	阪 東 重 信
環 境 整 備 課 長	吉 田 利 秀	指 導 部 長	乾 武 俊
環 境 整 備 課 參 事	山 村 昇	管 理 部 次 長	広 岡 実 郎
予 防 衛 生 課 長	神 藤 恒 治	總 務 課 長	松 村 吉 晃

学校教育課長	本木伴則	庶務課長	藤原光夫
向和指導室長	末田英一郎	業務課長	大宅清臣
指導課長	高橋貞良	経理課長	守田勇
社会教育課長	坂口雄一	消防長	和田増義
水道部長	田中 秘	消防署長	南口主雄
水道部次長	福本 希久	用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄
総務課長	中辻寿夫	用地担当参事兼 兼事務局長次長	橋本昭夫
営業課長	原 美助	総務課長	藤原永一
浄水課長	岸本孝二	用地一課長	岸田秀仁
病院長代行	岩見 洋	用地二課長	祐佐 坂田平之
病院事務局長	平野誠藏		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野丈夫
次長	吉岡昭男
議事・調査係長	西垣宏高
調査係	浅井義一
議事係	山本雅俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月9日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	

(午前10時48分開議)

- 副議長(竹下義章君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには何かとお疲れのところ、多数ご出席下さいましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいま出席の議員さんは15名でございます。遅刻、欠席の届け出はございません。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思っております。現在、15名でございます。

-
- 副議長(竹下義章君) ただいまの報告どおり、15名出席につき議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 副議長(竹下義章君) 日程第1「議長選挙について」を上程いたします。議長選挙につきましては、昨日休憩後、各派代表者会議を開き、私より選出等についてお願いいたしておきましたので、何か具体策がありましたらお伺いしたいと思います。

- 28番(坂上国治君) 昨日、議長さんのいろいろのご配慮をいただきまして代表者会議を開いたわけでございますが、その後の状態をずっと見てみますと、まだ十分調整ができてないように思いますので、休憩していただいたらどうかと思っておりますけれども。

- 7番(田中包治君) 休憩するのはよろしいんですけど、いつ本会議を開くかということを決めてもらわんとね、来るだけで休憩だということでは待ったとるわけにいかんし、これどうしますの。いつつかまでにできると、でなければ、一般投票をやって決してしまうんだというの

なら別ですけどね。いつやるかもはっきりせんと、ただ待ってくれ待ってくれでは……。15日まで待たされる身にもなってください。待たされる方はかなわん。

- 副議長（竹下義章君） 私より田中議員にお答えいたしますが、きのう、議長選挙に入ったときに私よりお願いを申し上げたのは、だれが待たして、だれが待ったということのないよう15日までの間に早急に議長を決めてほしいという要請をしまして、そのルールにより勝手ながら急がすような状態になりましたが、きのう1時から代表者会議をさせていただいたという経過をたどっておりますので、いまのご意見につきましては、改めて検討していくといたしまして、先ほど坂上さんから出されたように、本日は休憩ということにいたします。休憩後、私の方から皆さん方にお願ひすることになるかも知りませんので、ただいまから休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、ただいまから休憩に入ります。

（午前10時53分休憩）

（午後1時2分再開）

- 副議長（竹下義章君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

お語りいたします。議長選挙についてはいまなお調整がつかみませんので、本日はこれにて散会し、議会運営委員会の日程に基づき明10日より12日までの3日間を休会し、休会中も調整にご努力をお願いし、13日午前10時に開会し、議長選挙ができるようご協力をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

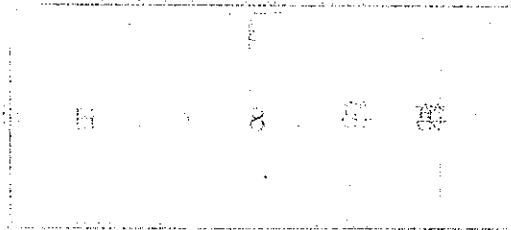
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでした。

（午後1時4分散会）

第 8 日



昭和50年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(21名)

1番	田中幸一君	15番	上代卯之松君
2番	木下甲子三君	16番	横田憲治郎君
5番	竹下義章君	17番	山田清二君
6番	柏音三郎君	18番	直村静二君
7番	田中包治君	20番	寺田茂君
8番	吉川伊与一君	21番	柳瀬美樹君
9番	出原武司君	22番	関戸正一君
10番	池辺秀夫君	23番	貝淵博治君
11番	三井正光君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君		

欠席議員(4名)

3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
27番	成田秀益君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	総務部次長	門林六男
収入	役	橋本 昶	秘書課長	杉本弘文
重要施策推進室解放センター推進担当		小林一三	広報公聴課長	竹田明郎
重要施策推進室解放センター推進担当		富田宏之	企画課長	大塚孝之
重要施策推進室調査担当		松林 保	財政課長	麻生和義
重要施策推進室解放センター推進担当		高三一行	管財課長	中尾 宏
総務部更兼重要施策推進室担当		坂口礼之助	資産税課長	中川鉄也
総務部理事		西川喜久	市民税課長	吉田 権 義

納稅課長	吉田日出男	予防衛生課參事 (診療所担当)	農端小一
同和对策部長	佐原行雄	建設部長	中塚白
同和对策部次長 兼総合調整課長	生田稔	建設部理事	林徳次
連絡指導課長	向井洋	建設部次長 兼土木課長	森保
隣保館長	萩本啓介	建設部次長 兼区画整理課長	中西淳富
市民部長	内田繁	管理課長	西岡正志
市民部次長兼 福祉事務所長 兼社会課長事務取扱	高橋新平	計画課長	山崎琢磨
保育課長補佐	竹本為重	建築課長	中上好美
保育課參事	藤野健藏	区画整理課參事	山本 鑾
福祉課長	橋本博也	開発課長	前田守正
市民課長	明坂貞士	下水道課長	大浦行男
住民情報室長	明坂文嘉	地区改良事務所長兼 改良総務課長	逢野一郎
保険年金課長	逢野博之	工事課長	笠木恒忠
福祉課參事(老人 解放センター所長)	香味年寛	會計課長	北野敦雄
産業衛生部長	宇沢清	選挙管理委員会 事務局長	青木孝之
産業衛生部次長	山本俊兼	監査委員	堀田徳治
商工課長	岩井益一	公平委員会事務局 兼監査事務局長	山本亮夫
農林課長	角谷泰夫	農業委員会事務局長	杉本忠彦
農林課參事	佐藤貞夫	教育委員長	堀内由延
農林課參事 (畜産担当)	青木太郎	教育長	葛城宗一
交通公害課長	梶木岑雄	教育次長兼管理部長	阪東重信
環境整備課長	吉田利秀	指導部長	乾一武俊
環境整備課參事	山村昇	管理部次長	広崎史郎
予防衛生課長	神藤恒治	総務課長	松村吉亮

学校教育課長	本木伴則	庶務課長	藤原光夫
同和指導室長	未田英一郎	業務課長	大宅清臣
指導課長	高橋貞良	経理課長	守田勇
社会教育課長	坂口雄一	消 防 長	和田増義
水道部長	田中 聡	消 防 署 長	南口主雄
水道部次長	福本 齋久	用地担当理事兼土地 開発公社事務局長	西川武雄
総務課長	中辻 寿夫	用地担当参事兼 兼事務局次長	橋本昭夫
営業課長	原 美助	総務課長	藤原永一
浄水課長	岸本孝二	用地一課長	岸田秀仁
病院長代行	岩見 洋	用地二課長補佐	坂出平之
病院事務局長	平野 誠蔵		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	北野 丈 夫
次 長	吉 岡 昭 男
議事・調査係長	西 垣 宏 高
調 査 係	浅 井 義 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月13日)

日程	件名	摘要
1	議長選挙について	

(午前11時42分開議)

- 副議長(竹下義章君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中を多数ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。
ただいまご出席の議員さんは18名でございます。欠席届は金沢議員さん1名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、18名でございます。

-
- 副議長(竹下義章君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。本件につきましては、去る9日散会の際、休会中もその調整方をお願いいたしておきましたが、何か具体案がありましたらお伺いしたいと存じます。

- 18番(直村静二君) いずれにしても、散会后、各会派でいろいろやっていると思うんですけどね、いまの状況では、議長の方からそれなりの意向もなさそうだし、まだ、意見を聞くという段階ですからね、もう少し時間が要るんじゃないかと思えます。あしたか、あさってにやるんだぐらいの申し合わせをしてもらって、きょうは散会したらどうでしょうか。

- 副議長(竹下義章君) 他に何かございましたら……。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、私の方からお願いを申し上げておきたいと思ひます。

お諮りいたします。去る8日、散会に入る前に、私より会期中、議長ができるまで毎日定刻に開会すると申し上げましたが、いまだ調整がついておりませんので、明14日は休会とし、15日に開会と同時に投票に入りたいと思ひます。それまでに十分調整をお願いしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会し、明14日は休会、15日は開会してすぐに投票に入ることに決めます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時45分散会)

第 9 日

11 e 6

昭和50年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所講場に招集した。

出席議員(23名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
10番	池辺秀夫君	23番	貝淵博治君
11番	三井正光君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	28番	坂上国治君
13番	藤原利一君	29番	竹内修一君
15番	上代卯之松君		

欠席議員(2名)

9番	出原武司君	27番	成田秀益君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	建設部次長兼 土木課長	森保
収入役	橋本炳	建設部次長兼 区画整理課長	中西淳富
重要施策推進 室解放センター 推進担当	小林一三	管理課長	西岡正志
重要施策推進 室解放センター 推進担当	富田宏之	計画課長	山崎琢磨
重要施策推進 室調査担当	松林保	建築課長	中上好美
重要施策推進 室解放センター 推進担当	高三一行	区画整理課長	山本斐

総務部長兼重要施策推進室担当	坂口礼之助	開発課長	前田守正
総務部理事	西川喜久	下水道課長	大浦行男
総務部次長兼人事課長	門林六男	地区改良事務所長兼改良総務課長	逢野一郎
秘書課長	杉本弘文	工事課長	笠木恒忠
広報公聴課長	竹田明郎	会計課長	北野敦雄
企画課長	大塚孝之	選挙管理委員会事務局長	青木孝之
財政課長	麻生和義	監査委員	堀田徳治
管財課長	中尾宏	公平委員会事務局長兼監査事務局長	山本亮夫
資産税課長	中川鉄也	農業委員会事務局長	杉本忠彦
市民税課長	吉田種義	教育委員長	堀内由延
納税課長	吉田日出男	教育長	葛城宗一
同和对策部長	佐原行雄	教育次長兼管理部長	阪東重信
同和对策部次長兼総合調整課長	生田稔	指導部長	乾武俊
連絡指導課長	向井洋	管理部次長	広岡史郎
隣保館長	萩本啓介	総務課長	松村吉堯
市民部長	内田繁	学校教育課長	本木伴則
市民部次長兼福祉事務所長兼社会課長事務取扱	高橋新平	同和指导室長	未田英一郎
保育課長補佐	竹本為重	指導課長	高橋貞良
保育課参事	藤野健蔵	社会教育課長	坂口雄一
福祉課長	橋本博也	水道部長	田中稔

市民課長	明坂貞士	水道部次長 兼工務課長	福本喬久
住民情報室長	明坂文嘉	総務課長	中辻寿夫
保検年金課長	逢野博之	営業課長	原美助
福祉課参事 (老人解放セ ンター所長)	香味年寛	浄水課長	岸本孝二
産業衛生部長	宇沢清	病院長代行	岩見洋
産業衛生部 沙長	山本俊兼	病院事務局長	平野誠蔵
商工課長	岩井益一	庶務課長	藤原光夫
農林課長	角谷泰夫	業務課長	大宅清臣
農林課参事	佐藤貞夫	経理課長	守田勇
農林課参事 (産担)	青木太郎	消防長	和田増義
交通公害課長	梶木岑雄	消防署長	南口主雄
環境整備課長	吉田利秀	用地担当理事 兼土地開発公 社事務局長	西川武雄
環境整備課 参事	山村昇	用地担当参事 兼事務局長	橋本昭夫
予防衛生課長	神藤恒治	総務課長	藤原永一
予防衛生課参 事(診療所担当)	農端小一	用地一課長	岸田秀仁
建設部長	中塚白	用地二課長 補佐	坂田平之
建設部理事	林徳次		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 北野 丈夫
次 長 吉岡 昭男
議事・調査係長 西垣 宏高
調 査 係 浅井 義一
議 事 係 山本 雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	

(午後4時35分開議)

- 副議長(竹下義章君) それでは、大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお疲れのところ、多数ご出席くださいましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは20名でございます。出原議員さんより欠席の届け出が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。ただいま20名でございます。

- 副議長（竹下義章君） ただいまの報告とおり、20名出席につき議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

○
この際、お諮りいたします。会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よってこの際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決めます。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。先ほどの議会運営委員会の決定に基づき、会期を10月31日までの16日間延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、これを決定いたします。

それでは、26日まで休会とし、27日再会させていただきたいと存じます。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後4時37分散会）

第 10 日

10

昭和50年10月27日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	25番	藤原要馬君
10番	池辺秀夫君	27番	成田秀益君
11番	三井正光君	28番	坂上国治君
12番	中塚辰之助君	29番	竹内修一君
13番	藤原利一君		
15番	上代卯之松君		

欠席議員(1名)

23番 貝淵博治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりです。

市長	藤木秀夫	建設部次長兼土木課長	森保
収入役	橋本炳	建設部次長兼区画整理課長	中西淳富
重要施策推進室解放センター推進担当	小林三三	管理課長	西岡正志
重要施策推進室解放センター推進担当	富田宏之	計画課長	山崎琢磨
重要施策推進室調査担当	松林保	建築課長	中上好美

重要施策推進 室解放センタ ー推進担当 総務部長兼重 要施策推進室 担当	高 三 一 行	区画整理課参事	山 本 襄
総務部理事	坂 口 礼之助	開 発 課 長	前 田 守 正
総務部次長兼 人 事 課 長	西 川 喜 久	下 水 道 課 長	大 浦 行 男
秘 書 課 長	門 林 六 男	地 区 改 良 事 改 良 所 長 兼 課 長	逢 野 一 郎
広報公聴課長	杉 本 弘 文	工 事 課 長	笠 木 恒 忠
企 画 課 長	竹 田 明 郎	会 計 課 長	北 野 敦 雄
財 政 課 長	大 塚 孝 之	選挙管理委員会 事務局長	青 木 孝 之
管 財 課 長	麻 生 和 義	監 査 委 員	堀 田 徳 治
資 産 税 課 長	中 尾 宏	公平委員会事務 局長兼監査事務 局長	山 本 亮 夫
市 民 税 課 長	中 川 鉄 也	農 業 委 員 会 事務局長	杉 本 忠 彦
納 税 課 長	吉 田 種 義	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
同和対策部長	吉 田 日出男	教 育 長	葛 城 宗 一
同和対策部 次長兼総合 調 整 課 長	佐 原 行 雄	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	阪 東 重 信
連絡指導課長	生 田 稔	指 導 部 長	乾 武 俊
隣 保 館 長	向 井 洋	管 理 部 次 長	広 岡 史 郎
市 民 部 長	萩 本 啓 介	総 務 課 長	松 村 吉 堯
市民部次長兼 福祉事務所長 兼社会課長事 務取扱 保育課長補佐	内 田 繁	学 校 教 育 課 長	本 木 伴 則
保 育 課 参 事	高 橋 新 平	同 和 指 導 室 長	未 田 英 一 郎
	竹 本 為 重	指 導 課 長	高 橋 貞 良
	藤 野 健 蔵	社 会 教 育 課 長	坂 口 雄 一

福祉課長	橋本博也	水道部長	田中稔
市民課長	明坂貞士	水道部次長 兼工務課長	福本喬久
住民情報室長	明坂文嘉	総務課長	中辻寿夫
保険年金課長	逢野博之	営業課長	原美助
福祉課参事 (老人解放センター所長)	香味年寛	浄水課長	岸本孝二
産業衛生部長	宇沢清	病院長代行	岩見洋
産業衛生部次長	山本俊兼	病院事務局長	平野誠蔵
商工課長	岩井益一	庶務課長	藤原光夫
農林課長	角谷泰夫	業務課長	大宅清臣
農林課参事	佐藤貞夫	経理課長	守田勇
農林課参事 (畜産担当)	青木太郎	消防長	和田増義
交通公害課長	梶木岑雄	消防署長	南口主雄
環境整備課長	吉田利秀	用地担当理事兼 土地開発公社事務局長	西川武雄
環境整備課参事	山村昇	用地担当参事兼 事務局長次長	橋本昭夫
予防衛生課長	仲藤恒治	総務課長	藤原永一
予防衛生課参事 (診療所担当)	巖端小一	用地一課長	岸田秀仁
建設部長	中塚白	用地二課長補佐	坂田平之
建設部理事	林徳治		

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 嵩 男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 北野 丈夫

次 長 吉岡 昭男

議事調査係長 西垣 宏高

調 査 係 浅井 義一

議 事 係 山本 雅俊

○
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和50年和泉市議会第8回定例会議事日程

(10月27日)

日程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	

(午前11時35分開議)

- 副議長(竹下義章君) それでは、大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお疲れのところ、多数ご出席くださりましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

ただいま出席の議員さんは19名でございます。遅刻の届け出ある議員さんは、上代議員さん1名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、19名でございます。

- 副議長(竹下義章君) ただいまの報告どおり、19名出席につき議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「議長選挙について」を上程いたします。本件につきましては、去る15日より本日まで延期をいたしておるわけでございますが、いろいろまだ調整がついておらないということも聞いておりますので、この場でどのようにいたしましたらよろしいか、皆様方のご意見等を伺い聞きたいと思っております。運営について何かございましたら……。

- 10番(池辺秀夫君) 議運の皆さん方のご理解によりまして、いろいろ運営のことで先般来、会期も今月いっぱい31日まで延長していただいたのでございます。

しかし、副議長が言われましたとおり、まだ、調整の点もいましばらくいかないかと存じております。よって、いましばらくの期間、会期もあることでございますので、猶予、延期されてはどうかと思いますので、よろしくお取り計らいを願いたいと思います。

- 副議長(竹下義章君) 他に。

- 17番(山田清二君) まだ、調整がついておらんからということですが、会期は31日までありますけれども、今月の8日からかかっているわけです。20日もの日数を要してしままだに調整ができないという中で、あと1日や2日で調整がつく見通しがあるのかどうか。いずれにしても、調整の期限というものをはっきりしておいていただきたい。そうでないと、また31日になって調整がつかないとなれば会期延長やと言わないかんと思う。その点、何日にはどうするんだということを一応、期限を切っておいていただきたい。そうでないと、調整の目標もなくただ、調整や、調整やと言うておるばかりです。いま、僕たちは一応、圏外におるのではっきりわかりませんが、そのように思うわけです。その点もう少しはっきりしておいていただきたい。

○ 副議長（竹下義章君） 他にないようでございますが、ただいまお2人の議員さんから、調整がついておらんから若干猶予、それから、調整、調整と言っても、期限を切ってもらわんと調整がつかんのじゃないか、というご意見がございます。ただいま、ここで即座にどうするという事は困難だと思いますので、この場は一応休憩し休憩後、何らかの措置をとらせていただき、そこで十分話し合いをしていただくというふうに持っていきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、暫時休憩いたします。

（午前11時37分休憩）

（午前11時48分再開）

○ 副議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き、ただいまから再開いたします。

お話しいたします。本日はこれにて散会し、明28、29の2日間を休会し、この間に十分調整をしていただき、30日定刻開会、もし、その時点で調整がついておらない場合であっても投票を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時49分 散会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同

同

同

同